

# 史跡犬山城跡整備基本計画

令和7年6月

犬山市



# 史跡犬山城跡整備基本計画

## 目次(案)

<b>第1章 計画策定の経緯と目的</b>	<b>1</b>
1-1 計画策定の沿革	1
1-2 計画の目的	2
1-3 計画期間	2
1-4 計画対象範囲	2
1-5 計画策定の体制と検討の経過	4
1-5-1 委員会組織	4
1-5-2 委員会開催経過	4
1-6 関係法令	5
1-7 上位計画・関連計画	12
1-7-1 上位計画	14
1-7-2 関連計画	16
1-8 史跡犬山城跡に関連する計画	22
1-9 「国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡保存活用計画」及び本計画との関連性	26
<b>第2章 計画地の現状</b>	<b>28</b>
2-1 自然的環境	28
2-1-1 地形・地質	28
2-1-2 植生	29
2-1-3 気候・気象及び年間気温	31
2-2 歴史的環境	32
2-2-1 犬山市域の歴史	32
2-2-2 犬山市内の関連指定文化財	37
2-3 社会的環境	45
2-3-1 位置	45
2-3-2 人口・産業	45
2-3-3 広域及び史跡周辺交通網	45
2-3-4 犬山市の観光動向と文化観光資源の分布状況	47
2-3-5 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要	56
2-3-6 史跡とその周辺環境について連携・協働を行う関連団体	58
<b>第3章 指定地及び追加指定候補地の概要</b>	<b>61</b>
3-1 指定の状況	61
3-1-1 指定告示及び指定理由	61
3-1-2 指定説明	61
3-2 指定地及び追加指定候補地の概要	64
3-2-1 史跡犬山城跡及び追加指定候補地の現在に至る経緯	64
3-2-2 発掘調査	65
3-2-3 史跡の本質的価値と構成要素	70
3-2-4 将来的に遺構整備の可能性のある要素の把握とその歴史的変遷	76
3-3 指定地及び追加指定候補地の現状	88

3-3-1 土地等の所有関係	88
3-3-2 管理団体の指定	90
3-3-3 公有化の状況	90
<b>第4章 史跡の現状と整備に向けた課題</b>	<b>91</b>
4-1 調査・研究に係る現状と課題	91
4-2 防災・防犯に係る現状と課題	94
4-3 保存整備に係る現状と課題	99
4-4 公開・活用整備に係る現状と課題	108
4-5 維持管理と運営に係る現状と課題	133
4-6 情報発信に係る整備の現状と課題	134
4-7 周辺施設や関連機関との連携のための整備に向けた現状と課題	138
4-8 広域連携のための整備に係る現状と課題	141
<b>第5章 整備の基本理念と基本方針</b>	<b>143</b>
5-1 基本理念	143
5-2 基本方針	144
<b>第6章 整備基本計画</b>	<b>147</b>
6-1 全体計画及びゾーニング計画	147
6-2 ゾーン別整備基本計画	154
6-3 遺構保存と環境保全計画	166
6-4 建造物・遺構復元と表示計画	176
6-5 園路・動線計画	183
6-6 修景・植栽計画	200
6-7 施設整備計画	204
6-7-1 サイン等整備	204
6-7-2 管理施設整備	217
6-7-3 便益施設整備	218
6-7-4 インフラ施設整備	220
6-7-5 活用施設整備	222
6-7-6 修景施設整備	224
6-8 防災計画	225
6-9 公開・活用計画	228
6-10 事業計画	233
6-10-1 実施計画	233
6-10-2 整備計画図	237

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 1-1 計画策定の沿革

犬山城は天文（1532～55）初年頃、織田信長の叔父である織田信康によって築城されたとされる。その後、目まぐるしく城主が交代するが、元和3年（1617）、尾張徳川家付家老である成瀬正成が城主となって以降は、近世を通して成瀬氏が城主を務め、明治維新を迎えた。天守は明治24年（1891）の濃尾地震で大きな被害を受け、一時は取壊しの可能性もあったが、明治28年（1895）に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地が旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡された。愛知県から譲渡を受けて以降、天守は成瀬家の所有となっていたが、平成16年（2004）に財団法人犬山城白帝文庫（現公益財団法人）が設立され、個人所有から財団所有となった。

犬山城が所在する城山は、昭和6年（1931）に名勝木曾川の一部として指定を受け、保護が図られてきたが、史跡としての観点から犬山城の歴史的価値を立証し、適切な保護を図るため、平成20年度（2008）から城郭内の遺構確認のための調査を開始し、『犬山城総合調査報告書』として取りまとめた。その成果を受けて、「戦国期から近世にかけての城郭の変遷、政治・軍事のあり方を知る上で重要である」として平成30年（2018）2月13日に国の史跡に指定された。

犬山城は、犬山市のシンボルとして市民の誇りであるとともに、多くの来訪者が歴史や文化に触れあえる場所でもある。犬山城の年間入場登閣者数は、平成15年（2003）に過去最低の19万585人にまで落ち込んだが、国宝天守や城下町に残る歴史的建造物等の「本物」を切り口とした観光キャンペーン等が奏効し、平成26年（2014）には50万人を超えるまでに回復した。

その後も来訪者は増え続け、平成30年（2018）には約62万人を数えるに至ったが、来訪者の増加や社会環境の変化に伴い、犬山城全体の保存・活用にあたって様々な課題が生じており、こうした課題を解決しながら、保存と活用をバランス良く進めるための方策を検討する必要が生じてきた。

このような状況から犬山市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくため、国宝天守と史跡の保存活用計画を一体化して策定することとし、令和3年（2021）3月に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）を策定し、同年6月に文化庁の認定を受けた。

保存活用計画策定中に発生した新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るい、令和2年（2020）には入場登閣者数が約26万人にまで落ち込むなど、観光面で犬山城は大きな影響を受けた。また、ソーシャルディスタンスという新たな概念が誕生するなど、文化財の活用のあり方にも大きな変化をもたらした。新型コロナウイルス収束後は、各種制限が解除され、インバウンド需要の高まりなども要因となって、来訪者は再び増加し、令和6年（2024）には過去最高となる65万2,385人を記録している。

このような社会情勢の中、保存活用計画に基づき、史跡犬山城跡を将来にわたり保存するための整備を着実に進めるとともに、まちづくりの核として犬山城のさらなる活用を図るための整備の計画として、今回「史跡犬山城跡整備基本計画」（以下、「整備計画」という。）を策定した。

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 1-2 計画の目的

本計画は、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、犬山市のシンボルである犬山城を貴重な文化財として適切に保存して次世代にその価値を継承し、市民や国内外の来訪者が犬山城の魅力や価値を身近に感じることができるとともに、城下町のまちづくりの核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本方針と具体的な整備のための事業計画を定めるものである。

### 1-3 計画期間

計画期間は令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間とし、今後の学術調査、研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。

### 1-4 計画対象範囲

史跡犬山城跡は、現存国宝天守を有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡であり、平成30年（2018）2月13日に国の史跡に指定された。さらに、犬山市福祉会館跡地や旧大手門まちづくり拠点施設は、絵図、古写真等の史料調査及び過去の発掘調査により大手門枳形跡にあたとされている。令和2年度（2020）に建物が解体撤去された犬山市福祉会館跡地については、令和3年度（2021）に発掘調査を実施して遺構の残存状況を確認し、史跡の追加指定を検討している。一方で、旧大手門まちづくり拠点施設については、当面の間建物を存続させ、民間事業者により活用されることが決定した。以上のことから、この整備基本計画では、国宝天守を含む史跡指定地と、追加指定候補地である犬山市福祉会館跡地を計画対象範囲とする。ただし、針綱神社、三光稲荷神社の境内地については、主に史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素の保存のための整備を計画の対象とする。

計画対象範囲については図1.1に示す。

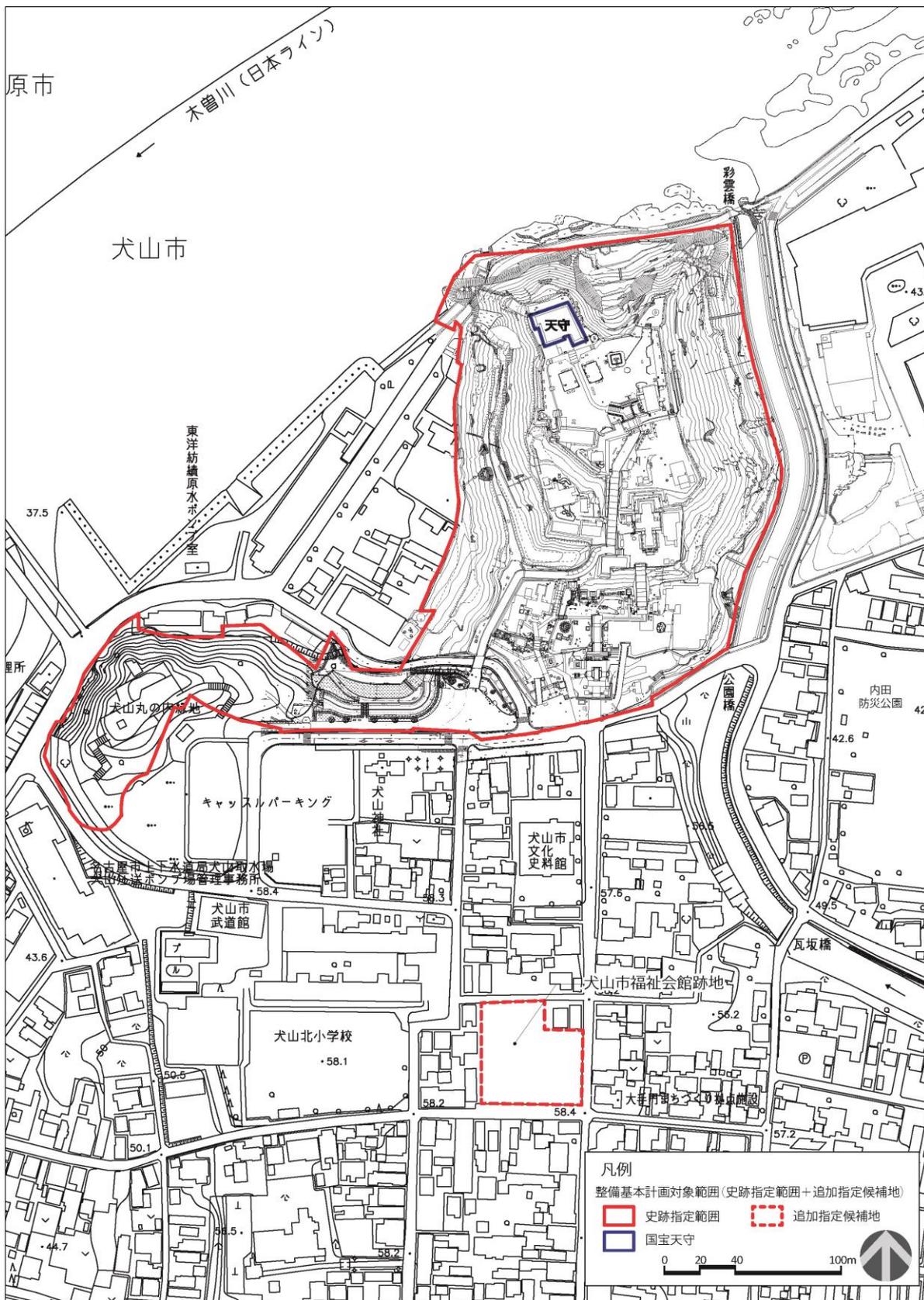


図 1.1 計画対象範囲

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 1-5 計画策定の体制と検討の経過

#### 1-5-1 委員会組織

表 1.1 犬山城調査整備委員会組織

役 職	氏 名（所属）（敬称略）
委員長	麓 和善（名古屋工業大学 名誉教授）
副委員長	高瀬 要一（元奈良文化財研究所 文化遺産部長）※令和4年度 千田 嘉博（名古屋市立大学高等教育院 教授・奈良大学 特別教授） ※令和5・6年度
委員	白水 正（犬山城白帝文庫歴史文化館 館長）
	鈴木 正貴（愛知県埋蔵文化財センター 主任研究員）
	千田 嘉博（名古屋市立大学高等教育院 教授・奈良大学 特別教授） ※令和4年度
	西形 達明 （関西大学 名誉教授・協同組合関西地盤環境研究センター 顧問）
オブザーバー	岩井 浩介（文化庁文化資源活用課整備部門調査官）
	浅野 啓介（文化庁文化財第二課史跡部門調査官）
	山内 良祐（愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師）※令和4・5年度
	尾崎 綾亮（愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師）※令和6年度
	成瀬 淳子（公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長）
	宮田 昭男（公益財団法人犬山城白帝文庫 理事）

#### 1-5-2 委員会開催経過

表 1.2 委員会開催経過

開 催 日	議 題
<b>第1回</b> 開催日：令和4年8月23日（火） 場所：犬山市役所5階501・502会議室	・令和4年度 犬山城関連主要事業（案）について
<b>第2回</b> 開催日：令和4年12月22日（木） 場所：犬山市役所5階501・502会議室	・史跡犬山城跡整備基本計画について ・史跡追加指定範囲について
<b>第3回</b> 開催日：令和5年3月23日（木） 場所：犬山市役所2階201・202会議室	・黒門跡発掘調査について ・史跡犬山城跡整備基本計画について ・史跡追加指定範囲について
<b>第4回</b> 開催日：令和5年7月7日（金） 場所：犬山市役所2階201・202会議室	・史跡犬山城跡整備基本計画について
<b>第5回</b> 開催日：令和6年3月22日（金） 場所：犬山市役所4階401会議室	・大手門の復元について ・史跡犬山城跡整備基本計画について
<b>第6回</b> 開催日：令和6年8月23日（金）	・史跡犬山城跡整備基本計画について

場所：犬山市役所4階401会議室	
<b>第7回</b> 開催日：令和6年12月3日（火） 場所：犬山市役所4階401会議室	・史跡犬山城跡整備基本計画について
<b>第8回</b> 開催日：令和7年2月26日（水） 場所：犬山市立図書館2階 視聴覚室	・史跡犬山城跡整備基本計画について

## 1-6 関係法令

本計画における、関係法令と犬山市の行政計画との位置づけは図1.8のとおりである。

犬山城に関連する法規は以下の通りである。

### （1）文化財保護法

文化財保護法は、『文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的』とした法律（第1条）である。

この法律では、「文化財の所有者およびその他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない」と定められている。また、「史跡の所有者は、当該史跡の管理及び復旧に当たるものとする」とこの法律により定められている。

史跡指定地内において、現状を変更する際、またはその保存に影響を及ぼす行為をおこなう場合には文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、その権限に属する事務の一部は、史跡の管理団体である犬山市がおこなうとされる。

本丸に位置する天守は国宝に指定されており、公益財団法人犬山城白帝文庫が所有、犬山市が管理団体として管理、運営を行っている。

また、史跡指定地は、「名勝木曾川」の指定範囲の一部でもある。現状変更行為については、高さ、色彩および植栽などにも配慮し、名勝地の景観を著しく損なうものは認められない。

#### 【史跡】

名 称：犬山城跡

指定年月日：平成30年（2018）2月13日

指定位置：愛知県犬山市大字犬山字北古券65番3外

指定面積：45,905.63平方メートル

指定基準：二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明：第3章3-1-2を参照。

#### 【名勝】

名 称：名勝木曾川

指定年月日：昭和6年（1931）5月11日

## 第1章 計画策定の経緯と目的

所在地：犬山市、可児市、加茂郡坂祝町、各務原市

指定基準：十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川、六. 峡谷、瀑布、漢流、深淵

指定説明：美濃國土田村ヨリ尾張國犬山町ニ亘レル峡谷ニシテ木曾川ノ一部其ノ絶勝ノ尤ナルモノナリ古生層ノ角岩ヲ以テ構成セラル■谷林木ノ幽致ハ湍瀨岩礁ノ奇趣ト相待チ更ニ犬山城ヲ点景トシ遊覽ニ利便多キ特色アル一勝區ヲ成ス

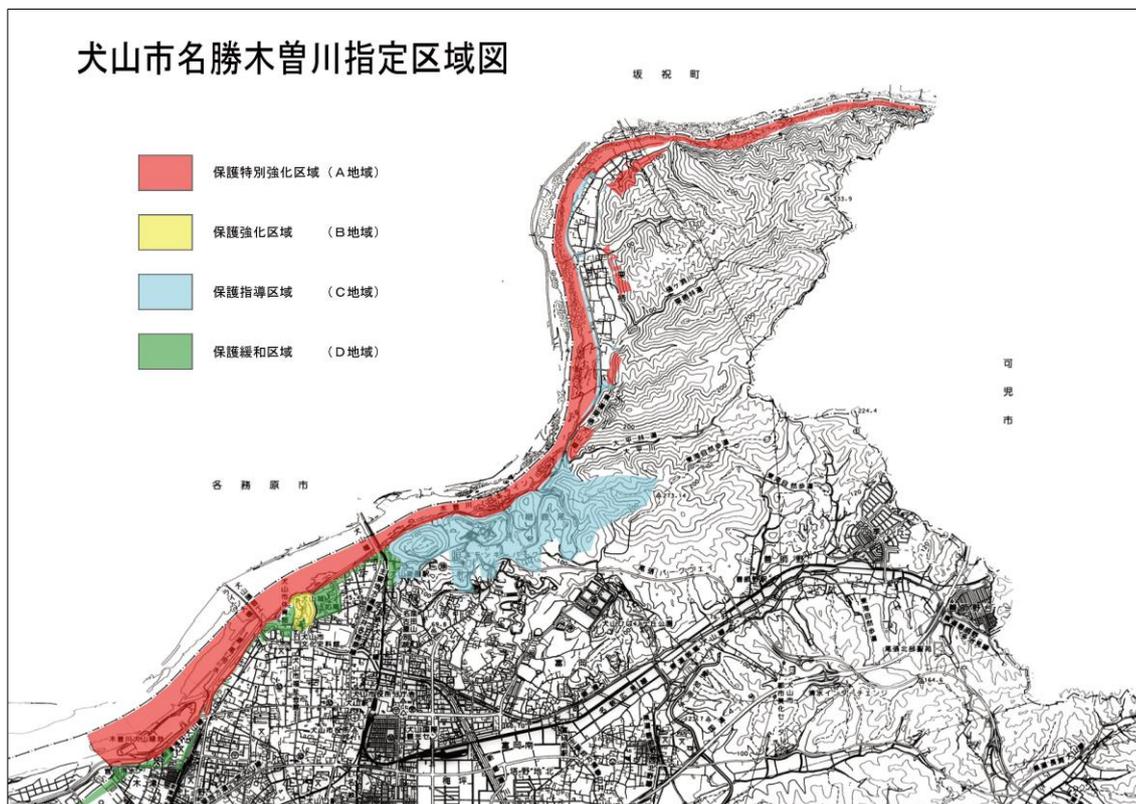


図 1.2 「名勝木曾川」指定区域図

### 【国宝】

#### ① 国宝保存法に基づく指定

名称及び員数：国宝犬山城天守 1棟

指定年月日：昭和10年（1935）5月13日

所在地：同丹羽郡犬山町大字犬山字北古券六十五番地ノ二

構造及び形式等：三層天守、内部四重地階二重、屋根本瓦葺

#### ② 文化財保護法に基づく指定

指定年月日：昭和27年（1952）3月29日

所在地：愛知県丹羽郡犬山町大字犬山

構造及び形式等：三重四階、地下二階附、本瓦葺



## 第1章 計画策定の経緯と目的

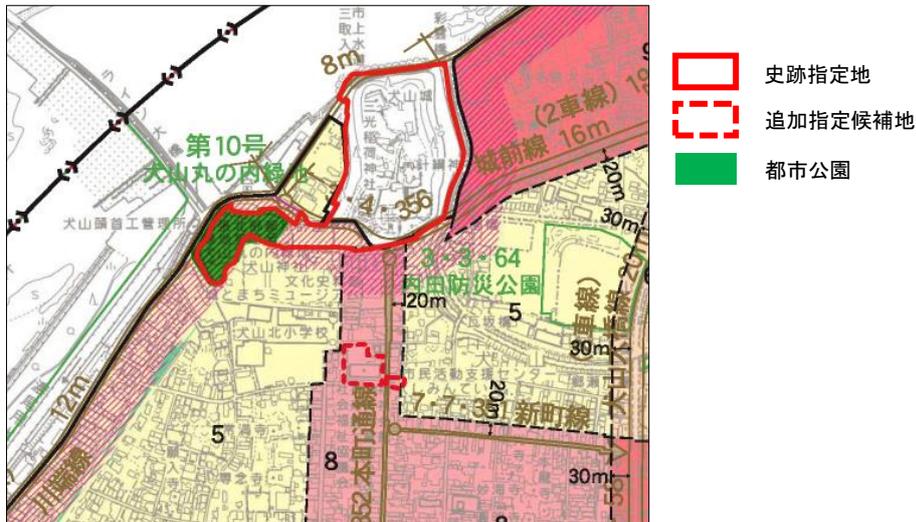


図 1.4 図 1.3 の拡大図 (加工)

### 準防火地域

城山エリアを除く史跡指定地は「準防火地域」に該当する。「準防火地域」とは「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」を指す。「準防火地域」内の建築物については、用途により柱や屋根など、内・外装に一定の規制が発生する。

### (3) 森林法：風致保安林

森林法は、「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的」(第1条)に、昭和26年(1951)に定められた法律である。この法律では、水源の涵養、土砂流出および崩壊の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林を保安林とし、その指定と目的に応じて、17種類の保安林が設定されている。保安林指定区域内においては、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められている。また、伐採した後は、保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件に応じて、植栽をしなければならないことになっている。

史跡指定地は「風致保安林」に指定されている。「風致保安林」とは、名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する目的で指定されるものである。

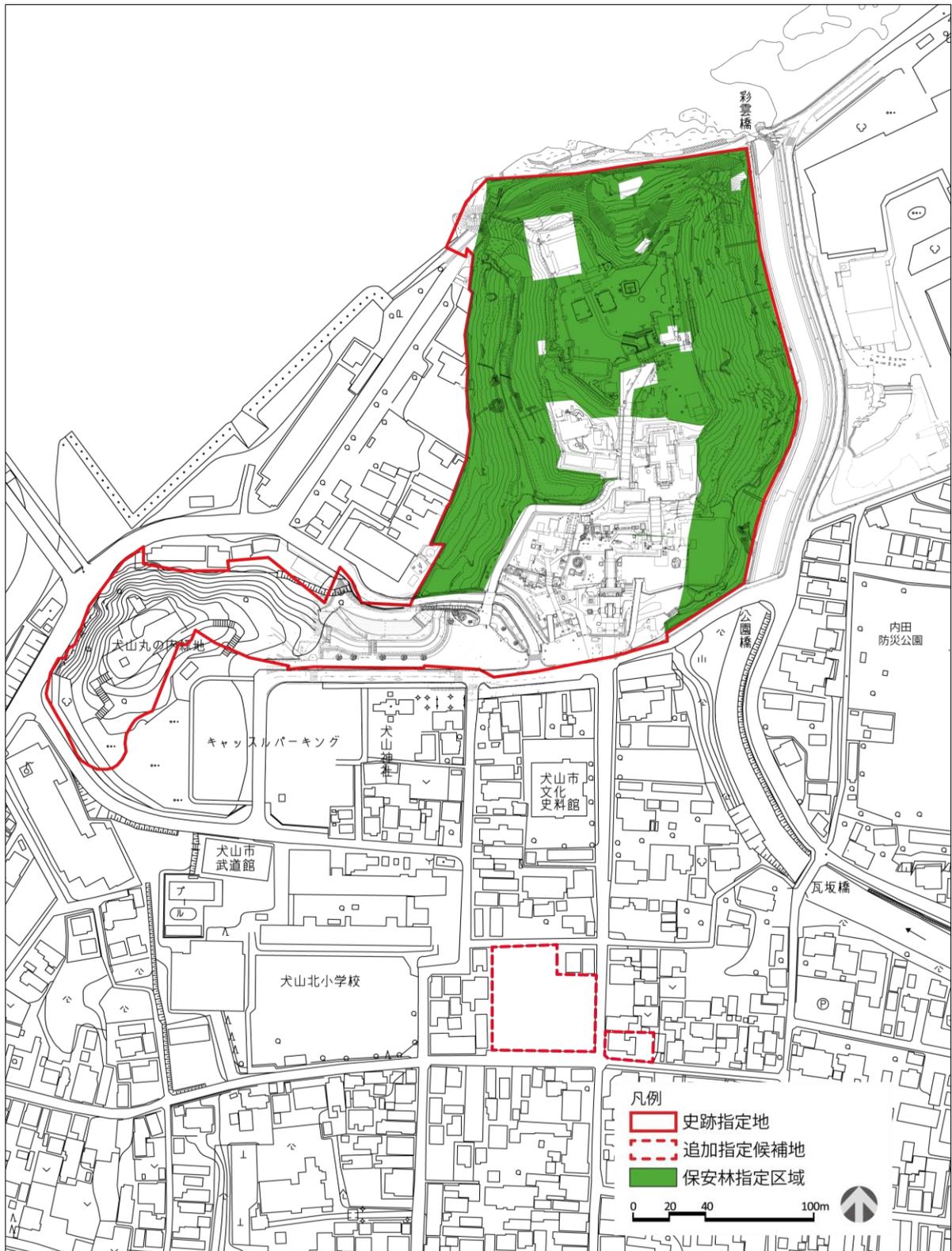


図 1.5 史跡指定地における保安林指定区域

**(4) 自然公園法（国定公園）：飛騨・木曾川国定公園**

自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律である。環境大臣が指定する、「国立公園」、「国定公園」および都道府県知事が指定する、「都道府県立自然公園」があり、自然環境の保護と、快適な利用を推進する。国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理する。

史跡指定地の一部（城山エリア）は、「飛騨・木曾川国定公園」の「第2種特別地域」に指定されている。「特別地域」は、公園の風致を維持するための地域であり、特に「第2種特別地域」は農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域である。「第2種特別地域」では、当該区域内での工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、本来の生息地でない動物の放鳥獣、本来の生育地でない植物の植栽、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用などの行為については愛知県知事の許可が必要となっている。

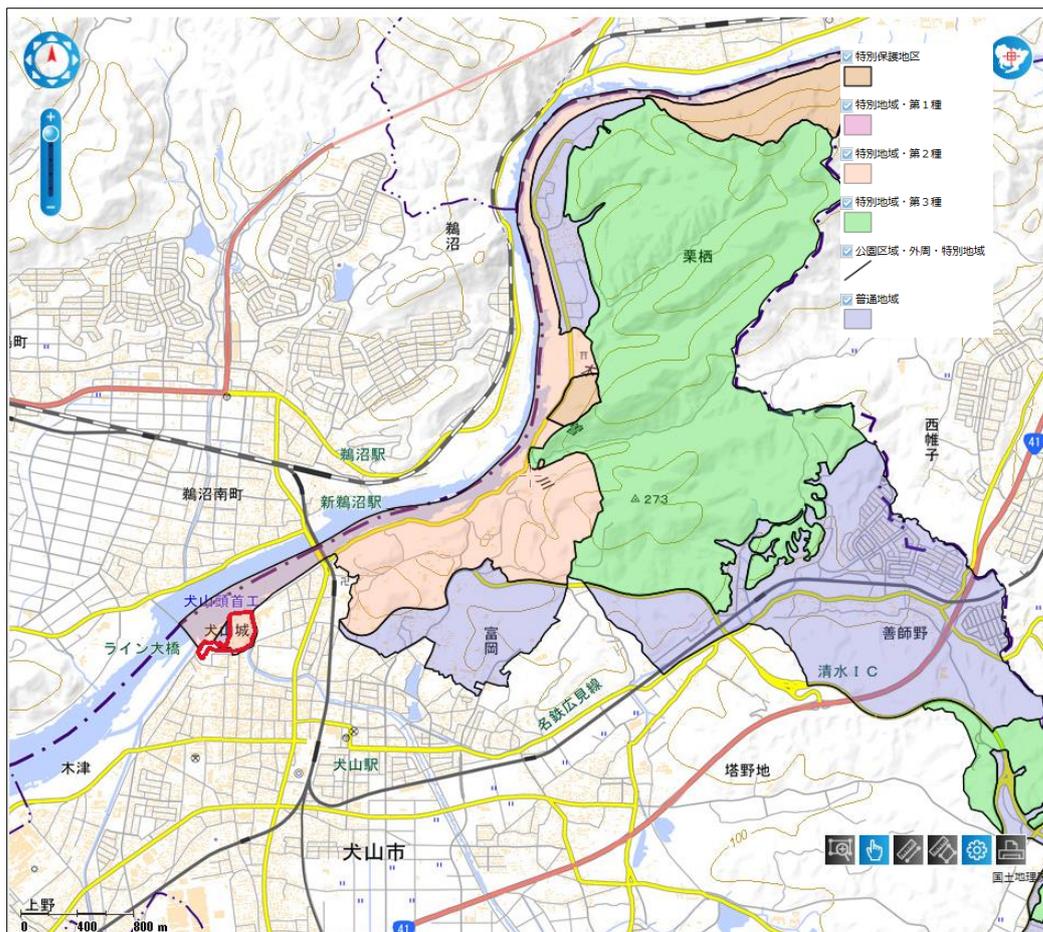


図 1.6 飛騨・木曾国定公園の地区区分図（地図内赤枠は史跡指定地）

（マップあいち『愛知県自然公園情報マップ』環境局環境政策部自然環境課調整・施設・自然公園グループ作成より抜粋、一部加工）

### (5) 土砂災害防止法

「土砂災害防止法」は、「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的」(第1条)として定められた法律である。

犬山市は急傾斜地の崩壊や土石流の発生の可能性がある区域が多く、土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)として316箇所が指定済みであり、そのうち土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)が272箇所にも上る。

史跡指定地及び国宝犬山城天守は、通称「城山」と呼ばれる木曾川沿いに接する、標高約85メートルの独立丘陵に位置しているため、斜面部を中心として、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」が重複して指定されている箇所が存在する。

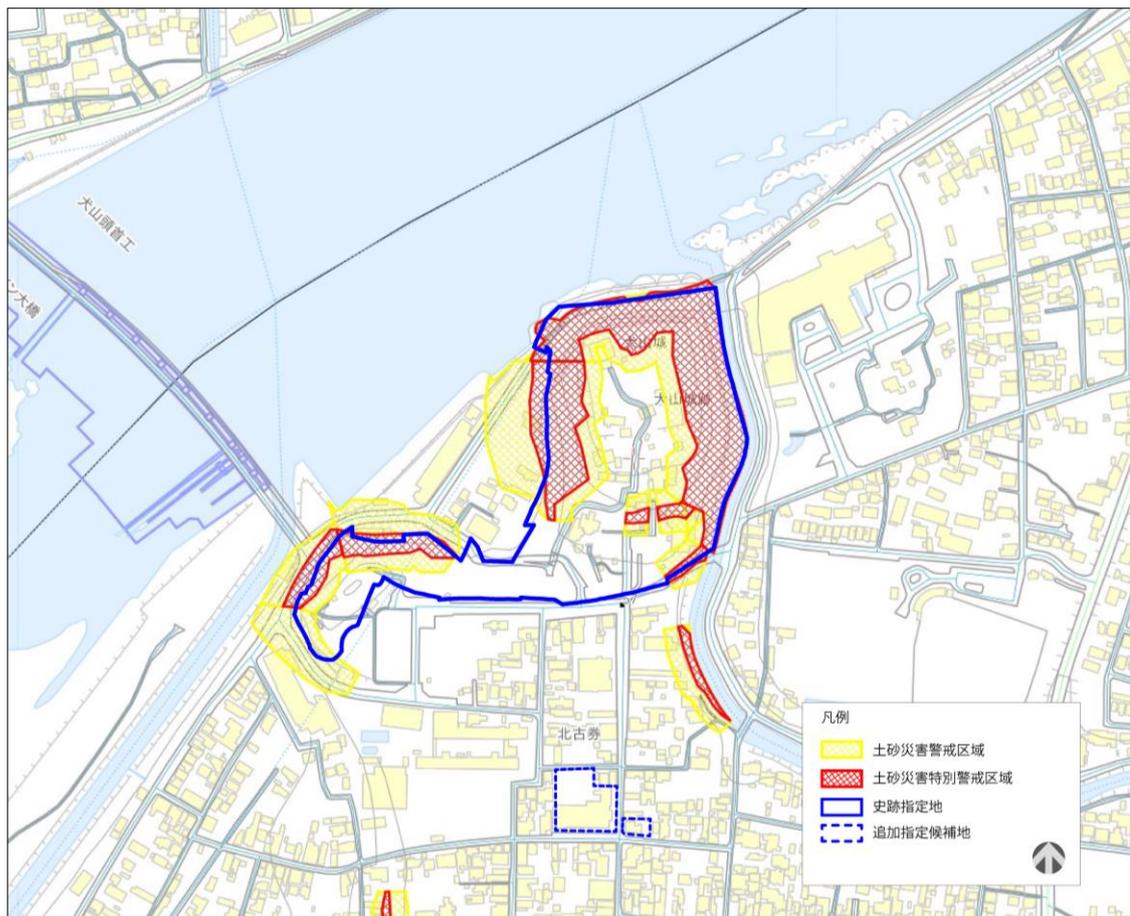


図1.7 計画対象範囲における「土砂災害防止法に基づく指定区域」(マップあいち『土砂災害情報マップ』愛知県建設局砂防課企画・防災グループ作成より抜粋、一部加工)

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### (6) 犬山市都市公園条例

都市計画法に基づき、都市計画決定された区域に設置された都市公園に対して、都道府県、市町村が設置するものを「都市公園」と呼ぶ。犬山市は、都市計画法に基づき、都市計画区域内に設置する公園や公園施設等に対して、その設置及び管理について必要な事項を条例で定めている。

### (7) 犬山市景観条例

犬山市は平成5年(1993)に犬山市都市景観条例を定め、まちを誇りと愛着と活力のある美しい快適な都市に育て、これを後世に引き継いでいくことに取り組んできた。平成16年(2004)に景観法が策定されて以降、犬山市は、平成17年(2005)に愛知県初の景観行政団体(政令市、中核市を除く)に認定され、これまでの城下町中心の景観形成から市全域を対象とした景観形成への見直しを行い、市民と事業者が主役となって、行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組むための“羅針盤”とするための「犬山市景観計画」を策定した。

### (8) 愛知県屋外広告物条例

「愛知県屋外広告物条例」の上位法は「屋外広告物法」で、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的」(第1条)として定められた法律である。都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。愛知県(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く)は、「愛知県屋外広告物条例」を策定し、犬山市はこの条例の適用対象となっており、許可等の事務については委任を受けて、犬山市がおこなっている。条例内で、「広告物の表示等を禁止する区域の指定」、「広告物の掲出を禁止する物件の指定」、「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置方法の指定」、「広告物の許可等の制限を加える区域の指定」等が規制されている。

計画対象範囲は文化財保護法第109条第1項により指定された地域であることから、条例第2章規定された広告物の表示及び掲出物件の設置禁止地域となっている。

## 1-7 上位計画・関連計画

本計画は、犬山市の最上位計画である「犬山市総合計画」、教育部門の最上位計画である「犬山市教育大綱」及び「犬山市教育振興基本計画」に即するとともに、関連する市の個別計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。

本項では、文化財に関係する行政計画を中心に概観する。このうち、土地利用や建造物の形態・意匠などの面で、史跡に直接的に関係する犬山市都市計画マスタープランと犬山市景観計画についてもその概要を述べる。

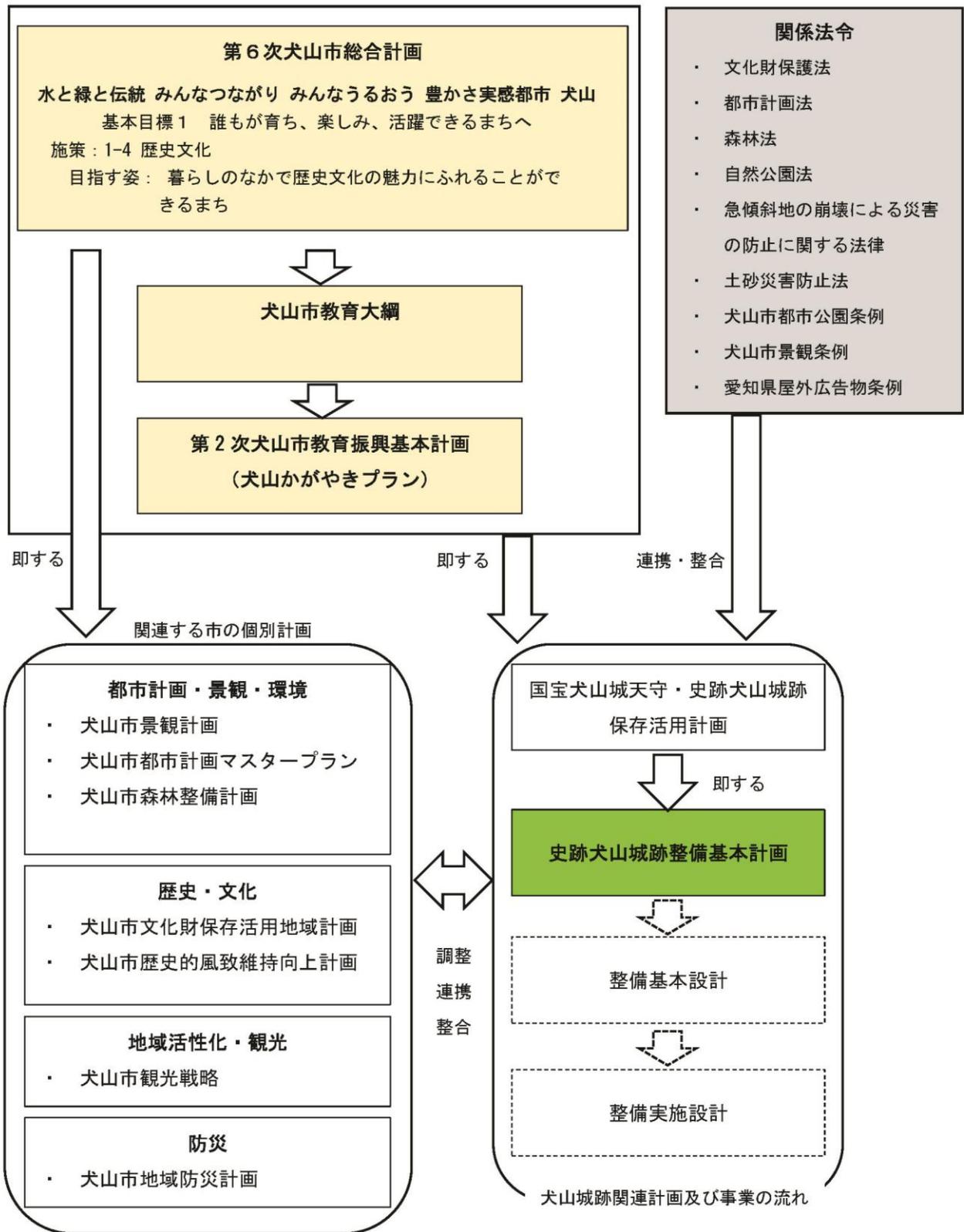


図 1.8 本計画の位置づけ

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 1-7-1 上位計画

#### (1) 第6次犬山市総合計画〔令和5年(2023)3月策定〕

市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。令和5年(2023)3月に策定された第6次犬山市総合計画では、まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」と定め、その実現に向けた3つの基本目標を掲げている。令和12年度(2030)までの8年間の計画期間とし、計画の進行管理としては、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)のPDCAサイクルにより、評価結果と改善内容を反映した実施計画を毎年度作成し、各施策の取組みの方向性に則した事業を実施することとしている。

犬山城については、「基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」の「施策1-4 歴史文化」に位置付けられ、目指す姿である「暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち」に向けた取組みの方向性として、「門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化」することとされている。また、城山の整備、犬山城大手門枳形跡整備が「重点事業」に位置付けられている。

<b>まちの将来像</b>	水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山	
<b>基本目標</b>	<b>基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ</b> 基本目標2 産業が栄えるまちへ 基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ	
<b>施策</b>	1-4 歴史文化	
	<b>【目指す姿】</b> 暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち	<b>【取組みの方向性】</b> <b>歴史文化資源の保存、活用の推進</b> 犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。

#### (2) 犬山市教育大綱〔令和5年(2023)3月策定〕

「第6次犬山市総合計画」に掲げる「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」の実現のために、犬山市の教育について、めざす方向性や担い手となる様々な主体の役割、取組の方向性などの根本的な方針を定めたもの。基本理念を「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたる。期間は令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5年間となっている。

#### (3) 第3次犬山市教育振興基本計画(犬山かがやきプラン)〔令和5年(2023)4月策定〕

教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取組みを定めた

もの。計画期間は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間。犬山城に関しては、「4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】」の目標1「歴史文化資源の保存・活用を図ります。」の中に、「施策1 犬山城保存活用事業」が位置づけられている。

### （4）愛知県文化財保存活用大綱〔令和2年（2020）9月策定〕

愛知県は文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示することを目的として、法第183条の2の規定に基づく文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱となる、「愛知県文化財保存活用大綱」を策定した。

この大綱は、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6分野を基本とし、国や県、市町村による指定が及んでいない未指定の文化財も対象としている。また、埋蔵文化財や、文化財を次世代に継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術に加え、生活文化や大衆娯楽、地域の名産品や郷土料理、地場産業や名所・旧跡など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき歴史文化的所産についても対象としている。

この大綱は、「1. 文化財の保存・活用に関する基本的な方針」、「2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置」、「3. 県内市町村への支援の方針」、「4. 防犯・防災対策と緊急時の対応」、「5. 文化財の保存・活用の推進体制」の5つを主軸として構成されており、指定文化財については現状と課題を明確化し、それに対する対応の指針や措置について示している。また未指定の文化財および歴史文化的所産についてもいくつかの類型に分類し、将来的な保存と活用に結び付くよう、文化財の把握と評価の再検証に努め、保護措置の拡大も視野に入れた方針を示している。

### （5）犬山市文化財保存活用地域計画〔令和5年（2023）3月策定〕

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に位置付けられるものである。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものである。文化財保護の基本方針を定めるマスタープランと、実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての役割を担う。

犬山市では、令和2年度（2020）から令和4年度（2022）にかけて「犬山市文化財保存活用地域計画」の作成を行った。計画期間は令和5年度（2023）から令和14年度（2032）の10年間とするが、社会情勢、法令・国の施策等の状況により、計画期間内であっても適宜見直しを図ることとしている。

法令に基づき指定・登録された文化財だけでなく、未指定のものや伝承・物語、古くからの地名など、文化財保護法上の文化財の定義に収まらない、または収まりにくいものも含めて地域で大切にされているもの、地域の歴史文化にとって重要なものなどを「歴史文化資源」と位置付けて計画の対象とし、それらの保存・活用に対して市と文化財等の保存・活用に携わる団体、地域団体等が協働

## 第1章 計画策定の経緯と目的

により取り組む措置を定めている。

また、複数の歴史文化資源を市の歴史文化の特徴から導かれるキーワードによってまとめとして捉え、総合的・一体的に保存・活用するための枠組みとして8つの関連文化財群を設定し、市の歴史文化の特徴や価値のわかりやすい発信、総合的な調査研究や包括的な保存管理及び防災・防犯対策等の効果的な推進を図る。

犬山城は、関連文化財群「犬山城下町の整備と発展」、「美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」、「文化観光都市犬山の成り立ち」の構成要素となっている。

### 1-7-2 関連計画

#### (1) 犬山市景観計画〔令和5年(2023)3月改訂〕

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域(①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域)に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲(ゾーン)に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。国宝犬山城天守は、「景観の核(拠点)をつくる」構成要素の一つに位置付けられているが、史跡指定地の一部(城山エリア)は、「景観計画区域外」になっている。また史跡指定地の南西側及び犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設は、「犬山城周辺地域(城下町ゾーン)」に含まれており、歴史的な趣が感じられる建造物等をできるだけ原形の状態で保全し、必要に応じて修理するとともに、新たに建てられる建築物に対しては周囲との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町としての調和のとれたまちとなるよう取り組むという方針が定められている。景観計画区域では「美しい景観づくりのためのルール」が適用され、建築等の行為に制限がかけられている

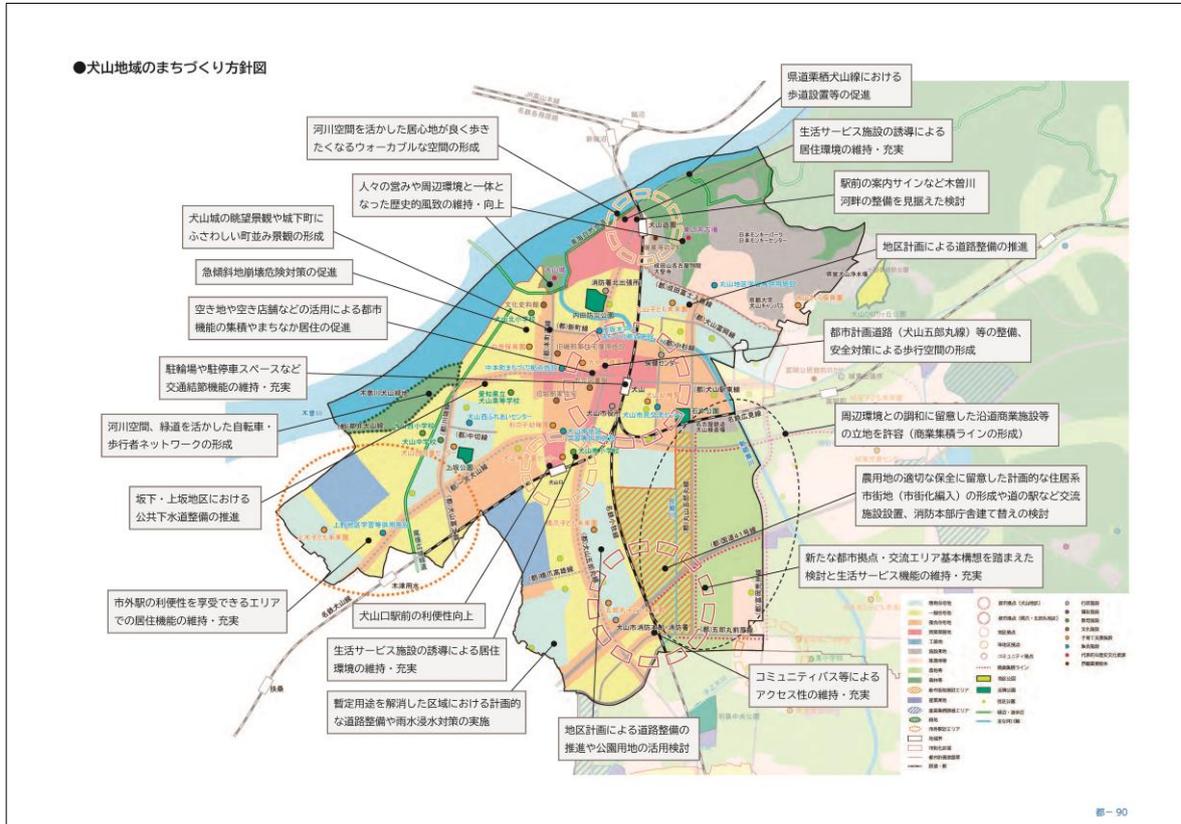
#### (2) 犬山市都市計画マスタープラン〔令和5年(2023)3月策定〕

第6次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすもの。

目指すまちの将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。目標年次は令和12年度(2030)と定められている。

犬山城が所在する犬山地域については、地域別構想の中でまちづくり目標を「都市の魅力を活かした歴史情緒と活気にあふれる、歩いて楽しいまち」と定め、「内田地区の木曾川河川空間を活かした居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間の形成」、「犬山城の眺望や城下町にふさわしい町

並み景観の形成に向けた建築物の高さ規制などの検討、「災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進」等のまちづくり方針が定められている。



## 第1章 計画策定の経緯と目的

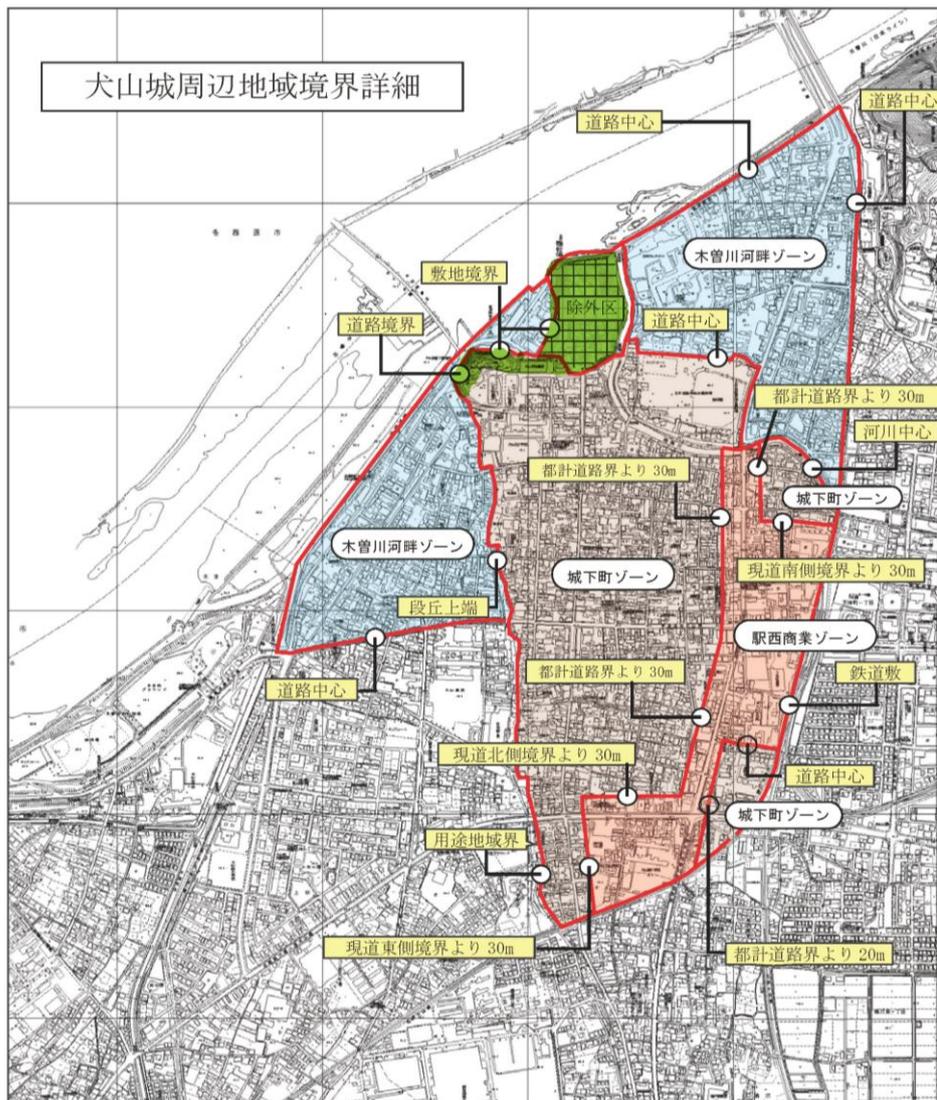


図 1.10 史跡指定地周辺の犬山市景観計画区域区分図（地図内緑の網掛け部分は史跡指定地）  
（平成 20 年度犬山市景観計画内図版より抜粋、一部加工）

### （3）犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）〔平成 31 年（2019）3 月策定〕

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成 31 年（2019）3 月に国の認定を受けた第 2 期計画は、計画期間を令和元年度（2020）から 10 年度（2030）までの 10 年間としている。犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『瀧波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の 6 つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。犬山城周辺は、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推

進することが必要な区域である「重点区域」に位置付け、「犬山城城郭調査事業」、「犬山城天守修理事業」、「福祉会館解体事業」は、歴史的風致維持向上に資する事業とされている。



図 1.11 犬山市歴史的風致維持向上計画の概要 (第2期) (犬山市歴史的風致維持向上計画 (概要版) より抜粋)



図 1.12 犬山市の重点区域における施策・事業概要 (第2期) (犬山市歴史的風致維持向上計画 (概要版) より抜粋)

（4）犬山市森林整備計画〔令和3年（2021）4月策定〕

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施策に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とする。計画期間は令和3年度（2021）から令和13年度（2031）までの10年間。史跡が所在する区域は、保健文化機能の維持増進を図るための施策を推進すべき森林に分類され、地域独自の景観等が求められることから、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹の育成を推進するよう取り決められている。また、このような地域では、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、非皆伐施策を原則としている。その他、望ましい施策の方法、施策を実施する上での留意事項についても決められている。

さらに史跡指定地は、都道府県知事が策定する「地域森林計画」の対象となる民有林（地域森林計画対象民有林）も含まれおり、この森林整備計画に沿って維持ならびに整備が行われるため、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可が必要となる。国または地方公共団体による行為は適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。また、立木の伐採を行う際には犬山市長への届出が必要となる。

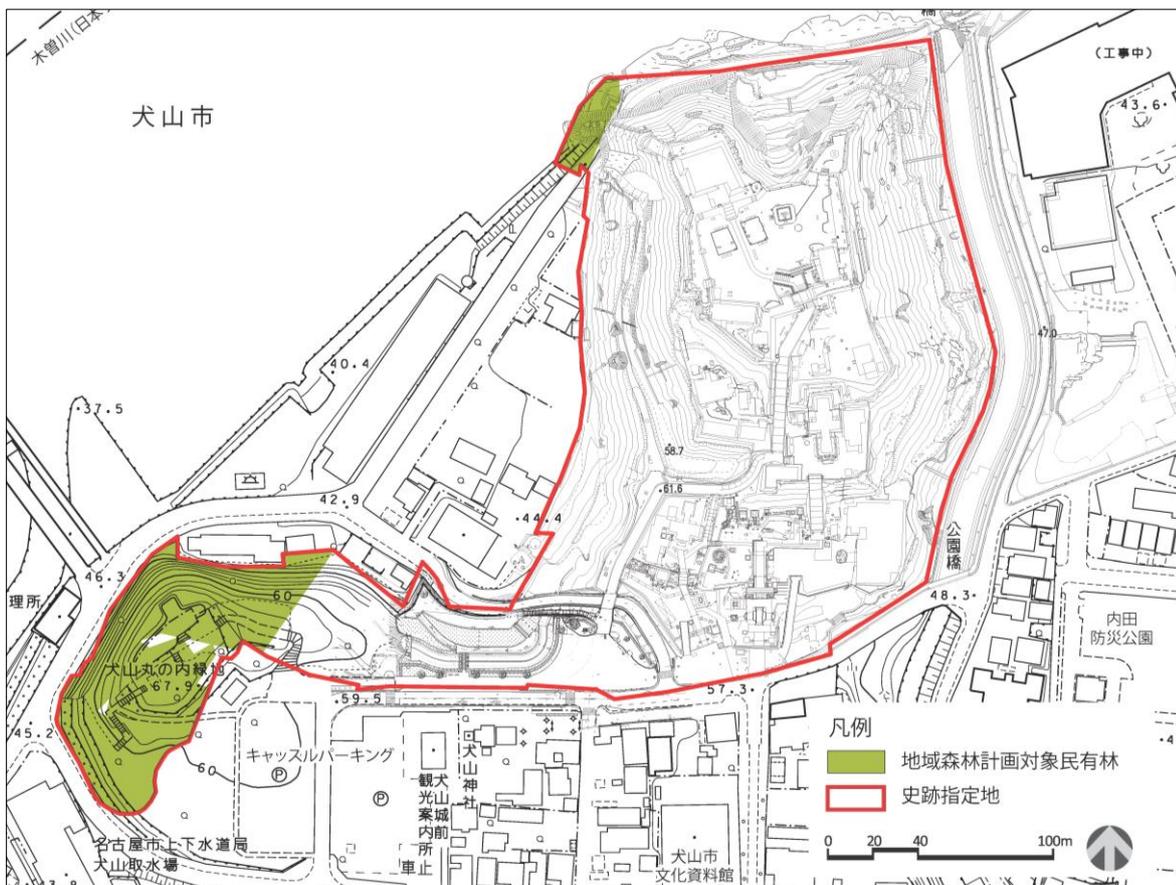


図 1.13 犬山市森林整備計画の対象となっている民有林の範囲

**(5) 犬山市地域防災計画〔令和6年(2022)2月修正〕**

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策および災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え必要があるときは、修正しなければならない(災害対策基本法 第42条)。本計画は、「風水害等災害対策編」、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」、そして「様式編」の4部構成となっており、風水害等や地震災害の際の建造物の安全化に対する措置として、文化財保護の観点から応急対策、災害時の対応及び協力体制について方針が定められている。

**(6) 犬山市観光戦略〔令和4年(2022)3月策定〕**

犬山市は観光面において、観光客による市民生活への影響、観光による恩恵が市域全体や市域経済へ行き届かない等の課題があり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は観光分野にも大きな影響を与えた。本計画は、こうした課題を行政及び市民、観光関係者が共有し、一丸となって、犬山市における観光の更なる飛躍と観光産業の成長、魅力の向上、そして持続可能な観光まちづくりに資することを目的として策定された。計画期間は、令和4年度(2022)から令和13年度(2031)までである。観光分野における「犬山らしさ」の基本コンセプト、「犬山三景 水景・城景・緑景」の3つの柱を軸として、観光施策推進のビジョンを掲げると同時に、特に重要であると位置づけ、重点的に実施する取組を提示している。

◆施策を推進していくゾーンの設定

対象	ゾーン名	内容
市全域	歴史文化ゾーン	城、城下町、神社仏閣、テーマパーク(建築物・世界の民族文化など)、古墳などの歴史・文化に触れ、学ぶことができるゾーン
	環境学習ゾーン	緑豊かな空間で自然を楽しみ、学ぶことができるゾーン
	自然体験ゾーン	木曾川や入鹿池をはじめとした水環境や里山などの自然環境を活かしたアクティビティやアウトドアを楽しめるゾーン
犬山城下町エリア	城郭ゾーン	犬山観光の象徴である国宝犬山城及び周辺施設の歴史や価値を感じ、楽しむことができるゾーン
	遊園ゾーン	木曾川河畔の美しい景観に親しむとともに、住民と観光客が憩い、楽しむことができるゾーン
	城下町ゾーン	城下町のまちなみを体感することができ、宿泊・飲食・買物などの観光機能を楽しむことができるとともに、住民の暮らしと観光客との調和を図るゾーン
	駅周辺にぎわいゾーン	犬山観光の玄関口として、市民とともに観光客も活気にぎわいを感じられるゾーン

図 1.14 犬山市観光戦略における観光施策推進の軸となるゾーン(犬山市観光戦略より抜粋)



## 基本方針

### (1) 保存管理

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の文化財的価値及び本質的価値を確実に後世に継承し、周辺環境を含めた歴史的景観を保全するため、天守及び遺構等の厳密な保存管理を行う。

### (2) 防災

想定される災害に備えた防災・防犯の管理方法及び管理体制を構築して、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を保護するとともに、来訪者等の安全性の向上を図る。

### (3) 活用

情報発信及び企画催事等の充実により、犬山城への理解を深めるとともに、周辺施設と連携しながら、さらなる魅力の向上を図る。

### (4) 整備

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び歴史を分かりやすく伝え、犬山城ならではの魅力の向上を図る「活用のための整備」を計画的に進める。

### (5) 運営・体制

犬山城の保存、活用及び整備を着実に推進するため、多様な主体との連携を強化した運営体制の構築及び必要な財源の確保を図る。

# 第1章 計画策定の経緯と目的

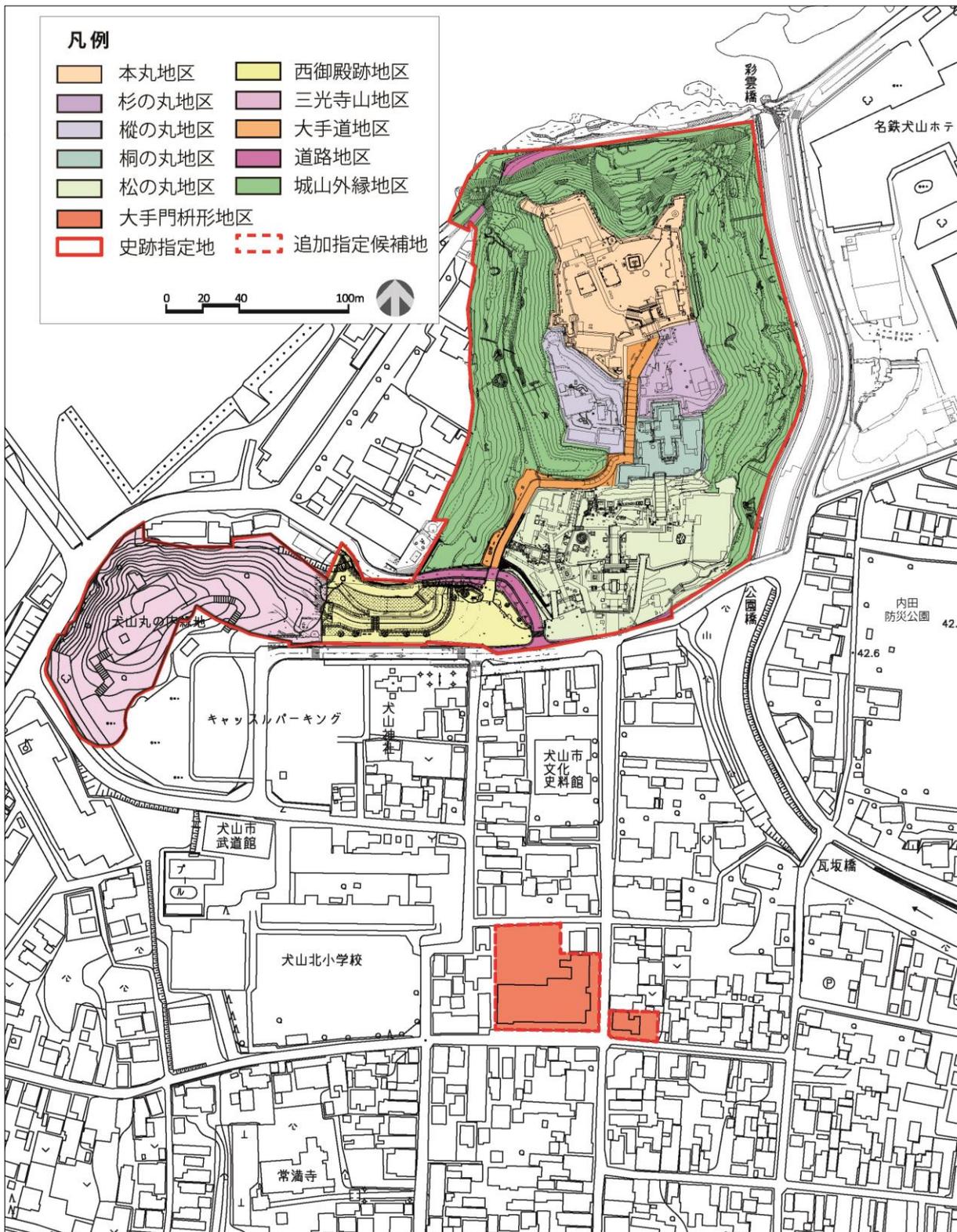


図 1.16 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における計画対象範囲内の保存管理と活用に向けた地区区分図（保存活用計画から抜粋）

## ゾーニング

史跡犬山城跡は文化財、宗教施設、公園等の多様な機能を有し、土地利用状況も多様であることから、適切な保存管理と活用を図るに際して、史跡指定地内を10の地区に区分し、地区ごとの保存管理の方針や、現状変更等の取扱基準について整理している。

地区区分にあたっては、城地としての本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため、曲輪跡をそれぞれ地区として設定した。さらに現在は都市緑地となっているかつての三光寺山を一つの地区として「三光寺山地区」、かつて西御殿があった場所を「西御殿跡地区」とした。また犬山城の縄張りを曲輪とともに構成する重要な要素として「大手道地区」、そして城山の外周、北側、東側、西側を取り囲む山麓の部分を「城山外縁地区」として設定した。また史跡指定地内を走る市道については「道路地区」として設定した。犬山市福祉会館跡地についても、平成23年度(2011)に実施した駐車場の一部の調査により堀の斜面や土塁等の遺構が検出されており、犬山城の大手門枡形跡に関連する遺構が残存することが確認されていたことから、大手門まちづくり拠点施設敷地とともに史跡の追加指定候補地として検討されていたため、犬山城の本質的価値を構成する諸要素等が地下遺構として所在しているとし、史跡指定地同様、一つの地区として捉え、「大手門枡形地区」として11番目の地区に分類している。

## 樹木管理

「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」では、史跡内の樹木(群)管理の考え方にに基づき、3つの管理ゾーン(曲輪・三光寺山・城山外縁)に植生する樹木を下記①～⑤の観点から管理対象木として選定し、それぞれの管理方針と管理方法を取り決めている。

### 【樹木管理の考え方】

- ・ 史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす樹木を適切に管理し、石垣などの遺構の保全を図る。
- ・ 景観の中心である天守の眺望を阻害する樹木や景観を乱す樹木を適切に管理し、眺望・景観の向上を図る。
- ・ 来訪者の安全確保に支障となる樹木を適切に管理し、憩いの場としての環境整備を図る。
- ・ 木曾川河畔に成立する自然性の高い植生(シイ・カシ林)を適切に管理し、健全な育成を図る。

### 【管理対象木の5区分とその概要】

- ① 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木
  - ・ 支障木(損傷(石垣)、崩落(亀裂)、倒伏(侵食・根返り)、損傷(石積))
- ② 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木
  - ・ 天守の眺望に影響する樹木
- ③ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木
  - ・ 支障木(衰弱(幹折れなど))

## 第1章 計画策定の経緯と目的

- ④ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木
  - ・支障木（衰弱（幹折れなど）、遷移初期種の樹木等、つる植物
- ⑤ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木
  - ・樹冠スカイライン※を乱す樹木

※樹冠スカイライン：樹林の樹冠が形成する連続的なライン。周囲の樹冠の高さから突出した樹木があるとスカイラインが乱れるため、景観を損なう可能性がある。

### 1-9 「国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡保存活用計画」及び本計画との関連性

令和3年度（2021）に策定された「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」は、城郭としての本質的価値である国宝天守と堀や石垣、登城道、櫓や門跡等の遺構について、適切な保存を図るための方針と方法、現状変更が認められる行為について示し、それに基づいて、保存のための整備と活用のための整備の方向性をまとめたものである。その目的は国宝天守ならびに史跡に関する諸課題をクローズアップして、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期するとともに、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することである。

この計画では、史跡等の本質的価値を明確にし、将来にわたって確実に保存するための「保存管理」、国宝天守及び史跡等を災害や犯罪から守る「防災」に関する分野について方針と方法を明示することが基本となる。さらに、本質的価値を理解し、来訪者にわかりやすく伝える「活用」に関する分野（公開、施設設置、ソフト面の施策等）、保存のための整備（復旧）及び活用のための施設整備といった「整備」に関する分野、上記4つを一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、取り組みを円滑に進めるための「体制」に関して記載している。

一方、「史跡犬山城跡整備基本計画」は、上述の「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」において示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、犬山城を貴重な歴史遺産として適切に保存しつつその価値を次世代に継承するための整備の具体化、また市民や国内外からの来訪者がその魅力や価値を身近に感じ、さらに城下町のまちづくりの核となる地域の資源として活用するための方法を検討し、これらを総合的に整備事業として推進していくための事業計画を定めることを目的とするものである。

以上を整理すると、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」は国宝及び史跡の保存の方針と方法を示したもので、「史跡犬山城跡整備基本計画」の前提となる上位計画的な位置づけとなるものである。国宝天守の文化財的価値と史跡の本質的価値の保護の過程において、価値を有する遺構等の保存・整備・活用に関する基本方針を前者で整理し、それに基づく文化財的価値及び本質的価値の保存や価値の顕在化、活用に向けた整備に関する基本方針と具体的な事業計画を後者で整理している。図 1. 17 に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」と本計画との対応関係を図示して、整理する。

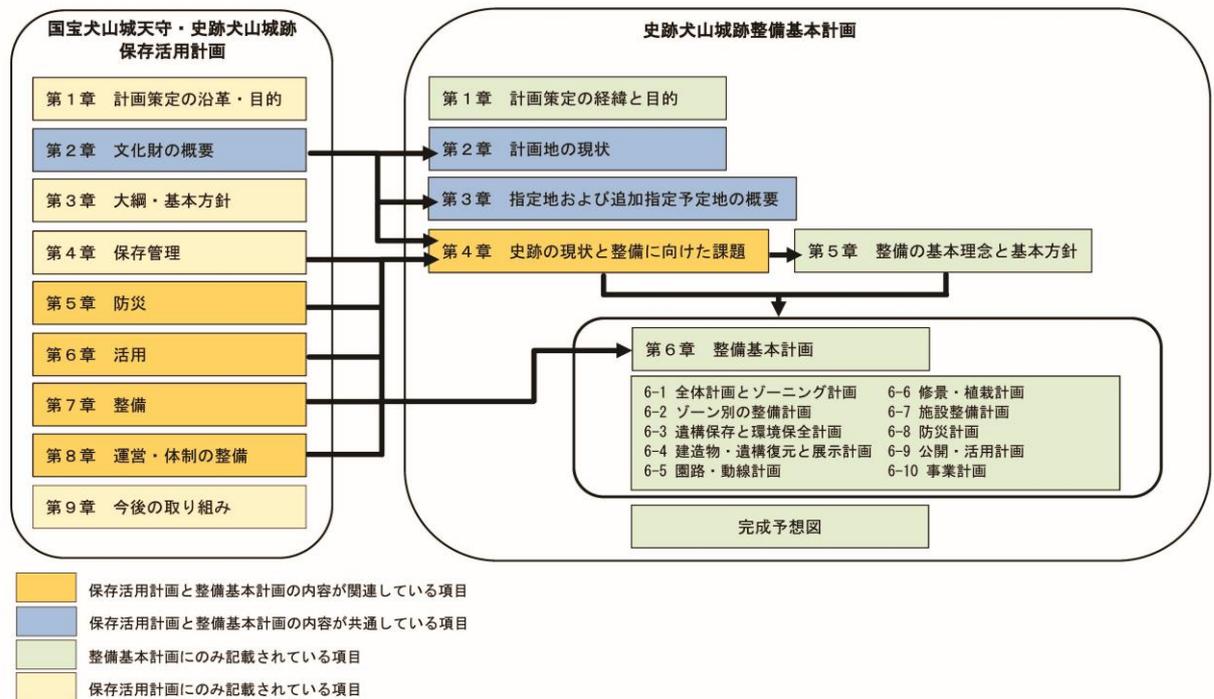


図 1.17 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」と本計画との対応関係

## 第2章 計画地の現状

### 2-1 自然的環境

#### 2-1-1 地形・地質

犬山市東部の城東地区の東半分と池野地区は丘陵地帯（愛岐丘陵）となっており、それを挟むように北に美濃山地、南に尾張三山をはじめとする尾張山地が広がっている。城東地区の西半分と楽田地区、羽黒地区、犬山地区は標高 30～50 メートルの扇状地及び河岸段丘上の台地で平坦地となっている。丘陵地帯と平坦地との中間部は里山になっている。山地と平野では地質が大きく異なっており、山地は中・古生代の地層や、それらに貫入してできた火成岩からできている。これらの地層は完全に固結して、非常に硬い。一方、平野は新世代の地層からできているため、堆積してから固まるまでに十分な時間が経っておらず、あまり硬くない礫や砂で構成されており、「小牧・犬山段丘堆積物」と呼ばれている。史跡犬山城跡が立地する通称「城山」は、木曾川に接する標高約 85 メートルの独立した丘陵を中心とし、その南側に城下町を含む城郭が形成されている。「城山」は山地に属し、赤褐色を呈するチャートと呼ばれる岩石の地層で構成されている。チャートは火打石にも使用される非常に硬い岩石であり、風化に強く、地層の年代から「美濃帯中・古生層」と命名されている。

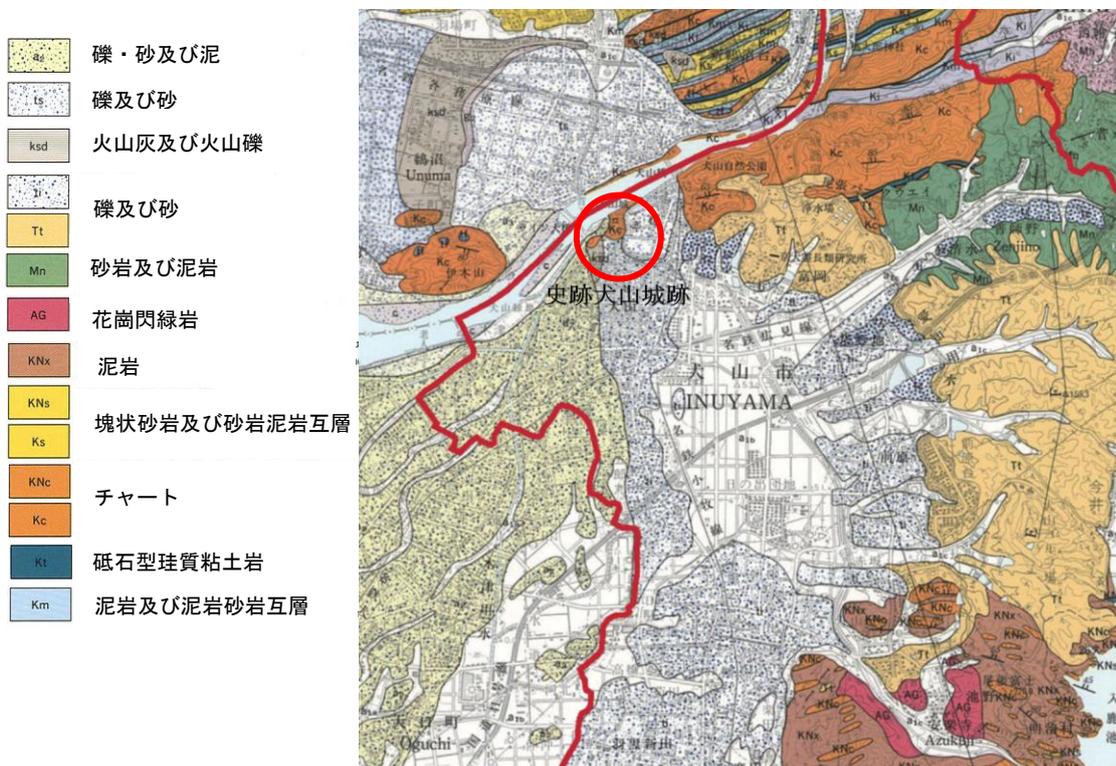


図 2.1 計画対象範囲周辺地質図（赤線は市境界）（地質調査総合センター 地質図表示システム 地質図 Navi、「5 万分の 1 地質図 岐阜」より抜粋、一部加工）

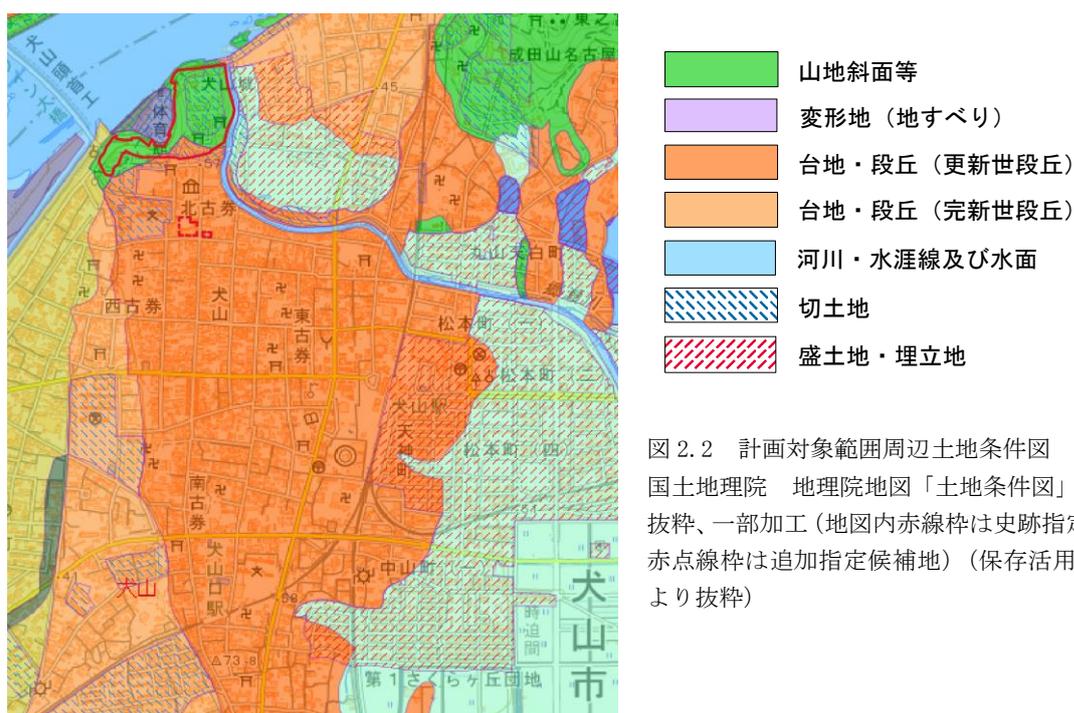


図 2.2 計画対象範囲周辺土地条件図  
 国土地理院 地理院地図「土地条件図」より  
 抜粋、一部加工（地図内赤線枠は史跡指定地、  
 赤点線枠は追加指定候補地）（保存活用計画  
 より抜粋）

### 2-1-2 植生

犬山市域総面積 74.90 平方キロメートルのうち、森林面積は 34.26 平方キロメートルで、総面積の約 45 パーセントを占めている。このうち、22.15 平方キロメートル（64.6 パーセント）は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」である地域森林計画対象民有林で、人工林は 3.8 平方キロメートル（17 パーセント）である。犬山市域の植生の種類は、平坦地に主としてスダジイ林、比較的高位置にツブラジイ林が成立している。史跡指定地一帯は森林法による保安林制度の下、保安林指定区域（風致保安林）に指定されており、スダジイの代表的な残存林である。この森林は極相と考えられる自然林で、生態学的に貴重な歴史的遺産である。この風致保安林地区の延べ面積は 0.42 平方キロメートルである。また史跡指定地には、地域森林計画対象民有林もある。平成 27 年度（2015）、令和元年度（2019）、令和 2 年度（2020）には史跡指定地を対象にした樹木調査が行われている。史跡指定地のうち、城山外縁部と三光寺山を対象に作成した相観植生図（図 2.4）では、アラカシ、シラカシ、スダジイの優占するシーカシ林が広範囲を占めている。シーカシ林は、局所的に分布するムクノキの優占する落葉広葉樹林とともに自然性の高い植生に位置づけられる。また、史跡指定地内（立ち入り不可の急崖地を除く）の成木（高さ 2.0m 以上）と稚樹（高さ 1.5m～2.0m）を対象に実施した毎木調査では、アラカシ（1,437 本）、ヤブツバキ（802 本）、ヤブニッケイ（639 本）、カナメモチ（405 本）、モチノキ（338 本）、ムクノキ（286 本）など計 63 種 6,082 本の樹木が確認された。城山外縁部や三光寺山に生育する樹木は自然性の高い植生を構成し、かつ城山の景観を形成する重要な要素の一つであるとともに、斜面の安定性の維持に寄与している。

## 第2章 計画地の現状

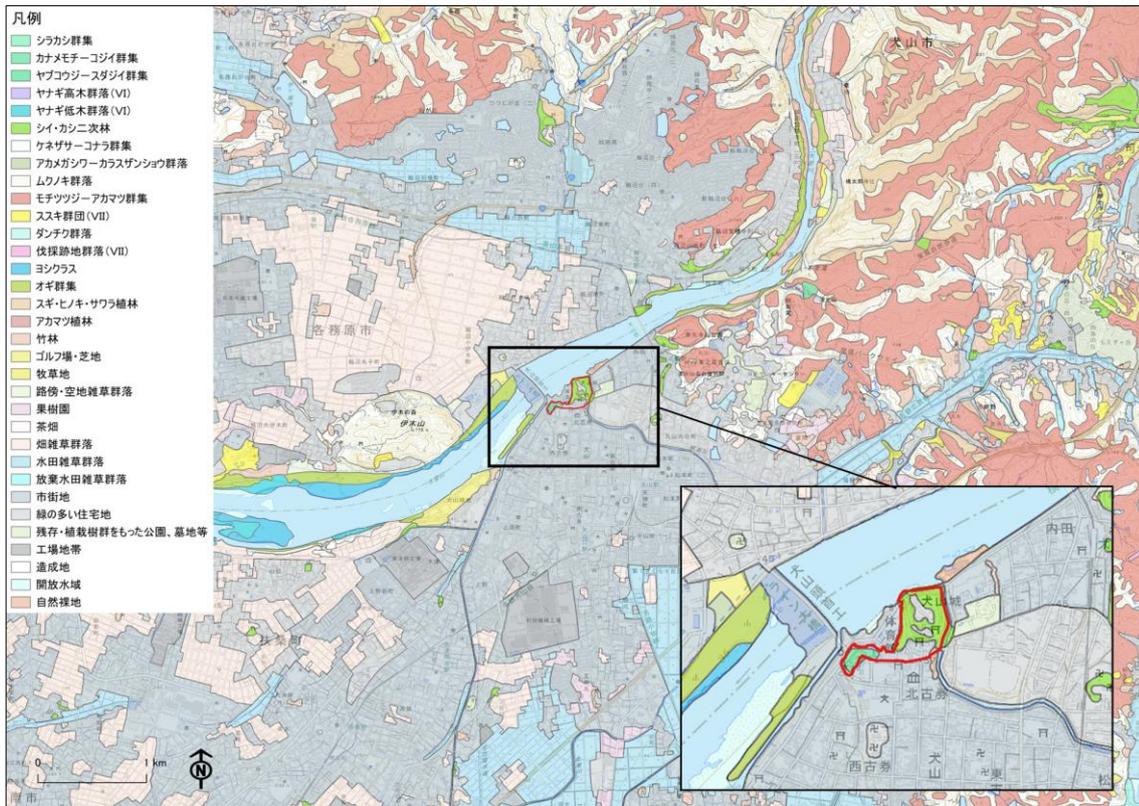


図 2.3 犬山市域の植生環境（保存活用計画より抜粋）



図 2.4 史跡指定地における関連植生図（保存活用計画より抜粋）

### 2-1-3 気候・気象及び年間気温

犬山市は愛知県の北部に位置するが、気温や降雨量という点においては基本的に名古屋市と大差がない。夏季は太平洋高気圧に覆われ、8月を中心に高くなり、最高気温が30℃以上の「真夏日」や35℃以上の「猛暑日」が続くことがある。

年間降水量を見てみると、冬季の雪による降水量は少なく、晴れた日が多くなる。一方、暖候期の雨による降水が多くなっている。主に低気圧、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響によってもたらされる、6月～7月と9月に降水量が多くなり、日差しが少ない時期となる。

近年の豪雨の記録としては、平成29年(2017)7月14日、午前9時から10時までの1時間雨量が、市内の多いところで85.0ミリを観測し、市内全域に「避難指示」が発令された。7月17日までに土砂崩れ15箇所、道路損壊16箇所、床下浸水22箇所などの被害が発生した。

以下、犬山市統計による平均気温と年間降水量を提示する。

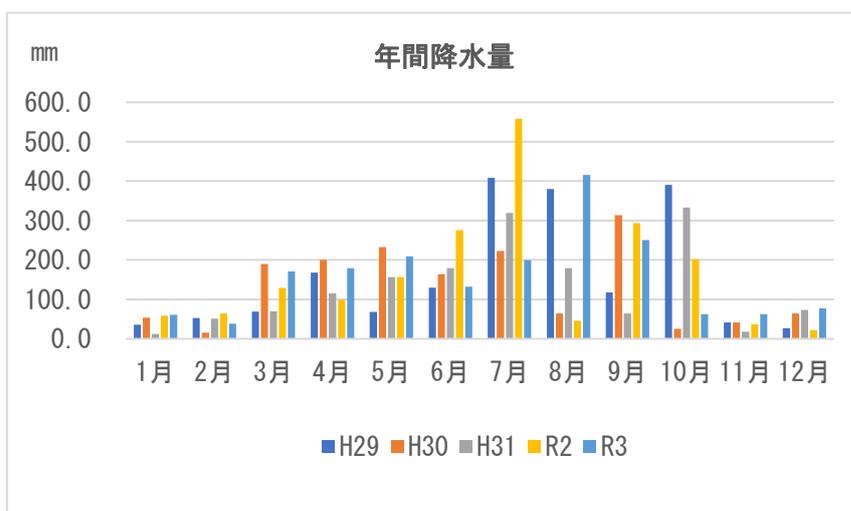
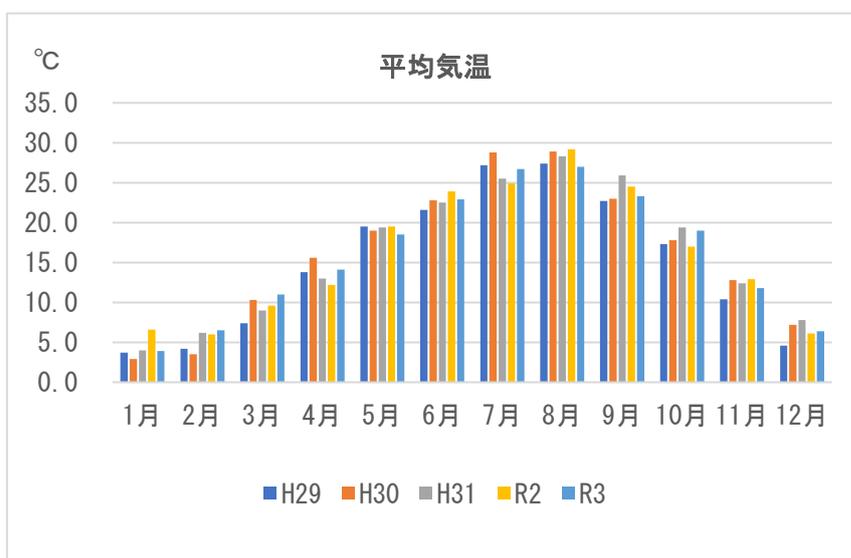


図 2.5 犬山市の平均気温及び年間降水量 (犬山市統計による)

### 2-2 歴史的環境

#### 2-2-1 犬山市域の歴史

犬山は古墳時代以前からの歴史を持ち、近世に至るまでの様々な遺跡が確認されている。江戸時代に入り、成瀬氏が犬山城の城主となって以降、城下町としても整備、発展した。ここでは市域に所在する指定文化財や様々な未指定の文化遺産を中心に、市域の歴史を（1）古墳時代以前、（2）古代～中世、（3）近世、（4）近代・現代の4つの時期に分け、時代ごとの歴史を概観し、特に近世以降の歴史については犬山城を中心とした歴史を概観する。

##### （1）古墳時代以前

犬山に住みついた古代の人々は東部の南北に連なる小高い山のふもとや北東から流れる木曽川によって形作られた扇状地に住み、狩や稲作をして生活をしてきたと考えられている。実際、市域の北部で木曽川沿いに接する標高約85メートルの通称「城山」と呼ばれる独立丘陵の南西約400メートル地点に材木町遺跡が存在し、旧石器時代の遺物が発見されているが、人家が立ち並び、遺跡の詳細な範囲については不明である。また、木曽川南岸近くの上野遺跡からは市内最古の土器とされる押型文土器が出土しており、木曽川がもたらした肥沃な大地に、人々の暮らしが早くから営まれていたことが推定される。

古墳時代には市内に多くの古墳が築造され、代表的なものとしては、木曽川を臨む白山平山の山頂にある、全長約72メートルの前方後方墳である史跡東之宮古墳が挙げられる。3世紀後葉から4世紀初頭にかけて築造されたと推定され、愛知県下では最古級の前方後方墳といわれている。昭和48年（1973）の発掘調査で、竪穴式石槨や豊富な副葬品が出土している。ほかにも木曽川沿いには、多くの古墳（群）が点在していたことが確認されている。また、楽田地区にある史跡青塚古墳は全長123メートルの前方後円墳で、愛知県下2番目の大きさを誇る4世紀中頃の古墳とされている。

##### （2）古代～中世

市内に残る「西三条」「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされている。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷があり、この地は後に丹羽郡司を代々務めた棕橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、その後近衛家に相伝されたことから、近衛家所領目録（建長5年（1253））にもその記述が見られる。文明元年（1469）には、越前国・尾張国の守護斯波義敏の命により、織田広近が小口城から犬山に移り、木ノ下城を築城し、城主となった。天文初年頃に木ノ下城主・織田信康が犬山城を築き、その際、白山平に針綱神社を遷座させた。また、羽黒一帯は、源平合戦で名を馳せた源頼朝の重臣、梶原氏の子孫である梶原景義が天正10年（1582）に本能寺の変で討ち死にするまで、梶原一族によって治められた。天正12年（1584）の小牧・長久手の戦いの際に、豊臣秀吉の命により修復され、堀尾吉晴や山内一豊などが守備した羽黒城の城跡が現在も残るなど、中世における武士たちの盛衰を垣間見ることができる。また、中世の羽黒の金屋地区では、鋳物づくりが発達した。この地区には、職人集団が銅の地金から梵鐘や仏像などを鋳造した歴史がある。

### (3) 近世

犬山は、天文初年頃に犬山城を現在の地に構えることにより大きく発展した。また、軍事上の拠点であり、材木の中継地や荷物の発着場となる湊を有し、尾張と美濃を結ぶ陸上交通の要地でもあった。

犬山城は築城後、何代か城主が変わった。永禄8年(1565)に織田信長が犬山に侵攻し、元亀元年(1570)には池田恒興を城主とした。本能寺の変の後、尾張は信長の次男織田信雄の領地となり、犬山城領として犬山一円が中川定成に与えられた。天正12年(1584)の小牧・長久手の戦の際には池田恒興が犬山城を落とし、秀吉方の城となったが、同年11月に秀吉と信雄の間で講和が成立すると、しばらく後に犬山城は信雄に返還され、その後中川定成が城主となった。年輪年代法による年代測定調査の結果、天守に使用された部材の中に天正13年(1585)に伐採されたものが確認され、この頃着工されたとみられる。天正18年(1590)の小田原征伐後に織田信雄が失脚し、尾張国は豊臣秀吉の甥三好秀次に与えられ、犬山城は秀次の父三好吉房が城主となった。その後、文禄4年(1595)から慶長5年(1600)までは石川光吉、慶長12年(1607)までは小笠原吉次、慶長17年(1612)までは平岩親吉、元和3年(1617)に尾張藩付家老の成瀬正成が入城し、以降明治4年(1871)まで成瀬家の居城であった。

成瀬家初代城主正成が徳川秀忠(二代将軍)から犬山城を拝領した後、二代城主成瀬正虎は針綱神社の祭礼、犬山祭の基礎を作った。また、城の大手門から南へ延び、名古屋へ通じる街道、犬山街道を開いた。さらに、万治3年(1660)頃には、鶴匠に操られた鶴が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鶴飼漁」が本格化した。

三代城主成瀬正親は寛文4年(1664)に城下を囲む堀と土居を整備して町の要所に木戸と虎口を設けたり、犬山町年寄を任命する等、町政制度を整備した。この時期に犬山城の構えがほぼ完成したといわれている。

四代城主成瀬正幸は祖先を祭神とする相生神社を創建し、城下町の防火体制を作った。現在、犬山城の南西にある犬山神社は、正幸が創始した相生神社に始まるものである。また、正幸は犬山城の本丸から北の木曾川岸へ下りる七曲口を固めたとされている。こうして、代を重ねるごとに、犬山城下町が成瀬家の在所として形成されていった。

成瀬家の御殿は最初、本丸にあった。二代正虎は本丸にあった御殿を松の丸に移し、松の丸の御殿を三の丸に移して西御殿を造った。この西御殿は成瀬家の住居であると同時に政庁となった。五代城主正泰が西御殿の西側に三光寺御殿を造営し、それ以降は西御殿が政庁、三光寺御殿が成瀬家の住居としての性格が強くなった。

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型ができていたといわれ、町としての原点は近世以前に遡る。町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、町全体は土居や堀で取り囲まれていた。公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の、天和元年(1681)に作成された「尾張国犬山城絵図」にもその様子が描かれている。

また武家屋敷は土居や堀で囲まれた総構内の周縁部にあり、それに取り囲まれるように配置された町人地は東六町・西六町よりなり、全体を犬山十二町と呼んだ。寺内町には南の防御拠点として浄土真

## 第2章 計画地の現状

宗四か寺を集中して配置したといわれている。

### ア. 犬山城下町

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型が整えられたといわれ、それを基にして、成瀬氏入城後に発展したと考えられている。犬山城の南側を南北に走る5本の道路が町の基本軸で、町の周囲には堀と土塁を造り、総構とした。城下町は「犬山十二か町」と称する12の町で構成され、総構の内側に上本町、中本町、下本町、名栗町、鍛冶屋町、練屋町、横町、魚屋町、熊野町、寺内町があり、総構の外側には鵜飼町、外町があった。町のメインストリートは現在の本町通りで、町人の町には鍛冶屋町、魚屋町、鵜飼町などの町名があり、当初は職業別に住まわせていたと考えられている。また、寺内町には浄土真宗寺院4カ寺と日蓮宗寺院2カ寺がまとめられ、有事の際の防衛拠点となるようにされていた。町には木戸があり、大手門近くの木戸には高札場が設けられていた。また、町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、これも町の防衛ラインを形成するものであったといわれている。

### イ. 街道

犬山は織田信長の時代から水陸の流通、交通上の要衝であった。木曾街道は尾張藩領の木曾と名古屋城下を結ぶものであった。藩主などの要人はこの街道を通ることになっていたことから、庶民向けの「下街道」と対比して「上街道」または尾張の主要道として「本街道」と呼ばれていた。名古屋から楽田追分（現在の犬山市）までは犬山街道と重複しており、軍事的な事情から中山道と名古屋城下を結んだ脇往還でありながら、五街道に準じた道の作りになっていた。また、幕府領や藩領の統治状況を調査するために幕府が行う現地視察である「巡見」において、犬山・名古屋間の巡見には木曾街道が使われていた。犬山街道は寛永年間、犬山城二代城主成瀬正虎が開いた道で、名古屋城下と犬山城下を結んだ。街道沿いにあった村の名称「稲置村」（現在の犬山市）にちなみ「稲置街道」とも呼ばれる。このほか、犬山周辺の地域から犬山を通過するさまざまな街道が存在し、それに伴い宿場町も形成された。

明治期後半になると、木曾街道や巡見街道等の江戸時代からの街道が主要道路として整備された。木曾街道は、現在、犬山市域を走る国道41号線、名鉄小牧線、名鉄広見線に相当する。

### ウ. 水運

犬山は昔から木曾材搬出の中継基地としての役割があったが、特にその役割が重要になったのは豊臣秀吉の時代である。秀吉は天正11年（1583）大坂城築城の際に木曾材の伐り出しを行い、同13年（1585）の聚楽第、同15年（1587）の淀城、同17年（1589）の方光寺大仏殿の建設に伴い多量の木材が必要となり、天正18年（1590）にこれらの地域ならびに木曾川、飛騨川を直轄領とし、材木流通の管理を犬山城主に直接させた。こうして、木曾材搬出の中継地としての役割がより重要となり、木曾川を流下する木材筏の管理・運営・統制についても重要な拠点となった。

江戸時代に入り、江戸城や駿府城の築城に際し、その用材として木曾の山々から伐出した木材が大量に搬送され、また名古屋城天守用材として、大量の木曾材が伐出された。犬山城主石川光吉は、従来

中継基地であった鶴沼湊を自身の城下にある犬山湊（鶴飼屋湊）に位置替えし、管理や課税の事務所である湊役所と湊機能の多くを鶴飼町に移転させた。また犬山湊（鶴飼屋湊）の川番所を新設し、神戸弥左衛門家をその川番所の預かり支配に指名し、官材（公用材）の取り締まりを行った。

#### （４）近代・現代

明治元年（1868）、尾張藩から独立して犬山藩が誕生した。翌、明治2年（1869）には版籍奉還がおこなわれ、第九代城主成瀬正肥は太政官政府から犬山藩知事に任命された。このとき藩庁は旧西御殿に置かれ、三光寺御殿が知事屋敷となった。明治4年（1871）には廃藩置県が実施され、藩は廃止、犬山県が誕生した。犬山県は同年、名古屋県に吸収され、明治5年（1872）に県名が愛知県に改称された。

版籍奉還後、全国の城郭のなかには、維持費削減のために櫓や門などを払い下げたり、取り壊す藩が出てきた。犬山城についても「天守県庁見分」がおこなわれ、入札による払い下げの方針が出された。明治6年（1873）、太政官達により、陸軍が軍用財産として使用する城郭陣屋（存城）と大蔵省に引渡し、売却用財産として処分する城郭陣屋（廃城）に分けられた結果、犬山城は「廃城」となり大蔵省管轄のもと、建物と地所に分けられ、売却あるいは取り壊しの対象となった。最終的には犬山城天守は歴史的にも有名な城であるとされ、取り壊しを免れたが、天守以外はほとんど取り壊されるか、城門などは寺等に払い下げられ、移築されていった。明治8年（1875）、内務省は稲置村（犬山村が改称）と愛知県の要望に対して、城郭一帯を「稲置村全区公園」として土地の人民に任せることを許可し、土地の利用区分を明らかにすることを愛知県に指示した。指令を受けた愛知県は、旧城郭のうち11,106坪を公園地とし、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地とした。また周囲の山林3,120坪を従前のまま保存するとし、公園の風致を守るための土地とされた。同年7月には、犬山城域を敷地とした公園（稲置公園）が設置された。明治15年（1882）に針綱神社が公園地内に遷座して、公園化計画が完成した。

天守については、明治9年（1883）から正式に一般公開が始まり、天守の修繕費に加えるために拝観料を徴収した。

明治24年（1898）10月28日早朝、マグニチュード8.0の濃尾大地震が発生、犬山城内の被害も甚大であった。この未曾有の大災害に対しての修復事業は財政上困難を極め、また修繕のための募金も思うように進まなかったことから、愛知県は明治28年（1902）に、旧藩主成瀬家に条件付で無償譲渡を決定した。この際、①天守や石垣等などの破損箇所は速やかに修復して永久に維持し、②樹木を濫りに伐採しないこと、③修復修繕後も保存を怠らないこと、④世襲財産に編入することの条件がつけられた。天守は成瀬氏や当時の地域住民の寄付金等により修復され、犬山城の管理にあたっては、「犬山旧藩主 子爵 成瀬正肥」の名で「犬山城地管理規程」が作られ、諸事は成瀬家の指揮を受けて決定されることになった。これ以降、平成16年（2004）まで個人所有の城となった。

昭和6年（1931）に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、昭和10年（1935）には天守が国宝保存法によって国宝の指定を受けた。その後、法律の改正により同27年（1952）3月29日には文化財保護法により国宝に指定された。

昭和36年（1961）には本格的な大修理（昭和の大修理）がおこなわれることとなり、石垣を含めた解体修理が始まり、昭和40年（1965）に竣工した。この昭和の大修理とともに管理体制が整備され、

## 第2章 計画地の現状

同年7月1日付で犬山市が文化財保護法第32条の2による管理団体に指定され、日常管理をおこなうことになった。犬山城の管理については、管理団体としての犬山市の附属機関として犬山城管理委員会、犬山城城郭調査委員会、犬山城修理委員会が設置されている。

### ア. 治水

御囲堤は慶長13年(1608)～14年(1609)、犬山から弥富にいたる木曾川左岸に築造されたといわれる全長約50キロメートルの長大な堤防である。徳川家康の命を受けた伊奈備前守忠次の指揮により完成したことから、伊奈備前堤とも呼ばれている。堤防の高さは約10～16メートルで、洪水防御はもちろん、安定した農業生産を可能にした。御囲堤建設の主目的は名古屋城防衛という軍事的なものであったが、江戸幕府の体制が確立するに伴い、その軍事的意義は薄れ、尾張地方の水防に大きな効果を発揮し、木曾川の洪水の脅威はほとんどなくなった。

一方、木曾川から分流する河川は全て御囲堤により締め切られたことから、この河川を農業用水としていた村々は水不足に悩まされることとなった。そこで尾張藩は農業用水の建設にも着手し、慶長13年(1608)に現在の江南市と一宮市のあたりにそれぞれ枳(木曾川から取水するための石組みの水門)がつくられ宮田用水の原型が作られた。また、宮田用水取入口の上流部にある犬山城下から木曾川の水を取り入れるため、慶安元年(1648)に木津用水が開削された。寛永10年(1633)、尾張平野東部の台地開発を目的として入鹿池が築造され、楽田村や羽黒村などで新田開発が進んだ。

近代に入り、愛岐丘陵に源を発する青木(善師野)川、田口(猪洗)川、大畔(大黒)川の3川は江戸時代からしばしば氾濫し、流域の耕地に被害を及ぼしてきた。これを解消するために明治19年(1886)青木川の水を木曾川に放流する放水路の工事が行われ、これが犬山城の麓から木曾川に流れ込む郷瀬川である。また、入鹿池から流れ出る五条川の流域を水害から守る必要から、五条川の水を分流し郷瀬川につなぎ、木曾川へ放流する工事が行われた。これが昭和9年(1934)に完成した新郷瀬川である。

このように農業用水として木曾川から水を取り入れるために、江戸時代には宮田用水、木津用水が建設されたが、木曾川の川底が洪水や流れの変化などにより、安定した水の供給が困難となったことから、これを解決するために農水省(当時)が宮田用水と木津用水の取入口を昭和37年(1962)に完成した犬山頭首工に合口(いくつかの取入口を一緒にして水を安定的に取ること)し、これによりそれぞれの用水の地域へと水が運ばれていくようになった。

### イ. 交通

犬山市域の交通としては、明治38年(1895)に犬山・名古屋間を馬車が毎日5往復しており、所要時間は3～4時間であった。

また木曾川における交通では、江戸時代より栗栖、内田、鶺鴒に渡し場があり、犬山橋が完成するまでは重要な交通機関であった。その中でも、内田渡しは犬山から木曾川を渡って鶺鴒(岐阜県)へ渡る交通の要地であったため通行量も多かった。江戸時代には稲置街道の一部となり、尾張藩直営であった。廃藩置県で尾張藩が消滅すると、尾張藩直営の内田渡しは廃止となったが、交通量の増加と人々の嘆願により、大正14年(1925)に犬山橋架橋が実現した。犬山橋は当時の犬山町と岐阜県の鶺鴒村を

結ぶ、全長 253.5 メートルの三連トラス橋で、現在は鉄道橋と道路橋が並行して走っているが、架橋当初は1本の橋であった。

今日まで市域を通る鉄道は名古屋鉄道だけであり、他社の鉄道は乗り入れていない。従って、市域の鉄道の変遷は名古屋鉄道の歴史であり、犬山市の発展も名古屋鉄道抜きでは語れない。市域の鉄道は、犬山・名古屋間が大正元年（1912）に犬山線として開業したことに始まり、大正14年（1925）に今渡（岐阜県）まで延長され、大正15年（1926）には鵜沼まで開通した。現在では犬山駅を要として、名古屋を始め、小牧・岐阜・広見の各方面へ広がり、犬山市民のみならず、多くの人々の通勤・通学の大切な足となっている。

### 2-2-2 犬山市内の関連指定文化財

犬山市の国指定文化財は25件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、県指定文化財は8件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、市指定文化財は37件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、そして国登録有形文化財は157件である（令和7年（2025）3月現在）。その中で史跡は、史跡犬山城跡を含めて国指定3件、県指定1件、市指定4件の、計8件が所在する。そのほか、未指定ではあるが地域の生活や文化に関連する多種多様な文化財が存在している。

犬山市は様々な時代にわたる、多様な歴史文化を背景に持ち、文化財の数や内容の幅も広く豊かであることから、これらの歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、育てていく必要がある。

表2.1に市域における指定文化財の件数、表2.2に市域に所在する主な指定及び登録文化財の概要をまとめる。

表2.1 犬山市域における指定文化財件数 [令和7年（2025）3月現在]

	有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品							民俗芸能	工芸技術	有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物			
		絵画	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料										
国指定/選定	15 (2)	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	3	1	1	0	0	25
国登録	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	157
県指定	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	-	-	8

## 第2章 計画地の現状

	有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品							民俗芸能	工芸技術	有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物			
		絵画	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料										
県登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
市指定	0	13	5	13	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	-	-	37
合計	31								1	4		10			0	0	227	

※()内は国宝の内数

表 2.2 犬山市域に所在する主な指定（国・県・市指定）及び登録文化財

### ・ 建造物

① 犬山城天守（国宝）	
	<p>昭和10年（1935）5月13日指定。</p> <p>木曾川に迫り出した尾根筋に築かれた犬山城の城郭内に唯一残る建造物の遺構である。築城以後城主はたびたび交代したが元和3年（1617）に成瀬正成が城主となり、以来、成瀬家の居城として明治に至っている。明治24年（1891）の濃尾地震で附櫓が崩壊するなど甚大な被害を受け、昭和34年（1959）の伊勢湾台風でも被害を受けたが、昭和36～40年（1961～65）にかけて解体修理が実施され、旧状が復原された。</p> <p>天守の創建年代に関しては、室町時代から慶長6年（1601）まで諸説あるが、入母屋造の大屋根の上に望楼を載せる形式は初期天守の構成を示すものである。令和元年（2019）から翌2年（2020）にかけて、年輪年代法による年代測定調査を行うとともに、部材の加工痕や建物全体に及ぶ変遷過程などについて詳細に検証した結果、天守は天正13年（1585）から同18年（1590）頃にかけて、一重から三重までが一連で建設されたことが明らかとなった。</p>
② 如庵（国宝）	
	<p>昭和26年（1951）6月9日指定。</p> <p>織田有楽が建仁寺の塔頭正伝院に隠居した際に、書院（旧正院書院）とともに建てた茶室であり、昭和47年（1972）に現在地に移された。外観は入母屋風で柿葺き、躰口を正面に見せず左端に土間庇をつくる。国宝となっている茶室は如庵のほか、京都山崎の妙喜庵待庵と大徳寺龍光院の密庵のみであり、茶道文化史上の貴重な存在である。</p>

③ 旧正伝院書院（重要文化財）	
	<p>昭和19年（1944）9月5日指定。</p> <p>織田有楽が建仁寺の塔頭正伝院を再興し、隠居所として建築したもので、昭和47年（1972）に如庵とともに現在地に移された。建物は三方に縁をめぐらし、南面に細長い沓脱石を据え、主室の前に簡素な手摺をつけ、室と縁の境には腰高障子と舞良戸を立てる。屋根は入母屋造で、銅板葺としている。（写真 ◎文化財ナビ愛知）</p>
④ 大縣神社本殿、祭文殿、東西回廊（重要文化財）	
	<p>昭和56年（1981）6月5日指定。</p> <p>尾張開拓の祖神とされる大縣大神を祭る。社殿は、正之御殿、渡殿、内院の三者が複合した「大縣造」といわれる形式である。この社殿形式の成立は明らかでないが、永正元年（1504）火災後に再建され、その後、万治2年（1659）の火災で再度焼失したものを、寛文元年（1661）尾張藩主徳川光友が再興したのが現存する社殿である。なお、万治2年（1659）の被災時の記録には、三棟造と明記されており、「大縣造」の成立はそれ以前にさかのぼるものと考えられる。（写真 ◎文化財ナビ愛知）</p>
⑤ 神明社楼門（県指定有形文化財）	
	<p>昭和34年（1959）1月16日指定。</p> <p>かつては奥入鹿村にあったが、入鹿池の築造に際し、寛永10年（1633）に現在地に移された。楼門の規模は正面の柱間数3間、戸口は一戸、屋根は入母屋造、屋根葺材は薄い木の板を葺いた柿葺型の銅板葺、西面向きに建っている。1階の平面は正面3間、側面2間、中央間に扉を建てている。両脇間は床板張である。2階の平面は正面3間、側面2間、内部は1室となっている。1階の軸部は礎石の上に建ち全て丸柱、地覆と貫から成り、上層は柱盤上に丸柱を建て、貫を通し四周に長押が付く。1階の組物は斗が2つ出て縁を支える。2階は斗が3つ出て屋根を支え、その間に臺股（かえるまた）と束が付く。軒廻りは二軒の垂木で典型的な三間楼門で伝統的な和様色の強い楼門である。（写真 ◎文化財ナビ愛知）</p>

・ 国登録有形文化財

⑥ 旧堀部家住宅	所在：犬山市大字犬山字南古券 272
	<p>堀部家は代々成瀬家に仕える武士であった。この建物は犬山城城下から名古屋に通じる「名古屋往還」の外堀榊形の東側に所在する、明治期の住宅である。主屋、高塀、離座敷、渡り廊、土蔵、作業場から成り、これらの建物はいずれも国の登録有形文化財となっている。市が所有者より建物の寄贈を受け、平成24年度（2012）から一般公開している。建物は見学無料で、伝統文化を広めるイベントなどが開催されている。</p>

## 第2章 計画地の現状

<p>⑦ 旧磯部家住宅</p>	<p>所在：犬山市大字犬山字東古券 72</p>
	<p>磯部家は国宝犬山城大手門から延びる本町筋にあり、江戸時代には「柏屋」の屋号で呉服商を営み、その後、製茶・販売業に転じた。この建物は江戸期の建築様式を持つ木造家屋で、主屋は幕末に建てられたと伝わる。緩やかなふくらみのある「起り屋根」は犬山市内の町家で唯一現存しており、正面は2階建て、裏は平屋の「バンコ二階」と呼ばれる造りになっている。平成16年(2004)に犬山市が所有者より建物の寄贈を受けた。建物は主屋、裏座敷、土蔵、奥土蔵、展示蔵の5棟からなり、いずれも国の登録有形文化財となっている。主屋の2階和室、奥土蔵、展示蔵はそれぞれギャラリーとして利用可能となっている。</p>
<p>⑧ 小弓の庄(旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設)</p>	<p>所在：犬山市大字羽黒字古市場 53-1</p>
	<p>本施設は地元の吉野利左衛門が明治40年代に「加茂郡銀行羽黒支店」として建築し、創立から昭和5年(1930)まで金融機関として機能した。羽黒支店の廃止に伴い、昭和6年(1931)以降は個人の住宅として使用された。所有者の解体意向を機に、犬山市歴史的建造物保存審査会での「地域の文化材として保存活用すべき」という答申を受け、平成11年(1999)に貸館機能を備えた羽黒のまちづくり拠点施設として復原された。平成25年(2013)に国の登録有形文化財となった。</p>

### ・ 記念物〔史跡・名勝・天然記念物〕

<p>⑨ 東之宮古墳(国史跡)</p>	<p>昭和50年(1975)7月19日指定。</p>
	<p>標高145メートルの白山平の山頂にある前方後方墳。3世紀後半～4世紀初頭に築造されたといわれ、前方後方墳の中では愛知県で最古・最大の古墳であり、全長約72メートルである。現在もほぼ完全な形で保存されている。昭和50年(1975)に国史跡として指定され、埋葬者は犬山市周辺地域の「邇和」という地域を治めていた権力者ではないかといわれている。昭和48年(1973)に行われた発掘調査で、多くの副葬品が発掘され、その数と質により国の重要文化財として、京都国立博物館で展示されている。</p>
<p>⑩ 青塚古墳(国史跡)</p>	<p>昭和58年(1983)2月8日指定。</p>
	<p>犬山市の楽田地区にある、4世紀中ごろに築造されたといわれる全長約123メートルの前方後円墳。愛知県で2番目の大きさ。かつては周辺に10数基の古墳が点在し古墳群を形成していたが、現在では青塚古墳南西の藪の中に小円墳数基を残すのみである。史跡公園として整備されている。青塚古墳の約3.5キロメートル東にある大縣神社では、「青塚古墳は大縣神社の御祭神である神裔大荒田命の墳墓である」と伝えられている。毎年、秋口に「墓前祭」が行われている。</p>

<b>⑪ 木曾川（国名勝）</b>	
	<p>昭和6年（1931）5月11日指定。</p> <p>長野県から岐阜県・愛知県・三重県を経て伊勢湾に注ぐ木曾川水系の本流である一級河川。延長229キロメートルあり、全国7位の長さ。岐阜県美濃加茂市から愛知県犬山市にかけての木曾川沿岸の峡谷は、風景がヨーロッパ中部を流れるライン川に似ていることから、大正3年（1913）に地理学者志賀重昂によって「日本ライン」と命名された。また、昭和6年（1931）5月11日、我が国の優れた国土美として欠くことのできないものであり、その風致景観の優秀さと学術的価値の高さから、国の名勝に指定された。</p>
<b>⑫ 妙感寺古墳（県史跡）</b>	
	<p>昭和50年（1975）12月26日指定。</p> <p>妙感寺境内に位置する前方後円墳。後円部を東とし、主軸をほぼ東西に築造されている。全長およそ95メートル、後円部の高さ約9メートル、前方部の高さ約6メートルの巨大な古墳で、後円部は5段、前方部は3段による築成といわれている。墳丘に川原石の葺石がある。東海地方を代表する古墳時代中期の貴重な大型前方後円墳である。</p>
<b>⑬ 敬道館跡（市史跡）</b>	
	<p>昭和41年（1966）5月1日指定。</p> <p>敬道館は、天保11年（1840）に八代城主成瀬正住が創設したもので、はじめ儒学と礼法に重点を置いていたが、後には皇学を主とし、これに朱子学を加えていた。入学できるのは、手代格以上の者の子弟で年齢8歳から15歳までの者であり、入学金や謝礼は一切不要で、経費は成瀬家が支出した。校長にあたる総裁は家老が兼ね、教授・助教・監生・授読等があった。教授の中でも、鈴木玄道・村瀬太乙等は有名であった。また門下生からは、下山順一郎・八木雕・柴山伴男・本田雪堂・寺西易堂・青木頼山・松山義根・八代六郎等の人材が輩出した。</p>
<b>⑭ 絵工道平の墓（市史跡）</b>	
	<p>昭和41年（1966）5月1日指定。</p> <p>犬山焼の絵工道平は、本名を逸兵衛、号を道平といったようである。呉須風の赤絵に堪能で、和歌、謡曲もよくし、その多芸多能から犬山焼に新風を吹きこんだ。特に、春秋にちなんだ「桜花」と「紅葉」を描いた雲錦模様の「花紅葉」いわゆる雲錦手は、後世犬山焼の象徴となった。また、犬山八景を酒器に描いたのも道平が最初であった。</p> <p>「智見」の文字が刻まれた墓石は、道平とともに丸山窯の復興に努めた惣兵衛の墓に接して建てられている。</p>

## 第2章 計画地の現状

⑮ 田中天神跡（市史跡）	
	<p>昭和54年（1979）12月25日指定。</p> <p>田中天神は、稲木神社の俗称である。祭神は、大中津日子命・少彦名命ならびに菅原道真を相殿の祭神として合祀している。</p> <p>この地は、古くから人の住み着いたところであったが、天神川と青木川の氾濫の被害が少なくなかったため、住民の大部分は富岡に移住し、残った人々もことごとく余坂、木ノ下、外町へ移ってしまった。</p> <p>移住後も田中天神は鎮座していたが、参詣の便が悪いとのことから明和4年（1767）余坂の現在地に遷座した。跡地には小社と「旧稲木神社・寛政壬子五月」（一七九二）と刻まれた石柱が建てられている。</p>
⑯ 木ノ下城跡（市史跡）	
	<p>昭和54年（1979）12月25日指定。</p> <p>木ノ下城跡は、東西約200メートル、南北約350メートルの規模であったといわれる。</p> <p>応仁の乱の頃、山名の一党である美濃の斎藤氏が、細川の与党斯波の領国尾張を攻撃しようと犬山をうかがっていた。これに対し、斯波の臣織田廣近は文明元年（1469）木ノ下村に城塞を築き守った。これが木ノ下城の始まりであるといわれる。以後、代々織田氏が居城したが、六代信康（信長の父信秀の弟）が木曾川畔の今の地に城を移し、木ノ下城を廢城にした。</p>
⑰ ヒトツバタゴ自生地（国天然記念物）	
	<p>大正12年（1923）3月7日指定。</p> <p>ヒトツバタゴはモクセイ科の植物で、別名「なんじゃもんじゃ」。文政5年（1822）、本草学者水谷豊文によって発見され、大正11年（1922）に当時の内務省から依頼を受けた岐阜中学校の波磨実太郎教諭が本宮山麓を散策して再発見した。集団で自生が確認されるのは珍しいとされる。</p>

### ・ 民俗文化財

⑱ 犬山祭の車山行事（国重要無形民俗文化財）	
	<p>平成18年（2006）3月15日指定。</p> <p>針綱神社の祭礼として寛永12年（1635）に始まったと伝えられる。祭りに参加する町内は、犬山城下の針綱神社の氏子域からで、現在は13町内から出される車山のほか、3町内から練り物が出され、計16町内が参加している。平成28年（2016）に全国33件の「山・鉦・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された。</p>

<p>⑱ 犬山祭の山車（県有形民俗文化財）</p>	
	<p>昭和39年（1964）10月14日指定。</p> <p>犬山祭の13輛の車山のうち12輛は三層構造で、その高さは約8メートルある。一層目の「下山」には囃子方、二層目の「中山」にはからくり人形の操り方が乗る。からくり人形は唐破風を四本柱で支える三層目の「上山」で演じられる。残る一輛の船形は犬山で発達した山車形態であることから犬山型と呼ばれる。下山の側面に飾られる水引幕や中山の中幕、各層に付けられる素木や金箔の張られた彫刻など、様々な装飾が施されている。これらの多くは江戸時代後期から明治時代中頃までに、名古屋と犬山の職人の手で製作されたものが多い。</p> <p style="text-align: right;">(写真 ◎文化財ナビ愛知)</p>
<p>⑳ 木曾川犬山鵜飼漁法（市無形）</p>	
	<p>昭和60年（1985）12月26日指定。</p> <p>犬山鵜飼は万治3年（1660）頃、三代城主成瀬正親が故郷の三河から鵜匠を呼び寄せ保護したことにより本格化した。しかし、六代城主正典は仏教に帰依し、文化6年（1809）隠居後、殺生を禁じ、鵜匠を犬山から追放したため、いったん絶えることとなった。</p> <p>明治33年（1900）に再興されたが、漁期が短い、天候や川の状態に左右される等から、漁業としての鵜飼は成り立ちにくくなり、観光鵜飼へと移っていった。</p> <p>昭和39年（1964）からは、観光鵜飼を市の事業としている。</p>
<p>㉑ 尾張富士の石上げ祭（県無形民俗文化財）</p>	
	<p>令和5年（2023）8月4日指定。</p> <p>石上祭は、8月の第1日曜日に行われる尾張富士大宮浅間神社の祭礼で、尾張の三大奇祭に数えられる。</p> <p>この祭は山の背比べ伝説に由来し、御祭神木花開耶姫命の神意に沿うべく献石を始めたと伝えられ、大正時代には盛んに行われた。</p> <p>棒に括りつけられた献石は、大きさにより2人、8人、16人、32人の石連により担がれ、石上げ唄に合わせてながら険しい参道を運ばれる。夜には、大縄に火を点けた松明を結びつけ、振り回しながら山頂から麓まで下りる火振りの神事が行われる。</p>

第2章 計画地の現状

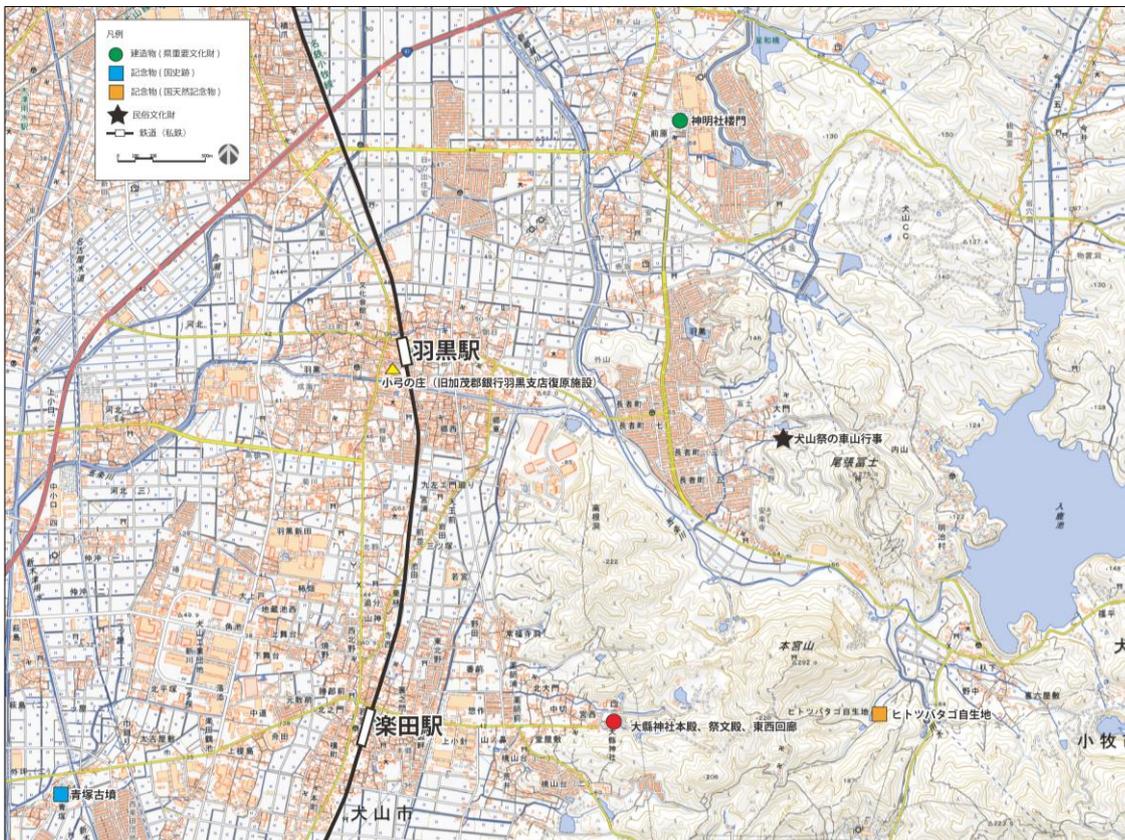
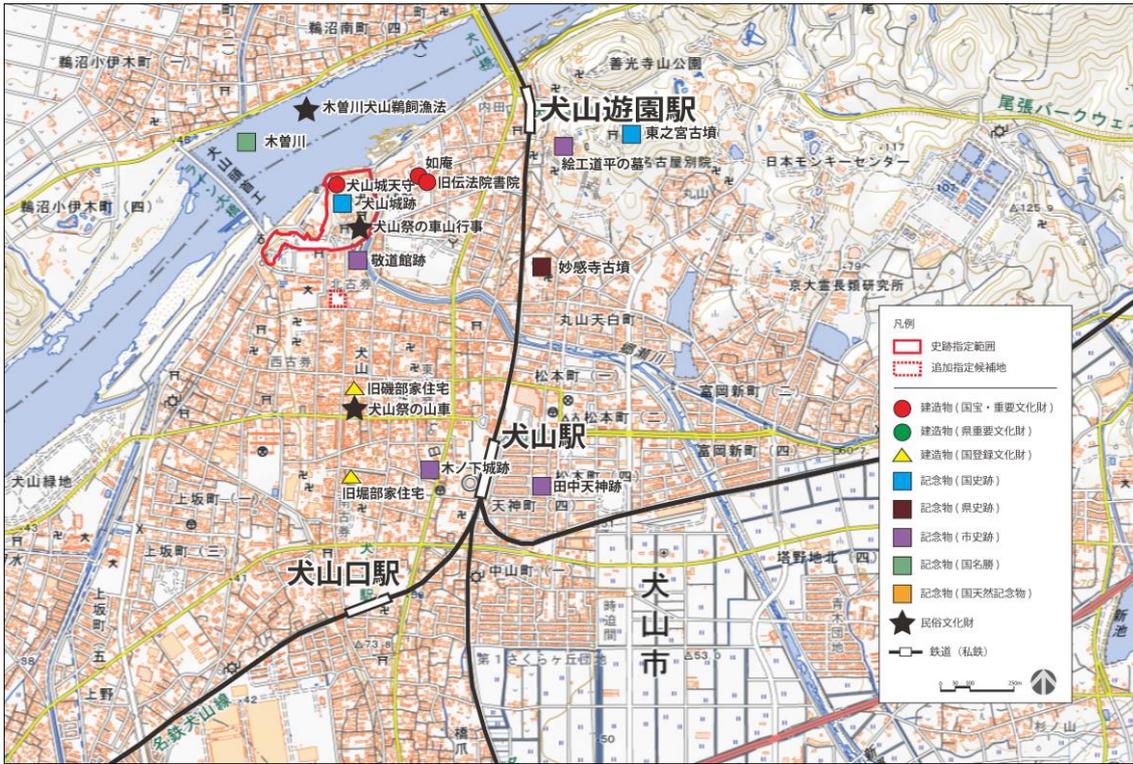


図 2.6 犬山市域に所在する主な指定及び登録文化財

## 2-3 社会的環境

### 2-3-1 位置

犬山市は、愛知県の北西部に位置し、東経 136 度 56 分 39 秒、北緯 35 度 22 分 43 秒にあり、東西約 12.3 キロメートル、南北約 12.6 キロメートルに広がる、総面積 74.90 平方キロメートルの市である。北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市、東は岐阜県可児市・多治見市、南は愛知県小牧市・春日井市と西は扶桑町・大口町と隣接している。昭和 29 年（1954）4 月に犬山町、羽黒村、楽田村、城東村、池野村の 5 つの町・村が合併し、誕生した。市域の北部を流れる木曾川は全長約 230 キロメートルの一級河川であり、岐阜県との県境をなしている。特に流域の中で可児市から犬山市までの区間は、木曾川沿岸の風景がヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、大正 2 年（1913）に地理学者の志賀重昂により「日本ライン」と命名された。木曾川は犬山市から濃尾平野に向かって流れ、平野を潤しながら長良川、揖斐川とともに伊勢湾に注いでいる。市域の東部には標高約 130 メートルから 200 メートルの愛岐丘陵が、西部には木曾川の運んできた砂礫によって形成された大規模な犬山扇状地が広がる。愛岐丘陵と犬山扇状地との間には、「犬山台地」と呼ばれる標高約 40 メートルから 80 メートルの台地が広がり、その台地上に犬山市街地が発達している。史跡犬山城跡は、木曾川沿いに接する標高約 85 メートルの通称「城山」と呼ばれる独立した丘陵を中心とし、その南側に城郭が形成されている。山頂部分に国宝犬山城天守を構え、天守の背後は木曾川まで落ちる断崖となっている。

### 2-3-2 人口・産業

犬山市域は 5 つの地区（犬山、羽黒、楽田、城東、池野）に分けられ、総人口は 71,286 人（令和 7 年 3 月 1 日現在）である。犬山市の人口は、平成 21 年（2009）の 75,864 人をピークに減少傾向に転じ、令和 42 年（2060）には約 51,000 人まで減少するものと推計されている。

人口構成を年齢別に見ると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）がともに減少傾向にあり、65 歳以上の老年人口は年々増加しており、将来、より一層少子高齢化が進むことが予測されている。犬山市の産業別就業者の割合は、令和 2 年度（2020）の国勢調査によると、就業者 34,636 人のうち、農林水産業などの第一次産業 419 人（1.2 パーセント）、食料品や各機械器具製造業などの第二次産業 11,693 人（33.8 パーセント）、そして卸売業・小売業やサービス業などの第三次産業 21,608 人（62.4 パーセント）となっている。第三次産業に従事する就業者の割合が、近年の観光客の増加に伴い増加傾向にある。

### 2-3-3 広域及び史跡周辺交通網

犬山市と他圏域を結ぶ交通機能としては、国道と鉄道が整備され、交通至便の土地となっている。道路網は国道 41 号が市域のほぼ中央を東西に走り、名古屋市を起点として、岐阜・富山方面を結び、また東名・名神高速道路、中央自動車道インターチェンジが至近にある。鉄道網は、市内に 7 つの駅を配し、名鉄犬山線・小牧線により名古屋まで約 25 分で結ばれるほか、名鉄各務原線により岐阜市と約 25

## 第2章 計画地の現状

分で結ばれている。このように、犬山市は日本の三大都市圏の一つである中京圏を形成する名古屋市から約25分という立地にあることから、名古屋都市圏のベッドタウンとしても機能している。また名鉄広見線が犬山市を起点として可児・御嵩を結び、名鉄犬山線とJR高山本線を連絡して高山方面に通じるなど、利便性の高い地域になっている。

史跡犬山城跡は、市街地の北に岐阜県との北の県境にある木曾川を背にして所在し、名古屋鉄道株式会社（名鉄）犬山駅西口から約1.6キロメートル、徒歩で約21分の場所に位置する。史跡への来訪者の主な交通手段として、わん丸君バス（犬山市コミュニティバス）、自家用車、タクシーが挙げられる。わん丸君バスは犬山市内全域に8路線運行しており、いずれの路線も犬山駅やその他の鉄道駅を経由している。大人1日200円（子供は100円）で、土曜日・日曜日を除く平日と祝日に運行している。犬山城跡へは犬山駅から市域の北部へ運行している「内田線」で所要時間10分弱であり、停留所が史跡南側縁辺部の城前広場に設置されていることから利便性が高い。自家用車での来訪のために、犬山城周辺には第1駐車場～第3駐車場の3カ所の駐車場が設置されており、駐車場の混雑状況は犬山観光情報のホームページで確認できる。史跡南側縁辺部の向かい側（史跡外）にある犬山城第1駐車場（通称キャスルパーキング、140台（バス10台）駐車可能）が史跡に最も近く、この第1駐車場と犬山城から徒歩8分の内田防災公園西側にある第2駐車場（123台収容可能）は、入庫が午前8時30分から午後9時まで、出庫が24時間可能で利便性が高い。さらに、犬山城まで徒歩約20分の犬山市役所には第3駐車場（150台収容可能）が整備されている。

また、史跡指定地南側の「追加指定候補地」は犬山城下町のメインストリートである本町通りの中間地点に位置している。コミュニティバスの運行ルートには含まれていないが、名鉄犬山駅から約1キロメートル、徒歩で13分という徒歩圏内に位置する。本町通り周辺は都市計画法による用途地域のうち、「近隣商業地域」に分類されており、特に通り沿いは観光客相手の店舗、レストラン等が軒を連ねている。それゆえ、観光名所としてのポテンシャルも有している。

さらに、史跡及び追加指定候補地周辺には観光施設のほかにも、「城とまちミュージアム（犬山市文化史料館）」、「IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房（犬山市文化史料館南館）」や「旧堀部家住宅」、「旧磯部家住宅」等の文化施設も所在している。

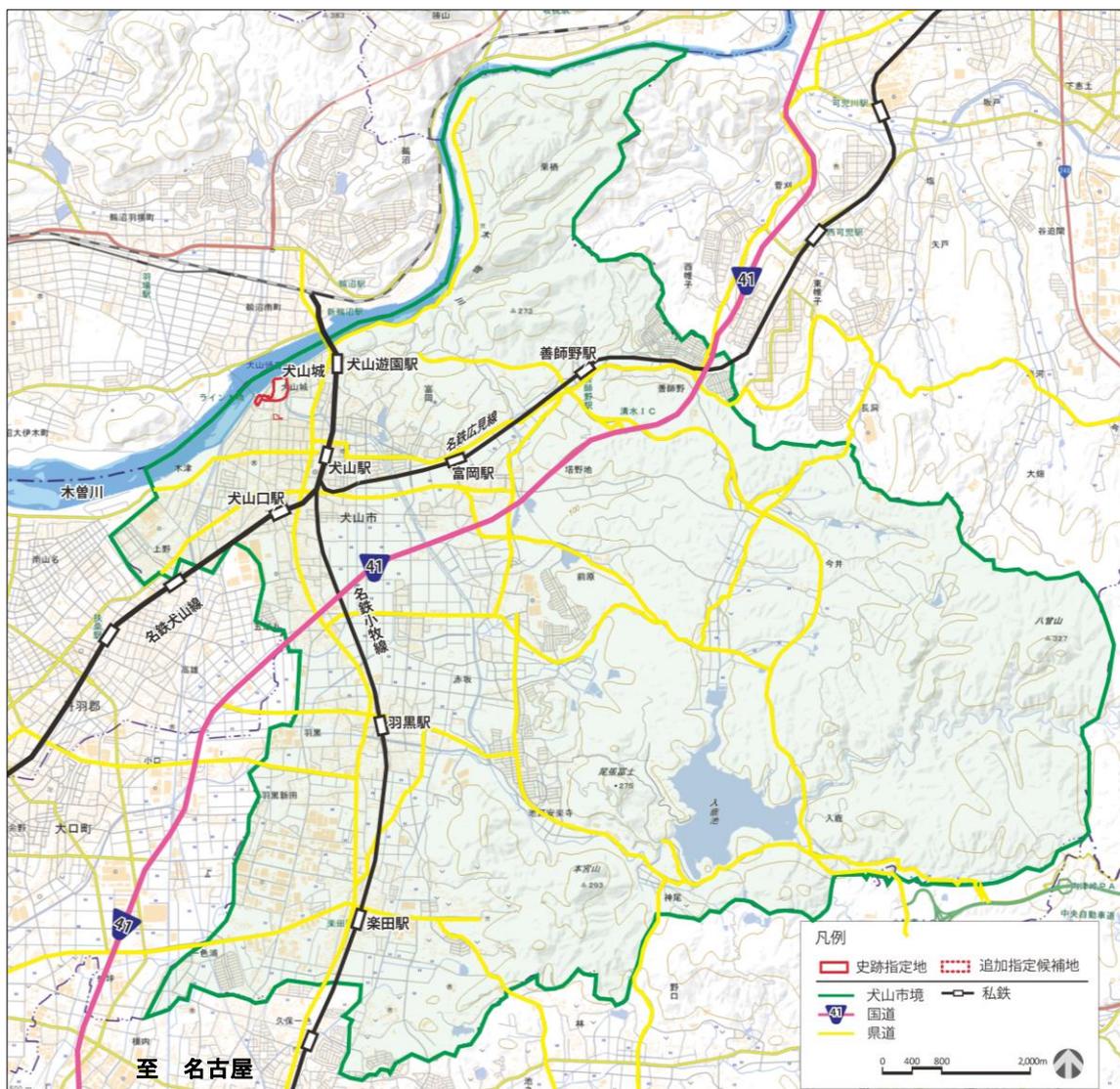


図 2.7 犬山市域における広域交通網

## 2-3-4 犬山市の観光動向と文化観光資源の分布状況

### (1) 犬山市の観光動向

犬山市の観光入込客数統計によると、平成 23 年（2011）の約 542 万人から令和元年（2019）の約 563 万人とおおむね横ばい傾向であり、令和 2 年（2020）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け全体の入込客数総計は激減した。

主な観光施設の入込客数は犬山成田山（成田山名古屋別院大聖寺）が最も多く、例年 150 万人を越え、特に初詣のある 1 月は 1 ヶ月で 100 万人を超える来客がある。犬山城登閣者数は平成 23 年（2011）の約 42 万人から令和元年（2019）の約 59 万人と増加傾向にあった。

令和元年（2019）に犬山市が主な観光施設において来訪者に実施したアンケート調査によると、犬山

## 第2章 計画地の現状

市への来訪者は日帰り客の割合が多く、82.5パーセントであった。またそれら日帰り客の市内滞在時間は4時間未満が全体の44.3パーセントを占めており、それほど長時間滞在しない傾向が伺えた。

犬山市来訪の主目的についてみると、来訪者の63.5パーセントが複数の場所に立ち寄るのではなく、1カ所のみ立ち寄りに限る傾向にあることが分かった。調査地点別の来訪者の主目的をみると、犬山城は、「他にも目的の場所がある」の割合が74.5パーセントと高い一方、リトルワールドや日本モンキーパークでは、「ここだけが主目的」の割合が9割以上を占め、市内を周遊している人が少ないといえる。また犬山城と城下町の関係性でみた場合、城下町を訪れて犬山城にも登閣する人は34.4パーセントで、城下町を通過して天守の登閣へと誘導できるような方法を検討する必要があると考えられる。さらに城下町や入鹿池では、「他の場所が主目的で、ここはついでに訪れた」という来訪形態が一定数あった。

来訪者の観光満足度と再来訪の意向については、約9割近くの人が来訪に満足しており、約80パーセントの来訪者が再来訪を望んでいることが分かった。再来訪意向を調査地点別にみると、「大変そう思う」に比較的高い数値を示したのは、「入鹿池（59.8パーセント）」、「博物館明治村（53.7パーセント）」、そして「栗栖園地（51.9パーセント）」の順であった。ほかに、「犬山城（43.7パーセント）」や「城下町（65.5パーセント）」は「そう思う」に占める割合が高かった。

以上のような観光における現状の中、日帰り観光客の滞在時間延長と宿泊者数の増加が課題の一つとなっており、滞在時間の延長を推進するために複数箇所立ち寄りによる市域の回遊性を高める必要性が求められている。特に犬山城、犬山城下町、木曽川河畔は徒歩圏内に関連しあう3つの主要な文化観光資源が分布しており、これらの回遊性を高めることは宿泊者数の増加にもつながると考えられる。

木曽川では3月中旬から11月下旬まで季節折々の風景を楽しめる「犬山城遊覧船」と11月の紅葉の時期に運行される「桃太郎紅葉船」が、また6月1日～10月15日の期間限定で、犬山城三代城主成瀬正親が木曽川で始めた、1300年の伝統漁法である「鵜飼」を昼と夜で楽しめる「木曽川鵜飼プラン」も提供されている。

犬山市域にはこのほかにも文化観光資源となり得る豊富な指定・未指定の文化財が点在しており、これら観光資源間の回遊性を高めることが重要である。また回遊性の向上を担保するための宿泊施設として、特に観光における中心地域となる犬山城周辺には、「ホテルインディゴ犬山有楽苑」や「灯屋迎帆楼」があり、また市域の観光施設へのアクセスの拠点となる名鉄犬山駅西口には「ホテルミュースタイル犬山エクスペリエンス」が令和3年（2021）に建設されている。これら既存の宿泊施設のみならず新たな施設の拡充とそれらとの連携も密にすることで、観光による地域経済の活性化とまちづくりの発展、ひいては犬山市の魅力向上につながると考えられる。

### （2）文化観光資源の分布状況

犬山市内には犬山城のほかに、様々な文化観光資源が多数分布しており、一年をとおして多くの観光客が訪れる。史跡指定地及び追加指定候補地周辺には、犬山城の歴史に関連する文化観光資源や指定・未指定に関わらず有形・無形の文化財が所在している。また、広域交通圏に目を向ければ、様々なテーマパークなどの文化観光資源が点在している。これらは史跡及び追加指定候補地との周遊や連携

の上で重要な役割を持つと考えられる。

よって本項では、史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源（表 2. 3）と、広域交通圏に所在する文化観光資源（表 2. 4）とその概要を整理する。なお、表 2. 4 の中の 12 番～14 番の門は犬山市外に位置しているが、これらは犬山城から移築された門及び櫓であると伝えられているものであるため、「広域交通圏に所在する文化観光資源」としてまとめることにする。文化観光資源の分布状況については図 2. 8～図 2. 12 に示す。

表 2.3 史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源とその概要

1	針綱神社	所在：犬山市大字犬山字北古券 65-1
		太古より犬山の峰（現在の犬山城天守付近）に鎮座され、濃尾の総鎮守であった。創建年は不明であるが、延喜式に記載があることから1000年以上犬山の地に鎮座していると考えられる。古くは現在の犬山城天守付近に鎮座していたが、天文初年頃の犬山城築城に際し、白山平（現在地より東方にある山）に遷座、慶長11年（1606）市内名栗町に遷座された。さらに明治15年（1882）、現在の地に再び遷座された。
2	犬山神社	所在：犬山市大字犬山字北古券 12 番地
		初代成瀬正成以降の歴代犬山城城主を祀るほか、戊辰戦争から太平洋戦争までの戦没者を祀る。
3	三光稲荷神社	所在：愛知県犬山市犬山北古券 41-1
		創建は天正14年（1586）と伝わるが定かではない。犬山城三狐尾寺山（現在の丸の内緑地公園内）に鎮座し、古くから織田信長の叔父織田信康の崇敬が厚く、また犬山城主成瀬家歴代の守護神として祀られている。
4	丑寅櫓跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		犬山城が所在する城山北麓の東端に位置していた櫓跡。現在、建造物は残っておらず、櫓台石垣の一部のみが残る。

## 第2章 計画地の現状

5	三光寺遺跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		三光寺御殿は、城代などを務める上級家臣の屋敷地であった場所に、三代成瀬正親により享保18年（1733）に建設された。完成後は成瀬氏の犬山における住まいとなった。天保13年（1842）の犬山大火で焼失したが建て直され、同14年（1843）には尾張藩主徳川齊荘を迎えて、盛大な茶会が開かれたとの記録がある。平成7年（1995）に実施された発掘調査で、御殿、番所、堀、井戸、排水溝跡等の遺構が検出されたが、現在は埋め戻され、キャッスルパーキングとなっている。
6	三之丸武術稽古場跡	所在：犬山市大字犬山字北古券
		敬道館の北側に隣接していた武道場跡。
7	犬山城下町と本町通り	
		犬山城の創建に伴い、商人や職人の同業者を近くに住まわせ、町の発展を促したとされ、鍛冶屋町・魚屋町などの町名に名残が見られる。町の中央部に町人町を置き、それを囲むように侍町を配置したほか、城下町の外周を木戸や堀、土塁等で取り囲む総構の城下町として守りを固めていた。現在も江戸時代と変わらない町割りがある。城下町の中心を南北に走る本町通りはかつての大手道である。大手道の北端の最高所に天守がある。
8	犬山城遊覧船	所在：木曾川河畔
		例年3月から5月までと、11月の約2週間だけ開催される遊覧船事業。犬山城下の犬山城港から乗降し、木曾川中流域を約40分間遊覧する。
9	日本庭園 有楽苑	所在：犬山市犬山御門先1番地
		犬山城の東に所在する、昭和を代表する建築家、堀口捨己の監修によって築造された日本庭園である。有楽苑内には、国宝 如庵、重要文化財 旧正伝院書院、古図により復元された元庵、茶会のために建てられた弘庵などがある。 如庵は、茶の湯の創世期に尾張の国が生んだ大茶匠・織田有楽斎が建てた茶室で、昭和11年（1936）に国宝の指定を受けた茶道文化史上貴重な遺構である。明治維新後、如庵は各地を点々としたが、昭和47年（1972）に現在地に移築され、その際に如庵が京都にあった時代の庭園が可能な限り再現されている。

10	常満寺山門（国登録有形文化財）	所在：犬山市大字犬山字西古券
		犬山城の「松の丸裏門」（松の丸北東隅）が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。  (撮影 麓 和善氏)
11	瑞泉寺山門	所在：犬山市大字犬山字瑞泉寺
		城山の東麓に設けられた馬出の西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。  (撮影 麓 和善氏)

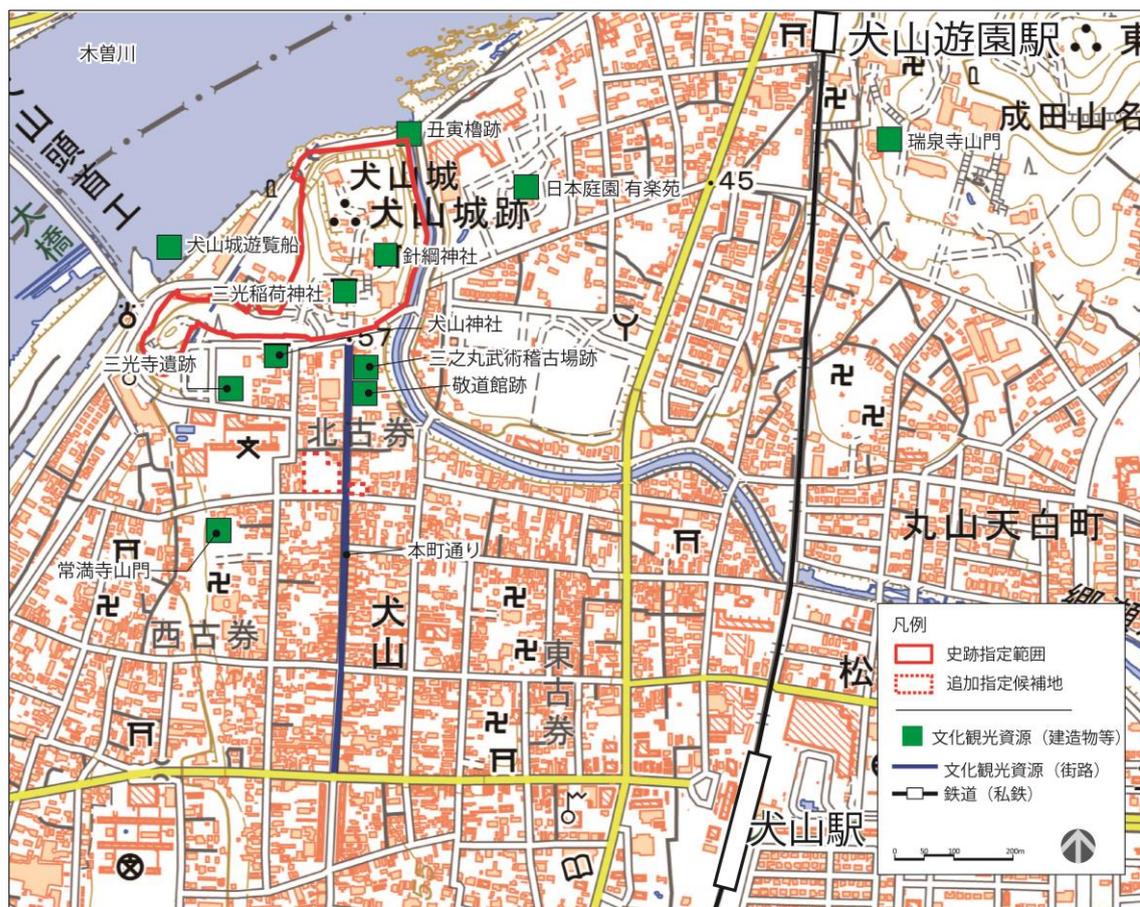


図 2.8 史跡指定地及び追加指定候補地周辺に所在する文化観光資源

## 第2章 計画地の現状

表2.4 広域交通圏に所在する文化観光資源とその概要

1	博物館 明治村	所在：犬山市字内山1番地
	昭和40年(1965)に開業した、明治時代の建造物等を移築して、保存展示している野外博物館。管理運営は公益財団法人明治村が行っている。建造物等のほかに、明治時代の歴史的資料を収集し、社会文化の向上に寄与することを目的としている。平成19年(2007)現在、67件(蒸気機関車等も含む)の建造物が展示されている。移築された建物には重要文化財に指定されたものが11件(14棟)あり、それ以外のほとんどの建物も登録有形文化財になっている。	
2	日本モンキーパーク	所在：犬山市犬山官林26番地
	昭和35年(1960)に開業した、動物園を併設する遊園地。名古屋鉄道の子会社である名鉄インプレスによって運営・管理されている。犬山城、明治村、リトルワールドとともに犬山駅を拠点とした、沿線レジャー事業の一角を形成している。	
3	日本モンキーセンター	所在：犬山市大字犬山官林26番地
	公益財団法人日本モンキーセンターが運営するサル類専門の動物園。運営の中心は京都大学ヒト行動進化研究センターで、サルに関する総合的な研究および野生ニホンザルの保護等を目的として設立された。世界にも数少ないサル専門の動物園であり、生きた霊長類の展示施設としては世界最大の規模を誇る。霊長類研究においては世界的に有名である。	
4	野外民族博物館リトルワールド	所在：犬山市今井成沢90-48
	世界各地から集められた約6,000点もの民族資料を展示した本館展示室と23カ国32の家屋が立ち並ぶ野外展示場で構成された野外民俗博物館。世界のグルメの食べ歩きや民族衣装、エンターテイメントなど、世界の文化を五感で体験することができる。	
5	犬山成田山 大聖寺	所在：愛知県犬山市犬山北白山平5
	真言宗智山派大本山成田山新勝寺(千葉県成田市)の名古屋別院であり、不動明王尊を本尊とする。昭和28年(1953)に本堂が建立、同年に入仏落慶大法会が奉修され、大本山成田山名古屋別院大聖寺(通称犬山成田山)が開創された。犬山市における観光施設の入込客数としては最大で、例年150万人を超える。	
6	お菓子の城	所在：犬山市新川1-11
	お菓子作りの体験ができるテーマパーク。衣装レンタルやお菓子の食べ放題等がある。	
7	青塚古墳史跡公園	所在：犬山市字青塚22-3
	墳長123メートル、高さ約12メートルの前方後円墳。東海地区最大級の大きさを誇り、昭和58年(1983)に国史跡として指定された。大縣神社の御祭神である神裔大荒田命の墳墓であるといわれている。天正12年(1584)の小牧長久手の戦いの際に羽柴秀吉陣営の砦として使用されたことから、「青塚砦」とも呼ばれていた。現在は史跡公園として、ガイダンス施設を併設し、本古墳のみならず周辺地域に所在する古墳の解説を行っている。	
8	入鹿池	所在：愛知県犬山市堤下60
	飛騨木曾川国定公園内にある人工の農業用ため池。その歴史は古く、新田開発の一環として寛永10年(1633)に築造された。平成22年(2010)に農林水産省のため池百選に選定、平成27年(2015)には国際かんがい排水委員会による世界かんがい施設遺産にも登録された。ボート、わかさぎ釣りも楽しめる観光地でもある。	

9	桃太郎神社（桃太郎公園）	所在：犬山市栗栖大平 853
	昭和5年（1930）鎮座。この神社の位置する木曾川沿岸に桃太郎誕生地伝説があり、鬼退治をした桃太郎は桃の実から現れた大神実命であると伝えられ、祭神となっている。神社奥の桃山は桃太郎が最後に姿をかくしたところと伝えられ、太古からこの山をご神体として地域信仰の対象となっている。神社周辺にある桃太郎公園とともに紅葉の名所となっている。	
10	寂光院	所在：犬山市継鹿尾山杉ノ段 12
	八葉蓮台寺寂光院は、白雉5年（654）に孝徳天皇の勅願寺として道昭により創建された。この寺は、尾張国や清洲の鬼門に位置しており、鬼門鎮護のため、織田信長や徳川義直から寺領の寄進や諸役の免除を受け保護されてきた。本堂、随求堂、弁天堂、山門は国の登録有形文化財である。そのほか、寺所蔵の「千手観音二十八部衆像」「道昭和尚画像」「織田信長画像」「継鹿尾山図」は市の有形文化財に指定されている。	
11	専修院山門（扶桑町指定文化財）	所在：丹羽郡扶桑町柏森
		犬山城の大手道上にあった4つの門のうち、第3の門である「矢来門」が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。  (撮影 麓 和善氏)
12	徳林寺山門（大口町指定文化財）	所在：丹羽郡大口町余野
		犬山城の大手道上にあった4つの門のうち、第2の門である「黒門」が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。  (撮影 麓 和善氏)
13	浄蓮寺山門（一宮市指定文化財）	所在：一宮市千秋町
		犬山城の「松の丸門」（松の丸北西隅）が廃城後に払い下げられ、この寺の山門として移築されたと伝わる。  (撮影 麓 和善氏)
14	運善寺山門（一宮市指定文化財）	所在：一宮市浅井町
		廃城後に犬山城から移築された門と伝わるが、同定されていない。  (撮影 麓 和善氏)

※11～14の所在地については犬山市域外であるため、図2.12を参照。

第2章 計画地の現状

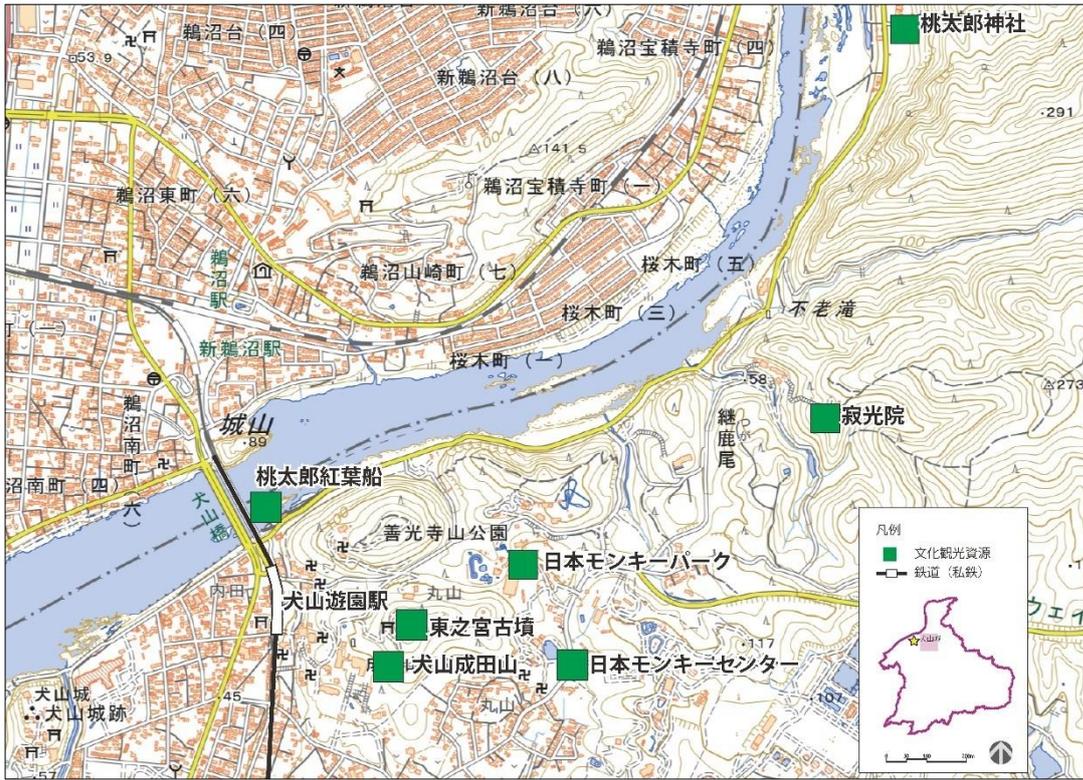


図 2.9 広域交通圏に所在する文化観光資源（犬山市北東部）

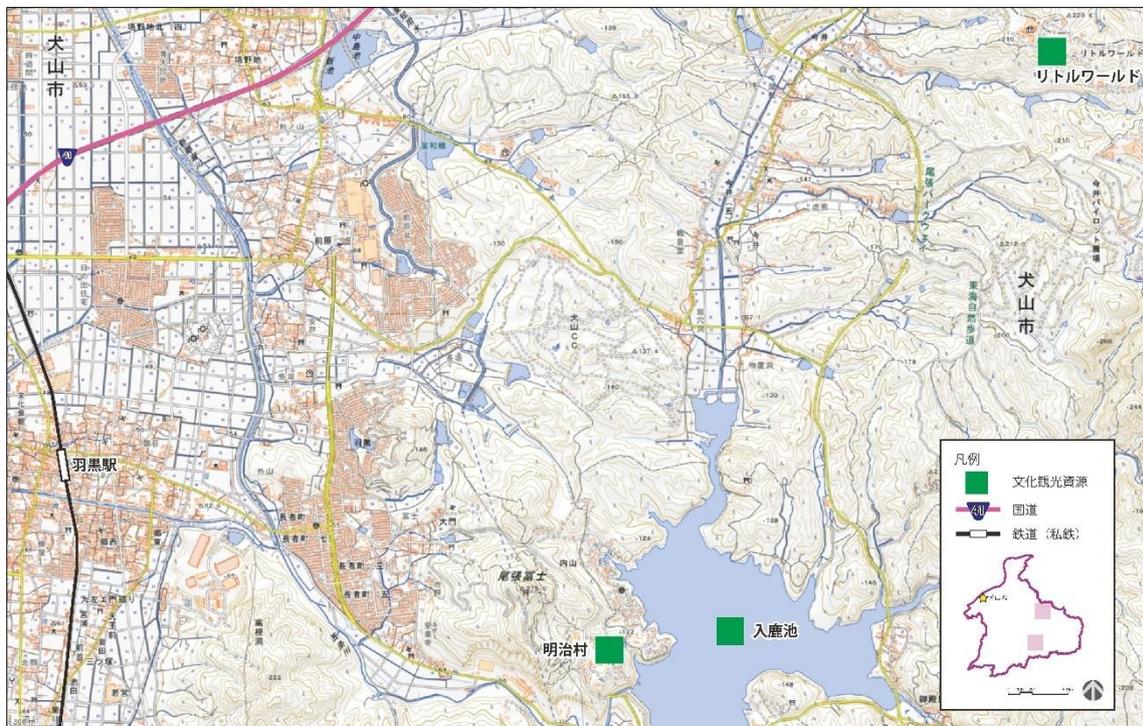


図 2.10 広域交通圏に所在する文化観光資源（犬山市西部及び南東部）



## 第2章 計画地の現状

### 2-3-5 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要

犬山市域には、様々な種類の文化施設、展示関係施設及び社会教育関連施設等が存在する。これらの施設は、市域の多様で豊富な文化的・歴史的価値を地域の人々が互いに共有し、次世代を担う子どもたちにその価値を継承し、重要な地域のシンボル、アイデンティティの醸成につなげていくために連携すべき重要な活用拠点となる。

様々な種類の施設との連携も含めた日常的な一体的利活用を考慮すると、アクセスのしやすさは重要なポイントであるため、本項ではその中から、史跡指定地の近隣に所在する施設を取り上げ、施設の役割、機能及び活動について整理する。また、学校教育施設については、文化的・歴史的価値の継承という点から将来にわたって連携をしていく必要があることから、史跡指定地の近隣・広域に限らず、市域の小・中学校及び高等学校の情報を掲載する。

下記のA～Cの3点の基準の下、史跡指定地近隣に所在する文化施設、展示関係施設、学校教育施設を列挙する。

- A. 文化施設：市域の文化財や歴史等に関する資料を収蔵し、展示・公開、また調査研究等を行っており、地域の文化活動へ大きな役割を担う施設
- B. 展示関係施設：犬山市域の生活・歴史・文化等を紹介する施設
- C. 学校教育施設（小学校・中学校・高等学校）：児童、生徒に学校の教育課程として行われる教育活動を行う施設であり、将来的に地域の文化遺産の継承と発展に向けた人材育成の役割を担う機関

表 2.5 史跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要

A. 文化施設		
1	城とまちミュージアム (犬山市文化史料館本館)	所在：犬山市大字犬山字北古券8番地
		犬山市文化史料館は、城山の南にある。 平成23年(2011)から24年(2022)にかけてリニューアルした本館は、犬山城と城下町の総合的なガイダンス施設である。エントランスホールでは、城と城下町の大模型やハイビジョン映像などを観覧することができ、この地域の今と昔を比較しながら楽しく学ぶことができる。また、展示室では武家と町人の生活文化に関する館藏品や寄託品、成瀬家が所有していた貴重な文化財などが展示公開されている。
2	IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房 (犬山市文化史料館南館)	所在：犬山市大字犬山字北古券8番地
		犬山祭の山車、からくりの古人形や座敷からくりをはじめ、からくり文化にまつわる様々な資料を展示している。からくり人形の操作実演や、九代玉屋庄兵衛氏によるからくり人形の製作公開なども行っている。 別館では、茶運び人形の実演のほか、九代玉屋庄兵衛氏によるからくり製作の実演もある。

B. 展示関係施設		
1	中本町まちづくり拠点施設 (どんでん館)	所在：犬山市大字犬山字東古券 62 番地
		平成 12 年 (2000) に設立。ユネスコ無形文化遺産に登録された犬山祭で曳かれる車山を常時観覧でき、地域活性化を目的とした施設として建てられた。館内では、城下町の町屋を再現し、350 年の歴史と豪壮さで知られる犬山祭の車山 13 輛の車山のうちの 4 輛が展示されたり、犬山祭に関する資料や映像なども展示されている。施設の管理は地元町内会に委託されている。来訪者の休憩スペースとして、また地域住民の交流の場やまちづくりの活動拠点としても利用されている。



図 2.13 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設

## 第2章 計画地の現状

### C. 学校教育施設(小学校・中学校・高等学校)

- ・ 市内の小学校3・4年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。
- ・ 市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験しながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。

#### 小学校

1 犬山北小学校	2 犬山南小学校	3 城東小学校	4 今井小学校
5 栗栖小学校	6 羽黒小学校	7 楽田小学校	8 池野小学校
9 東小学校	10 犬山西小学校		

#### 中学校

1 犬山中学校	2 城東中学校	3 南部中学校	4 東部中学校
---------	---------	---------	---------

#### 高等学校(県立)

1 犬山高等学校	2 犬山南高等学校
----------	-----------

### 2-3-6 史跡とその周辺環境について連携・協働を行う関連団体

文化財の保存、管理、活用にあたっては、地域住民や市民団体、ボランティア、民間事業者等と連携、協働しながら、取り組みを推進することが重要である。文化財やそれを取りまく周辺環境に対してそれぞれの事業や活動と関連づけ、文化財の保存・活用のための様々な知恵や意見を出し合うことで、地域の活性化につながる取り組みを続けていくことが各種団体や民間事業者等に期待される役割である。様々な文化、歴史を有し、観光都市でもある犬山市では、個人レベルであるいは行政と連携しながら、多種多様な各種団体、ボランティア等が活動している。各団体は、文化財の保存、管理、活用に向けた取り組みを積極的に行っているが、メンバーの高齢化、後継者や新たな担い手不足などの問題を抱えている団体もあり、活動の継続性が課題となっている。

ここでは、特に犬山の文化、歴史、文化財を支える団体、歴史文化に基づいたまちづくりに寄与する団体等とそれらの活動の内容について概観する。

#### ① 講演会や現地見学をとおして、地域の歴史とその価値を知り、学ぶことを目的とした団体

- ・ 犬山歴史研究会  
月1回の講演会と年2回の史跡をめぐる研修旅行をとおして、犬山やその周辺の市町村の歴史を知り、学ぶ団体である。

#### ② 民俗文化財の保存・継承等を中心に活動を行っている団体

- ・ 一般社団法人 犬山祭保存会

寛永12年(1635)に始まった針綱神社の春季祭礼である犬山祭について、祭礼の実行だけでなく保存活動を効率的に行うための保存会組織として、昭和48年(1973)に設立された。国の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産でもある犬山祭を、各団体との協力のもとに執行し、市民、来訪者に深い感動を与え、郷土の誇りにふさわしい祭礼とするよう活動している。また、未来を担う児童・青少年の伝統文化継承のための教育活動等も行っている。

### ③ 史跡等に関連する活動を行っている団体

- ・ 特定非営利活動法人 古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク
 

地域に残る多様な文化遺産、特に古墳や遺跡などを通じて、「文化遺産のみえるまちづくり」の推進と実現を目指しており、平成22年(2010)に設立された。文化遺産のデジタルアーカイブ事業や史跡整備事業等に関するコンサルティング事業、また歴史教育、文化財等の啓発活動支援事業を行っている。
- ・ 犬山城跡整備復元を盛り上げる会(通称:城もり会)
 

犬山市民と犬山や城下町で事業を営んでいる企業・店舗が一体となって、国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の整備、復元を盛り上げることを目的として設立された。犬山城をはじめとした全国の城郭に関する勉強会や史跡犬山城跡の清掃活動のほか、「犬山城まつり」などの普及啓発イベントを開催している。

### ④ 地域の歴史、魅力、文化財の価値を来訪者に伝えることを目的とした団体

- ・ 歴史観光ボランティアガイド ナイスで犬山
 

郷土の語り部による、犬山城や城下町散策のガイドを行う。申し込みは犬山市観光協会等で受け付けている。
- ・ 犬山グッドウィルガイド
 

犬山を外国語で案内するボランティア団体。英語、ドイツ語、中国語、韓国語に対応している。

### ⑤ 城下町の賑わい創出、観光交流の促進等を目的としたまちづくり団体

- ・ 犬山北のまちづくり推進協議会
 

平成6年(1994)に城下町北地区の町内会・住民等で組織されたまちづくり推進団体。平成8年度(1996)から始まった城下町地区の整備(どんでん館、大本町通り)において計画策定段階から参加し、旧磯部家住宅復原施設等を活用したまちづくり活動を継続して行っている。

### ⑥ 犬山城および城主成瀬家に伝来する美術工芸品・歴史史料の調査研究・保存・公開を目的とした団体

- ・ 公益財団法人 犬山城白帝文庫
 

犬山城と成瀬家伝来の美術工芸品・歴史史料を調査研究・保存・公開するため平成16年(2004)

## 第2章 計画地の現状

に財団法人として設立され、平成25年（2013）に公益財団法人に認定された。事務所は旧城内に位置し、史料を展示・収蔵する歴史文化館は犬山市文化史料館「城とまちミュージアム」内にある。主な活動は、犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、資料貸出、教育普及などの活動である。また、調査・研究活動の成果は、年1回発行の研究紀要にて発表している。

## 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

### 3-1 指定の状況（史跡・国宝天守）

犬山城跡は平成30年（2018）2月13日、史跡に指定された（文部科学省告示第23号）。また、これに先立つ昭和6年（1931）5月11日に名勝、昭和10年（1935）5月13日には天守が国宝に指定されている。

#### 3-1-1 史跡の指定告示及び指定説明

史跡の指定告示及び指定説明は以下の通りである。

##### 【指定告示】

官報告示（文部科学省告示第23号）官報号外第29号 平成30年2月13日 火曜日

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣 林 芳正

名称	所在地	地域
犬山城跡	愛知県犬山市大字犬山字北古券	一二番三、一二番一〇、一二番一三、一二番一四、一二番一五、一二番一八、一四番、一五番一、一五番四、一五番五、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、三八番二、三九番一一、四〇番一、四〇番二、四一番一、四一番二、四一番一二、四一番一三、四一番一四、四一番一五、四一番一八、四一番一九、四一番二〇、四一番二八、六五番一、六五番二、六五番三、六五番四、六五番五、六五番九、六五番一〇、六五番一一、六五番一二、六五番一三、六五番一五、六五番一六、六五番一七、六五番一八、六五番一九、六五番二〇、六五番二一、六五番二二、六五番二三、六五番二四、六五番二五、六五番二六、六五番二九 右の地域に介在する道路敷を含む。

##### 【指定説明（月刊文化財 平成30年2月号より原文抜粋）】

「犬山城跡は木曾川沿いの標高約八五メートルの独立丘陵（通称「城山」）を中心に築かれた中近世の城跡である。天文六年（一五三七）の築城と伝えられ、築城以前には、式内社である針綱神社が鎮座していたとされるが、築城時期を示す確実な史料は存在しない。永禄八年（一五六五）、小牧を拠点とする織田信長が犬山に進攻するが、その際、「犬山落城」との記事がみえる（「快川紹喜書状写」）。さらに、天正十二年（一五八四）に起こった小牧長久手の戦いでは主戦場の一つとなり、天正十八年（一五九〇）以降、秀吉の甥である豊臣秀次の父三好吉房、さらに吉房二男の豊臣秀勝の支配下に入った。その後、木曾代官の石川光吉が兼務する時期を経て、関ヶ原の戦い以後は小笠原吉次、次いで平岩親吉が城主となり、元和三年（一六一七）、尾張藩付家老として成瀬正成が、二代将軍秀忠より犬山城を拝領し、以後、成瀬家が江戸時代を通じて犬山城主を務めた。

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

正成が天守を改築したとの伝えがあり、二代正虎は天守裏の木曾川沿いの尾根に千貫櫓を建てた(『尾濃葉栗見聞集』)。正保の城絵図の控えである「犬山城絵図」(正保四年<一六四七>、徳川林政史研究所所蔵)をみると、松の丸に石垣はなく、三代正親によって整備がなされたものと考えられる。天保十三年(一八四二)には、火災により桐の丸、松の丸、縦の丸の櫓や御殿などが焼失し、八代正住によって復興がなされている。

慶応四年(一八六八)一月に太政官から藩屏に列せられるとの申し渡しがあり、尾張藩から独立して犬山藩が誕生し、九代成瀬正肥は版籍奉還により犬山藩知事となった。明治八年(一八七五)、愛知県が管理する稲置公園が設置され、城郭内の建物の払い下げが行われ、同十五年(一八八二)、針綱神社が公園内に遷座した。犬山城は明治二十四年(一八九一)の濃尾地震により大きな被害を受け、地域住民を中心に修理の機運が高まり、愛知県は修理を条件に城地を無償で旧藩主である成瀬正肥に払い下げることにした。昭和六年に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、同十年には天守が国宝の指定(文化財保護法により、昭和二十七年に国宝に指定)を受けた。平成十六年に、財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となって今日に至っている。

犬山市教育委員会は、平成二十年度の地形詳細測量調査を嚆矢に、翌年度より三か年、城跡の範囲と遺構の遺存状況の把握を目的に発掘調査を実施し、切岸や箱堀、大手門跡の堀や土塁の痕跡を明らかとした。犬山城跡は天守のある本丸を最高所とし、その南側の大手道を挟んで東側に杉の丸、桐の丸、松の丸、西側に縦の丸が配されている。桐の丸には現在針綱神社本殿が、松の丸には同参集殿と三光稲荷神社が存在する。三光稲荷神社は城郭中心部の南西に位置する、現在丸の内緑地公園となっている丘陵(三光寺山)に所在していたもので、戦後現在地に移転したものである。三光寺山は三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。出土遺物には天正後半から慶長期にさかのぼる瓦類や文禄から慶長期の桐文の棟込瓦があり、城山の南側平坦地では戦国期にさかのぼる灰釉小皿などの遺物がある。また、それらと平行して歴史学、建築学、考古学、歴史地理学などからなる総合的調査が実施された。天守は、石垣上の外観は三重、内部は石垣上が四階、穴蔵が二階で、南面東端及び西面北端に附櫓が付く。前期望楼型天守の特徴を備えているが、昭和の解体修理の結果、創建当初は二重二階で、のちに三重目(三・四階)が増築されたことなどが明らかとされている。今回の調査においては、一・二階部分の柱に古拙な加工痕が存在すること、大手道に複数の外柵形が連続する構造は織豊系の縄張りの特徴であることが指摘された。また、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の史資料などから城下町の形成過程についても解明が進められている。石垣は近代以降改変された箇所も少なくないが、本丸や縦の丸などに良好に遺存している。寛永七年(一六三〇)から慶応元年(一八六五)までの石垣修復許可の老中奉書が三一通確認されており(同文庫所蔵)、絵図と合わせて比較検討することも可能である。

このように犬山城跡は、現存国宝天守の一つを有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要であり、また我が国近世の政治・軍事の在り方を知る上で重要な城跡である。よって史跡に指定し、保護を図るものである。」

3-1-2 国宝天守の指定告示及び指定説明

① 国宝保存法に基づく指定

【指定告示】

官報告示（文部省告示第194号）昭和10年5月13日

○文部省告示第百九十四号

国宝保存法第一條ニ依リ左記ノ建造物ヲ国宝ニ指定ス

昭和十年五月十三日

文部大臣 松田 源治

名称	構造形式	所有者	所在地
犬山城 天守	三層天守、内部四重地下二重、 屋根本瓦葺	東京府東京市澁谷区幡 ヶ谷笹塚町 子爵 成瀬 正雄	同丹羽郡犬山町大字犬山字北古券 六十五番地ノ二

【指定説明<sup>(注)</sup>】

天文四年、(一説六年)織田信康、木ノ下城ヲ移シテ今ノ山上ニ改築シタ事ガ本城ノ創始デアル、其後幾多ノ変遷ヲ経テ、文禄四年石川光吉城守トナリ、慶長四年東濃金山城(其天守ハ一説天文六年斎藤正義ノ創築ト称スレドモ疑ハシ)ヲ毀チテ此處ニ移シ、翌年天守ヲ造ッタガ、関ヶ原ノ戦ニ西軍ニ属セシヲ以テ没落シタ、慶長六年尾州太守松平忠吉ノ家老小笠原吉次城主トナリ、未成ノ築城ヲ完ウシタ、元和三年成瀬正成入城、爾後子孫相継ギテ之ヲ領シ、明治維新ニ至ッタ、天守ハ三層ニシテ内部四重、地階二重ヨリ成リ、大ナル第二層ノ屋上ニ、小ナル第三層ヲ造リ、華頭窓ヲ開キ、周囲ニ高欄ヲ繞ラセルハ、桃山時代ノ古制ヲ示セルモノデアル

② 文化財保護法に基づく指定

【指定告示】

官報告示（文化財保護委員会告示第21号）昭和27年3月29日

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

名称	指定告示	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
犬山城天守	昭和十年文 部省告示第 百九十四号	一棟	三重四階 地下二階附、 本瓦葺	成瀬 正勝	東京都渋谷 区幡ヶ谷笹 塚町一〇六 八番地	愛知県丹羽 郡犬山町大 字犬山

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

#### 【指定説明<sup>(注)</sup>】

犬山城が現在の位置に築城されたのは、天文年間織田信康の頃とされるが、現存天守の築造されたのはその後石川備前守光吉の時代である。即ち徳川家康が慶長四年美濃金山城主森右近大夫忠政を信州川中島に所替し、その城を毀して光吉に与えたため、光吉はその材料を木曾川を下して現地に運び築いたのである。ところが金山城にあった天守は、天文六年斎藤大納言正義の築造したもので、室町末期のものに属するが、犬山移築に際し上層の望楼が改造され、その際多くの補強材が加えられた。その後成瀬氏が入封して明治維新まで在城したが、その間正徳四年、延享四年等に修理を加え、文化十年には天守に落雷、修理を加える等、屢々小修理が行われたが、明治廿四年濃尾大震災に大破し、修理に際して東南附櫓及び西北突出部を取毀して現在に至っているが、なお初期天守の面影を多分に残している。

(注) 昭和の解体修理で移築の痕跡がないことが判明したため、天守の築城について見直された。

### 3-2 指定地及び追加指定候補地の概要

#### 3-2-1 史跡犬山城跡及び追加指定候補地の現在に至る経緯

犬山城の城郭は、現在犬山丸の内緑地となっている三光寺山（三狐尾寺山）を含めて、代々城主であった成瀬家の所領であった。しかし、明治6年（1873）の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方（廃城令）」に伴い犬山城が廃城に指定されると、城が位置する稲置村（当時）が村の氏神であった針綱神社の城郭内への遷座、好風景を理由とした「人民偕楽公園等」の開設及び天守の存置を希望した。明治8年（1875）に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「稲置村全区公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示したことにより天守の存置が決定したが、その他の建物及び地所は払い下げられることになった。旧城郭のうち11,106坪を公園地、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地（明治15年（1882）に現在の桐の丸内へ移転）とし、公園の風致を守るために、周囲の山林3,120坪を保存した。こうして犬山城域を敷地とした稲置公園が誕生し、愛知県が管理することになった。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

明治24年（1891）に濃尾地震が発生し、天守等が甚大な被害を受けたが、稲置公園の収入は修繕の費用を賄うにはほど遠い状況であり、犬山町による義援金募集も期待通りの成果が得られなかったため、稲置公園処分案が当時の県知事より提出され、最終的に、県は天守を含むすべての城地について、永久保存を条件とした「条件付き無償譲与」を成瀬家に対しておこなうことを議決した。その後、明治28年（1895）に稲置公園は廃止され、公園敷地は成瀬家の所有となった。

この成瀬家所有の土地は、一部を除き平成16年（2004）に設立された、「財団法人 犬山城白帝文庫（現公益財団法人）」所有となり、天守も含めて、個人所有から財団所有となった。

また、針綱神社と同様に、史跡指定地に存する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山、現在の犬山丸の内緑地内に鎮座していた。創建は定かではないが、天正14年（1586）の伝承があり、犬山城主成瀬家歴代の守護神とされてきた。昭和39年（1964）頃、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、成瀬家第十代当主、成瀬正雄氏より三光稲荷神社境内地として城山内の土地の寄進を受け、三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めた

て見張堤敷（櫓堤）と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和60年（1985）に都市計画決定された緑地公園として、「犬山丸の内緑地」となり、犬山市の所有となった。

さらに、かつての城主の住居として、また政庁としても使用された西御殿は、慶応4年（1868）に犬山藩が誕生した際に藩庁となり、さらに明治4年（1871）の廃藩置県により犬山県が誕生した際には県庁として使用された。その後、正確な時期は不明であるが、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和38年（1963）には旧犬山市体育館が建てられた。この体育館は平成29年（2017）3月に除却され、現在、犬山城前広場として市民や来訪者に利用されている。

また城山の北側、東側、西側を取り囲む外縁部分は公開されておらず、人の出入りも少ないことから樹木が過密になり、石垣等の遺構への影響や天守の眺望阻害などが生じている。

犬山城跡は名勝木曾川（昭和6年（1931）指定）の一部として、その土地の保存ならびに管理が行われていたが、平成30年（2018）に史跡に指定され、「史跡犬山城跡」（平成30年2月13日付 文化庁告示号外第29号）となった。犬山市が史跡の管理団体に指定され（平成30年7月30日付 文化庁告示第六十八号）、史跡の保存及び管理を行っている。また、史跡指定範囲には都市緑地も含まれていることから、その部分についても犬山市が日常的な管理及び必要な整備をおこなっている。

追加指定候補地となる犬山市福祉会館跡地は、かつては犬山城の大手門枳形が所在し、犬山町役場等として利用された後、昭和45年（1970）10月1日に犬山市福祉会館が開館した。建物は鉄筋コンクリート造、5階建てで、敷地面積は1977.7平方メートル（598坪）、建築面積は1159.2平方メートル（351坪）であり、遊戯室・集会室などの児童館機能や食堂のほか、健康相談室、図書室や閲覧室、また大・中の会議室、応接室等があった。

平成23年（2011）に実施した駐車場の一部の調査により、堀跡や土塁の基礎部分と推定される盛土等が検出され、犬山城の大手門枳形跡に関連する遺構が残存することが確認されていたが、当時はまだ建物が建っており残存状況の全容が明確ではなかったことから、犬山城跡は当初指定範囲に含めなかった。令和2年度（2020）に策定された「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」において、当地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地を史跡追加指定候補地として位置づけ、犬山市福祉会館跡地については令和3年度（2021）、建物の除却後に発掘調査を実施した。その結果を踏まえて、史跡の追加指定の手続きを進めている。

#### 3-2-2 発掘調査

史跡犬山城跡及びその周辺での発掘調査として、平成7年度（1995）の駐車場整備に伴う三光寺遺跡（三光寺御殿跡）の調査を行った。また、平成21年度（2009）から平成23年度（2011）にかけて、3回にわたって、犬山城の遺構の残存状況や城郭構造の変遷を把握するために、「犬山城城郭調査事業」として、14ヶ所のトレンチを設定し、発掘調査を実施した。さらに、平成29年度（2017）には犬山城西御殿跡と推測される旧犬山市体育館跡地の発掘調査を実施した。また、令和2年度（2020）に犬山城城郭東側外堀付近、令和3年度（2021）に犬山福祉会館跡地、そして令和4年（2022）に大手道上にあったといわれる黒門跡の礎石の調査を行った。以上の調査の概要とその結果を表3.1にまとめた。

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

調査区 12（ホテルインディゴ犬山有楽苑敷地内）は史跡指定地外ではあるが、城郭の東側に存在した堀跡と推定されているため、城郭に関連する施設跡として下記に含める。

表 3.1 発掘調査履歴

調査区	年度	事業箇所	内容
1	平成 7年 (1995)	三光寺遺跡	現在の犬山丸の内緑地及びキャスルパーキング付近に所在した「三光寺御殿」の遺構を確認するための調査。江戸時代の石組溝の下位に南北方向に延びた大型遺構を検出。戦国時代から織豊期まで遡る可能性が指摘されている。
2	平成 21年 (2009)	本丸東側斜面	本丸東側斜面の中腹にある狭い平坦面の性格把握のための調査。 西部で硬いチャートで構成された山の斜面を削って急峻な崖面を作り出した切岸を確認。切岸は平坦面を挟んで2段構成となっている。礫層から12世紀末～13世紀中期頃と18世紀以降の陶磁器類が出土し、その他瓦類も出土したが、これらから切岸の構築年代を推定することは困難である。
3		本丸東側の山裾平坦面	江戸時代の絵図で東谷の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 明治19年(1886)の郷瀬川開削後に平坦面が造成されたため、武家屋敷の遺構面は滅失されたものと推定。
4		縦の丸の南西、現三光稻荷神社の北西にある山裾平坦面	江戸時代の絵図で西部の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 地山を削り残す形で構築された土塁状遺構を確認。
5		縦の丸西側の空堀	空堀の断面形状確認のための調査。標高約57メートル付近で堀底を検出、土塁との高低差は約3メートルであることが判明。堀底は幅約3.5メートルの平坦面で、横断面は逆台形であることが判明。堀の西側及び東側の斜面は人工的に岩盤が削られ、45度の傾斜になっていた。東側斜面下端部で石積みらしき石材を確認。調査区10での調査結果を勘案すると切岸最下部に構築された石垣の一部である可能性が高い。
6		本丸西側の空堀と帯状平坦面（土塁）	空堀の断面形状確認のための調査。標高約60メートル付近で堀底を確認、幅約2メートルの平坦面を検出、横断面は逆台形であることが判明。平坦面との高低差は約1.2メートルであった。 本丸から縦の丸の西側にかけて伸びる堀は切岸と一体化されていることを確認。

第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

調査区	年度	事業箇所	内容
7	平成 22年 (2010)	本丸東側斜面	調査区2で確認された切岸の南側への連続性を確認するための調査。最大で約2メートルの土砂の下位にチャートの岩盤を削り急峻な崖に加工された切岸と下部の平坦面を確認。切岸は高低差約3.5メートルで傾斜は約80度であった。切岸直下の平坦面からは遺構は検出されなかった。
8		杉の丸東側斜面	測量調査で確認された南北に延びる平坦面の性格把握のための調査。調査区西壁にある岩盤は、高低差約2.5メートル、傾斜約60度の人工的な切岸であることを確認。本丸周辺で確認された(調査区2、6、7)切岸と比較して、高さは低く緩いことから、逆に本丸周辺は元々急峻な地形を生かして強固に防御されていたことが明らかとなった。
9		桐の丸東側斜面	測量調査で確認された平坦地の実態把握のための調査。人頭大の川原石(円礫)が8段積まれた、高さ約2メートルの石積みを確認。円礫の隙間には砂が充填され、崩落防止のために補強されていた。石積みの裏側には裏込施設は確認されなかった。土留めとして近代以降に積まれたものと推定される。
10		椋の丸南西側斜面	調査区5で検出された堀と石積みの一部の範囲と性格把握のための調査。堀の東側で概ね直方体状の石材で積まれた石垣を確認。調査区5で検出された石垣と違って、大手道から見える位置にあり、見せることを意識して構築された石垣である可能性が高い。近世初頭に構築された石垣である可能性が考えられる。
11		本丸南部の西側斜面	堀の西側の土塁状況を確認するための調査。堀の横断面は逆台形状となり、底部は平らに加工されていることが確認された。
12	平成 23年 (2011)	犬山城城郭の東側 (ホテルインディゴ犬山有楽苑敷地内) * 史跡指定地外	東側の堀の残存状況と範囲を確認するための調査。堀の範囲の特定には至らず。また堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、近世後期の陶器が出土した。絵図から水堀であったことが推定されており、堀が今もなお地下に良好に保存されていると推測される。
13		犬山城城郭の南端 (大手門まちづくり拠点施設敷地内) * 追加指定候補地	大手門から東に延びる堀の範囲を確認するための調査。堀1条と集石遺構1基を検出。
14		犬山城城郭の南端 (旧犬山市福祉会館駐車場内) * 追加指定候補地	大手門桁形の遺構残存状況把握のための調査。調査区南壁付近で堀(大手門から西に延びる近世犬山城に伴う堀と推定)の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土を検出。土塁の下から16世紀前半頃の溝を検出。
15		旧犬山市体育館西側	犬山城西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。近世以前の遺構は検出されなかった。

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

調査区	年度	事業箇所	内容
16	平成 29年 (2017)	旧犬山市体育館跡地	平成29年(2017)に撤去された旧犬山市体育館跡地における、西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。礎石跡や井戸等を確認。井戸及び三和土と推定される不明遺構が西御殿に関連する遺構であると考えられ、西御殿の所在を立証できた。
17	令和 2年 (2020)	犬山城城郭東側外堀付近	排水路付替工事に伴う発掘調査。内田門に通じる外枡形虎口の一部と考えられる盛土遺構を確認。
18	令和 3年 (2021)	犬山市福祉会館跡地	犬山城大手門枡形跡の史跡追加指定に向けた基礎資料を得るための確認調査。第6次調査、第7次調査の2回実施。 第6次で旧犬山市福祉会館建設時に確認された石垣の残存状況確認として地下室下面の試掘調査を実施、第7次で堀、土塁などの遺構の残存状況や位置、形状を確認するためのトレンチ調査を実施。近世の遺構として、犬山城の外堀の基礎的な情報と、堀の屈折部を確認。堀が構築された年代の特定には至らなかった。また戦国期の犬山城の堀の一部を確認。
19	令和 4年 (2022)	黒門跡礎石	犬山城の大手道上にあった4つの門のうちの第2の門である。門は丹羽郡大口町の徳林寺に移築されており、原位置には残っていない。 調査の結果、表出していた礎石と思われる石は原位置を留めていないことがわかった。 礎石の抜き取り痕と考えられる遺構を1箇所検出したが、門の位置の特定には至らなかった。

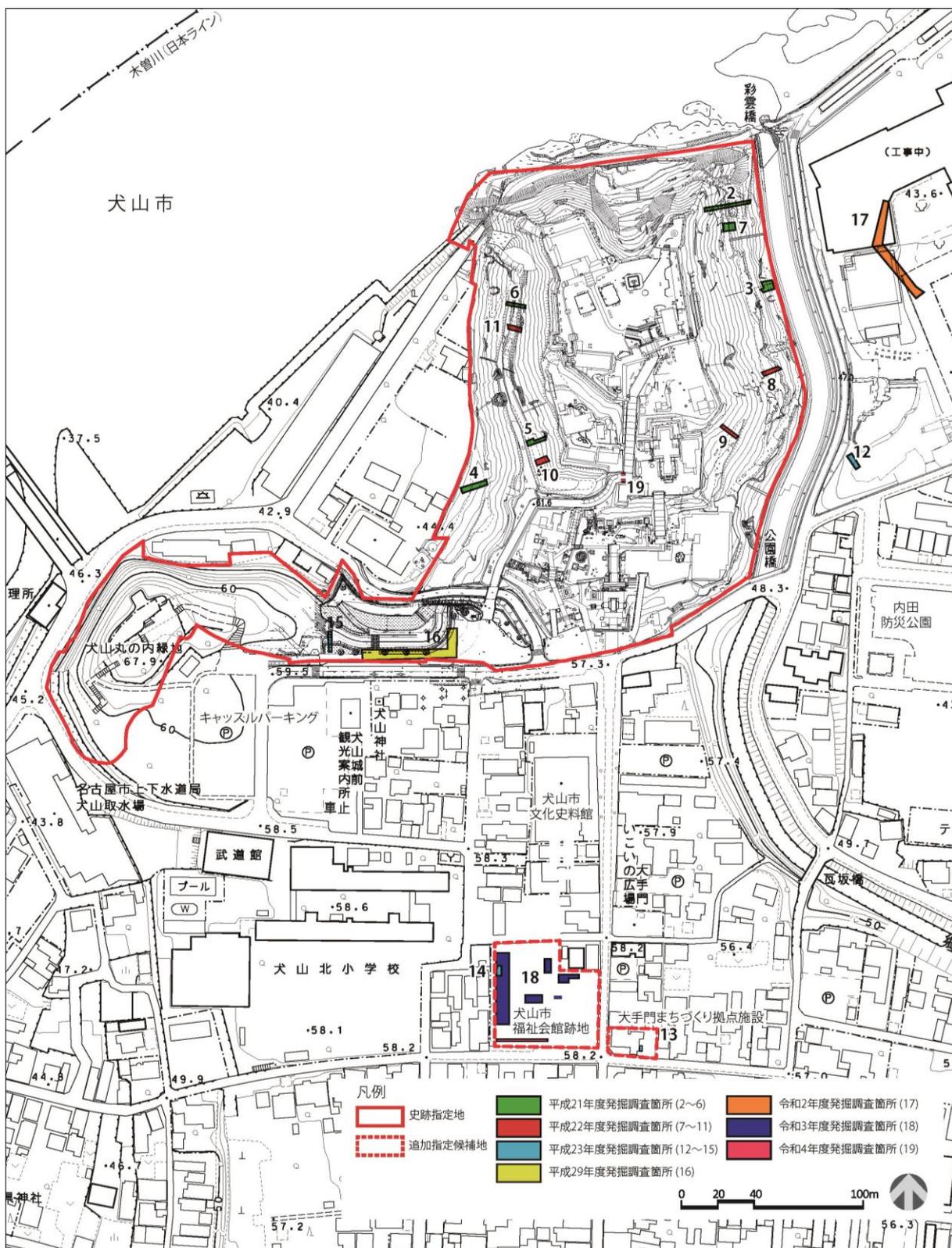


図 3.1 発掘調査区 位置図

### 3-2-3 史跡の本質的価値と構成要素

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡等整備のてびき』によると「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡が有する本質的価値とその構成要素を特定し、それらを適切に保存・管理し、次世代へ確実に継承していくことが重要である。

「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」にまとめられた史跡犬山城跡の本質的価値と、史跡を構成する諸要素を以下に示す。

#### ① 史跡犬山城跡の本質的価値

- (1) 階層的な城郭構造を特徴とする織豊系の縄張りを持つ城郭の代表例であり、大手道に複数の外柵形が連続する。断崖等の自然地形や土地の高低差を生かして土塁や切岸等により防御を固めた初期の段階から、石垣や櫓、門などの建造物を整備し、近世城郭として完成するに至る戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡である。
- (2) 木曾川を背にした標高約85メートルの独立丘陵（通称「城山」）を中心に築かれ、国宝に指定された天守と城郭構造を特徴づける自然地形、縄張り構造が現在も残り、当時の城郭の有様を想起させる。
- (3) 織田信康がかつての居城であった木之下城を移したことに始まるといわれ、尾張と美濃の国境付近、戦時には最前線となり、平時には他地域との物流・交流の接点となった要衝の地に位置する。南の台地上に発展し、総構により囲まれた城下町、三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなした三光寺山が、城郭の中心である城山と一体となって近世城郭の歴史的景観を構成している。

#### ② 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

史跡の保存においては、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。図3.2に史跡犬山城跡に関する諸要素分類の体系を示す。

「Ⅰ. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に大別される。

「A. 本質的価値を構成する諸要素」には、先に述べた(1)から(3)の本質的価値を構成する、土地と一体となった遺跡を構成する遺構等を含む。

「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」はさらに「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」と「2. その他の諸要素」に細分される。「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」には、廃城から現代にいたるまでの間に付加された史跡と一体をなすものが含まれる。「2. その他の諸要素」は本質的価値を保存・活用するために設けられた諸施設と、史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討するものが含まれる。

さらに、「Ⅱ. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」として、「犬山城の価値に関連する諸要素」、「史跡犬山城跡の保存・活用のための施設」、「現在の城郭形態が整う以前の遺構」の3つが位置付けられる。

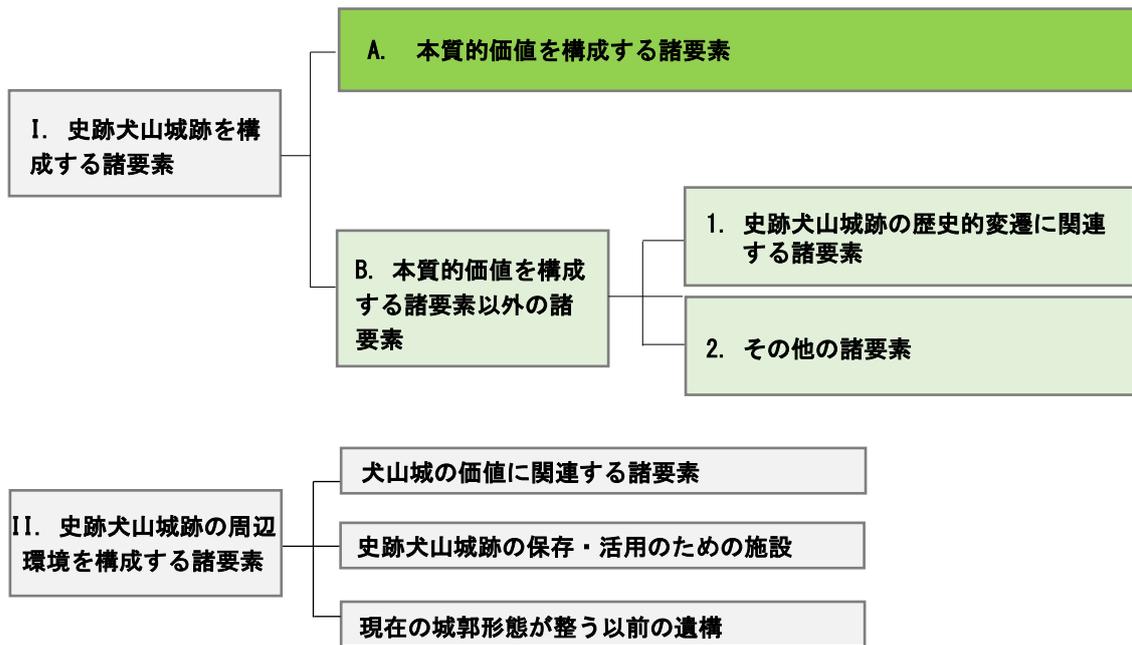


図 3.2 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

表 3.2 「I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」の分類

A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	B-1. 史跡犬山城跡の歴史の変遷に関連する諸要素	B-2. その他の諸要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値を構成する建造物・石垣・地形、埋蔵遺構・遺物。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体をなすもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aに分類された諸要素の保存・活用を目的として付加された諸施設。</li> <li>史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、価値を低下させる恐れがあり将来的に移転や撤去を検討するもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 歴史的建造物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・天守、天守台</li> </ul> </li> <li>② 縄張り               <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲輪、大手道</li> </ul> </li> <li>③ 歴史的構造物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・切岸、石垣、堀跡、門跡礎石</li> </ul> </li> <li>④ 自然地形               <ul style="list-style-type: none"> <li>・断崖</li> </ul> </li> <li>⑤ 地下に埋蔵されている遺構・遺物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・櫓跡、門跡、堀跡、土塁、その他城郭関連遺構</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (公財)犬山城白帝文庫事務所</li> <li>② 宗教施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・針綱神社</li> <li>・三光稻荷神社</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 石碑類               <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念碑、顕彰碑等</li> </ul> </li> <li>② 樹木・樹林</li> <li>③ 維持管理・運営施設等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内施設</li> <li>・管理施設</li> <li>・休憩施設</li> <li>・便益施設</li> <li>・活用施設</li> <li>・防災施設</li> <li>・インフラ施設</li> <li>・修景施設</li> </ul> </li> <li>④ 道路               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道</li> </ul> </li> <li>⑤ 広場・公園施設</li> <li>⑥ 近代以降の石垣・擁壁等</li> </ul>

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

次に、図 3.2 で示した諸要素の体系の概要を示す。

#### I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素

##### A. 本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由、指定案件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や縄張り、歴史的構造物（切岸、石垣、堀跡及び門跡礎石等）、また犬山城の特徴でもある、自然地形を利用した立地構造、地下に埋蔵されている遺構・遺物等が含まれる。我が国の歴史上又は学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。

##### B-1 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

犬山城が現在に至る変遷の中で付加された諸要素で、史跡と一体をなすものを含む。ここには、史跡地内に存在する、事務所や神社等が含まれる。また、将来的に建造物の復元や遺構整備がおこなわれた際、それらは「I-A」に分類された諸要素の保護に好影響を及ぼすものとして、この項目に位置付ける。

##### B-2 その他の諸要素

文化財の保存・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの、あるいは時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものが含まれる。史跡指定地内に存在する樹木・樹林等は記念植樹されたものや修景目的で植樹されたものも含め、「樹木・樹林」として位置付ける。さらに史跡の本質的価値と直接関係しない施設や価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討する必要があるものについてもこの分類に位置付ける。

#### II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、犬山城の価値に関連する諸要素で、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物を位置付ける。また城下町の町割り及び景観として史跡指定地と連続し、一体となっている地域環境やこれを構成するもの、廃城に伴い移築され、現存する建造物も含める。

表 3.3 「II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」の分類

諸要素区分		諸要素
犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性のあるもの*	・大手門枅形跡、堀跡、土塁跡（犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設敷地内）
	* この要素については、将来的に追加指定になった場合に「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に組み込まれる。	
	縄張りや城郭を構成する要素（地下に埋蔵されている遺構・遺物を含む）	・馬出しの遺構、堀跡（ホテルインディゴ犬山有楽苑内） ・内田門跡、清水門跡、埋門跡（西側及び北側）、西谷門跡、丑寅櫓跡 ・城下の大手道（本町通り） ・総構を特定する石垣、堀跡 ・三光寺遺跡

諸要素区分		諸要素
連する諸要素 犬山城の価値に関	宗教施設	・ 犬山神社
	犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	・ 城下町の町割り ・ 木曾川
	犬山城から移築された櫓・門等	・ 個人宅土蔵（伝宗門櫓）、瑞泉寺山門（伝内田門）、浄蓮寺山門（伝松之丸表門）、常満寺山門（伝松之丸裏門）、専修院山門（伝矢来門）、徳林寺山門（伝黒門）、運善寺山門（不明）
史跡犬山城跡の保存・活用のための施設		・ キャッスルパーキング
現在の城郭形態が整う以前の遺構		・ 丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡（現犬山市文化史料館）の鎌倉時代以前の遺構

#### ・ 犬山城の価値に関連する諸要素

史跡周辺（史跡指定地外）にあり、かつての犬山城内に所在する縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物、明治期の廃城の際に犬山城から周辺の寺院等に移築された櫓・門等、犬山城と一体的な保存・活用を図るべき諸要素で、本質的価値を構成する諸要素と同等の保存を検討すべきものが含まれる。追加指定候補地で確認された遺構については、追加指定後、「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に位置付ける。さらに、歴代の犬山城主を祀る犬山神社も、歴史上犬山城と関連があるものとして捉える。

#### ・ 史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

史跡周辺（史跡指定地外）に所在する、史跡犬山城跡の保存・活用のための施設。キャッスルパーキングが該当する。

#### ・ 現在の城郭形態が整う以前の遺構

現在の城郭形態が整う以前の遺構。特に、丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡など、鎌倉時代以前の遺構が該当する。

表 3.4 に史跡犬山城跡の構成要素の詳細について一覧に示す。

第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

表 3.4 史跡犬山城跡の構成要素の詳細（青の網掛部分については 3-2-4 で詳細説明）

	諸要素区分	諸要素	
A. 本質的価値を構成する諸要素	①歴史的建造物	本丸：天守、天守台	
	②縄張り	曲輪（本丸、杉の丸、桐の丸、樅の丸、松の丸）、大手道	
	③歴史的構造物 ※目視できる遺構	本丸：櫓台石垣（千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多間櫓）、七曲門跡礎石、曲輪石垣、 杉の丸：櫓台石垣（器械櫓、御成櫓） 樅の丸：櫓台石垣（屏風櫓）、曲輪石垣 桐の丸：櫓台石垣（道具櫓） 松の丸：曲輪石垣 大手道：松の丸表門跡礎石、黒門跡礎石 城山外縁： 北麓：櫓台石垣（水之手櫓） 東麓：切岸 西麓：石垣、切岸、土塁、堀跡	
	④自然地形	城山外縁：断崖	
	⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物  ※絵図に描かれているもの ※櫓跡等の建物跡は地下遺構として捉える ※門や櫓の推定地	本丸：千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多間櫓跡、番所跡、下番所跡 杉の丸：器械櫓跡、御成櫓跡、多間櫓跡 樅の丸：屏風櫓跡 桐の丸：宗門櫓跡、道具櫓跡 松の丸：坤櫓跡、巽櫓跡、松の丸裏門跡、内堀跡（埋立）、松の丸御殿跡 大手道：大手道、鉄門跡、岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡 西御殿跡：西御殿跡、門跡 城山外縁： 北麓：水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡 東麓：切岸、榊門跡、道跡（松の丸裏門から北方向に延びる道） 西麓：土塁	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	B-1. 史跡犬山城の歴史的変遷に関連する諸要素	①（公財）犬山城白帝文庫事務所	事務所、収蔵庫

	諸要素区分	諸要素
B 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		<p>②宗教施設</p> <p>針綱神社 末社：市神社、多賀神社、金毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社、愛宕社 関連施設：拝殿、本殿、控殿、参集殿、鳥居、社務所、ベンチ、参道、参道階段、参道脇石柵、敷地囲い石柵、狛犬、玉垣、駐車場、灯籠、石碑、国旗掲揚ポール、照明灯、提灯かけ、絵馬掛け、蠟燭立て、祓い所、鈴木胤撰文の常夜灯、石井戸、御神砂、行事予定案内板、太鼓橋、トイレ、神社名称石柱、由緒書、御神馬舎、ポンプ（松）御神馬記念像等、初老記念石碑</p> <p>三光稲荷神社 猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社 関連施設：拝殿・本殿（三光稲荷神社）拝殿（猿田彦神社）、倉庫、鳥居、社務所、ベンチ、参道、参道階段、参道脇石柵、狛狐、玉垣、灯籠、石碑、手水鉢（舎）、照明灯、提灯かけ、絵馬掛け、銭洗い池、行事予定案内板、藤棚、神社名称石柱</p>
	B-2. その他の諸要素	<p>①石碑類</p> <p>本丸：高節凌雲霄、内外一誠、内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、日本さくらの会石碑等 桐の丸：鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑等 松の丸：加藤兼行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑等 大手道：小沢蘆庵歌碑 西御殿跡：中川清蔵主記念碑、宝暦治水薩摩義士之碑、下山順一郎胸像、中部読売新聞社選定 東海の観光と史跡認定地碑、国宝犬山城記念碑等</p>
		<p>②樹林・樹木</p> <p>修景樹木、記念植樹、樹林等 本丸：大杉様 松の丸：夫婦樟</p>
		<p>③維持管理・運営施設等</p> <p>案内施設：説明板（大・小）、案内板、注意板、史跡標柱、火気厳禁の表示看板等 管理施設：木柵、柵（有刺鉄線）、柵（石柱・チェーン）、犬山城管理事務所、券売所、管理用門、倉庫、拡声器、詰所等 休憩施設：木製ベンチ、四阿、椅子 便益施設：天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段（石段）、天守前階段、電話ボックス 活用施設：犬山城隅櫓兼茶室（永勝庵）、投光器 防火・防災施設：防犯装置、ホース格納庫、消火栓、放水銃、消火ポンプ室、 インフラ施設：雨水排水溝、分電盤、送水管、電柱、側溝、上水道 修景施設：植栽プランター、石畳、整備路、土塀、植栽柵</p>

	諸要素区分	諸要素	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		④道路	市道
		⑤広場・公園施設	西御殿跡：犬山城前広場 三光寺山：犬山丸の内緑地
		⑥近代以降の石垣・擁壁等	本丸：玉石練積、コンクリート擁壁 杉の丸：玉石練積、コンクリート擁壁 桐の丸：玉石練積、練石積 松の丸：玉石練積、練石積 大手道：玉石練積 西御殿跡：玉石練積 城山外縁：玉石練積、コンクリート擁壁 三光寺山：コンクリート擁壁

### 3-2-4 将来的に遺構整備の可能性がある要素の把握とその歴史的変遷

表 3.4 のうち、「A. 本質的価値を構成する諸要素」の「⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物（青の網掛け部分）」ならびに曲輪を構成する石垣、土塁、堀跡等は歴史的変遷において滅失あるいは潜在化している可能性がある遺構である。これらは絵図等の史資料においてその存在を確認することができるため、今後発掘調査などの調査・研究によっては、将来的な復元及び遺構整備に結び付く可能性がある。それゆえ、潜在化している遺構については顕在化している遺構と同様に、その歴史的背景や変遷を把握することは重要である。本項では、それらの諸要素について、『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）に掲載されている絵図をはじめとする歴史資料調査の成果に基づき、犬山城の縄張り、曲輪配置、城郭内に存在した建造物、石垣修理の変遷などについてまとめ、それらの歴史的背景及び変遷を把握する。

各項目における「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」の参照箇所は以下のとおりである。

ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節（3）ア」

イ 曲輪形状の変遷「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第2節1」

ウ かつて存在した建造物「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節（3）ウ」

エ 石垣の変遷「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節2（2）」

#### ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）

犬山城は、天守のある本丸を最高所の北端に置き、南に向かって中央に大手道を開いている。大手道の東側に杉の丸、桐の丸、松の丸が、大手道の西側に縦の丸がそれぞれ階段状に配置されている。本丸を含むすべての曲輪は相互に行き来できないよう設計され、大手道を介して半独立的に接続する基本構造となっていることが特徴的である。

測量図によると、大手道は縦の丸に向かって西側に傾斜していく旧地形のぎりぎり西端に設計されており、地形に沿って曲輪を配置した場合、縦の丸は大手道から見下ろされた下位空間になるはずであった。しかし、縦の丸の大手道側に堅石垣を築くことにより、本来の地形による空間の上下関係を逆転し、縦の丸は大手道を見下ろす空間となり、大手道の防御を可能にした。

正保城絵図ではいずれも「二ノ丸」と呼称されていた杉の丸、桐の丸、縦の丸の3つの曲輪のうち、杉の丸、桐の丸には大手道に対して重層の櫓が設けられていた。一方、縦の丸には、中門を突破した敵に対する防御として曲輪の南西隅に屏風櫓が設けられたが、黒門を抜けた先の大手道に対しては櫓が設けられず、大手道を挟んで東側の杉の丸、桐の丸が優位な空間として位置付けられていた。

大手道が行きつく本丸の入り口には「鉄門」と呼ばれる櫓門があった。そしてその櫓門の前で大手道は大きく屈曲し、その先には城道の前後を仕切る形で「岩坂門」と呼ばれる門が設けられ、このようにして外柵形Aを構成した。さらに、この岩坂門を南に出た大手道は、杉の丸、桐の丸、縦の丸に囲まれて見下ろされた直線区間を構成し、桐の丸の張り出しに対応して大手道が西側へ直角に折れ曲がった先に「黒門」を設置し、外柵形Bを構成した。さらに「黒門」を出た大手道は西に向かいながら、2度屈曲して「矢来門」に至り、外柵形Cを形成した。「矢来門」を出た大手道は、さらに南に屈曲して「中門」に至り、外柵形Dを形成した。

このように犬山城の縄張りは外柵形コンプレックス（複合体）を軸として全体が構成されており、縄張り構成はよく遺存している。



図 3.3 原図「犬山城修復願雛形絵図」安永 9 年 (1780) 犬山城白帝文庫蔵 (一部加工・編集)

### イ 曲輪形状の変遷

明治 8 年 (1875) に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「稲置村全区公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示し、旧城郭のうち 11, 106 坪を公園地、そのうち 1, 268 坪を針綱神社遷座地とされた。針綱神社は、明治 15 年 (1882) に現在の桐の丸内へ移転し、公園の風致を守るために、周囲の山林 3, 120 坪を保存した。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

また、昭和 39 年 (1964) に、三光稲荷神社が三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めたと見張堤敷(櫓堤)と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和 60 年 (1985) に都市計画決定された緑地公園「犬山丸の内緑地」として整備された。さらに、かつての城主の住居及び政庁であり、犬山藩庁、犬山県庁として使用された西御殿跡は、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和 38 年 (1963) には旧犬山市体育館が建てられた。体育館は平成 29 年 (2017) 3 月に除却され、現在は、城前広場となっている。

### ウ かつて存在した建造物

絵図から確認できる門、櫓等については下記のとおりである。史跡犬山城跡には、かつての門や櫓は現存していないが、一部は礎石が残っており、寺院等に移築されている門や櫓もある。その他、石垣等を含む建造物について以下にまとめる。

#### 【本丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）には、本丸の周囲に石垣が築かれ、北西隅に天守がある。天守は三重で南面と西面に附櫓を備えており、現状と変わりはない。このうち現存するのは天守のみで、七曲門は門の礎石が、千貫櫓は石垣のみが残されている。これら以外の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

本丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

天守（北西隅）／番所（鉄門を入ったところ）／下番所（鉄門入口の石段上）／七曲門（北東隅）／大砲櫓（南東隅）／大門（鉄門）（南面）／鉄砲櫓（南西突出部先端）／弓矢櫓（西面中ほど）／千貫櫓（天守北西奥）／七曲門から大砲櫓にかけての多聞櫓（東辺）



図3.4「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（部分）

#### 【杉の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると周囲に石垣が築かれており、地形上本丸より一段低くなっている。北辺は本丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、南東隅と南西隅に櫓が組みれ門も配されていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

杉の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

器械櫓（南東隅）／御成櫓（南西隅）／器械櫓から本丸にかけての多聞櫓（東辺）

#### 【桐の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上杉の丸よりも一段低くなっている。北辺は杉の丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、北寄りに門（西門、開口のみ）を構えていたが、門跡の礎石は確認されていない。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。宗門櫓は廃城後に払い下げられ、現在は江南市の個人宅に移築されている。その他の建造物は現存していな

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

いが、絵図等で位置を確認することができる。

桐の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

宗門櫓（南東隅） / 道具櫓（南西隅）

#### 【縦の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上本丸よりも一段低くなっている。北辺は本丸の南西面の石垣に、東辺は大手道に接し、東門（開口のみ）を構えていた。南西隅に櫓が組まれていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

縦の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

屏風櫓（南西隅）

#### 【松の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、桐の丸と大手道に接する北面以外は土塁となっていた。桐の丸より一段低くなっており、北面東側は桐の丸南面の石垣と接していた。北面西側は大手道に面し、門が構えられていた。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。松の丸門（北西隅）と松の丸裏門（北東隅）は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移築されたと伝わる。松の丸門跡は礎石のみが残る。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

寛文7年（1667）の「犬山城絵図」（図3.5）を見ると、松の丸北東隅の門の両側が石垣となっており、その南側は塀を撤去して、東側に一段低くして曲輪を拡張している。

また天和元年（1681）の「尾張国犬山城絵図」（図3.6）を見ると、東側に拡張された曲輪との段差がなくなり、それまで土塁となっていた東・南・西面が石垣に改められ、併せて南東隅櫓と南西隅櫓の下も石垣となっている。

松の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

松ノ丸門（表門）（北西隅、大手道に面する） / 松ノ丸裏門（北東隅）、巽櫓（南東隅） / 坤櫓（南西隅） / 松の丸御殿

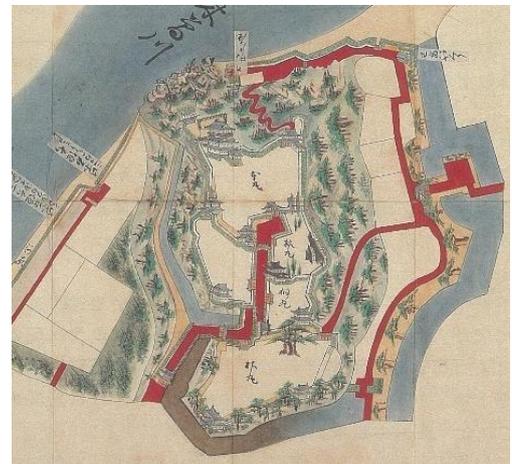


図 3.5 「犬山城絵図」寛文7年（1667）  
犬山城白帝文庫蔵（部分）



図 3.6 「尾張国犬山城絵図」  
天和元年（1681）犬山城白帝文庫蔵（部分）

#### 【大手道】

大手道上には第一から第四まで4つの門があった。本丸の鉄門から南に下ると岩坂門（第一の門）、さらに南下し、桐の丸の道具櫓（南西隅）のところでいったん西に折れ曲がる場所に黒門（第二の門）、黒門を出てすぐに南に折れて松の丸に突き当たり、さらに松の丸に沿って西に折れた先に矢来門（第三の門）、矢来門を出て、松の丸の西側の堀に沿って南に折れると城山の入口となり、そこに中門（第四の門）が設けられていた。これら4つの門は原位置には残っていないが、黒門は2箇所礎石が残っている。また、矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わる。

また、中門を入れて大手道左手に城番のための風呂屋があった。遺構は残っていない。

#### 城山北麓

城山の北麓は木曾川畔になっており、木曾川に沿って東西に延びる石垣が築かれていた。その西端には水之手門があり、石垣上に水之手櫓があった。東側に行くと、途中で東谷門があり、さらに東に進むと、東端に丑寅櫓があって、その櫓の西側の石垣の中に埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存しておらず、水之手櫓及び丑寅櫓の石垣が残存しているのみである。

#### 城山東麓

城山の東麓は堀と土塁が南北に延び、途中の堀の中に馬出しが設けられていた。馬出しの西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。その西側の、松の丸に至る道の入り口に櫓門、内田門の南側に土蔵造の塩硝蔵、同じ平坦地の南端に虎口の石垣があり、虎口の門として清水門があった。この土塁の内側には侍屋敷や足軽屋敷があった。また、清水門を出ると、松の丸南面の水堀にぶつかり、その外側の道と接続するようになっていた。

これらの建造物は現存していない。また、この城山東麓部分は、明治期に郷瀬川が本来の城域に入り込む形で開削されたため、遺構が分断されており、残っていないものと思われる。さらに、ホテルインディゴ犬山有楽苑敷地の西端は、馬出し周辺にあたる。

#### 城山西麓

城山の西麓、本丸と縦の丸の山裾には堀があり、その南側の大手道を含めて、これらの西側、西谷と呼ばれる場所には侍屋敷、足軽屋敷、馬場があった。西側の木曾川の河原に沿って築かれた石垣の北寄りに埋門が、西谷の南先端には西谷門が設けられていた。これらの建造物は現存していない。

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

#### 【大手門枳形】

正保4年(1647)の「犬山城絵図」をはじめとして、江戸時代に描かれた多くの絵図の中に、城内である大手門枳形と城外である大手口、そしてそれらを区画する外堀が描かれている。この堀が掘られた正確な時期は分かっていないが、「犬山里語記」には、二代正虎の時期(寛永2年(1625)～万治2年(1659))に名古屋街道の開通に伴い城下町から総構を直線で通行できるよう街道の付け替えが行われたと記載されており、「犬山城絵図(正保4年)」(図3.7)には大手門枳形が既に描かれていることから、名古屋街道付け替えと同時期に現在の形状に堀が構築されたとみられる。堀の規模については、「犬山城絵図(正保4年)」で大手口の西側に「深さ4間」(約7.2m)との記述があり、天和元年(1681)の「尾張国犬山城絵図」(図3.8)には「堀口拾間」(約18m)、「堀底より土居7間」(約12.6m)、「から堀」との記載があることから、幅18m、深さ7.2m、土居の高さ5.4m程度であり、空堀であったとみられる。外堀の内側には石垣が描かれておらず、素掘りであったとみられるが、安永9年(1780)の「犬山城修復願雛形絵図」(図3.9)など数点では大手口から大手門枳形に架かる橋の橋台と見られる石垣が描かれている。福祉会館建設工事の際に出土した石垣の写真(図3.10)が残されているが、写真に写っている箇所はこの橋台あたりと考えられ、部分的に石垣が構えられていたとみられる。

犬山城の大手口から外堀にかかった橋を渡ると大手高麗門があり、鏡柱筋の上に切妻造屋根の大棟が見えるため、門の形式は高麗門と考えられている(図3.11)。枳形内に入ると番所と太鼓櫓があり、北へ直角に曲がったところに大手櫓門が建っていた。これらの建造物は現存していない。

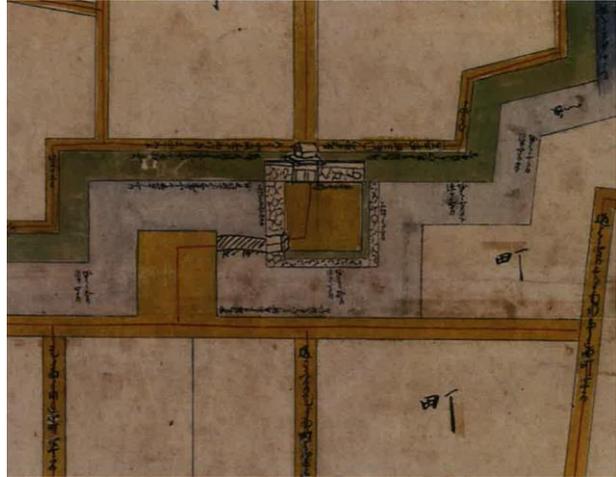


図3.7 「犬山城絵図」正保4年(1647)徳川林政史研究所蔵(部分)

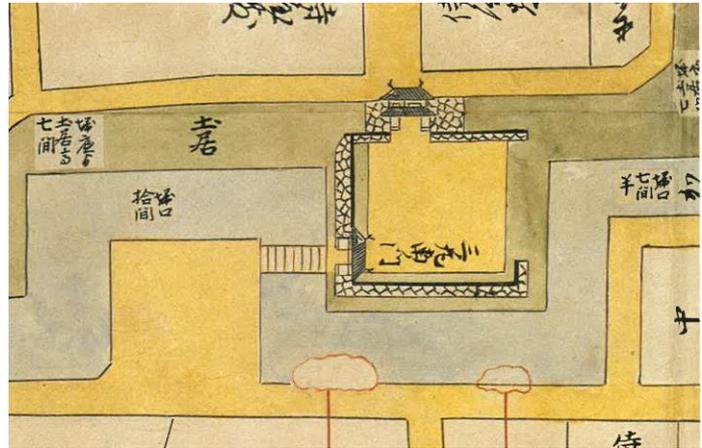


図3.8 「尾張国犬山城絵図」天和元年(1681)犬山城白帝文庫蔵(部分)

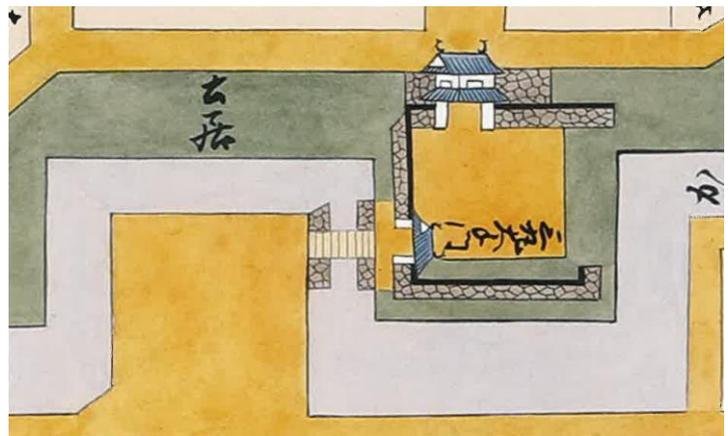


図3.9 「犬山城修復願雛形絵図」安永9年(1780)犬山城白帝文庫蔵(部分)

【大手門枳形】参考文献

- ・ 「犬山城跡第6・7次発掘調査報告書（大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）の調査）第4章  
まとめ」
- ・ 麓 和善 2017 第4章第2節第3項「(古写真で確認できる門・櫓)『大手二之門』」  
「犬山城総合調査報告書」犬山市教育委員会
- ・ 図説犬山城 改訂版 第2章2「大手」公益財団法人 犬山城白帝文庫

第3章 指定地及び追加指定候補地の概要



図 3.10 犬山市福祉会館建設時石垣出土写真



図 3.11 大手門（手前が高麗門、左手奥が櫓門）の写る古写真（明治元年、1868）個人蔵



### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

表 3.5 犬山城門・櫓一覧（着色部分は移築された門・櫓）

位置	通称	現存	現所在地		基礎	
			所有者	住所	櫓台	礎石
大手道	中門	×				×
	矢来門	○	専修院	扶桑町柏森		×
	黒門	○	徳林寺	大口町余野		2
	岩坂門	×				×
本丸	鉄門	×				×
	鉄砲櫓	×			○	×
	弓矢櫓	×			○	×
	千貫櫓	×			○	×
	七曲門	×				4
	大砲櫓	×			○	×
	多間櫓	×			○	×
杉の丸	器械櫓	×			○	×
	御成櫓	×			○	×
	多間櫓	×			×	×
桐の丸	宗門櫓	○	個人	江南市前飛保	○	×
	道具櫓	×			○	×
縦の丸	屏風櫓	×			○	×
松の丸	松の丸門	○	浄蓮寺	一宮市穂積		2
	松の丸裏門	○	常満寺	犬山市犬山		×
	巽櫓	×			×	×
	坤櫓	×			×	×
搦手路	東谷門	×				×
	水之手門	×				×
	水之手櫓	×			○	×
外縁部	内田門	○	瑞泉寺	犬山市犬山		×
	櫛門	×				×
	清水門	×				×
	埋門（東）	×				×
	丑寅櫓	×			○	×
	埋門（西）	×				×
	西谷門	×				×
	大手高麗門	×				×
大手櫓門	×				×	

※その他運善寺（一宮市浅井町）山門も犬山城からの移築と伝わるが同定できていない。

#### エ 石垣の変遷

犬山城城郭の中心部である城山に残存する地上遺構としての石垣を対象として、石垣の分布、残存状況、石材、石積手法及び破損状況等について、調査範囲は縄張りを基準とした7地区に区分けし、調査を実施した。これらの石垣の状況は『犬山城総合調査報告書』に、「犬山城石垣 積み方一覧」及び「犬山城石垣 破損状況等一覧」としてまとめられている。ここでは、『犬山城総合調査報告書』の中から、各調査区における石垣等の現況を述べる。

#### a. 天守台

国宝犬山城天守の基礎となる石垣である。近世における修理の記録はほとんど見られないが、明治24年（1891）に発生した濃尾地震による被害が大きく、大部分が積み直されたと考えられている。その後、昭和36年（1961）から昭和40年（1965）にかけて実施された昭和の大修理において、根石を残して積み直された。

#### b. 本丸

国宝犬山城天守が所在する、城山の最上部にあたる曲輪である。最古の城下町絵図といわれている「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

#### c. 樅の丸

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

#### d. 杉の丸

本丸の南東に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。昭和7年（1932）から昭和40年（1965）代まで、城山浄水場が存在した場所である。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

#### e. 桐の丸

杉の丸の南に位置する曲輪である。現在は、針綱神社本殿などが所在する。針綱神社は明治15年（1882）に現在地に移されている。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。針綱神社の現在地への移転に伴って構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

#### f. 松の丸

桐の丸の南に位置し、かつて松の丸御殿が所在した場所である。現在は針綱神社の参集殿や三光稲荷神社などが所在する。三光稲荷神社は昭和39年（1964）に現在地に移された。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）には石垣が描かれておらず、資料上、当該地において石垣が初見されるのは、「犬山御城当分絵図」である（図3.13参照）。針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

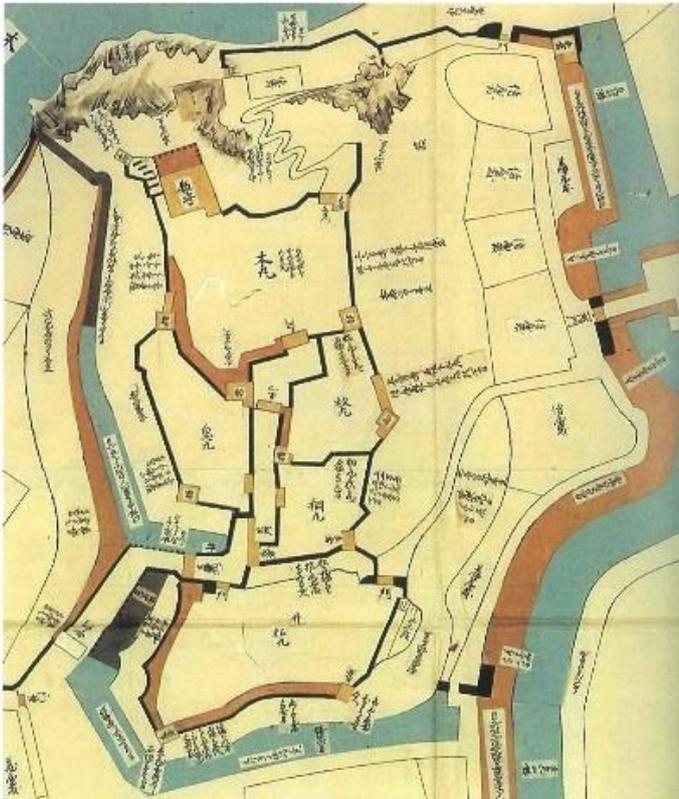


図3.13 「犬山御城当分の絵図」寛文8年(1668)  
犬山城白帝文庫蔵(部分)

### 3-3 指定地及び追加指定候補地の現状

#### 3-3-1 土地等の所有関係

史跡犬山城跡における土地所有の詳細については、「3-2-1 史跡犬山城跡及び追加指定候補地の現在に至る経緯」で史跡指定地の変遷とともに、その土地所有の変遷についても述べた。

史跡指定地はその大半が民有地であり、主な地目は、宅地、保安林、境内地である。

公有地として犬山市が所有する土地の多くは公園で、その他は保安林、山林、原野、公衆用道路、宅地である。

表3.6に土地所有状況と各面積を記し、図3.14に土地所有範囲を示す。

表3.6 史跡犬山城跡の土地所有状況及び指定面積一覧 (単位：平方メートル)

※それぞれの土地面積は登記簿の調査を基にしている。

	公有地	民有地	合計
合計	15,204.41	30,701.22	45,905.63



図 3.14 史跡犬山城跡及び追加指定候補地における土地所有分布図

### 第3章 指定地及び追加指定候補地の概要

#### 3-3-2 管理団体の指定

史跡犬山城跡の管理をする地方公共団体として、平成30年（2018）7月30日文化庁告示第68号において、犬山市が指定された。

官報告示（文化庁告示第六十八号）官報第7315号 平成30年7月30日 月曜日

○文化庁告示第六十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年七月三十日

文化庁長官 宮田 亮平

名称	指定告示	地方公共団体名
犬山城跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	犬山市（愛知県）

#### 3-3-3 公有化の状況

図3.14に示されるように、史跡指定地の大半は民有地であり、犬山丸の内緑地、城前広場（犬山市体育館跡）そして城山の西側外縁部の北西隅の一部が公有地である。今後、これらの民有地部分の公有化は行われぬ。また、史跡の追加指定候補地である、「犬山市福社会館跡地」及び「旧大手門まちづくり拠点施設」はすでに公有地となっている。

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

史跡犬山城跡の本質的価値を確実に保存・継承し、その価値を顕在化するとともに広く活用していくためには、まずは史跡の現状と課題を洗い出し、必要な整備を行っていく必要がある。第4章では整備の優先度と、整備の目的を明らかにするため、「調査・研究」、「防災」、「保存整備」、「公開・活用整備」、「維持管理と運営」、「情報発信」、「周辺施設や関係機関との連携」、「広域連携」に分けて課題整理を行う。

### 4-1 調査・研究に係る現状と課題

本項では、「史跡指定地内」、史跡追加指定候補地である「大手門枡形跡」、そして「史跡指定地外」の3つの観点から調査・研究に係る現状と課題を述べる。

#### (1) 史跡指定地内の遺構分布及び遺存状況の把握

##### (ア) 現状

- ・ 史跡指定地内では発掘調査等がほとんど行われておらず、城郭内の建造物の正確な位置が把握されていない。史跡指定地内における建物の改築等に伴う工事立会は行われているが、本発掘調査に至った事例はない。
- ・ 現存する地上遺構としての石垣については、天守の昭和の大修理に伴う天守台の調査成果が知られている。土塁などの遺構についてはわずかにトレンチ調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない。
- ・ 石垣の分布状況、残存状況、石材、石積手法及び破損状況等については、平成24年度(2012)に犬山城総合調査の一環として目視による調査が行われており、現在石垣カルテを作成中である(令和9年度(2027)報告書作成予定)。
- ・ 堀に関しては、縦の丸西側と本丸西側で断面形状確認調査が実施され、断面形状と切岸の状況も一部判明している。
- ・ 犬山城から移築された黒門については将来的な復元整備を検討しており、大手道上に遺存する礎石周辺の詳細な発掘調査が行われたが、遺構は検出されなかった。
- ・ 大手道のうち、岩坂門跡付近から鉄門の間や黒門跡の西側付近は、絵図によると本来は枡形空間となっていたが、後世の改変により往時の姿を有していない。

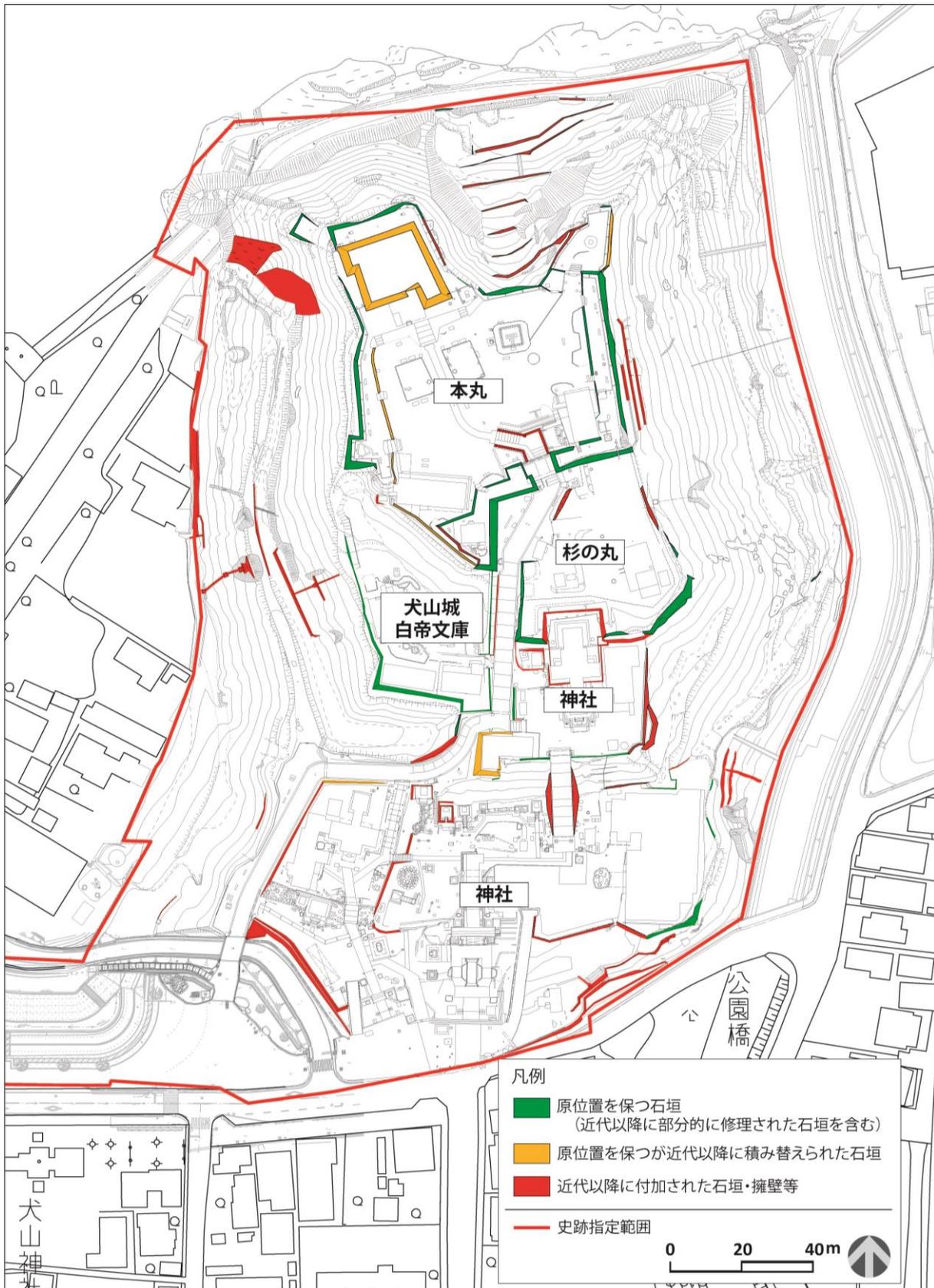


図 4.1 犬山城の石垣分布（修理対象石垣は石垣カルテ作成後に決定）

(イ) 課題

- ・ 遺構の分布及び残存状況を把握するための発掘調査を計画的・継続的に実施していく必要がある。
- ・ 今後、石垣カルテ（石積の技法、石垣の段数、属性、場所、石材種類や、加工状況、刻印、孕み等の破損状況等）の作成に加え、構築時期・修理履歴等についても調査・整理を行い、来訪者動線や周囲の影響も踏まえつつ、修理の必要性や優先度を検討し計画的に整備を行う必要がある。
- ・ 城郭全体の歴史を把握するため、犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携を取りながら、多角的に調査・研究を進める必要がある。

**(2) 大手門枡形跡の価値の顕在化及び公開・活用を視野に入れた調査・研究**

(ア) 現状

- ・ 大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）については、平成23年度（2011）に大手門枡形から西に延びる堀の範囲確認、さらに犬山市福祉会館建設時に検出された石垣（大手門枡形に構築されていたものと推定）の残存状況把握のための調査が行われている。
- ・ 犬山市福祉会館除却後の令和2年度（2020）、令和3年度（2021）に、史跡追加指定に向けた基礎資料を得るための確認調査を行った。犬山市福祉会館地下室下面の試掘のほか、絵図等を参考にして堀や土塁の位置を推定したうえで5つの調査区を設定した発掘調査が行われ、犬山城の城内と城外を区画する堀の一部、石垣（大手口から大手高麗門へと渡る橋の土台に構築されていたものと推定）、土塁などの遺構が検出され、それらの位置、規模、構造が確認された。発掘箇所は現在埋め戻されている。

(イ) 課題

- ・ 犬山城の全体把握の上での大手門枡形の位置づけや詳細についての調査検討が必要である。
- ・ 犬山城の正面入口としての大手門枡形の復元や表示等の整備、遺構を顕在化する整備や来訪者の案内や犬山城の体系的な解説等を行う施設の建設を視野に入れ、発掘調査に加えて絵図や古写真、史資料等による歴史的な考察を行う必要がある。
- ・ 大手高麗門の将来的な復元や再現等の可能性を検討するため、絵図や古写真、史資料等による調査を継続し、現存遺構と歴史資料の分析に加え建築学的な考察を行う必要がある。
- ・ 土塁や堀の遺構の表示等の整備を行うために、それらの正確な位置やレベル等を明らかにするための調査が必要である。

**(3) 史跡指定地外の遺構の調査**

(ア) 現状

- ・ 犬山城の価値に関連し、史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素のうち、櫓台石垣の残る

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

丑寅櫓跡や一部が水路や高まりとして痕跡を留める総構の堀・土塁などのほか、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物についても詳細な史料調査及び発掘調査は行われていないため、それらの残存状況及び全体的な現状把握に至っていない。

- ・ 犬山城から移築されたと伝わる門6棟及び櫓1棟のうち、門については実測調査が完了している。

### (イ) 課題

- ・ 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素については、史跡の本質的価値をさらに深化させる要素であり、調査を実施したうえで、史跡追加指定、犬山城と一体的な保存・活用及び状況に応じた整備の可能性を検討する必要がある。
- ・ 犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行う機関である公益財団法人犬山城白帝文庫と連携を取りながら、城下町の形成過程等、城郭全体の歴史を把握するための調査・研究等を進める必要がある。

## (4) 調査・研究に係る体制

### (ア) 現状

- ・ 犬山城の発掘調査、石垣調査等の各種調査・研究については、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が実施している。実施にあたっては、成瀬家伝来の美術工芸品・歴史資料の調査・研究を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫から資料や調査成果の提供を受けるなどの協力を得て、専門委員会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議しながら進めている。

### (イ) 課題

- ・ 今後、犬山城に関するさらなる史実の解明を図り、その成果を犬山城の保存・活用・整備に反映させ、着実に事業を実施していくために、調査研究体制の強化が必要である。

## 4-2 防災・防犯に係る現状と課題

火災、地震、風水害、大雨及び土砂災害等の災害及び犯罪に備えた危機管理体制を構築することは、史跡犬山城跡の価値を守ると同時に、市民及び来訪者の安全性の確保につながる。

ここでは、「警備体制」、「防火・消防・避難対策」、「予防対策」、「緊急連絡体制」の観点から、防災・防犯面における現状と課題を整理する。

### (ア) 現状

#### ① 警備体制

- ・ 一般開放されている区域（本丸、神社、犬山城前広場、犬山丸の内緑地、大手道）のうち夜間施錠管理されているのは本丸だけである。
- ・ 史跡指定地内には防犯カメラなどが設置されている。

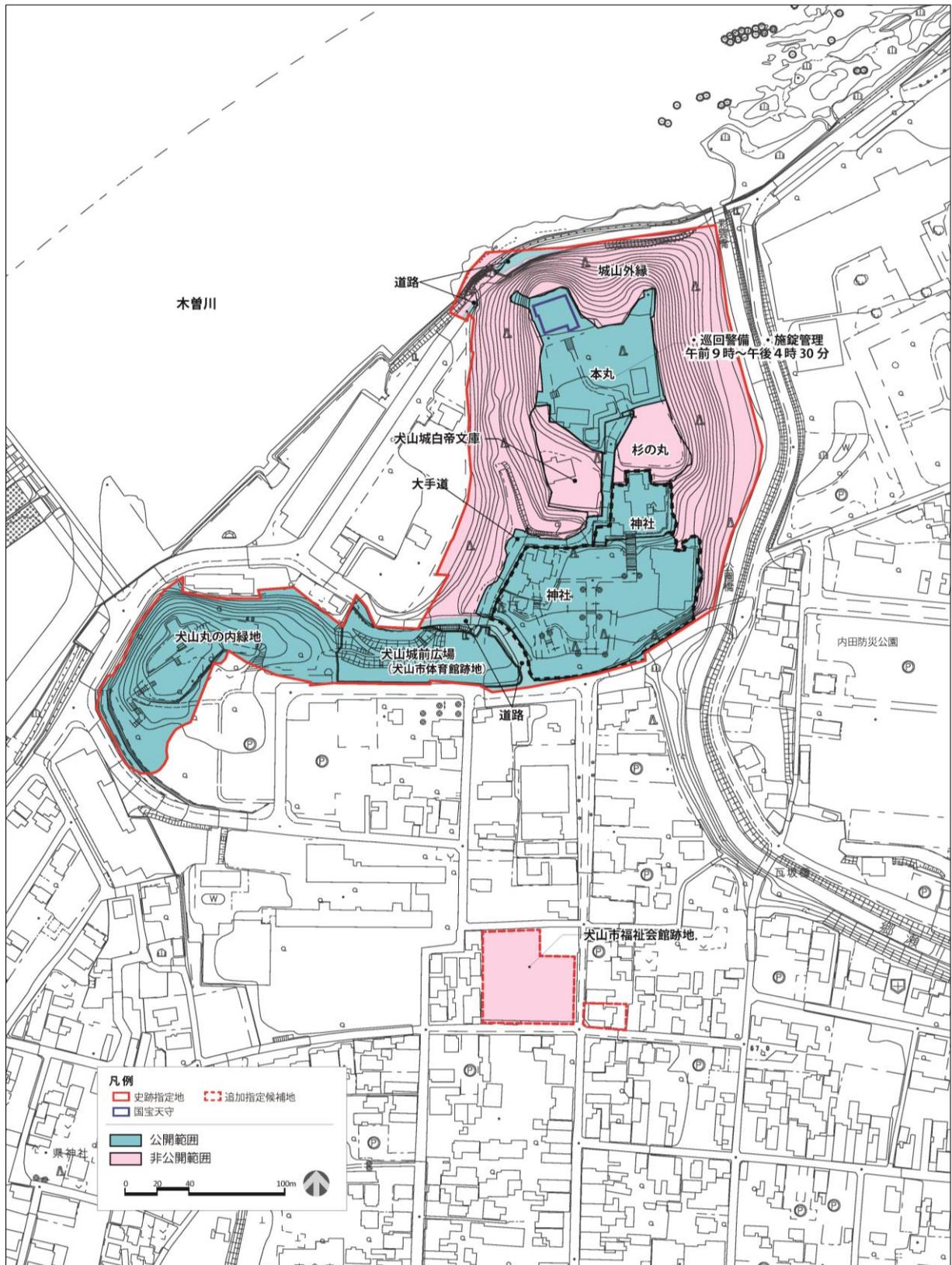


図 4.2 公開及び非公開範囲（現況）

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### ② 防火・消防・避難対策

- ・ 天守前に放水銃、消火栓、ホース格納庫等が設置され、ポンプ起動及び放水銃からの放水をおこなうなど点検を行っている。また、年2回専門業者による機能、総合点検を行っている。
- ・ 大手道は城前広場から天守に至る主要な観覧動線であるが、急勾配であり、舗装の老朽化がみられるため、避難経路としての安全性が懸念される。

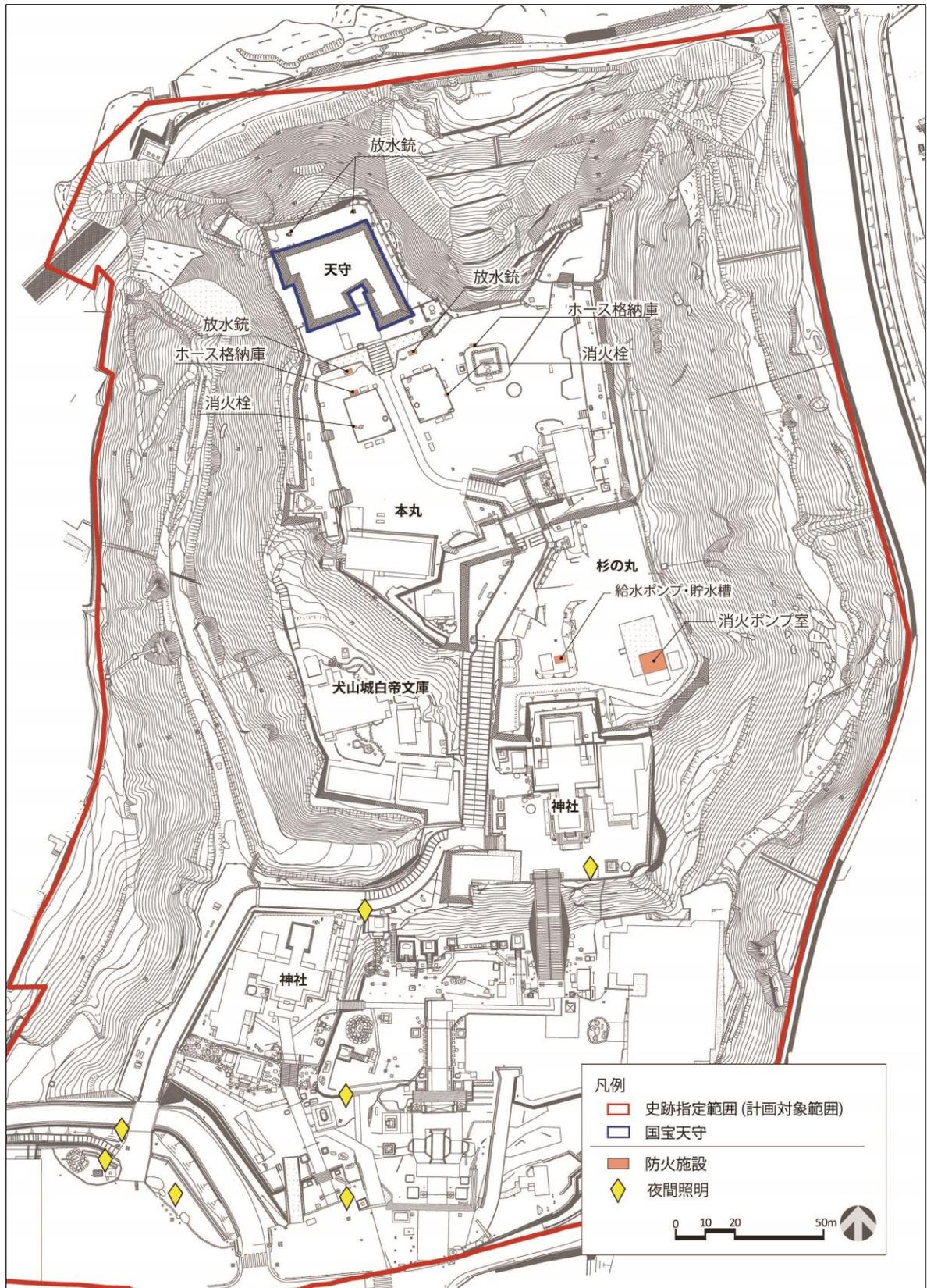


図 4.3 防火施設及び防犯設備の配置状況

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### ③ 予防対策

- ・ 城山は禁煙となっており、原則として火気の使用を禁止しているが、本丸内の売店において火気（LPG）を使用している。また、神社の宗教行事等の際に屋外で裸火を使用する場合がある。
- ・ 大雨、台風等の災害発生後は点検に入り、土砂崩れや倒木、石垣の崩落等が発生していないか確認している。
- ・ 禁煙、火気厳禁の旨を周知啓発する看板が城山内に設置されている。
- ・ 石垣等、史跡の保護を周知啓発する看板は設置されていない。
- ・ 過去の樹木調査結果に基づき、遺構に影響を及ぼしたり、来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を「管理対象木」に選定し、計画的に伐採をしている。
- ・ 定期的（月1回）に、市職員が目視により史跡内の点検を行っている。また、石垣調査（写真測量・三次元測量）、石垣年代調査、石垣カルテの作成を実施中である。
- ・ 城山外縁部には、愛知県及び犬山市により、落石防止施設（金網）や、コンクリート擁壁などの法面整備が実施されている。
- ・ 松の丸南東側の石垣には落石防止ネットを張っている。
- ・ 人の背丈を超える高さの石造物（石碑、灯籠等）が存在する。

### ④ 緊急連絡体制及び消火体制

- ・ 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき、緊急連絡体制が構築されている。
- ・ 公設消防隊は、出火位置に応じて城前広場（城山内部）、丸の内緑地付近（三光寺山）、川沿いの道路（城山外縁地区）に消防車を車両部署し、付近の防火水槽や、小学校のプール、川の水を利用して消火活動を行う。

### （イ）課題

#### ① 警備体制

- ・ 大手道は夜間暗いため、不審者の存在を覚知しづらく、犯罪行為（落書きや放火）を誘発する可能性がある。また、日没後の帰宅者の安全確保を目的として、閉門後の一定時間、照明を点灯させる必要がある。

#### ② 防火・消防・避難対策

- ・ 本丸で火災が発生した際の避難誘導等の経路は設定されているが、史跡全体のマニュアルとしてまとめられていない。各曲輪で火災が発生した場合を想定して避難経路の設定を行う必要がある。
- ・ 大手道の舗装の改修に加え、災害による石垣の崩落や倒木等により大手道が遮断された場合の避難経路の確保が必要である。

- ・ 犬山城は避難路が限られ、災害発生時の避難が大きな課題であることから、史跡指定地外にある避難所までの誘導を含めた避難訓練を実施する必要がある。
- ③ 予防対策
- ・ 史跡指定地内には私有地が存在しているため、犬山城の来訪者の他、各施設の利用者及び業務従事者等に対して防災に対する周知・啓発を行う必要がある。
  - ・ 今後も、日常の維持管理等により火気・可燃物の管理を徹底し、来訪者等へのさらなる周知・啓発を図る必要がある。
  - ・ 城山及び三光寺山外縁は土砂災害警戒区域に指定されており、地震や風水害等を含む自然災害に対する予防対策や緊急対応等の体制を整える必要がある。
  - ・ 地震、大雨等による石垣崩落防止の措置を行う必要がある。
  - ・ 史跡の保護の必要性について来訪者に十分伝わっていないため、知らずに石垣を傷つけたり、登ったりする可能性がある。
- ④ 緊急連絡体制及び消火体制
- ・ 所有者、関係機関との連携を強化し、災害時に迅速な連絡が行えるよう連絡網を最新の状態に保つ必要がある。

### 4-3 保存整備に係る現状と課題

史跡指定地内では、建造物である天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした整備はほとんど実施されておらず、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

以下、保存のための整備に関する現状と課題を述べる。

#### (ア) 現状

##### ① 西御殿跡

- ・ 西御殿跡は、公園整備に先立ち平成29年(2017)に遺構確認調査が実施され、井戸跡などの遺構が検出された。現在、遺構は埋め戻され、広場として整備されている。

##### ② 石垣、土塁、堀、切岸等

- ・ 発掘調査に基づく遺構の保存・修理はこれまでほとんど実施されていない。
- ・ 大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な城郭構造は、神社の遷座に伴い杉の丸と桐の丸の間の石垣が改変され、双方の曲輪の形状が一部改変されている。

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題



写真4.1 変更された桐の丸北側石垣（赤枠部分）

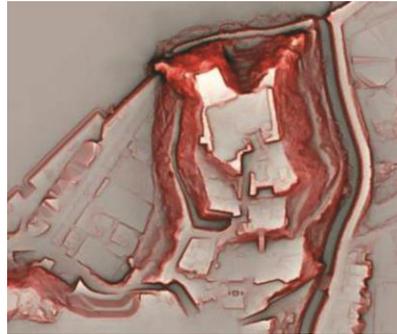


図4.4 赤色立体図で見た城山エリアの地形（現状）（マップ愛知）

- ・ 松の丸南には堀（空堀で東側の一部が水堀）が存在したが現在は埋め立てられ、境内地及び市道となっている（位置については図4.10を参照）。



図4.5 城山南側の堀の位置（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（部分））



写真4.2 現在の堀跡付近

- ・ 本丸西南側の弓矢櫓付近の石垣、七曲北西側の石垣で一部落石が発生し応急修理が行われた。
- ・ 現状では、石垣背面に水みちが発生していたり、雨水が集中的に流入している箇所は確認されていないが、大半の石垣については上部の構造物は失われており、背面に降った雨水は浸透する状況となっている。
- ・ 城山外縁西側の堀、土塁及び塹堀は、治山工事などにより一部改変されている。
- ・ 城山外縁東側及び西側に南北方向に延びる切岸、城山外縁北東の堀切は一部埋もれている部分はあるものの、旧状を留めている。

### ③ 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡、天守前・鉄門内側階段（北・西））

- ・ 大手道は後世の改変で岩坂門跡から鉄門の間及び黒門跡西側の本来の枡形空間の形状が変わっている。
- ・ 天守前に東西方向に敷設されていた階段は改変され、鉄門から天守まで敷設されている園路の延長として天守入口まで石階段が設置されている。また、この石階段の左右両側もかつては階段であったが、現在は修景用に植栽されている。

- ・ 鉄門内側北に東西方向に、またその西端と接続する形で南北方向に敷設されていた階段はなくなり、北は修景用の植栽帯が設置され、西は園路の一部となっている。

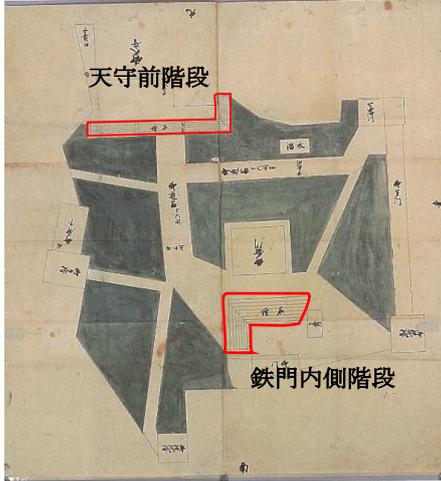


図 4.6 天守前階段及び鉄門内側階段の位置（「本丸構之図」(年不詳) 犬山城白帝文庫蔵（一部加工・編集））



写真 4.3 天守前階段（古写真（昭和30年代中頃））



写真 4.4 天守前階段（現状）



写真 4.5 鉄門内側階段（北）（古写真（大正8年）犬山城白帝文庫蔵）



写真 4.6 鉄門内側階段（現状）

- ・ 絵図と現状を比較すると、杉の丸の西側の石垣が滅失しているため、岩坂門跡と鉄門の間の外柵形の形状が昭和30年代後半の写真においても変化しているのが分かる（位置については図4.10を参照）。



図 4.7 本来の外柵形を形成する大手道の形状（岩坂門跡から鉄門の間）（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（一部加工・編集））



写真 4.7 後世の改変が加えられた外柵形部分（岩坂門跡から鉄門の間）

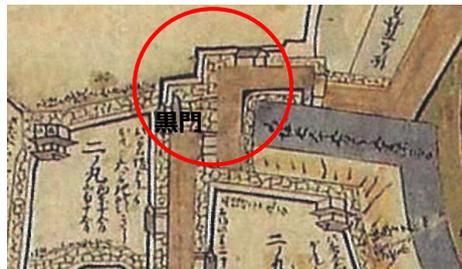


図 4.8 本来の外柵形を形成する大手道の形状（黒門跡付近）（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（一部加工・編集））



写真 4.8 後世の改変が加えられた外柵形部分（黒門跡付近）

#### 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題



写真 4.9 大手道の古写真（昭和 30 年代後半頃）と現在の大手道（鉄門跡付近）

- 古写真には、大手道と縦の丸石垣、大手道と杉の丸の間にある低い石積の植栽帯が存在せず、本来の大手道の幅員は現在より広く、現在の路面より低い位置にあったと推定される。



写真 4.10 大手道の古写真（昭和 30 年代後半頃）と現在の大手道（黒門跡付近から見る）

- 七曲道は絵図上にはその存在が描かれているが、防災を目的とした土留め擁壁の設置や樹木の繁茂により、その経路等の全容が確認できない（位置については図 4.10 を参照）。

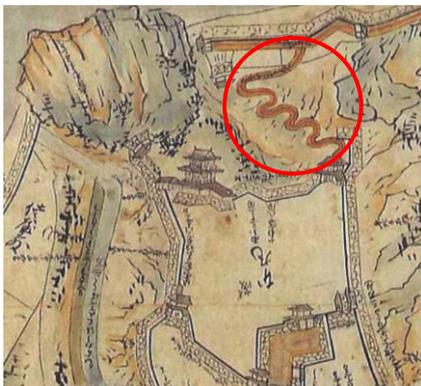


図 4.9 七曲道の位置（「犬山城絵図」正保 4 年（1647）徳川林政史研究所蔵 一部加工・編集）



写真 4.11 現在の七曲道付近（防災擁壁の整備）

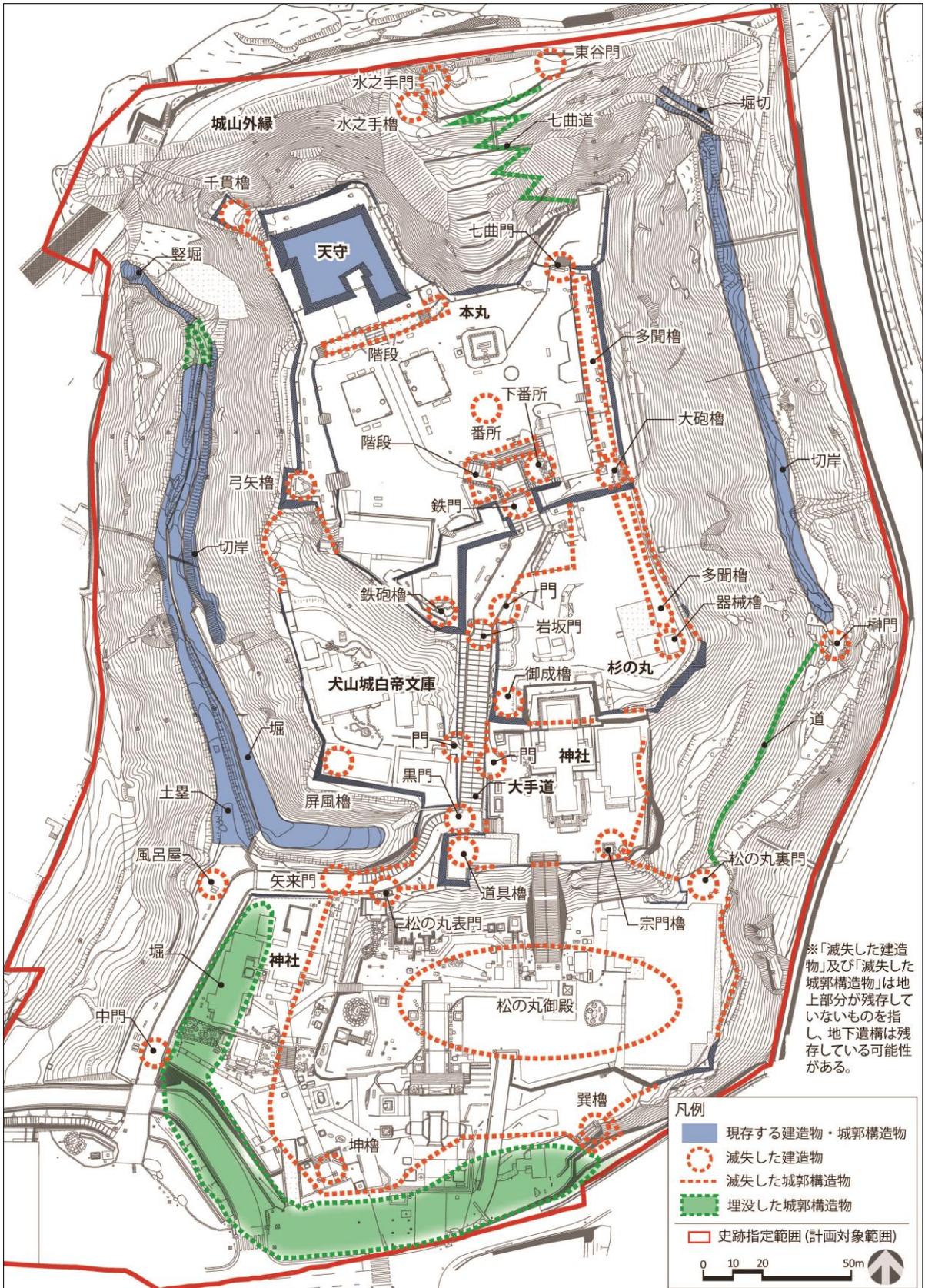


図 4.10 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状 (その1)



図 4.11 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状 (その2)

④ 大手門枡形跡

- ・ 土塁の遺構が浅いところでは地表面から 20cm 程度の位置にある。
- ・ 発掘調査により検出された堀の遺構は、調査後埋め戻され、保護されている。
- ・ 旧犬山市福祉会館の建設により大手門、枡形石垣等の遺構が滅失している。
- ・ 堀の正確な深さと形状を把握するために堀底までの確認調査が必要であるが、掘削深度が非常に深くなるため、現時点では堀の全容解明には至っていない。
- ・ 土塁は削平が著しく、基底部分が残存するのみであり、最も残りが良いところでも高さ 70cm 程度である。

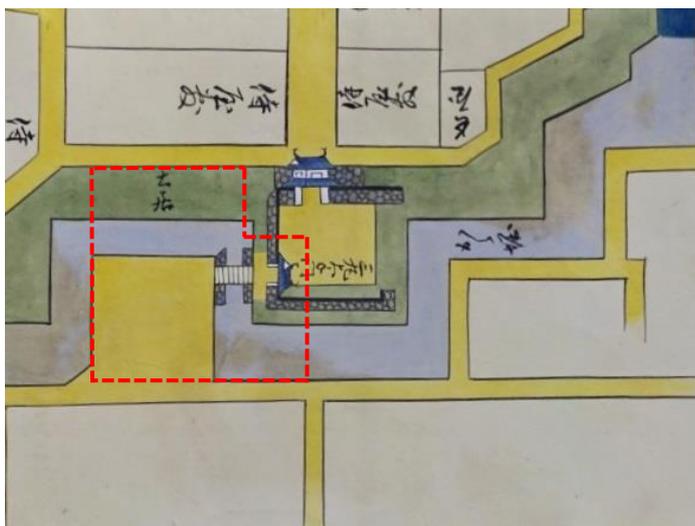


図 4.12 大手口及び大手門枡形 (尾張国犬山城絵図、宝暦4年 (1754)) 一部加工・編集 犬山城白帝文庫蔵 (赤点線は追加指定候補地 (計画対象範囲))

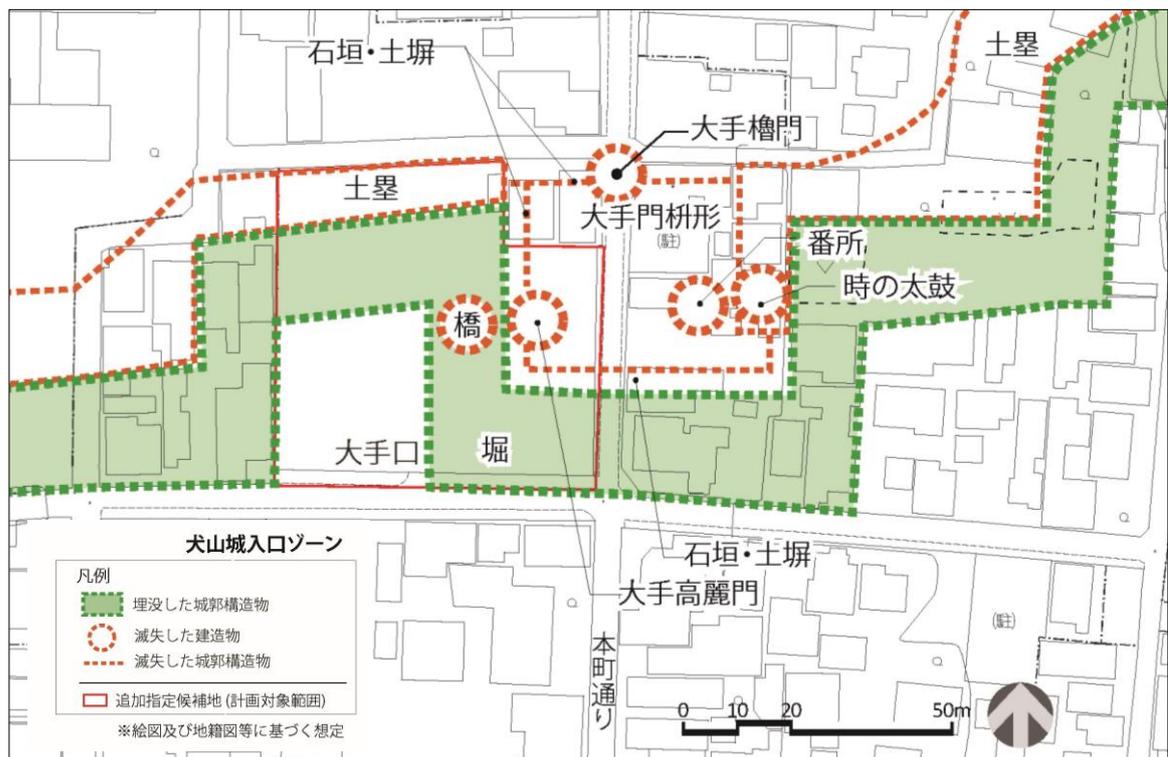


図 4.13 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状（その3）

⑤ 植生

- ・ これまで名勝としての景観保全として枯損木処理を目的とした剪定、伐採、枝打ち等を行っている。
- ・ 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき、石垣の保存、眺望等に影響を与える管理対象木の剪定、伐採を順次進めている。
- ・ サクラ、モミジ等の修景植栽木の中には、老木化し樹勢の衰退したものが見られる。
- ・ 平成 27 年度（2015）に実施された城山の樹木調査、令和元年度（2019）から 2 年度（2020）にかけて、史跡指定地内全域において実施した樹木調査により、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の直接的な要因になり得ると考えられる管理対象木、遺構や眺望等に影響を及ぼす恐れのある樹木等を特定し、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」の中で植生管理計画を定めている。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

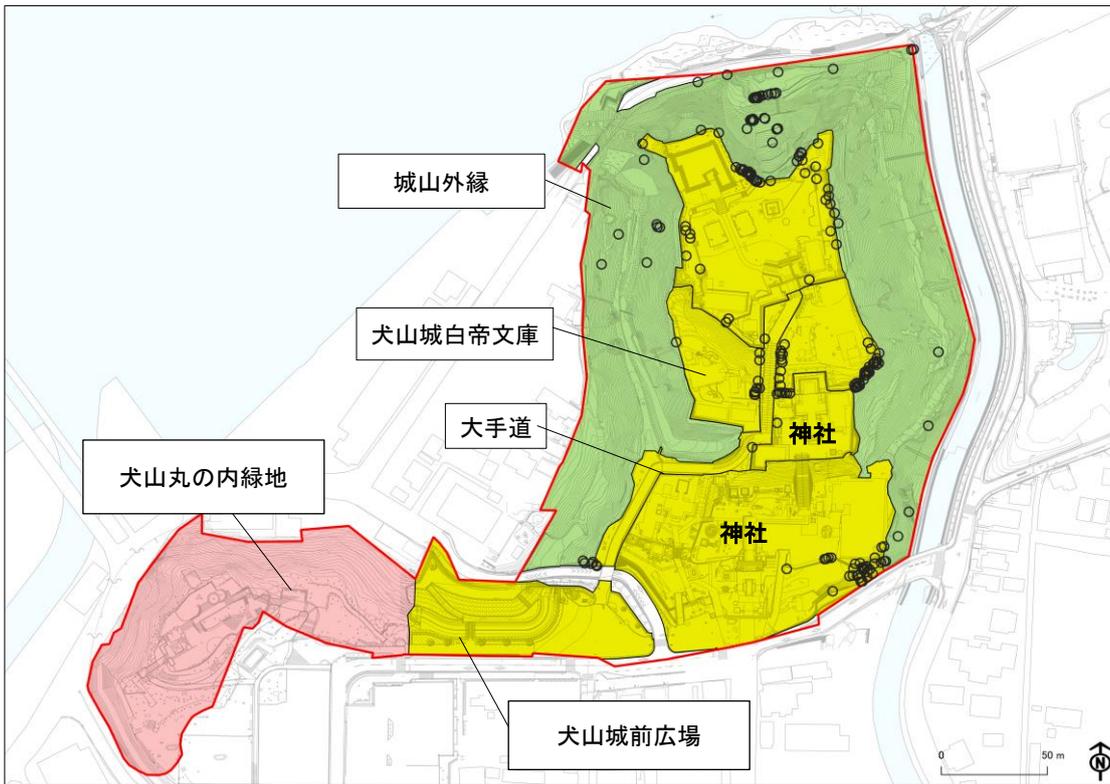


図 4.14 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木位置図(○印) (犬山城樹木調査 (令和2年度)より抜粋)

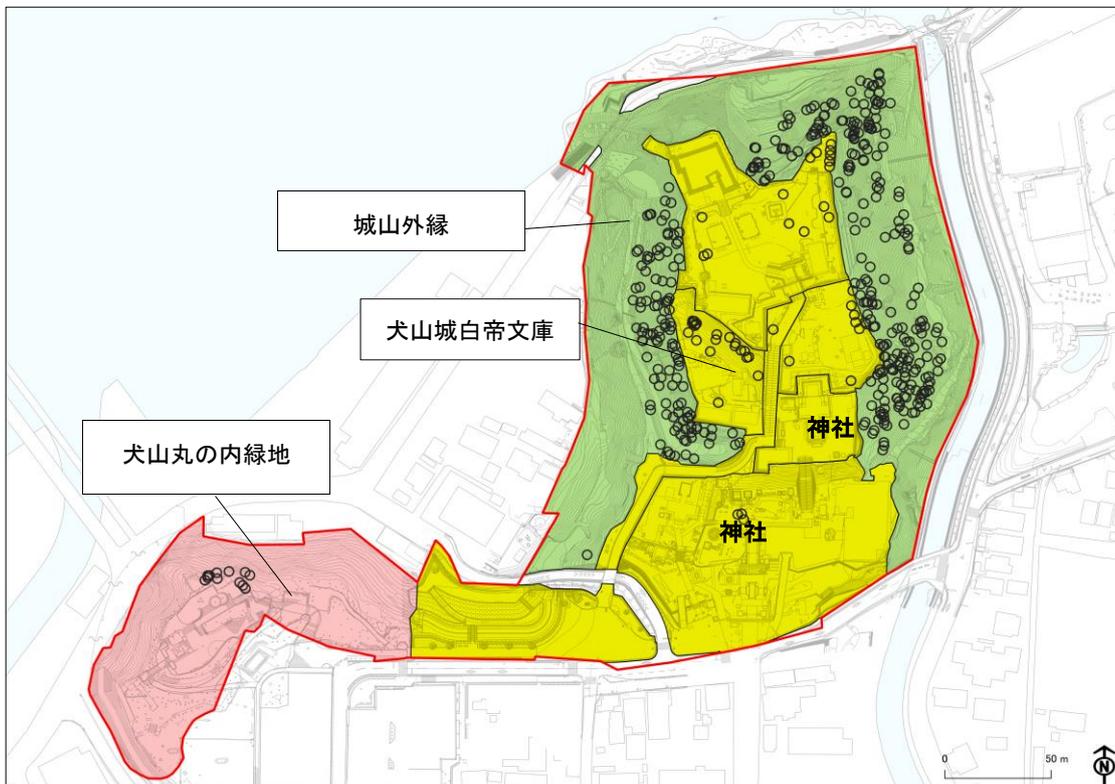


図 4.15 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木位置図(○印) (犬山城樹木調査 (令和2年度)より抜粋、一部加工)

(イ) 課題

① 西御殿跡

- ・ 西御殿跡の所在を示す説明板や遺構表示等がないため、来訪者に西御殿跡の所在が伝わらない可能性がある。

② 石垣、土塁、堀、切岸等

- ・ 石垣カルテの作成を継続的に進め、定期的な現状把握及び計画的な修復整備等を実施していく必要がある。
- ・ 石垣背面への雨水の流入等を把握するため、降雨時及び降雨後には、石垣の孕みや石垣上面のクラック発生等を観察し、遺構への影響が危惧される部分についてはシート養生や、洗掘防止としての土のう積等の応急処理を行う。また、史跡指定地全体について、排水に関する遺構の状況、開渠と暗渠を合わせた排水構造物の現状、水系を把握し、排水上の課題を抽出するための排水調査を実施する。
- ・ 石垣の位置や構築時期に合わせた修理方針を定める必要がある。
- ・ 発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施し、来訪者への安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備を進める必要がある。
- ・ 犬山城に使用されている石材のなかでも、チャートの入手が困難で、修理に際しての材料入手の困難さや石質が異なる材料に取り換えた場合の石積みの様相の変化などが危惧される。
- ・ 石垣解体修理に際しては、仮設道の設置や樹木伐採、市道の通行止めなどの必要性が想定され、保存修理に向けて関係機関との調整が必要となる。
- ・ 松の丸の縄張りを形づくる松の丸南東側石垣は犬山城の変遷を伝える貴重な石垣として保存修理が必要であるが、工事を行う場合には、クレーンの設置、解体材料の集積場の確保などのため、既存の建物の移転や撤去などの工事と調整しながら行う必要がある。
- ・ 石垣の解体修理を行う場合、解体材料を仮置きする場所が不足している。
- ・ 城山外縁部の切岸、堀切は、戦国期の犬山城の様相を物語る貴重な遺構であるが、全容が把握できていないため、調査により構築された範囲や時期などを明らかにしたうえで、修復整備等を検討する必要がある。

③ 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 発掘調査により遺構の残存状況を確認したうえで遺構面を確実に保護しつつ、本来の大手道の形状が理解できるような整備を行う必要がある。
- ・ 七曲道跡は遺構確認調査を実施し、遺構が検出された際には保護措置を講ずる必要がある。
- ・ 城山外縁東側の道跡は城山外縁東側に所在する切岸や堀切等の遺構へ至る道であるが、調査により道跡の位置を確認し、遺構の検出状況に応じた保護措置を講ずるとともに草刈り等による維持管理を行う必要がある。

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### ④ 大手門枡形跡

- ・ 土塁遺構の検出深度が浅いため、遺構保護のための盛土を行う必要がある。
- ・ 土塁の位置及び斜面勾配等の保存整備に係る情報が不足しており、確認調査が必要である。
- ・ 大手門南側の堀についても、整備に先立ち正確な位置を調査により確認する必要がある。

### ⑤ 植生

- ・ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる管理対象木への対応を今後も計画的に行っていく必要がある。また、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法に基づき実施し、計画的な伐採管理、日常管理及び維持管理に努める必要がある。
- ・ 名勝木曾川に指定されている範囲における樹木伐採等については、名勝としての景観保全を念頭に、関係機関との調整の上で計画的に実施する必要がある。
- ・ 犬山丸の内緑地から天守への眺望を確保するために、関係機関との調整の上で計画的に樹木の伐採管理を行う必要がある。
- ・ 老木化した修景植栽木について、補植を含む計画的な整備を進める必要がある。

## 4-4 公開・活用整備に係る現状と課題

発掘調査等によって遺構を顕在化し、史実に基づいて史跡犬山城跡の本質的価値を明確にすることは、市民や来訪者にその価値を正確に伝えることにつながる。

ここでは、「遺構等の公開・活用」、「公開活用のための維持管理施設」、そして「公開活用のための案内施設」の観点から整備に関する現状と課題を整理する。

### (1) 遺構等の公開・活用のための整備

#### (ア) 現状

#### ① 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・ 一般公開されている範囲（本丸、桐の丸、松の丸）から石垣等の現存遺構の一部が確認できる状況であるが、これまで遺構等の公開や表示を目的とした整備は行われていない。
- ・ 石垣については、近代以降に付加された練積等が点在しているが、いずれも史実に基づいて復元されたものではなく、地形の改変等に伴って築造されたものである。堀、土塁等についても、史実に基づく復元は行われていない。
- ・ 城山外縁東側及び西側に所在する切岸は、一般の立ち入りが禁止されている。

#### ② 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 大手道のうち、岩坂門跡から鉄門の間及び黒門跡の西側は、本来は枡形空間となっていたが、現在は改変され往時の姿を留めていない。
- ・ 七曲道跡部分には治山工事による石積擁壁が設置され、地形が大きく変わっている。一般の立

入りが禁止されており、公開・活用されていない。

- ・ 城山外縁東側の道跡部分は一般の立入りが禁止されており、公開・活用されていない。

### ③ 建造物の地下遺構等

- ・ 史跡指定地内には、史実に基づいて復元（復元的整備を含む）された建造物や遺構表示はないが、門・櫓等が史跡指定地外に移築されている。

### ④ 大手門枡形跡

- ・ 犬山市福祉会館跡地については、令和3年度（2021）の発掘調査で屈折部を含む堀の位置や土塁などの遺構の残存状況を確認したが、全貌は明らかになっていない。敷地の東側の旧犬山市福祉会館地下室のあたりは、深さ6m付近まで攪乱を受け、遺構が滅失している。

## （イ）課題

### ① 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・ 本丸の西側及び北側や、櫓の丸の西側の曲輪石垣などの、一般公開範囲から視認し難い遺構について、視認性を確保するための整備を行う必要がある。
- ・ 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構については、全貌が把握できない状態であるため、遺構の顕在化を図ったうえで、遺構の視認性を確保する必要がある。

### ② 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 大手道の門が現存していないため、大手道の屈曲の前後に二つの門を設けて外枡形を連続させ、石垣上の櫓等によって強固な守りを固めるという犬山城の縄張構造の特徴である連続外枡形の構造及び役割が伝わらない。
- ・ 大手道は後世の改変により形状が変わっている箇所があるため、発掘調査をしたうえで検出された遺構の状況に応じて本来の大手道の形状を平面表示し、犬山城の縄張り構造の一部を顕在化させ、視覚的に理解させる必要がある。
- ・ 城山外縁東側の道跡は全貌が把握できない状態であるため、遺構の保存を図ったうえで、遺構の顕在化を図る必要がある。

### ③ 建造物跡

- ・ 松の丸表門跡、七曲門跡以外の門跡の礎石及び地下遺構等は残存状況が把握されていないが、考古学的、歴史学的調査を継続し、位置づけが明確になったものについては復元や遺構表示、また、調査成果の公開や展示への反映など公開整備を検討する必要がある。
- ・ 建造物の図面、古写真等、現存する資料が限られているため、移築され、現存する建造物を除いて、史実に基づいた復元整備を行うことは困難な状況である。また、礎石が確認されている建造物は一部に限られており、正確な原位置での復元整備を行うためには、史料調査及び

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

発掘調査等を実施し、礎石や基礎地業等の残存状況を確認する必要がある。

- ・ 遺構表示を行うにあたっては、位置、形状に関する補足調査を実施し、その結果を踏まえた整備を行う必要がある。

### ④ 大手門枡形跡

- ・ 犬山城の本質的価値を構成する諸要素が所在する場所でもあり、犬山城内への入口である大手門枡形の本来の姿を体感する上では欠くことのできない場所であることから、枡形顕在化の方法について検討を行い、関係機関との調整を図ったうえで整備を進める必要がある。
- ・ 調査成果に基づいた大手門枡形跡の価値や特色を分かりやすく示すための展示方法の検討、調査成果をはじめとする史跡価値の発信機能の強化が必要である。

## (2) 公開・活用動線

### (ア) 現状（案内施設以外）

- ・ 公開活用動線としては、史跡地内においては城外と本丸を結ぶ主要動線である大手道、公開されている曲輪内に設けられた見学動線、神社参道などがある。

以下、動線の現状についてまとめる。

動線種別	現 状
登城道としての主要動線	犬山城前広場から本丸に至る登城道である大手道が現在も犬山城の主要動線となっており、管理車両も通行可能な唯一の動線である。 管理用車両及び修理等の際の工事車両（いずれも2t車まで）は大手道入口である中門跡付近より大手道に入り、本丸及び杉の丸内まで走行・進入可能であるが、原則として、来訪者の見学時間帯（午前9時～午後5時）を除いた時間帯での資材搬入、搬出が取り決められている（図4.16 管理車両用動線（現況）を参照）。
城前広場から天守への動線	城前広場から天守に至る動線は、大手道以外に2つの神社を通り抜けて大手道に入り、本丸へ向かうルートがある（図4.17 来訪者動線（現況）を参照）。
曲輪内動線	本丸内は、鉄門から天守前に至るスロープと石敷園路が動線となっている。
外縁部動線	城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構を見学するための動線が設定されていない。
広域動線	歩行者動線としては、犬山駅もしくは犬山遊園駅を基点として犬山城へ至る動線、車両利用の場合は犬山城第1から第3の3つの駐車場から犬山城へ至る動線が存在する。

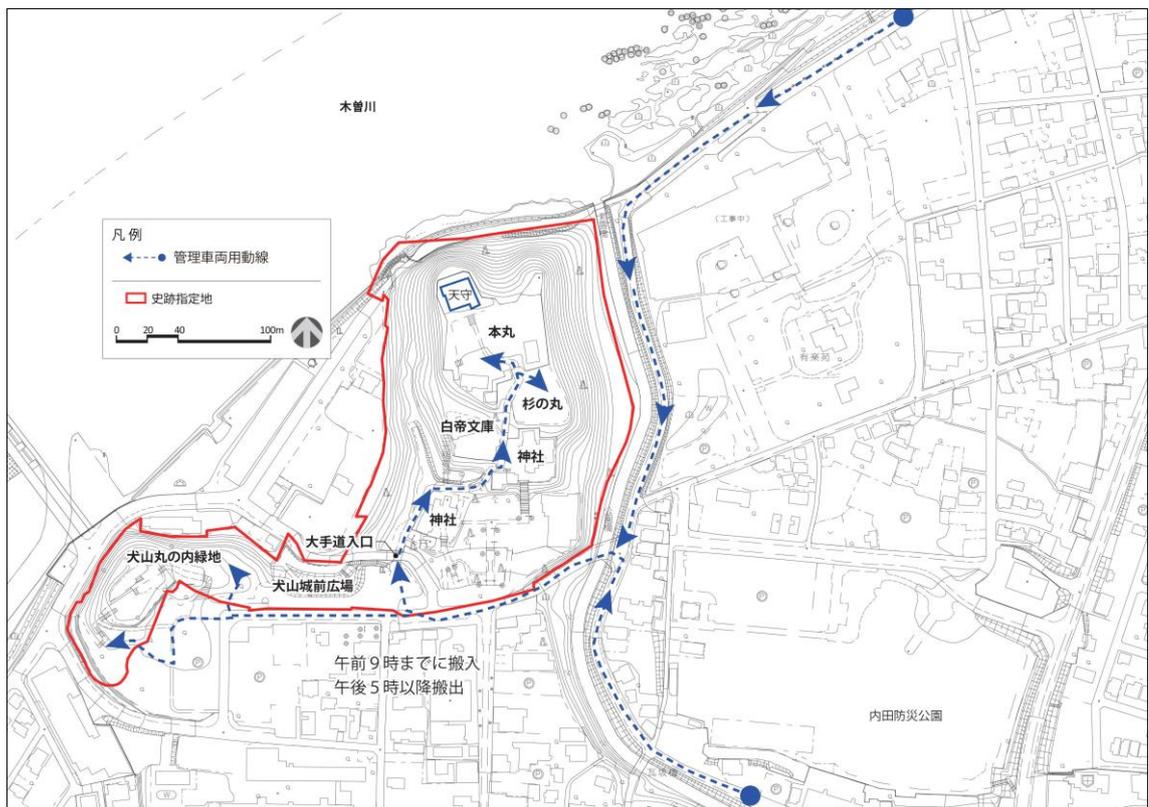


図 4.16 管理車両用動線（現況）

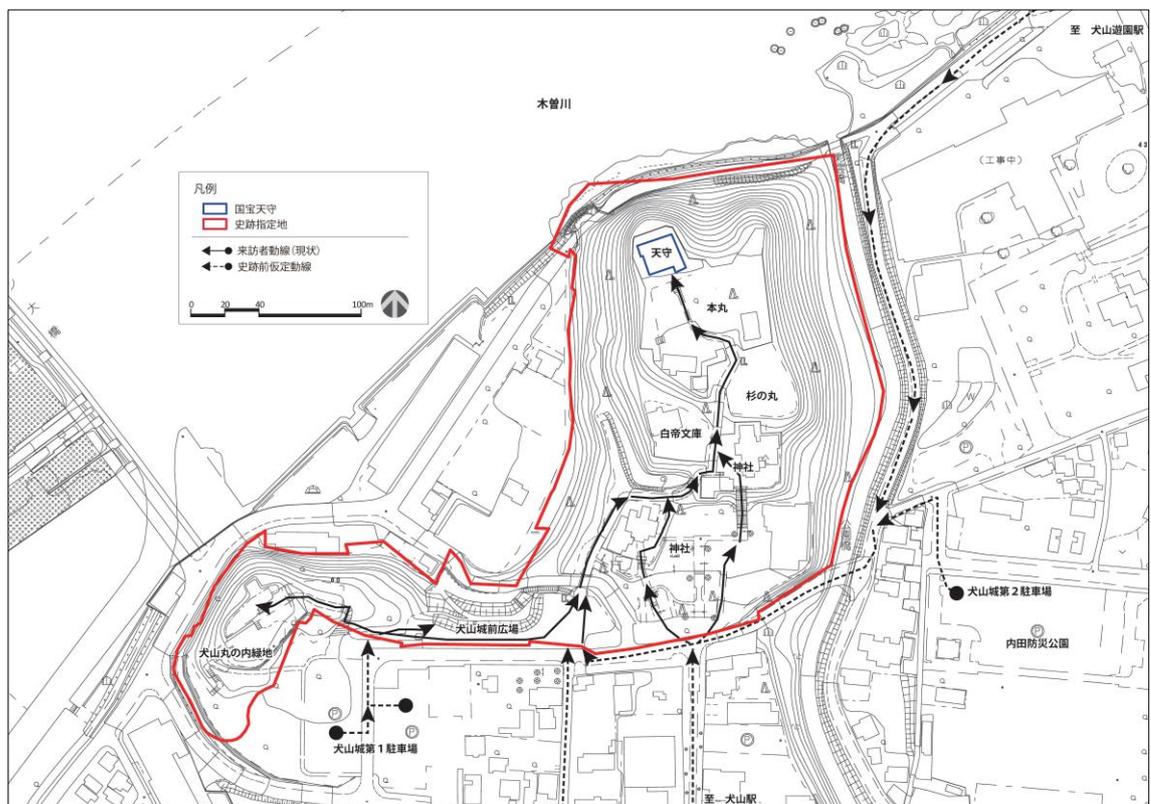


図 4.17 来訪者動線（現況）

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### (イ) 課題

動線種別	課題
登城道としての主要動線	地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。
曲輪内動線	遺構の確認調査を行い、遺構上に配置されている場合はルートの変更などを検討する必要がある。
外縁部動線	常時公開されているエリアではないが、公開に際しては見学動線の設定が必要である。
広域動線	犬山城の本来の動線である大手道へ誘導するための動線設定が必要である。

### (3) 公開・活用のための維持管理・運営施設の整備

#### (ア) 現状（案内施設以外）

- 公開活用のための維持管理施設は、鉄門跡に建てられた管理用の入場門と犬山城管理事務所のほか、天守前雨除けテント、トイレ、売店などの便益施設、階段や園路などの通路、隅櫓兼茶室として建てられた永勝庵、ライトアップ用の投光器などの活用施設、ベンチなどの休憩施設が本丸に数多く配置されている。管理用の入場門手前の杉の丸には券売所が設けられている。

以下、公開活用のための施設における現状と課題を表にまとめる。

施設名		現状
管理施設	木柵、柵 (有刺鉄線を含む)	来訪者の立入りを防止するための木柵、柵(有刺鉄線)が設置されている。
	犬山城管理事務所	鉄門跡に建てられており、管理事務所として活用されている。建物が老朽化している。 鉄門の位置に建つが遺構の調査は実施されておらず史実に基づいた復元建造物ではない。
	券売所	大手道に面して、杉の丸の鉄門跡近くに設けられている。券売機その他、来訪者の荷物管理のためのコインロッカーが設置されている。建物が老朽化している。
	練石積 コンクリート擁壁	松の丸や桐の丸に近代以降に積み替えられた石垣が多く所在する他、外縁部には防災を目的としたコンクリート擁壁などが設置されている。
便益施設	天守前雨除けテント	天守の正面に仮設のテント屋根が設置されており、入城管理上の機能を果たしている。来訪者の靴脱ぎ場として、スリッパ・ビニール袋を入れる箱、傘立て、すのこが用意されている。来訪者は現在靴脱ぎ場(テント)で靴を脱ぎ、提供されたビニール袋に靴を入れ、天守内部に持ち込む形となっている。
	天守前階段	石でつくられた階段が整備されている。

施設名		現 状
売店		本丸内の南西部分に売店が設置されている。建物は老朽化しており、売店内部では調理等のために火気を使用している。売店前の休憩スペースには自販機等が設置されている。
トイレ(本丸)		<p>バリアフリー対応（授乳室、多目的トイレ、ベビーチェア付きトイレ）のトイレが完備されている。                      トイレ入口に手すり付き階段やスロープが設置されバリアフリーに配慮している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>トイレ正面</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オムツ替え・介助用ベッド</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>オストメイト用洗浄施設</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トイレ内部</p> </div> </div>
トイレ (松の丸)		<p>バリアフリー対応のトイレが設置されている。                      トイレ入口は段差をなくし、バリアフリーに配慮している。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">  <p>トイレ正面</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>オムツ替えベッド</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オストメイト対応トイレ</p> </div> </div>

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

施設名	現 状
<p>園路としての</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手道 来訪者及び管理用車両用の動線上に敷設されている便益施設。見学用・管理用・災害時用の3つの機能を有する。</li> <li>・曲輪内園路 曲輪内に見学用として敷設されている園路。現状は天守前階段、本丸園路が該当する。</li> <li>・神社の参道 史跡内に所在する2つの神社内に参道として敷設されている園路。</li> <li>・遺構の公開・活用に供する園路</li> </ul> <p>便益施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手道（図 4.18 バリアフリー対応箇所（現況）） 大手道入口から本丸入口までの動線は段差を抑えたスロープ状の路面が整備されており、車イスやベビーカー等の通行も可能な急勾配箇所には一部コンクリート階段が設けられている</li> </ul>  <p>急勾配箇所のコンクリート階段</p>  <p>並置された階段状路面とスロープ状路面</p> <p>スロープ状の路面と並行して階段状路面が整備されているが、踏面を広く、また蹴上を低めにすることで高齢者や歩行補助具使用者の昇り降りに配慮されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸園路 本丸への入口部分（鉄門南側）や本丸内にはコンクリート舗装によるスロープや石敷園路が整備されており、天守前階段下まで到達できるようバリアフリー対応がされている。 園路からトイレまでの間が砂利敷で、車イスが通行可能な仕様を検討する必要がある。</li> </ul>  <p>本丸入口（鉄門下）に設置されたスロープ</p>  <p>石敷園路（本丸・天守前）</p>  <p>斜路（本丸・鉄門前）</p>  <p>石張階段（本丸・鉄門北側）</p>

施設名		現 状
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天守前階段 本丸園路から天守入口に上がるための石組み階段が設置されており、入城と退城に通行が分けられている。</li> <li>・ 神社の参道 参拝者が社殿に参詣するための動線として石畳及びコンクリート舗装による参道や階段（一部手すり付き）が整備されている。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">天守前階段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の公開・活用に関する園路 城山外縁地区の堀跡、土塁、切岸等の遺構を見学するための園路が設置されていない。</li> </ul>
活用 施設	犬山城隅櫓兼茶室 (永勝庵)	鉄砲櫓跡に建てられているが、建物は史実に基づいて復元された建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。建物が老朽化している。
	投光器	夜間ライトアップ用の投光器（マルチハロゲン灯）で、計6箇所を設置されている。（図 4.19 投光器の設置箇所と照射方向（現況）を参照）
修景 施設	修景植栽	本丸、杉の丸、大手道、犬山城前広場（犬山市体育館跡地）及び犬山丸の内緑地には、低木による修景のための植栽帯が設けられている。
	土堀	犬山城前広場には土堀が設置されている。
インフラ 施設	電気設備等	史跡指定地内には電気設備に関する管渠が配置されているが、どこからどう引き込み、配線されているか不明である。
	城内給排水 (図 4.20 開渠現況図)	史跡指定地内には雨水排水及び上・下水管が配置されているが配管の位置は不明である。
	旧犬山市福祉会館跡地	雨水は現状、地表面が舗装されておらず、地下浸透となっているが、舗装した場合でも下水管には入れず、道路側溝への排水となる。下水道（汚水）は敷地南西側に引込管が来ている。
公園 広場	犬山城前広場	かつて西御殿が所在していた場所が広場として整備されている。観光交流課と土木管理課が所管している。
	犬山丸の内緑地	都市公園として公園施設、修景植栽等が整備されている。土木管理課が所管している。

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

計画対象範囲における主な施設の設置状況を図4.21～4.23示す。

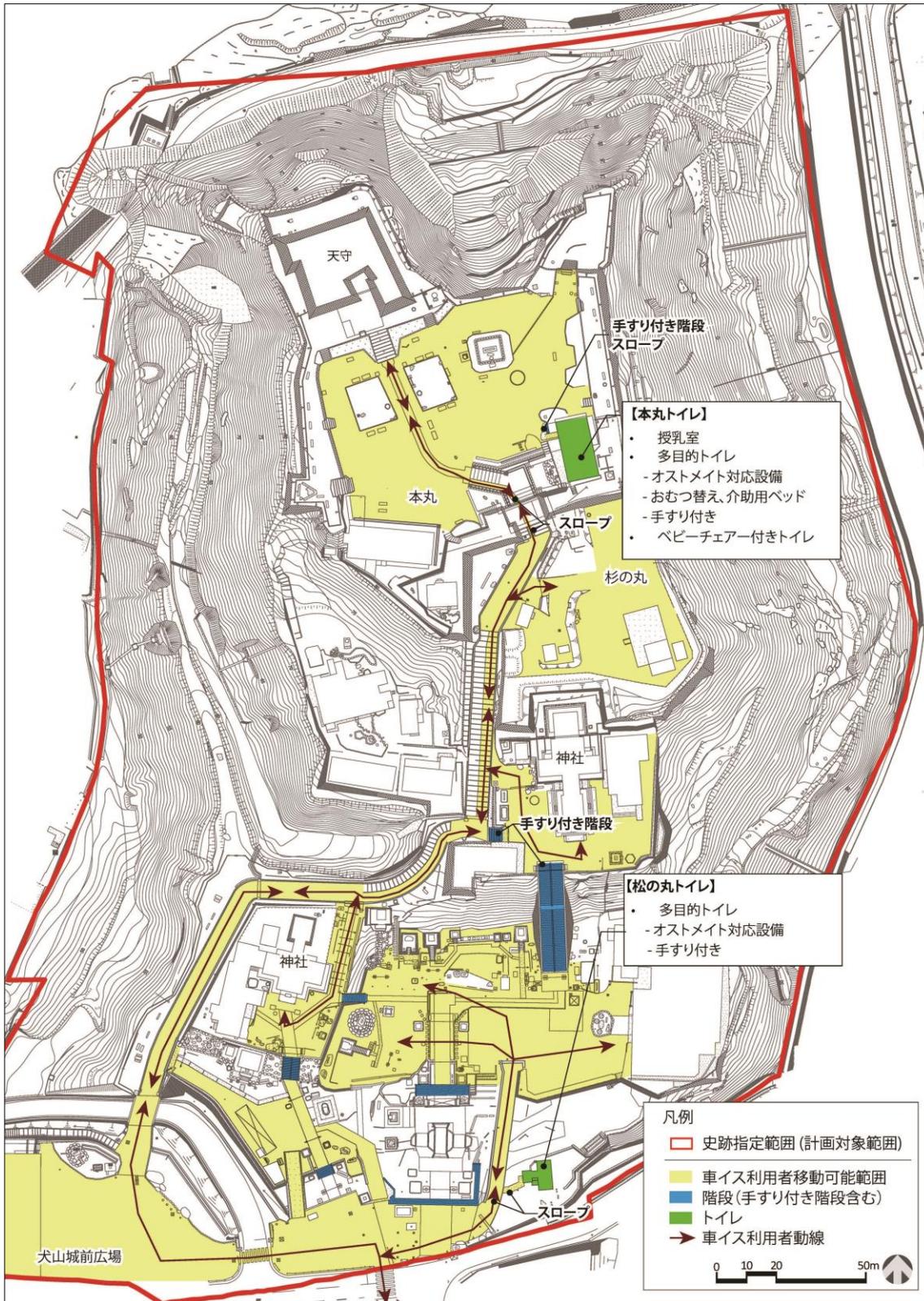


図4.18 バリアフリー対応箇所 (現状)

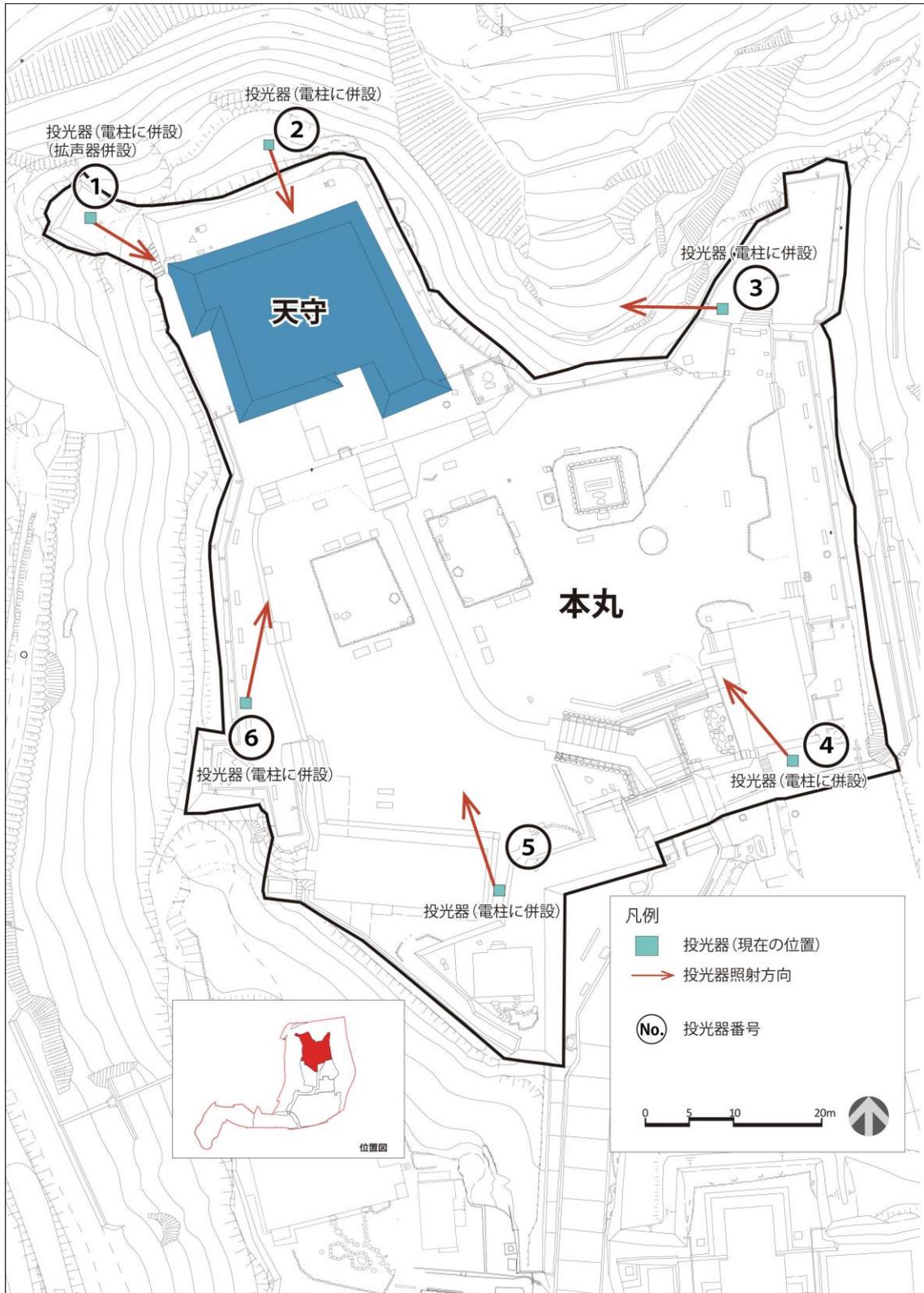


図 4.19 投光器の設置箇所と照射方向 (現状)

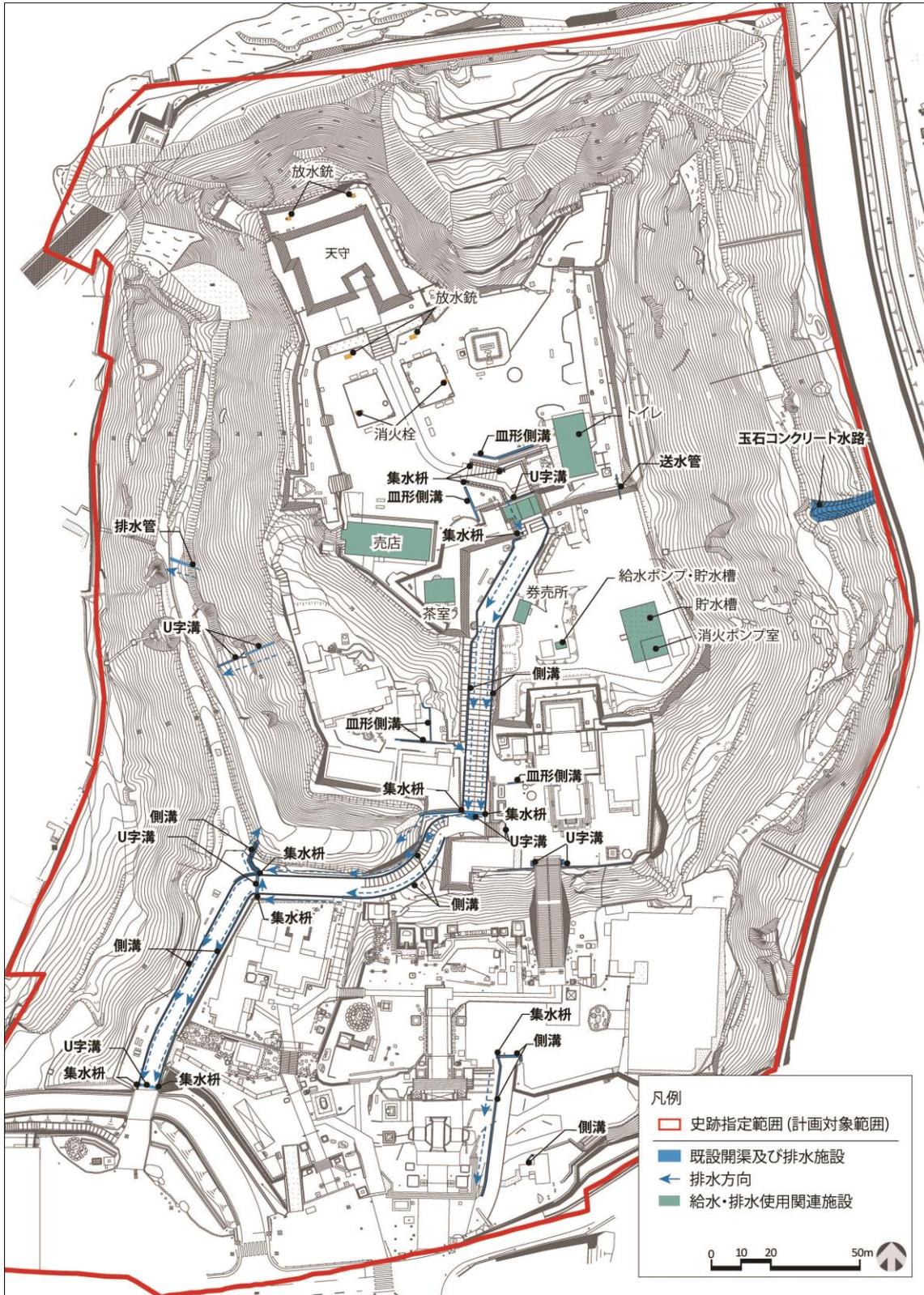


図 4.20 既設開渠及び排水施設の位置 (現状)



図 4.21 本丸における主な施設の設置状況（保存活用計画から抜粋）



図 4.22 杉の丸における主な施設の設置状況 (保存活用計画から抜粋)

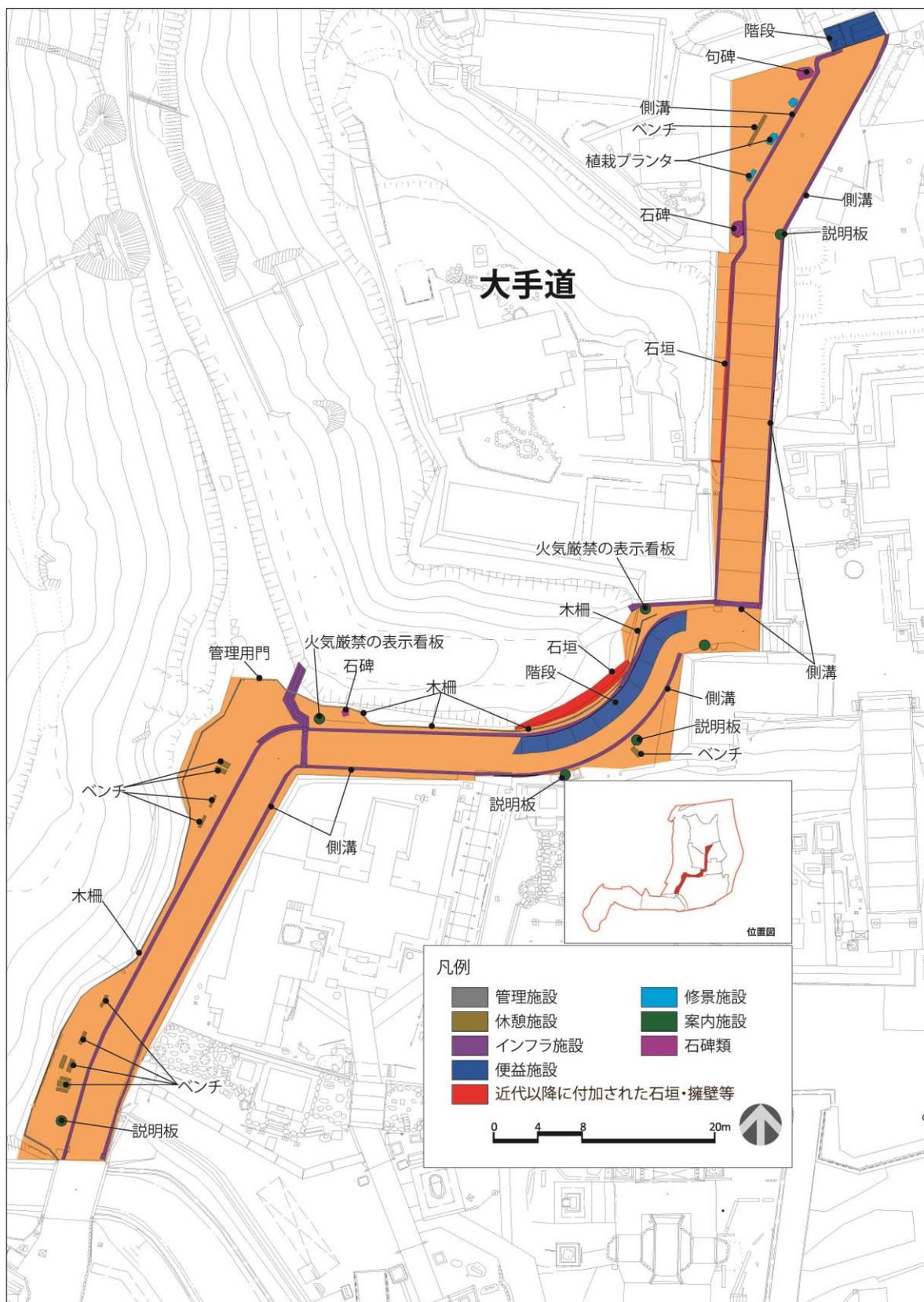


図 4.23 大手道における主な施設の設置状況 (保存活用計画から抜粋)

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

(イ) 課題

施設名		課題	写真
管理 施設	木柵、柵 (有刺鉄線を含む)	経年劣化箇所が確認でき、更新または耐久性のある代替施設を検討する必要がある。 杉の丸縁辺部に設置された有刺鉄線は公開に伴い、安全性の高い柵への付け替えが求められる。	
	犬山城管理事務所	鉄門の位置に建つが遺構の調査は実施されておらず史実に基づいた復元建造物ではないが、犬山城の管理のために必要な施設であり、その機能を維持する必要がある。	
	券売所	機能維持のため老朽化した部分の改修が必要である。将来的には入場方法の変化にあわせて施設の在り方を検討する必要がある。	
	練石積 コンクリート擁壁	練石積やコンクリート擁壁の改修にあたっては、史料調査及び試掘調査等を実施し、地下遺構の残存状況を確認したうえで、改修方法について検討する必要がある。	
便益 施設	天守前雨除け テント	天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観の美観を損ねている。テントは雨の日には来訪者の快適性を確保し、天守入口での人溜まりとしての機能を果たしているが、外観だけでなく、来訪者の動線、入城管理や雨・風対策等様々な観点から検討したうえで対策を見出す必要がある。 テント屋根と庇に接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくない状況にある。	
	売店	発掘調査等により本丸の全体像、売店が所在している場所の地下遺構等の残存状況等が明確にされない中で設置されているため、遺構の有無を含めた全体状況を明確にする必要がある。 売店は史実に基づいた復元建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。 史跡の本質的価値を阻害する要素であり、歴史的景観や環境を損なっている。 売店内部で火気を使用している。	

施設名	課題	写真
<p>園路としての</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手道</li> <li>・曲輪内園路</li> <li>・天守前階段</li> <li>・神社の参道</li> <li>・遺構の公開・活用 に供する園路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手道 階段状とスロープ状の路面が整備されており、車イスやベビーカー等の通行も可能なバリアフリー対応がされているが、路面に割れ、ひび割れ、破損、あるいは老朽化している箇所がみられ、車イス利用者やベビーカー利用者の運行・歩行に障害を与える可能性がある。 一部急勾配な箇所がある。 地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。 大手道としての景観と車両の通行を考慮した外観や舗装仕様を検討するとともに、建造物等の復元に際しては、大手道の利活用や車両動線への影響を十分に考慮する必要がある。</li> <li>・本丸園路 遺構の確認調査を行い、遺構上に配置されている場合はルートの変更などを検討する必要がある。</li> <li>・天守前階段 改修時には発掘調査を実施し、遺構が検出された場合には天守を構成する要素として復元的整備を検討する必要がある。 階段に手すりが設置されておらず、天守台まで車イスの通行ができない。</li> <li>・神社の参道 参道の一部が階段となっており、緊急避難の際に車イス利用者や歩行補助具使用者の通行に支障を及ぼす可能性がある。</li> <li>・遺構の公開・活用 に供する園路 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構を見るための動線ならびに園路が整備されていないため、遺構の価値が視覚的に伝わらない。</li> </ul>	

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

施設名		課題	写真
活用 施設	犬山城隅櫓兼 茶室(永勝庵)	建物は鉄砲櫓跡に建てられており、設置する前に発掘調査等による地下遺構等の把握が行われていない。鉄砲櫓に関連する遺構及び史跡の本質的価値を深化させる要素が地下に残存している可能性もあることから調査を実施する必要がある。	
	投光器	設置後、長期間が経過している。 色調の調整ができない。 マルチハロゲン灯の入手が困難になっている。	
修景 施設	修景植栽	本丸、杉の丸、大手道の低木による植栽帯は、公園的な観点で景観を向上させているが、史実に基づくものではない。	
	土塀	歴史的景観に配慮されているものの、史実に基づいて復元されたものではない。	
インフラ 施設	電気設備等	史跡指定地内に配置ならびに埋設されている管渠等の正確な位置やルートが把握できていない。	
	城内給排水	排水経路、流末、表面排水方向等が不明であるため、調査を行い流水の状況を明らかにする必要がある。 石垣の孕みや緩みの原因が排水によるものであるかを把握する必要がある。	
公園 広場	犬山城前広場	説明板等が設置されておらず、かつて西御殿が存在していたことが伝わりにくいため、説明板の設置や遺構表示等について検討が必要である。	
	犬山丸の内緑地	公園施設及び設備の老朽化が進行している。 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。	

#### (4) 公開活用のための説明・案内施設の整備

##### (ア) 現状

- ① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）
  - ・ 犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、武家文化、町人文化が花開いた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示しており、犬山城下町全体を再現したジオラマ等の常設展示を行っている。また、同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する資料等を展示する「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。



写真 4.12 犬山市文化史料館における犬山城下町のジオラマ展示

- ② 史跡指定地内の説明・案内施設

史跡指定地内に存在する説明板及び案内板の設置状況は、次のとおりである。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

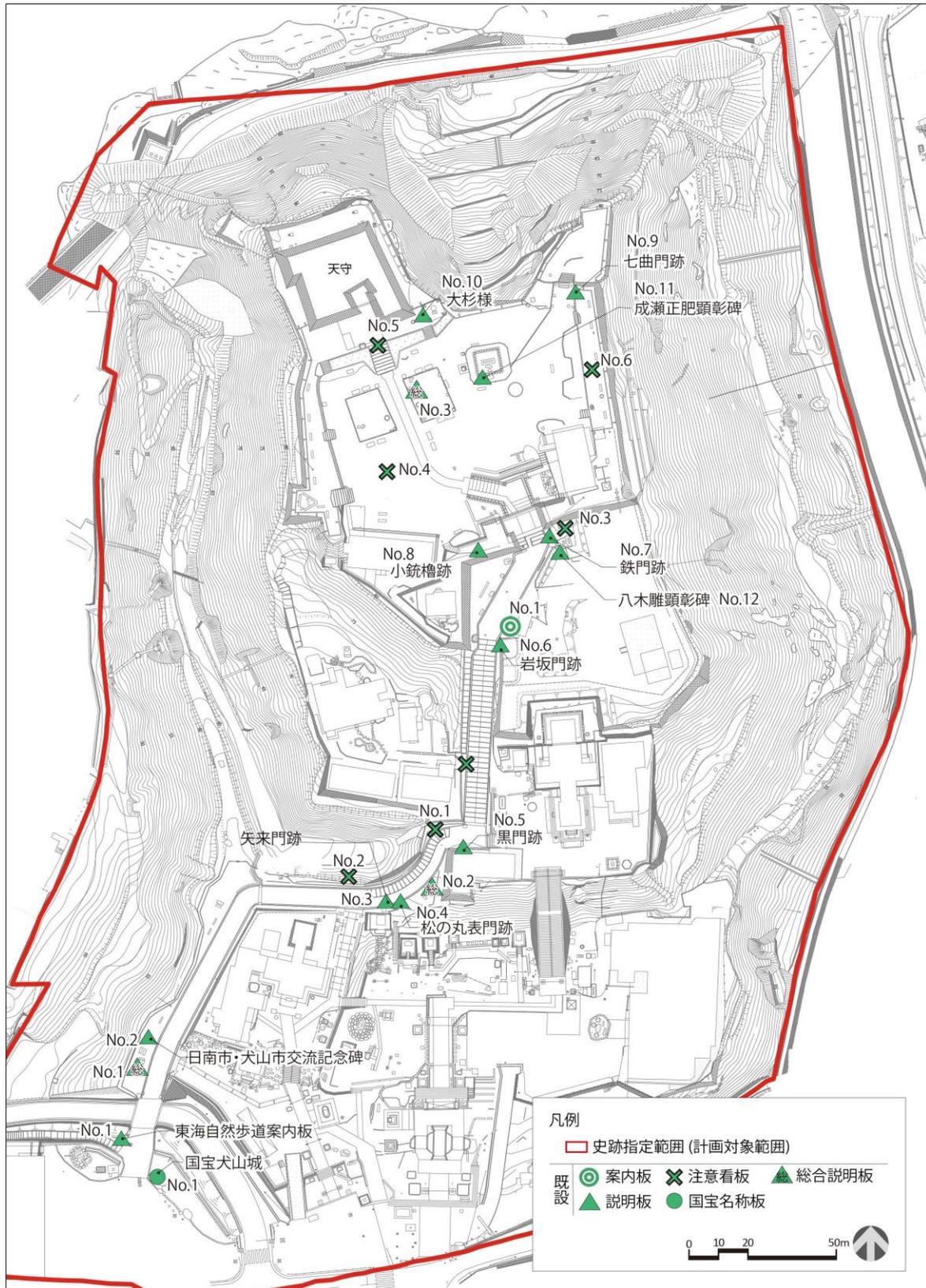


図 4.24 説明・案内施設の設置位置 (現状) (その1)

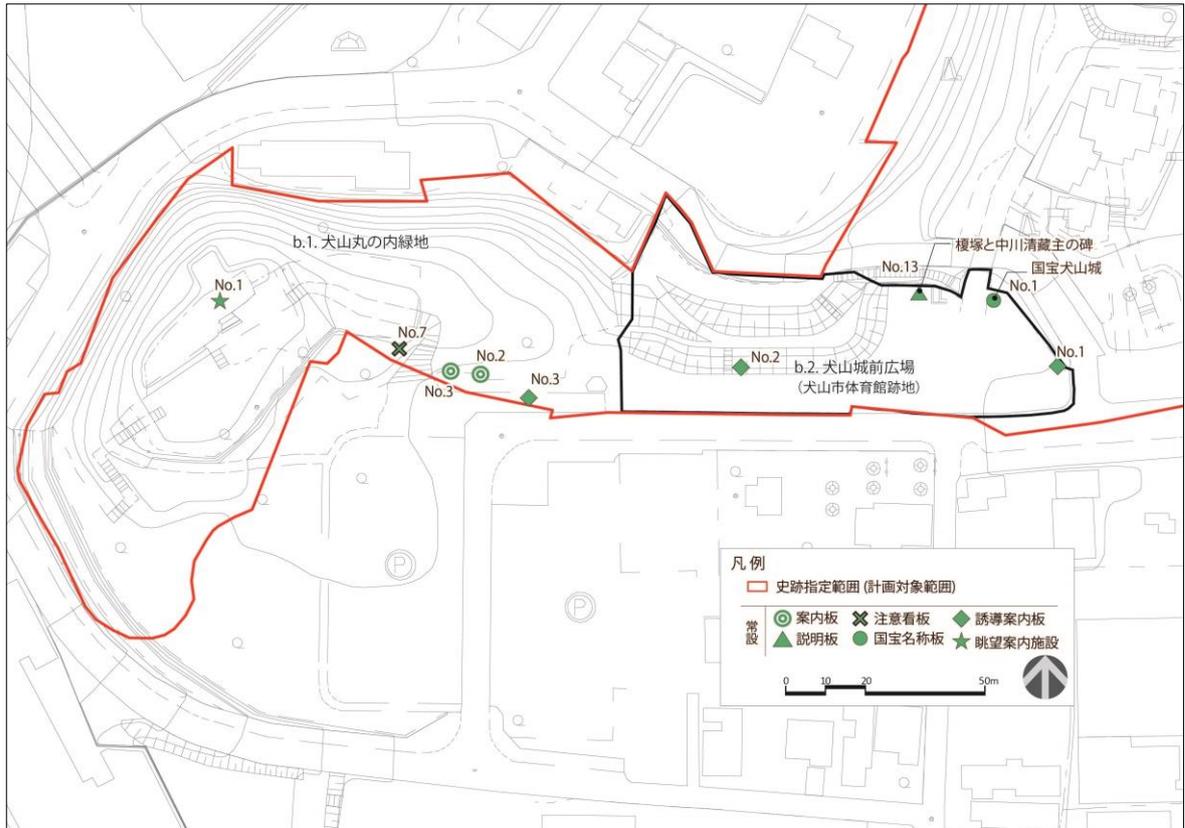


図 4.25 説明・案内施設の設置位置 (現状) (その2)

(1) 国宝名称板 (●)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国宝犬山城銘板</li> <li>・ 自然石</li> <li>・ 自立型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国宝犬山城</li> <li>・ 設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国宝犬山城</li> </ul>

(2) 総合説明板 (▲)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 中門跡付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位表示</li> <li>・ 自立型</li> <li>・ 鉄塗装 (板面)</li> <li>・ 自然石 (架台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国宝犬山城</li> <li>・ 設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬山城の概要及び国宝天守について</li> <li>・ 曲輪、門、櫓の名称</li> <li>・ 日・英・中併記</li> </ul>
2		大手道 松の丸付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡説明板</li> <li>・ 自立型</li> <li>・ 鉄塗装 (板面)</li> <li>・ 自然石 (架台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡犬山城跡「城郭」の構造と役割</li> <li>・ 設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡 (城郭) の構造及び役割</li> <li>・ 曲輪及びびかつて所在した櫓の説明</li> <li>・ 日・英併記</li> </ul>

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
3		本丸 天守前	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明板</li> <li>自立型</li> <li>金属板印刷(板面)</li> <li>木(架台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山城の歴史</li> <li>設置者: 犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山城の歴史</li> <li>日・英併記</li> </ul>

(3) 個別説明板 (▲)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 入口付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明板</li> <li>自立型</li> <li>金属製看板(板面)</li> <li>擬木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山城(国宝)</li> <li>設置者: 愛知県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海自然歩道利用者に向けた犬山城の紹介</li> </ul>
2		大手道 中門跡付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮崎県日南市と犬山市との交流記念の説明板</li> <li>可動型</li> <li>木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悠久の歴史蘇る</li> <li>設置者: 犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日南市寄贈の飫肥杉のベンチ、花壇、案内板に対する謝意</li> <li>日南市の紹介</li> <li>飫肥杉の紹介</li> </ul>
3		大手道 松の丸付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>門跡説明板</li> <li>自立型</li> <li>鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18 矢来門</li> <li>設置者: 犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている矢来門跡(第二の門)の説明</li> <li>日・英併記</li> </ul>
4		大手道 松の丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>門跡説明板</li> <li>自立型</li> <li>鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12 松の丸門</li> <li>設置者: 犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>大手道に面して所在していた松の丸への出入口であった松の丸表門跡の説明</li> <li>日・英併記</li> </ul>
5		大手道 桐の丸付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>門跡説明板</li> <li>自立型</li> <li>鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17 黒門</li> <li>設置者: 犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている黒門跡(第三の門)の説明</li> <li>日・英併記</li> </ul>

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
6		大手道 杉の丸付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門跡説明板</li> <li>・自立型</li> <li>・鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16 岩坂門</li> <li>・設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>・大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている岩坂門跡（第四の門）の説明</li> <li>・日・英併記</li> </ul>
7		大手道 本丸入口付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門跡説明板</li> <li>・自立型</li> <li>・鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 鉄門</li> <li>・設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>・本丸の入口にかつて所在した鉄門跡（第四の門）の説明</li> <li>・日・英併記</li> </ul>
8		本丸 鉄砲櫓跡付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・櫓跡表示板</li> <li>・自立型</li> <li>・鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小銃櫓跡</li> <li>・設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつて現在地に所在した鉄砲櫓跡の説明</li> </ul>
9		本丸 七曲門跡付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門跡説明板</li> <li>・自立型</li> <li>・鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 七曲門</li> <li>・設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合説明板と連動した一連の番号</li> <li>・本丸の裏門としてかつて所在した七曲門跡の説明</li> <li>・日・英による説明</li> </ul>
10		本丸 天守付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大杉様説明板</li> <li>・自立型</li> <li>・プラスチック製</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大杉様</li> <li>・設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大杉様の歴史</li> </ul>

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
11		本丸 中央付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>第九代藩主成瀬正肥の功績の説明</li> <li>自立型</li> <li>プラスチック製</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高節凌雲霄</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幕末から明治にかけて、第九代藩主成瀬正肥の尾張藩主徳川慶勝に対する功績を顕彰するもの</li> </ul>
12		杉の丸 大手道沿い	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山藩士八木彫の功績の説明</li> <li>自立型</li> <li>プラスチック製</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外一誠</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山藩士八木彫の国事及び明治政府に対する功績を顕彰するもの</li> </ul>
13		犬山城前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>榎塚と中川清藏主の碑の説明板</li> <li>自立型</li> <li>鉄塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>榎塚と中川清藏主の碑</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小牧・長久手の戦の際に留守居役だった犬山城主中川定成の叔父、中川清藏主が犬山城を守り、討ち死にした場所を伝えるもの</li> </ul>

(4) 案内板 (◎)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		杉の丸 券売所脇	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内板</li> <li>出力シート貼り</li> <li>壁面表示</li> <li>取り外し可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベビーカーはここへ</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベビーカー置き場の表示</li> </ul>
2		犬山丸の内緑地入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光案内板</li> <li>自立型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山市観光マップ</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山市域の観光地</li> </ul>
3		犬山丸の内緑地入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺施設案内板</li> <li>自立型</li> <li>鉄複合板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山市文化史料館</li> <li>設置者：犬山市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬山市文化史料館及びからくり展示館(別館)への方向表示</li> </ul>

(5) 注意看板 (X)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 樅の丸付近	・ 建造物指定名称板 ・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 鉄塗装	・ 文化財愛護 ・ 重要文化財 ・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 国宝標柱 ・ 禁止事項（火気） ・ 文化財愛護 ・ 指定の種類
2		大手道 松の丸付近	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 木製	・ 全山禁煙、国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 城山全域を対象とした禁止事項（禁煙）
3		杉の丸 鉄門付近	・ 建造物指定名称板 ・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 鉄塗装	・ 文化財愛護 ・ 重要文化財 ・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 国宝標柱 ・ 禁止事項（火気） ・ 文化財愛護 ・ 指定の種類
4		本丸 弓矢櫓跡付近	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ アルミ複合板	・ 禁煙 ・ 設置者：犬山市	・ 禁止事項（禁煙）
5		本丸 天守前	・ 注意看板 ・ 可動式 ・ アルミ複合板	・ タイトルなし ・ 設置者：犬山市	・ 禁煙及び天守登閣の際の禁止事項
6		本丸東側 多間櫓跡付近	・ 注意看板 ・ 管理柵面貼付表示	・ 禁煙を示すピクトグラム ・ 設置者：犬山市	・ 禁止事項（禁煙）
7		犬山丸の内緑地入口	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ アルミ複合板	・ 「注意 公園内で火遊びや花火はやめましょう。」 ・ 設置者：犬山市	・ 緑地内での禁止事項（火気）

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### (6) 誘導案内板 (◆)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		犬山城前広場 市道脇	・誘導標柱 ・自立型 ・石製	・「国宝犬山城」 ・設置者：不明	・犬山城前広場から国 宝天守への方向と 距離を表示
2		犬山城前広場	・誘導板 ・取り外し可 ・出力シート 貼り ・アルミ複合 板	・「犬山城港 遊 覧 船 の り ば 階段おる」 ・設置者：木曾川 観光（株）	・犬山城港及び遊覧船 乗り場への誘導
3		犬山丸の内緑 地入口付近	・誘導標柱 ・自立型 ・石製	・「国宝犬山城・ 文化史料館」 ・設置者：不明	・犬山丸の内緑地から 国宝天守及び周辺 の文化施設(文化史 料館)への方向と距 離を表示 ・設置年

### (7) 眺望案内施設 (★)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		犬山丸の内緑 地内	・方位表示 ・観光案内板 ・地表面埋め 込み型	・タイトルなし ・設置者：犬山市	・方位表示 ・周辺城郭（岐阜城・ 小牧城）の方角を表 示

#### (イ) 課題

##### ① 犬山城の価値と魅力の発信拠点

- ・ 史跡犬山城跡へのアクセスルート上に所在する他の施設の役割についても検討し、既存の施設との棲み分けをする必要がある。
- ・ 大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）は犬山城及び城下町のまちづくりの観点から重要な位置であることも踏まえつつ、犬山城の価値と魅力の発信拠点としての整備を検討する必要がある。
- ・ 最新の技術を活用した情報発信についても検討する必要がある。
- ・ 障害のある来訪者など、すべての人が史跡の価値を享受できる状況とはいいい難い。

##### ② 説明・案内施設

- ・ 史跡全体図（全体地図）を表示している案内板や、遺構等への方向を示す誘導案内板等がな

いため、来訪者への案内表示を充実させる必要がある。

- ・ 門跡などの一部の遺構については説明板が設置されているが、櫓跡等の説明板が設置されていない。発掘調査等で遺構の確認及び位置の特定ができるものについては、遺構の平面表示等を行ったうえで、史跡の見どころとして来訪者に遺構の所在と価値を伝える必要がある。
- ・ 指定地内には宗教施設があり、それらの施設を通過して登城することができるため、本来の通路である大手道や犬山城の縄張りの形態が伝わりにくい。
- ・ 個別説明板に付されている番号は、国宝犬山城の総合説明板に記載された犬山城と城下町模型の写真に付された番号を示しているが、番号の意味が分かりにくい。
- ・ 大手道上の門跡に設置されている個別説明板には移築された門の写真などが掲載されていないため、どのような建造物があったのか伝わりにくい。
- ・ 全体説明板は、二か国語表示（一部三か国語）されているが、遺構の説明板等は日本語のみの表記となっている。
- ・ 耐久性のある材料、質の高いデザイン、新たな情報の更新等を考慮した説明案内施設の配置や記載すべき内容について検討したサイン計画に基づく整備が必要である。
- ・ QRコードやAR機能等、端末を活用した説明板等は設置されていない。
- ・ 障害がある方のための音声案内や点字等による説明がされていない。
- ・ 車イス利用者や子どもにも見やすい説明板の高さや板面の位置にも配慮する必要がある。
- ・ 大手門枳形跡の公開整備を行う際には、大手門を通過して城内に入るといった当時の動線が感じられるように、ルートや説明板、サイン等の案内施設について検討する必要がある。

#### 4-5 維持管理と運営体制に係る現状と課題

史跡の保存・活用及び整備を着実に推進するためには、市の他部署あるいは民間等を含む多様な実施主体との連携を強化した運営体制を構築することが不可欠である。

犬山市は史跡及び天守の指定管理団体として、日常の維持管理も含め、史跡の保存・活用に必要な様々な管理等を行っている。活用事業の運営は、公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っている。

##### (ア) 現状

###### ① 日常の維持管理と運営

- ・ 犬山市は史跡及び天守の指定管理団体として、曲輪及び天守内の来訪者の出入り等、史跡内の管理、休憩、便益、案内、活用、防災、インフラ、修景等に係る施設の点検、清掃等を日常の維持管理の範囲で行っている。
- ・ 犬山丸の内緑地を除く史跡全体の植生について、剪定、枝打ち、伐採、倒木処理を含めた管理を行っている。
- ・ 犬山城前広場や犬山丸の内緑地の管理については、市の他部署（観光課、土木管理課）と連携

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

して行っている。

### ② 事業の推進体制

- ・ 石垣の保存のための応急的な工事等の実施にあたっては、庁内の土木関係部局や有識者と連携しながら進めている。

### (イ) 課題

#### ① 日常の維持管理と運営

- ・ 来訪者の増加により、来訪者の快適性確保と防災上の対策に加え、荷物管理の需要に対する対応策を検討する必要がある。
- ・ 公共交通機関を利用する来訪者や訪日外国人はリュックサック等の大型荷物を携帯することが多いため、大型荷物による天守に対する破損等防止のためにも、荷物管理の需要に応じるとともに、来訪者のニーズに対応可能な形状と数のコインロッカーを確保する必要がある。
- ・ 遺構を直接的・間接的に損傷する恐れのある樹木、眺望景観に影響を及ぼす樹木、来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木等に対して、遺構の保全、眺望確保、来訪者の安全管理と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的とした計画的な樹木管理を継続的に進めていく必要がある。

#### ② 事業の推進体制

- ・ 各所有者、官公庁内の関係部局等との連携を強化し、事業の進捗状況について検証する体制を整える必要がある。

## 4-6 情報発信に係る整備の現状と課題

情報発信を効果的かつ効率的に行うことは、犬山城の歴史や学術上の価値を市民や国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高めることにつながる。

ここでは、「インターネットを活用した情報発信」、「観覧時の情報発信」、そして「来場者に対するガイド」の観点から、情報発信に係る整備の現状と課題について整理する。

### (ア) 現状

#### ① インターネットを活用した情報発信

- ・ 公式ウェブサイト「国宝犬山城」により、犬山城へのアクセス、入場料金等の基本情報のほか、歴史や城郭構造等を絵図や写真で分かり易く発信している。また、当ウェブサイトは6か国語にて表記されており、国外からの来訪者への案内、周知を図っている。
- ・ (公財) 犬山城白帝文庫のウェブサイトでは、犬山城の歴史や天守の構造のほか、犬山城主成瀬家や所蔵資料などについて紹介されている。

- ・ 犬山市の公式キャラクター「わん丸君」の公式 Twitter により、他の施設と合わせて情報発信を行っている。
- ② 観覧時の情報発信
- ・ 犬山城観光案内所等で配布しているパンフレットは、公式ウェブサイトと同様に6か国語の表記による交通案内、入場料金等の基本情報のほか、天守の歴史や構造等の情報が記載されている。
  - ・ 城内で配布しているパンフレットは、犬山城の沿革や天守構造の概要のほか、犬山城白帝文庫歴史文化館の紹介、天守4階廻縁から眺めることができる風景の解説等の情報が掲載されている。
- ③ 来場者に対するガイド
- ・ 犬山城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が任っており、日本人を対象としたガイドとして犬山歴史観光ガイド「ナイスで犬山」が、外国人を対象としたガイド（英語、ドイツ語、韓国語、中国語）として、「犬山グッドウィルガイド」が活動を行っている。
  - ・ 日本語ガイドは電話・FAXによる予約制であり、本丸及び国宝天守のガイドが基本であるが、事前に依頼があれば城下町の案内も行っている。また、外国語ガイドのうち、本丸売店前に待機しているガイドは国宝天守のみガイドしている。外国語ガイドの場合も、事前に依頼があれば城下町の案内も行っている。
  - ・ ガイドは予約者と指定の待ち合わせ場所で合流する場合と本丸売店前に待機している場合がある。
- ④ 犬山城みらいサポーターの活動
- ・ 未来を担う子どもたちが主役となり、犬山城に愛着を持ち、市民の力で美しく後世に引き継ぐため、令和5年度に市内の小・中学生による犬山城みらいサポーターを発足した。この取組を通じて世界遺産登録に向けた市民意識の醸成を図っている。
  - ・ これまでに、国宝天守の床みがき（令和6年度は国宝五城の連携により実施）やサポーターが史跡犬山城跡や国宝天守について学ぶ活動を実施している。

### （イ）課題

- ① インターネットを活用した情報発信
- ・ 調査研究成果の情報発信など、史跡犬山城跡の価値を伝えるため、公式ウェブサイトの内容を最新化し、充実させる必要がある。
  - ・ 音声読み上げ機能がない。
  - ・ 大手門枳形跡の価値を広めるための普及活用事業を推進していく必要がある。

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

### ② 観覧時の情報発信

- ・ 観覧時に入手するパンフレットについては、天守の詳細内容が記載されているのに対し、史跡全体の遺構の位置や、概要等の記述が少なく、史跡犬山城跡の価値を伝えきれていない。
- ・ 史跡の観覧ルートや、見どころ等を記載したパンフレットがないため、情報提供が十分ではない。
- ・ 歴史的価値を正確に伝え、体感させるために VR や AR を利用したデジタルコンテンツの充実を図る必要がある。

### ③ 来場者に対するガイド

- ・ ガイドのための拠点が本丸にしかないため周辺地域から史跡への見学ルートの設定が困難である。
- ・ 犬山城の入口であった大手門枡形跡から城内に入り、大手道入口から大手道を上がって本丸へ向かい、天守へ到達するという往時の動線を来訪者に体感及び効果的にガイドするため、来訪者の起点となる最寄りの駅や主要駐車場からの動線も考慮する必要があり、そのため本丸以外にガイドのための拠点を確保する必要がある。
- ・ ボランティアガイドへの犬山城に関する最新情報の提供を継続的に行っていく必要がある。

### ④ 犬山城みらいサポーターの活動

- ・ これまでは、組織の立ち上げ直後ということもあり、サポーター自身が犬山城に関する知識を深めることに主眼が置かれている。今後、身に着けた知識を基に、サポーターから犬山城の価値や魅力を発信する活動を展開する必要がある。

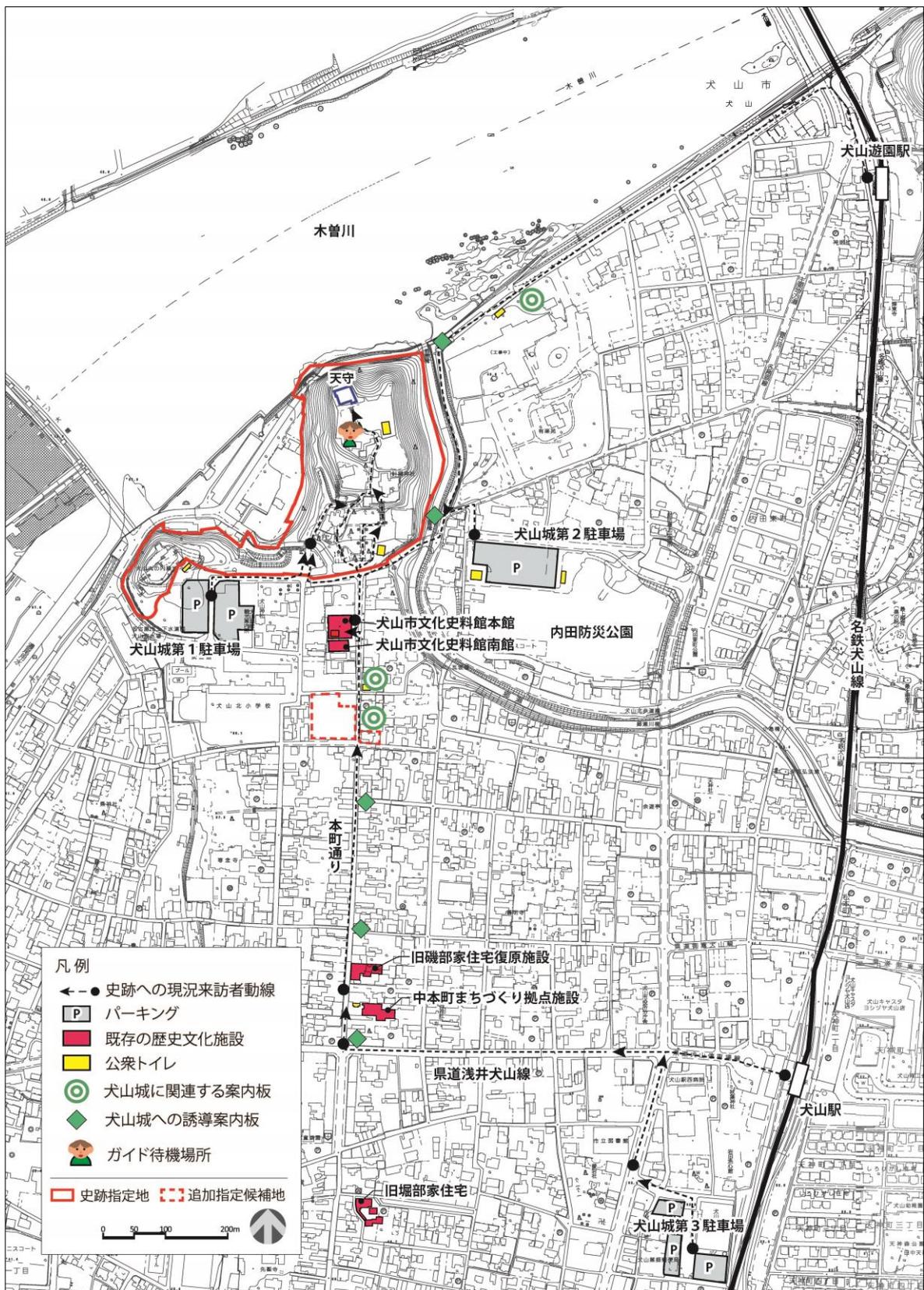


図 4.26 史跡への来訪者動線（現状）

### 4-7 周辺施設や関連機関との連携のための整備に向けた現状と課題

犬山市には様々な種類の歴史文化施設が存在する。これらの施設は、市域の多様で豊富な文化的・歴史的価値を地域の人々が互いに共有し、次世代を担う子どもたちにその価値を継承し、重要な地域のシンボル、アイデンティティの醸成につなげていくための重要な活用拠点となる。また、周辺施設等との連携を強化し、周辺地域への回遊性の向上を図るための取り組みが実施されている。

ここでは、「周辺施設との連携」、「企画・催事等の運営及び開催」、「教育機関等との連携」の観点から、周辺環境との連携のための整備に対する現状と課題を整理する。

#### (1) 周辺施設との連携

##### (ア) 現状

##### ① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）

- ・ 犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、以下のような展示を行っている。同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等を展示する「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。

犬山市文化史料館本館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武家文化、町人文化が花ひらいた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示紹介している。</li> <li>・ 江戸時代の犬山城下町を再現したジオラマ等の常設展示のほか、犬山市の歴史文化の魅力を掘り起こす企画展示を行っている。</li> </ul>
犬山城白帝文庫歴史文化館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵している資料を常設展示するとともに年に2回、テーマを設けて企画展・特別展を行っている。</li> </ul>

##### ② セット入場券の販売等

- ・ 犬山城では、周辺の施設との連携を図り、セット入場券等の販売を行っている。セット入場券を販売している施設は、犬山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）、日本庭園有楽苑、明治村等の歴史文化施設や市内の観光施設等であり、比較的小規模な範囲での回遊性の向上及び、市内への宿泊者の誘致等を目的とした取り組みであるといえる。

##### (イ) 課題

##### ① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）

- ・ 犬山市文化史料館本館では、VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）等先端技術を用いた映像や、ガイドンス等の提供は行っていない。今後、調査・研究を深化させるとともに先端技術を活用したコンテンツの開発等を検討する必要がある。
- ・ 犬山城白帝文庫歴史文化館で展示される史料は、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等の一部に限られているため、より多くの史料を展示する方法について検討する必要がある。

② セット入場券の販売等

- ・ 犬山市観光戦略における来訪者の観光動向と来訪者のニーズに対応したセット入場券の設定について検討する必要がある。
- ・ 犬山市文化財保存活用地域計画の内容を取り入れた周遊ルートの設定を検討する必要がある。

(2) 企画・催事等の運営及び開催

(ア) 現状

- ・ 犬山城の歴史を広く市民に伝えるため、これまで発掘調査後の現地説明会や最新の研究成果に基づくシンポジウム、講演会等を開催している。

① 発掘調査現地説明会

- ・ 旧犬山市体育館跡地（犬山城西御殿跡）

開催日：平成 29 年（2017）6 月 25 日

参加者：約 200 人

- ・ 大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）

開催日：令和 3 年（2021）10 月 2 日（地元住民向けの現場公開）

参加者数：約 40 人

開催日：令和 3 年（2021）10 月 3 日（現地説明会）

参加者数：約 100 人



写真 4.13 発掘調査現地説明会の状況

② シンポジウム

- ・ 犬山城シンポジウム ～「城郭」の歴史的価値を考える～

開催日：平成 29 年（2017）1 月 22 日

会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール

内容：犬山城城郭調査委員会による研究発表、パネルディスカッション：犬山城「城郭」の歴史的価値

参加者数：約 270 人

- ・ 史跡犬山城跡指定記念シンポジウム ～史跡犬山城跡のこれから～

開催日：平成 31 年（2019）2 月 9 日

会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール

内容：基調講演、座談会：史跡としての保存と活用

参加者数：約 200 人

③ 講演会

- ・ 犬山城講演会「国宝犬山城天守再考」

開催日：令和 3 年（2021）10 月 24 日

会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール

内容：国宝犬山城天守の創建年代を科学的に解明するために行われた、年輪年代法による年

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

代測定調査及び建物全体に及ぶ変遷過程等に関する詳細な検証に関する講演

参加者数：約 120 人

- ・ 犬山城の魅力と小牧・長久手の戦い

開催日：令和 5 年（2023）7 月 2 日

会場：犬山市民文化会館 大ホール

内容：戦国時代における小牧・長久手の戦いの意義や犬山城の役割、犬山城の魅力等についての講演会

参加者数：約 800 人

- ・ 犬山城では、周辺地域の自治体や民間企業等と連携して、スタンプラリーの取組みを行っている。

### （イ）課題

- ・ シンポジウム等の開催は、犬山城を知る上で貴重な機会であるため、定期的な開催が求められている。
- ・ 来訪者が体験を通じて犬山城の歴史を知るような企画・催事等は行われていない。
- ・ 若い世代にも犬山城の価値と魅力を伝え、興味を持ってもらえるような催事を開催する必要がある。
- ・ スタンプラリーを通じ犬山城を身近に感じてもらえるよう、内容を適宜更新する必要がある。
- ・ 民間と協働、連携して、史跡の公開活用に向けた取組みを積極的に行っていく必要がある。

## （3）教育機関等との連携

### （ア）現状

- ・ 市内小学校の校外学習、市外の小・中・高等学校の修学旅行等の受入を行っている。
- ・ 市内の小学校 3・4 年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。
- ・ 市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として、職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験しながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。
- ・ 犬山市では生涯学習の一環として、「生涯学習まちづくり出前講座」を犬山市教育委員会文化推進課が主体となり、様々な課と連携を取りながら、市政、福祉、健康、環境、教育、観光、生活環境の観点から無料講座の出前を行っている。その中で、歴史まちづくり課と連携し、市域の文化財に関する基礎講座を実施している。

### （イ）課題

- ・ 修学旅行、校外学習などの際の解説対応ができていない。

- ・ 現在、教育機関との連携事業は市内の学校等による職場体験が中心であるため、大学を含む教育機関等との連携の強化を図り、史跡を活かした教育や学習の場としてより一層の活用を図り、機能を充実させるためのプログラムの構築を検討する必要がある。

#### 4-8 広域連携のための整備に係る現状と課題

犬山城の価値に関連する諸要素は史跡指定地の外である、周辺の市街地にも広がっていることから、史跡内の整備のみならず周辺環境も含めた一体的な整備を行う必要がある。

令和3年度(2022)に策定された「犬山市観光戦略」によると、犬山市への来訪者は市内での滞在時間が平均4時間未満と短く、また複数の場所を巡るというより、1ヵ所のみ立ち寄りに限定する傾向があることがわかっている。多くの文化観光資源間を連携させ、来訪者の回遊性を高めることが課題といえる。

ここでは、史跡指定地内と史跡の周辺環境も含めた広域的な連携を可能にすると考えられる、「アクセス環境」、「周辺の歴史文化・観光施設等との連携」、そして「広域連携のための情報発信」の観点から広域整備における課題を整理する。

##### (ア) 現状

##### ① アクセス環境

- ・ 犬山市のコミュニティーバス(わん丸君バス)は、高齢者等の交通弱者の移動支援を目的としているため、犬山城の公式ホームページやパンフレット等には、バスでのアクセス情報等は記載されていない。
- ・ 犬山遊園駅から犬山城に至る木曾川河畔空間整備は犬山市観光戦略における重点プロジェクトの一つになっており、滞在と賑わい創出を図る計画となっている。

##### ② 周辺の文化財等及び歴史文化・観光施設等との連携

- ・ 犬山城と近隣の観光施設とのセット観光を促進するための手段として、犬山市観光協会が犬山城とその周辺施設が利用できるセット券や、犬山城と城下町の対象店舗で使用できる商品引き換え券がセットになった「わん丸君手形」を観光案内所(犬山駅、犬山城前)において通年販売している。
- ・ 名古屋鉄道株式会社(名鉄)が犬山城入場券引換券、有楽苑入場割引券、城下町の対象店舗で使用できる商品割引クーポンと犬山までの名鉄往復乗車券割引がセットになった「犬山城下町きっぷ」を通年販売している。

##### ③ 広域連携のための周遊観光の構築

- ・ 犬山市域の観光資源、特に犬山城や城下町、博物館明治村等の主要観光施設間のみの周遊を促進させるような取り組みが進められており、隣接する各務原市や名古屋市をはじめとした

## 第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

県をまたいだ周遊あるいは複数市町にわたる周遊についてはこれから検討する段階である。

- ・ 令和3年(2021)11月30日に愛知県小牧市・長久手市・日進市・春日井市・犬山市の5市により(令和4年(2022)1月28日に愛知県瀬戸市、尾張旭市、岐阜県可児市も加盟)「小牧・長久手の戦い同盟」を締結した(加盟市町は、愛知県小牧市・長久手市・日進市・春日井市・犬山市・尾張旭市・瀬戸市・東郷町・江南市、岐阜県可児市の10市町)。小牧・長久手の戦いにゆかりのある自治体同士で連携強化を図り、戦いの知見を深め、情報共有・情報発信などを促進するための活動を展開している。

### (イ) 課題

#### ① アクセス環境

- ・ 犬山城は、最寄り駅である「犬山駅」及び「犬山遊園駅」からは、いずれも徒歩約15分となっているため、主要な観光ルートとなる城下町、木曾川遊歩道等と一体的に景観の向上を図る必要がある。
- ・ 自動車でのアクセス環境は整っているが、今後の社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応できるよう他の移動手段についても検討が必要である。

#### ② 周辺の文化財等及び歴史文化・観光施設等との連携

- ・ スタンプラリー等の参加しやすい企画を通じ、周辺の歴史文化施設との連携を図る必要がある。
- ・ 市域の社会教育等関係施設における生涯学習の一環や展示施設などとの連携を通じて、来訪者のみならず市民に対しても地域の文化的・歴史的価値の更なる周知と共有を図る必要がある。
- ・ 犬山城へのアクセスのみならず、周辺地域に所在する犬山城に関連した歴史文化資源への周遊も含めた一体的なルートの構築が必要である。
- ・ 犬山市文化財保存活用地域計画の内容を取り入れた周遊ルートの設定を検討する必要がある。例えば、城・木曾川・祭・鶺鴒など、文化資源のテーマに即した広域ならではのストーリー設定とそれに付随する魅力あるコンテンツの検討が必要である。

#### ③ 広域連携のための周遊観光の構築

- ・ 広域にわたる周遊観光を実現するためには市単独の取り組みだけではなく、愛知県、東海、中部など圏域の連携強化とともに、犬山の宿泊施設を拠点とした周辺観光を促進する仕組みづくりが必要である。
- ・ 城・木曾川・祭・鶺鴒など、テーマに即した広域ならではの取組みについて、関係機関等と連携強化を図る必要がある。

## 第5章 整備の基本理念と基本方針

### 5-1 基本理念

史跡犬山城跡には、天守をはじめ、特徴的な縄張りを構成する曲輪、石垣、土塁、堀、切岸、堀切、道等、往時の姿を明らかにする要素が残っている。

本丸に所在する木造天守は現存最古であり、国内に現存する5つの国宝天守の一つとして、文化財的、学術的に非常に価値の高いものである。また、犬山市のシンボルであると同時に、これまで城下町のまちづくりの核として機能してきた。

史跡犬山城跡の価値を高めながら、その魅力とともに広く伝え、恒久的な保存を図るための整備の理念と基本方針を以下のように設定する。

#### 整備基本計画の理念

- 犬山城をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ
- 犬山城が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる空間を創造する
- 犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、その歴史的変遷や発展の過程を学習し、体感できる場を創出する
- 犬山城の新たな価値の発見と魅力の発信により、犬山市のシンボルとしての価値をより一層高める
- 誰もが安全かつ安心して犬山城の価値や魅力を体感できるような施設環境を整える

## 5-2 基本方針

基本理念に基づき、次のとおり基本方針を定める。

整備の対象とする時期は、原則として、近世城郭としての最終形であり、古写真、絵図、文献による検証が可能な、幕末から廃藩置県により犬山藩が廃止されるまでとする。

### ●犬山城をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ

#### ① 継続的な調査研究の成果に基づいた、遺構の保存、修復のための計画的整備の実施

- ・ 遺構の分布及び状態を把握するための発掘調査を計画的・継続的に実施する。
- ・ 発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施する。
- ・ 史跡の本質的価値である石垣については、石垣カルテ等現状把握のための調査を実施し、修理の必要性や優先性について検討し、保存に向けた整備を計画的に実施する。
- ・ 来訪者動線上にある崩落等の危険性の高い石垣については優先的に修理を実施する。
- ・ 将来的な遺構の保存及び公開・活用に向けた整備にあたっては、犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫とのさらなる連携を図っていく。

### ●犬山城が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる空間を創造する

#### ① 犬山城の特徴的な縄張り構造を現代によみがえらせる

- ・ 城前広場付近から天守に至る大手道は、犬山城の縄張り構造を知る上で重要な要素であり、史跡の本質的価値を構成する要素である。犬山城の特徴的な縄張り構造をよみがえらせるため、縄張り構造を構成していた櫓、門、大手道等のうち、発掘調査の結果、史実に基づく復元あるいは遺構平面表示が可能なものについては、本質的価値の顕在化に伴う整備を検討する。

#### ② 城内への出入口、正門としての大手門枳形跡の顕在化

- ・ 大手門枳形という犬山城の正面入り口としての役割、往時の姿を伝えるための遺構を顕在化する整備や来訪者の案内や犬山城の体系的な解説等を行う施設の設置を視野に入れ、発掘調査に加えて絵図や古写真、史資料等による歴史的な考察を行う。

#### ③ 城郭内の建物跡の復元検討や遺構表示など公開や展示への反映

- ・ 礎石が残る七曲門等門跡をはじめ、絵図、古写真、史料等の記録が残る城郭内の建物跡等については、考古学的、歴史的調査を実施し、まずは遺構の残存状況の把握を進める。発掘調査等の成果により位置づけが明確になったものについては、復元や遺構表示等による顕在化を図るとともに、調査成果の公開や展示への反映などを行う。

●**犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、その歴史的変遷や発展の過程を学習し、体感できる場を創出する**

① 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）の整備

- ・ 犬山城の価値と魅力の発信拠点として、「価値の顕在化を図る場」、「情報発信の場」、「学びの場」、「憩いの場」、「集いの場」という5つの側面から検討する。
- ・ 史跡犬山城跡へのアクセスルート上に所在する他の施設の役割についても検討し、既存の施設との棲み分けを考慮して施設の機能を検討する。
- ・ 最新の技術を活用した情報発信についても並行して検討する。
- ・ 障害のある来訪者に向けた音声案内や点字、触れることのできる説明施設や映像等による解説を充実させる。
- ・ 整備内容については関係委員会で十分審議するとともに、市民等からの意見を踏まえて検討する。

② 史跡としての遺構保存と歴史的景観の創造

- ・ 史跡の本質的価値を阻害する要素が存在する場合、建物の老朽化や史実に関係のない施設等が歴史的景観や環境を損なっている場合については、それら施設がその場所にある必然性と史跡としての遺構保存、歴史的景観の創造について検討を行ったうえで、撤去、移設、再配置等の措置を講ずる。

③ 多方向からの犬山城への眺望景観の維持と遺構保存

- ・ 名勝木曾川に指定されている範囲においては、名勝としての景観保全と周辺環境から城への眺望景観の両方を担保すべく、植生管理に努める。
- ・ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる管理対象木への対応として、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法に基づき、計画的な伐採管理及び日常管理に努める。

●**犬山城の新たな価値の発見と魅力の発信により、犬山市のシンボルとしての価値をより一層高める**

① 名勝・史跡・国宝の三位一体を意識した整備

- ・ 国宝天守、地形を利用した立地と縄張りにより堅固な防御を可能にした城郭構造、城山の背後を流れる名勝木曾川、これら3つの要素を兼ね備えているのが犬山城の特徴であり、この3つの価値をまちづくりに活かしていく。

② 城下町から城郭への連続性のある動線の整備

- ・ 大手門枡形跡の公開整備を行う際には、大手門を通過して城内に入るといった当時の動線が感じられるようなルートや説明板、サイン等の案内施設の充実を図る。

③ 周辺施設との連携を通じた価値の継承、郷土愛の醸成

- ・ 市域に所在するさまざまな種類の歴史文化施設、教育機関、等との連携を強化し、周辺地域への回遊性の向上も含めて、犬山城の歴史的・文化的価値の継承、郷土愛の醸成に資する企画・催事等を検討する。

④ 犬山城を核とした城下町としての一体的な活用

- ・ 史跡指定地外の犬山城下でも、絵図や古記録等から犬山城の価値に関連する要素が遺存している可能性のある場所においては、遺構の分布及び状態を把握するための発掘調査を実施し、犬山城との関連性が明確になったものについては史跡犬山城跡や城下町との一体的な活用を検討する。

●誰もが安全かつ安心して犬山城の価値や魅力を体感できるような施設環境を整える

① 現代のニーズに対応した活用施設の整備

- ・ 来訪者の快適性確保、見学際の安全対策など、誰もが安全かつ安心して見学できる施設整備を検討する。
- ・ 天守入口のテントについては、天守の正面外観の美観を維持し、入城管理の効率化、来訪者の快適性の観点も考慮した代替施設を整備する。
- ・ 来訪者のための安全で分かりやすい動線を確保する。
- ・ 来訪者の安全対策として、転落防止の柵、防災のための施設等を設置する際には、歴史的景観に配慮し、遺構に影響を与えないように配慮する。
- ・ 計画策定、施設等の設計に際しては、遺構の視認性、地下遺構の保存への影響が軽微な場所を選定して、可能な限り段差の解消に努めるとともに、さわれる展示物の設置、説明板については音声案内や点字を導入し、板面も色覚多様性に配慮した配色とする、車イス利用者にも読みやすい高さとするなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する。

## 第6章 整備基本計画

### 6-1 全体計画及びゾーニング計画

整備基本計画の立案にあたっては、計画対象範囲である史跡指定地及び追加指定候補地（犬山市福祉会館跡地）に加え、公開活用及び既存施設との連携の点から犬山城の周辺エリアも含めるとともに、旧大手門まちづくり拠点施設の将来的な史跡追加指定も想定して検討する。

#### （1）全体計画

「第5章 整備の基本理念及び基本方針」の「5-2 基本方針」に基づき、計画対象範囲を遺構の保存、歴史的価値の伝達と体感、そして景観保全の観点から、後述するゾーニング計画に示すa～cの3ゾーンに区分し、史跡犬山城跡の保存ならびに、国宝犬山城天守や名勝木曾川との一体的な活用が実現できる空間を整備する。

なお、追加指定候補地である「犬山市福祉会館跡地」については、遺構の保護及び顕在化を主体とした整備を進める。

また、名鉄犬山駅周辺や本町通り、犬山城第1～第3駐車場については、犬山城の公開活用のための動線であり、必要に応じて連携を図る施設として活用するための整備を行う。

#### （2）整備範囲のゾーニングと各ゾーンの整備方針

前項で示した考え方を基に、以下のようにゾーニングする。史跡指定地内は、「a. 遺構保存整備ゾーン」、「b. 景観保全ゾーン」、追加指定候補地は「c. 犬山城入口ゾーン」に区分する。

なお、「城山」に位置し、犬山城の遺構や縄張構造が良く残る「a. 遺構保存整備ゾーン」は、犬山城の管理・活用のために利用される用地と、公益財団法人犬山城白帝文庫、神社（針綱神社、三光稻荷神社）の用地では土地利用状況が異なるため、「a. 遺構保存整備ゾーン①」、「a. 遺構保存整備ゾーン②」に分けて検討する。

また、「c. 犬山城入口ゾーン」は史跡指定地と同様の扱いとして、遺構の保存と将来的な公開・活用を検討していく。

第6章 整備基本計画  
6-1 全体計画及びゾーニング計画

表 6.1 整備範囲のゾーニング

ゾーニング			
指定地内	a. 遺構保存整備ゾーン	①	a.1 本丸
			a.2 杉の丸
			a.3 大手道
			a.4 城山外縁
		②	a.5 犬山城白帝文庫 ※縦の丸
			a.6 神社（針綱神社・三光稲荷神社） ※杉の丸の一部、桐の丸、松の丸
	b. 景観保全ゾーン	b.1 犬山丸の内緑地	
b.2 犬山城前広場（犬山市体育館跡地）			
b.3 道路			
追加指定候補地	c. 犬山城入口ゾーン	c.1 犬山市福祉会館跡地	

※旧大手門まちづくり拠点施設は、建物除却後に発掘調査等の追加指定に向けた取り組みを行う

ゾーン	ゾーンの概要	整備方針
a. 遺構保存整備ゾーン①	<p>本ゾーンは史跡犬山城跡の本質的価値を構成する石垣や堀などの遺構が現存し、今後も当時の縄張を実感できるゾーンとして遺構の保存と公開・活用に向けた整備に重点を置く地区である。本ゾーンには国宝天守が現存する「本丸（a.1）」、一般公開はされていないが、貯水槽やポンプ室等の防災設備、券売所や倉庫などの公開のために必要な諸施設が配置された「杉の丸（a.2）」、本丸までの主要な来訪者動線として活用されている「大手道（a.3）」、犬山城の自然地形を生かした防御施設が配置され、落石保護ネットやコンクリート擁壁などの土砂防災に関わる諸施設が整備されている「城山外縁（a.4）」が含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡犬山城跡として適切な遺構の保存を図ることに加え、公開・活用を目的とした整備を推進する。</li> <li>・保存すべき対象遺構は、石垣、堀、土塁、切岸、地下遺構等とする。</li> <li>・遺構の保存整備に先立ち、往時の状況や保存状態を確認するための調査を実施する。</li> <li>・遺構の保存整備は、調査結果を踏まえて優先度の高いところから計画的に実施する。</li> <li>・公開・活用を前提として、来訪者動線の安全性と快適性の向上、説明・案内板の充実を図る。</li> <li>・犬山城の価値を減じているもしくは景観に影響を及ぼしている諸施設は、目的を整理したうえで除却や移転を検討する。</li> <li>・遺構の保存、名勝木曾川としての風致に配慮しつつ適切な植生管理を行う。</li> <li>・防災や活用のために必要な諸施設や設備は、その機能が十分に果たされるよう、老朽化したものについては更新を図る。</li> </ul>

<p>a. 遺構保存整備ゾーン②</p>	<p>a. 5 犬山城白帝文庫、 a. 6 神社（針綱神社・三光稲荷神社）</p>	<p>本ゾーンは、犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体をなすものとして位置付けられる「犬山城白帝文庫(a.5)」と「神社(a.6)（針綱神社・三光稲荷神社）」で構成される。</p> <p>現在は城郭としての整備や公開は行われていない。</p> <p>a.5は縦の丸に該当し、本丸等と同様、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する石垣などの遺構が非常に良好に保存されているが、一般の立ち入りが制限されている。</p> <p>「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における「史跡の現状変更の取扱方針」では、「建築物・構造物及び工作物の新築、増築、改築等について、原則認めないが、所有者が管理上必要とする施設及び神社所有地における宗教活動に関わる施設については、遺構の保存が確実に図られており、景観に影響がないもしくは軽減措置が施してある場合においては、認めることもある。」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡犬山城跡としての公開・活用は行われていないが、史跡犬山城跡の縄張を構成する曲輪であるため、石垣を主体とした遺構の保存のための整備を行う。</li> <li>・保存すべき対象遺構は、石垣、地下遺構等とする。</li> <li>・遺構の保存整備に先立ち、往時の状況や保存状態を確認するための調査を実施する。</li> <li>・遺構の保存整備は、調査結果を踏まえて優先度の高いところから計画的に実施する。</li> <li>・一般の立入が可能な「神社(a.6)」については、遺構の保存整備のための調査によって遺構の詳細が明らかになった場合には、説明・案内板の設置を検討する。</li> <li>・遺構の保存、名勝木曾川としての風致に配慮しつつ適切な植生管理を行う。</li> <li>・防災や活用のために必要な諸施設や設備を設置する。</li> <li>・遺構の保存管理及び施設整備等については、所有者と十分に協議したうえで実施する。</li> </ul>
<p>b. 景観保全ゾーン</p>	<p>b. 1 犬山丸の内緑地  b. 2 犬山城前広場（犬山市体育館跡地）</p>	<p>本ゾーンは市民の憩いの場となっている都市計画決定された都市緑地である。発掘調査等は実施されておらず、史跡犬山城跡関連遺構等の所在は明らかになっていない。</p> <p>本ゾーンは発掘調査等により西御殿に関連する遺構が検出された場所である。地下遺構を埋め戻した後、広場として整備され、イベント等に利活用されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の範囲であることが来訪者に伝わるように整備する。</li> <li>・天守の視点場として整備する。</li> <li>・都市緑地としての機能を維持する。</li> <li>・西御殿跡であることが来訪者に伝わるように整備する。</li> <li>・広場としての機能を維持する。</li> </ul>

第6章 整備基本計画

6-1 全体計画及びゾーニング計画

ゾーン		ゾーンの概要	整備方針
b. 景観保全ゾーン	b. 3 道路	本ゾーンには史跡指定地内を横断する市道（犬山富士線、城前線及び犬山4号線）が含まれる。また内堀の一部（松の丸南西側）が道路となっているが、発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路としての機能を維持する。</li> <li>・道路標識等の道路付属構造物や舗装の更新等を行う時には、必要に応じて確認調査を実施する。</li> </ul>
c. 犬山城入口ゾーン	c. 1 犬山市福祉会館跡地	<p>本ゾーンは大手門枳形及び大手口があった場所で、犬山城の正面玄関であった。</p> <p>本町通りから大手口に入り、橋を渡って大手門枳形内へ、そして城内へと至るのが往時の動線であった。</p> <p>発掘調査により、大手門枳形を構成する堀、土塁、大手口の規模（深さ、高さ、広さ）がわかっており、犬山城の壮大さを感じることができる。</p> <p>史跡犬山城跡の追加指定候補地となっている。敷地の東端及び南端の一部が市道の道路用地となっており、土木管理課が管理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつての犬山城への入口であり、来訪者が現地において、犬山城の入口であった大手門枳形の構造、規模等を体感できるよう史跡の本質的価値を構成する堀、土塁、大手門枳形を構成する構造物等の遺構保存整備を行う。</li> <li>・犬山城の価値と魅力の発信拠点及び史跡犬山城跡見学の出発点と位置付け、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡としての価値を発信する場所</li> <li>○犬山城について紹介し、来訪者が学習できる場所</li> <li>○犬山城を見学する際の起点となる場所</li> <li>○江戸時代の大手口から城内への入城ルートを体感できる場所</li> <li>○堀や土塁の規模を体感できる場所</li> </ul> </li> <li>としての機能を担うために必要な施設及び設備等を整備する。</li> <li>・市道部分については、史跡追加指定後も引き続き道路用地として利用することとし、道路の修繕等に当たっては、文化財保護法に基づき適切に対処する。</li> <li>・旧大手門まちづくり拠点施設の将来的な史跡追加指定を念頭に整備内容を検討する。</li> </ul>

以上の整理から、整備範囲のゾーニング図に加え、活用のためのエリア図を示す。

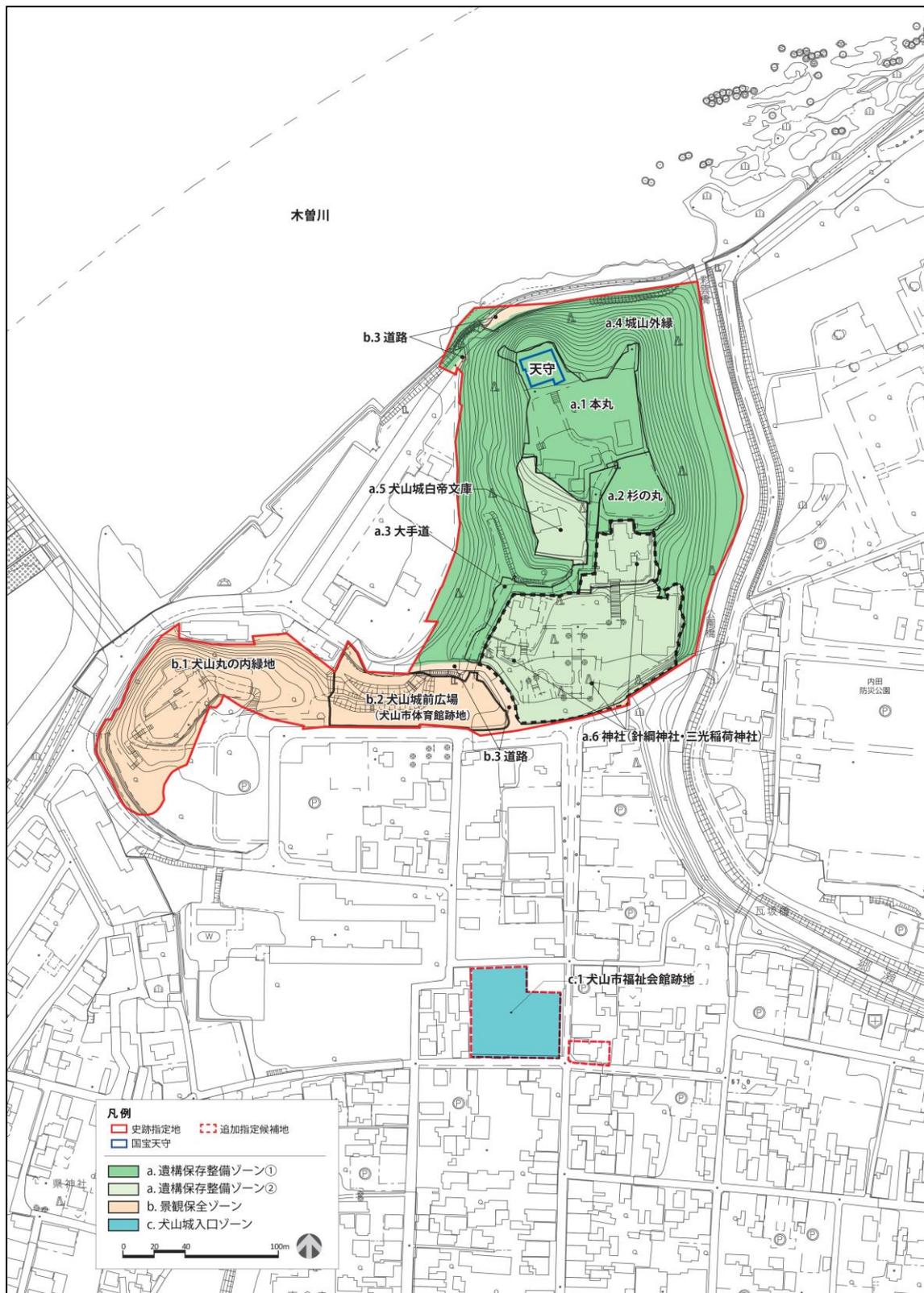


図 6.1 整備範囲のゾーニング図

## 第6章 整備基本計画

### 6-1 全体計画及びゾーンニング計画

#### (3) 犬山城周辺エリアにおける活用のための動線、連携に関する検討

犬山城の有効活用を推進するために、関係部署とも連携を図りながら、城へのアクセス性向上やガイドランス、便益等の機能の配置について検討する。このエリアには、「c. 犬山城入口ゾーン」や犬山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）をはじめとする歴史文化施設、犬山城への主要な動線である本町通りや犬山城へのアクセス拠点となる名鉄犬山駅、犬山遊園駅、犬山城第1～第3駐車場、主要な視点場などが含まれる。犬山城のガイドランス機能、便益機能等の向上のための既存の施設との連携、活用、来訪者のための案内・誘導施設の充実、視点場設置により、城と城下町との一体的な整備・活用を図る。

以下に各ゾーンの概要及び整備方針を整理する。

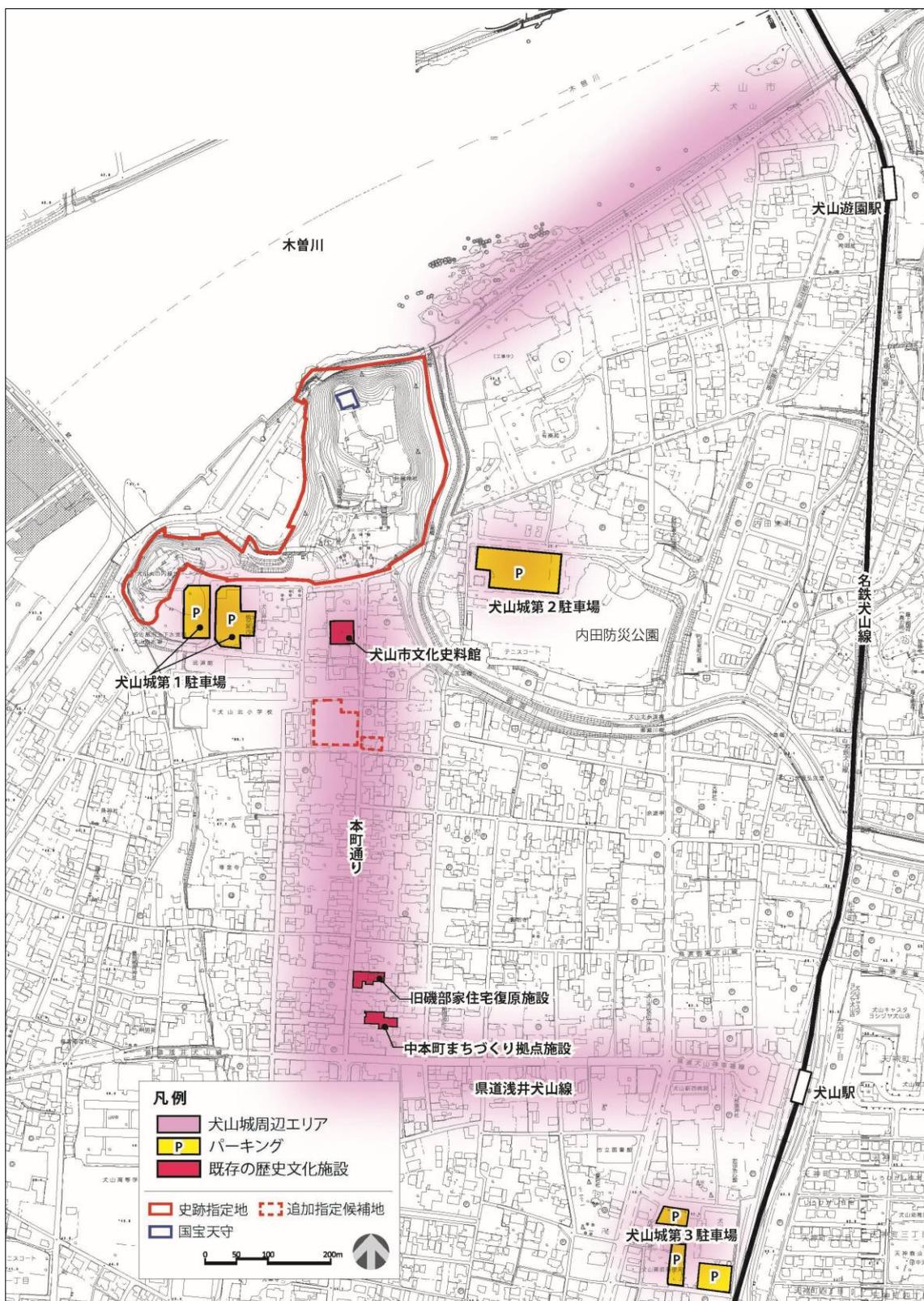


図 6.2 犬山城活用のためのエリア図

## 第6章 整備基本計画

### 6-2 ゾーン別整備基本計画

#### 6-2 ゾーン別整備基本計画

「6-1 全体計画及びゾーニング計画」で示した a. 遺構保存整備ゾーン (a.1 本丸、a.2 杉の丸、a.3 大手道、a.4 城山外縁、a.5 犬山城白帝文庫、a.6 神社(針綱神社、三光稲荷神社))、b. 景観保全ゾーン (b.1 犬山丸の内緑地、b.2 犬山城前広場(犬山市体育館跡地)、b.3 道路)、c. 犬山城入口ゾーン (c.1 犬山市福社会館跡地) ごとに整備の計画を示す。

なお、整備方法については個別計画に詳細を記載する。

#### a. 遺構保存整備ゾーン

##### 遺構保存整備ゾーン① (a.1~4)

整備計画	<p>(1) 遺構保存と環境保全に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存、環境保全についての整備計画を示す。</li><li>➤ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。</li></ul> <p>a. 調査計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 既存建造物や工作物等の解体・撤去に伴う遺構や土層の確認調査や建造物遺構の調査等を実施する。</li><li>➤ 継続的、段階的整備を推進するため、史資料調査に基づき発掘調査を実施する。対象は、本丸と杉の丸の門跡及び櫓跡、本丸の番所等の建造物の基礎遺構とする。</li><li>➤ 城山外縁北側にある七曲道跡や東側の道跡についても、将来的な遺構の公開や避難路としての活用を目指す中で、発掘調査を検討する。</li><li>➤ 復元整備を検討する建造物については、史資料等を用いた文献調査や古写真などの歴史資料の収集及び解析・分析を実施する。</li><li>➤ 発掘調査に先立ち、必要に応じレーダー探査、弾性波探査、表面波探査等の非破壊調査を実施し、遺構の有無や状態の確認を行う。</li></ul> <p>b. 保存修理計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 史跡の本質的価値である、石垣、堀、土塁、切岸、建造物跡、瓦溜り、道跡、地下遺構等を対象とし、修理計画について示す。</li><li>➤ 修理の方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。</li></ul> <p>&lt;石垣&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 石垣保存修理の対象は、本丸、杉の丸、城山外縁部の曲輪石垣及び櫓台等の建造物に関連する石垣のうち、近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行われた場合でもその構造を維持しているものとする。</li><li>➤ 上記の外、近代以降に練石積やコンクリート擁壁に改変された石垣においても、改修時の基礎部発掘調査により下部遺構が確認された場合には、調査所見に基づき本来の空石積工法での修理を検討する。</li></ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 石垣カルテに記載された、破損状況、改変履歴に加え、石垣耐震診断結果、来訪者動線との関係、石垣上の建造物等の有無などを勘案して石垣修理計画を作成し、計画に基づき優先度の高いところから段階的に修理工事を実施する。</li> <li>➤ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる樹木等は影響の大きいものから計画的に伐採する。</li> <li>➤ 不安定な石垣については、その周辺への立入りを禁止するなど、来訪者の安全確保のための措置を執る。</li> <li>➤ 石垣の修理において緊急性を要する場合は、本格的修理を行う前に、ロックネットの設置、砕石土嚢による保護など、暫定的な応急処置を施す。</li> </ul> <p>&lt;堀・土塁・切岸等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 城山外縁東側と城山外縁西側で南北方向に延びる切岸、西側の堀と土塁の遺構を対象とする。</li> <li>➤ 切岸面の風化が進行し、一部が崩落した場合や表層の洗掘が進行している場合、樹木伐採後に根が腐朽し、切岸面等が空洞化した場合には、岩盤の強化処理や風化防止処理、充填などの保存科学的措置を検討する。</li> <li>➤ 危険木（切岸に根を張っており、強風等による楔作用で遺構攪乱の可能性があるもの、転倒の可能性がある傾斜木、樹冠が大きくなりすぎているもの）の伐採を実施する。</li> </ul> <p>&lt;建造物跡、瓦溜り、道跡&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 建造物の礎石等の劣化が進行している場合には保存科学的処理も含めて確実に保存を図る。原位置が現在と異なる位置に確定された場合は原位置への移設を検討し、建造物の復元において使用可能と判断された石材は復元時の礎石として利用する。</li> <li>➤ 城山外縁西側と北側にある瓦溜りは、来訪者動線から外れており人為的な破損の可能性が低いため、現状のまま遺構としての保存を図る。</li> <li>➤ 城山外縁東側にある道跡は、調査により位置や構造が判明した場合には埋め戻し等により確実な保護を図る。</li> </ul> <p><b>c. 環境保全計画</b></p> <p>&lt;樹木管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンのうち、常時公開エリアの本丸及び大手道にある枯損木や傾斜木などの来訪者の安全に影響を及ぼす樹木は伐採する。老木化した修景植栽木についても経過観測を行い、枯損と判断された場合には伐採し、遺構への影響がないことを確認したうえで補植する。なお、伐採は地際までとし、除根は原則行わない。</li> </ul> <p><b>(2) 環境整備に関する計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの環境整備として、遺構表示、園路・動線、修景植栽についての整備計画</li> </ul>
--	--

	<p>を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境整備の具体的方法については、「6-4 建造物・遺構復元計画」、「6-5 園路・動線計画」、「6-6 修景・植栽計画」、「6-7 施設整備計画」に記載する。</li> </ul> <p><b>a. 建造物・遺構復元と表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 考古学的調査や歴史学的調査により位置等が明確になった場合は、本丸に位置する建造物跡等の遺構表示を実施する。</li> <li>➤ 門の復元については、唯一の動線である大手道の利活用を優先し、緊急車両、工事車両等の通行の支障とならない場所に限り復元を検討する。</li> <li>➤ 大手道に所在した移築された門跡については、発掘調査の結果と建造物本体の実測調査の成果を照合したうえで平面表示を行う。</li> <li>➤ 歴史的建造物の復元については、調査等により中長期的な復元の可能性を模索する。</li> <li>➤ 大手道上の黒門跡付近及び岩坂門跡付近から鉄門にかけての範囲は、確認調査を行ったうえで外柵形の本来の形状を遺構表示する。</li> <li>➤ 天守前階段は考古学的調査や歴史学的調査により位置、構造等が明確になった場合は、復元を検討する。</li> <li>➤ 鉄門内側階段（北・西）は考古学的調査や歴史学的調査により、位置、構造等が明確になった場合、北側は復元を検討し、西側は復元せず現状の動線及び園路としての機能を維持し、園路として整備する。</li> </ul> <p><b>b. 園路・動線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの動線として、常時公開エリアの見学動線と特別公開時の動線、維持管理や整備に供する管理用動線、緊急時動線を設定する。</li> <li>➤ 動線については、その目的に応じて安全性が高く通行しやすい園路整備を施し、天守を眺望する視点場を整備する。</li> </ul> <p>&lt;動線&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大手道は国宝天守のある本丸と大手門柵形を結ぶ唯一の通路であり、整備においても大手道入口に来訪者を誘導し、大手道を上って本丸に至るルートを主要動線と位置づける。</li> <li>➤ 本丸は、現状の鉄門からの斜路及び階段と天守へ延びる敷石以外は自由動線とする。本丸内の各見どころは説明施設等で案内をすることとどめ、明確な園路整備は行わない。また、今後の調査で既存の敷石が遺構上を横断していることなどが判明した場合には、遺構を避けた位置に再配置する。</li> <li>➤ 城山外縁部の切岸（西側・東側）や堀（西側）の顕在化及びその公開に伴い、外縁西側の土塁を遺構の保存に配慮したうえで外縁部動線として位置付ける。外縁東側で検出されている道遺構も埋め戻しのうえ、切岸への動線とするが、民有地を通過</li> </ul>
--	--

することに伴う関係者協議や遺構の保存整備完了まで時間を要することから仮園路として整備を行う。

<園路>

- 大手道は遺構確認調査の結果を踏まえ、遺構を確実に保護したうえで、平面形状が改変されている箇所については本来の大手道の範囲を遺構表示するなど、かつての大手道の形態を実感でき、かつ管理用車両が通行可能な舗装構造による園路整備を行う。
- 大手道から針綱神社や三光稻荷神社を通る動線についても神社と協議のうえで緊急避難動線として位置付ける。

c. 修景及び植栽

- 視点場に設定した位置から天守を眺望した際に支障となる本地区の樹木は関係機関と調整のうえ、計画的に伐採及び剪定等の植生管理を行う。
- 根が浅く地下遺構の保存に影響を与えない低木であっても、遺構顕在化の支障となっている樹木は伐採除根を行う。
- 城山外縁部では、史跡の植生の質に影響を及ぼす管理対象木の他、遷移初期種、外来種、つる植物、実生などは、景観保全を念頭に関係機関と協議のうえで計画的に伐採及び植生管理を行う。

(3) 施設に関する計画

- 本ゾーンに配置するサイン等の案内・説明施設、既存の管理施設、便益施設、インフラ設備、活用施設、修景施設等の撤去や更新等について整備計画に示す。
- 整備の具体的方法については、「6-7 施設整備計画」に記載する。
- インフラ設備のうち、国宝天守内の諸設備については本計画の対象から除く。

a. サイン等設備

- 史跡への来訪者に公開するゾーンとして、史跡名称板、総合案内板、個別説明板、誘導案内板等の史跡として必要とされる常設の案内・説明施設について、史跡全体のサイン整備計画を定め、位置及び掲載内容、形状についての詳細を示す。
- 移築された門や櫓等の建造物跡、石垣や堀、土塁、切岸等の遺構に関する個別説明板を設置する。設置に際しては、対象物の支障とならないよう景観に配慮した仕様とする。写真や図版、絵図等を多用したわかりやすい情報提供につとめ、今後の発掘調査や文献調査等の調査研究の成果に応じて、随時更新を図る。
- 動線計画に基づき、史跡の来訪者、車イスやベビーカー利用者が通行可能なルートを明示した誘導案内板を設置する。
- 公開時間や禁止事項等を記載した、運営や来訪者の安全のための既存の説明板等の形状や設置方法についても、管理者や設置者と協議のうえ、形状やデザインの統一

を図る。

- 城山外縁部など、関係者の立会による限定公開とする部分については立入禁止看板等を常設する。

**b. 天守付属施設**

- 天守前の階段については、史資料等による確認調査を行い、本来の階段の位置や規模等が確認された場合は、復元的に整備する。そのうえで見学者のための整備として手すりを設ける。
- 天守前雨除けテントは、来訪者動線、天守への入場管理及び史跡の歴史的景観、雨・風対策の観点から設置方法、構造、デザイン及び使用する素材等にも配慮して更新する。また、天守の保存に影響を与えない構造とする。

**c. 管理・便益施設**

- 遺構の視認性及び顕在化を阻害している売店については、撤去を検討する。
- 老朽化した木柵や有刺鉄線等は、史跡の景観に配慮しながら、耐久性と安全性の高い素材に改修する。設置箇所については、地下遺構に配慮し、影響のない場所を選定する。
- 券売システム、本丸や天守への入城方法、整備動線を踏まえたコインロッカーやベビーカー置き場等について総合的に勘案した、券売所の更新、再配置を検討する。

**d. 給水・排水**

- トイレ等の給排水に係る敷設管が老朽化した場合、取り換えや改修を行う。
- 国宝天守の放水銃や消火栓等の防火施設に関わる給排水設備の改修や更新は、本丸内の遺構を確認し、影響のない位置、工法にて実施する。
- 杉の丸にある旧水道設備で、機能停止に伴い不必要となったものは、遺構への影響を確認したうえで撤去及び施設の除却を行う。

**e. 電気設備**

- 本ゾーンにおける電気設備は、天守のライトアップ設備、本丸の屋外照明、拡声装置、天守や諸施設で使用する電気引き込み線などである。
- 災害が発生した際に、天守内だけでなく史跡全域に警報が伝わるよう拡声器の機能点検を定期的に行い、必要に応じて更新を行う。
- 景観保護及び防災の観点から、既存の電線等は地下遺構を確認したうえで地中化を行う。

**f. 活用施設**

- 遺構の視認性及び顕在化を阻害している隅櫓兼茶室については、撤去を検討する。
- 省エネと演出効果を高めるため、既存のポールを使用し色調の調整が可能なLEDの照明器具へ変更する。

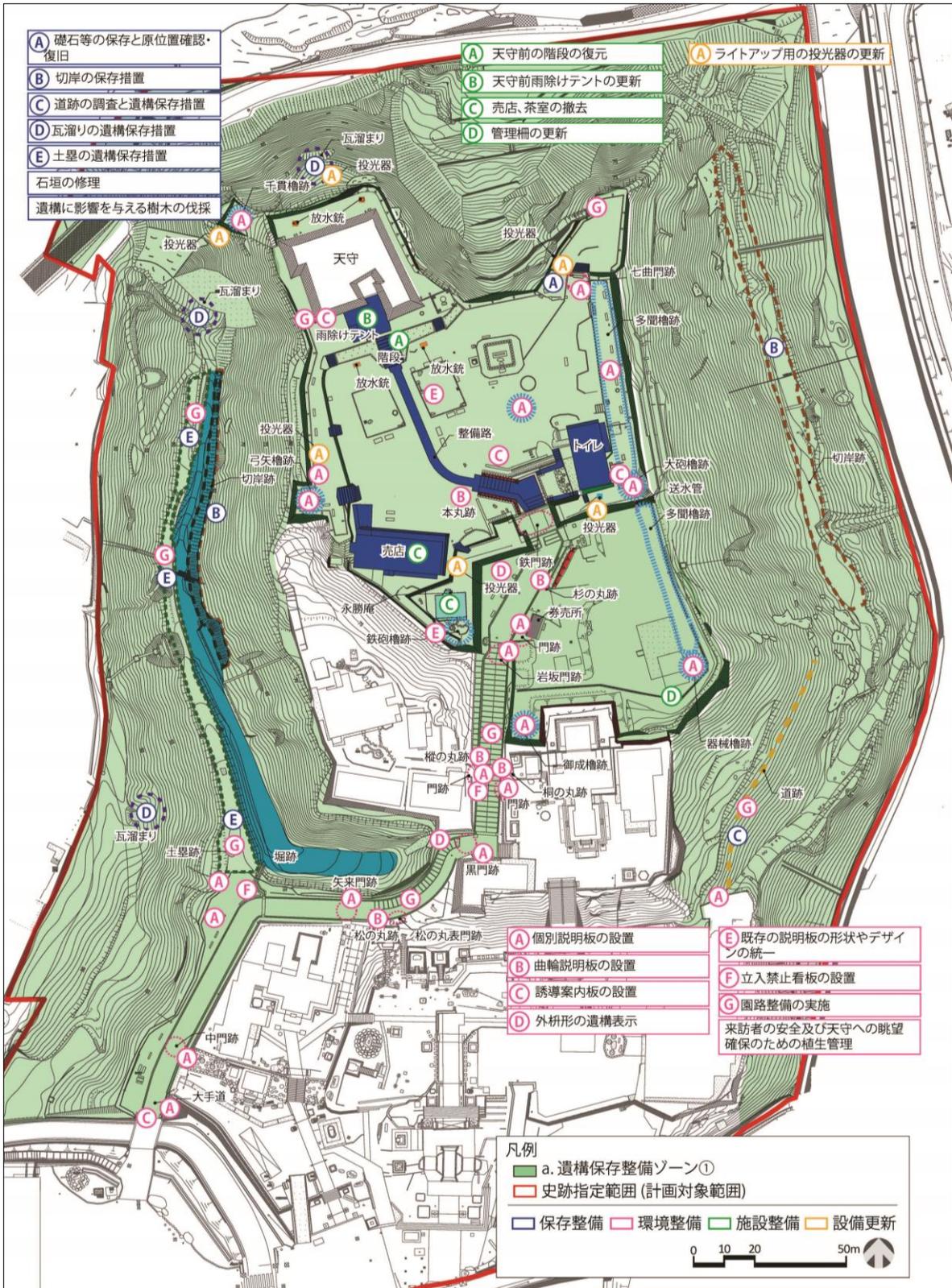


図 6.3 遺構保存整備ゾーン① 整備計画図

**遺構保存整備ゾーン② (a.5・6)**

整備計画	<p>(1) 遺構保存と環境保全に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存、環境保全についての整備計画を示す。</li> <li>➤ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。</li> </ul> <p>a. 調査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存建造物や工作物等の解体・撤去に伴う遺構や土層の確認調査や建造物遺構の調査等を実施する。</li> </ul> <p>b. 保存修理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 史跡の本質的価値である石垣を対象とし、修理計画について示す。</li> <li>➤ 修理の方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。</li> </ul> <p>&lt;石垣&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 石垣保存修理の対象は、曲輪石垣及び櫓台等の建造物に関連する石垣のうち、近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行われた場合でもその構造を維持しているものとする。</li> <li>➤ 以下、「遺構保存整備ゾーン①」の石垣保存修理計画と同様とし、不安定な石垣周辺への立ち入りに関しては、所有者との協議のうえで安全確保を図るものとする。</li> </ul> <p>c. 環境保全計画</p> <p>&lt;樹木管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 遺構保存ゾーンにある枯損木や傾斜木などの遺構の保存や来訪者の安全に影響を及ぼす樹木は所有者と協議のうえで伐採する。なお、伐採は地際までとし、除根は原則行わない。</li> </ul> <p>(2) 環境整備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンでは基本的に環境整備は実施しないが、来訪者動線の関係で必要となる緊急時動線及び修景植栽の具体的方法については、「6-5 園路・動線計画」、「6-6 修景・植栽計画」に記載する。</li> </ul> <p>a. 園路・動線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 所有者と協議のうえで、緊急避難時のルートとして位置付ける。</li> </ul> <p>b. 修景及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 天守の眺望に影響を及ぼす樹木は、所有者と協議のうえで計画的に伐採及び剪定等の植生管理を行う。</li> </ul>
------	---

(3) 施設に関する計画

- 本ゾーンでは基本的に施設整備は実施しないが、来訪者動線の関係で必要となる案内施設の設置については所有者と協議のうえ、下記の整備を行う。具体的方法については、「6-6 修景・植栽計画」、「6-7 施設整備計画」に記載する。

a. サイン等整備

- 大手道からの緊急避難時のルートとして、神社方向への誘導案内板の設置について所有者と協議のうえで整備する。
- 「神社 (a.6)」については、調査により遺構の詳細が判明したものに限り、所有者と協議のうえ、個別説明板の設置を検討する。

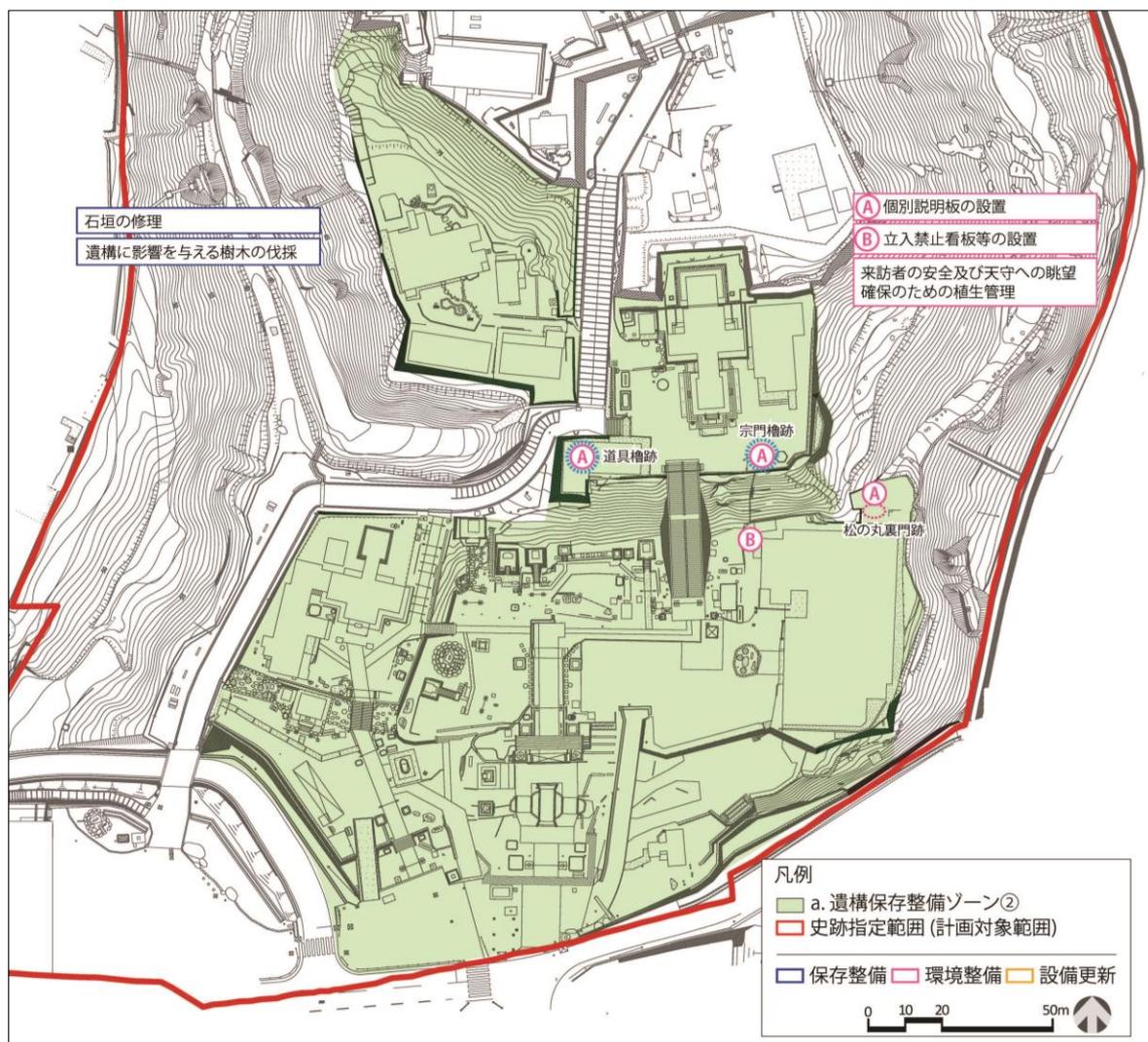


図 6.4 遺構保存整備ゾーン② 整備計画図

**b. 景観保全ゾーン**

整備計画	<p>(1) 環境整備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの環境整備として、修景施設の整備計画について示す。</li> <li>➤ 本ゾーンの環境整備は、公園や緑地、道路として所管課により整備や維持管理が行われてきており、史跡としての整備に関しても関係各所と調整のうえで具体化を図るものとする。</li> </ul> <p>a. 修景及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係機関と調整を図ったうえで、犬山丸の内緑地から天守への眺望を確保するための伐採及び剪定等の植生管理を計画的に行う。</li> <li>➤ 植生の質に影響を及ぼす管理対象木（枯損や衰弱）や遷移初期種、外来種、つる植物、実生などは景観保全を念頭に植生管理を行う。</li> <li>➤ 来訪者の安全に影響を及ぼす危険木（枯損木、転倒の可能性がある傾斜木、樹冠が大きくなりすぎているもの）の伐採を実施する。</li> </ul> <p>(2) 施設に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの公園施設、道路施設、管理・便益施設の整備並びに維持管理は、今後も所管課において実施することを前提とする。また、施設の改修や更新時には、「a. 遺構保存整備ゾーン」における案内・説明施設等の形状や仕様、素材等についてのデザインやイメージとの調和について協議を行うものとする。</li> </ul> <p>a. サイン等設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 犬山城前広場においては、発掘調査により判明した西御殿に関する遺構等について写真や絵図等を掲載した説明施設を整備する。</li> <li>➤ 大手道へ続く史跡の入口として、史跡標識、史跡総合解説板の設置を検討する。</li> <li>➤ 犬山丸の内緑地は、史跡犬山城跡における歴史の連続性を伝えるために、写真や絵図等を掲載した説明施設の設置や、周辺城郭案内板を活かした説明施設を設置する。</li> <li>➤ 史跡に関連する案内・説明施設の整備に際しては、公園や広場の所管課と調整を行ったうえで「a. 遺構保存整備ゾーン」で使用している施設の形状や仕様、素材等についてのデザインやイメージとの調和を図り史跡としての一体感が得られるように整備する。</li> </ul> <p>(3) 設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンの各種設備の整備ならびに維持管理は、今後も所管課において実施することを前提とする。</li> </ul>
------	--

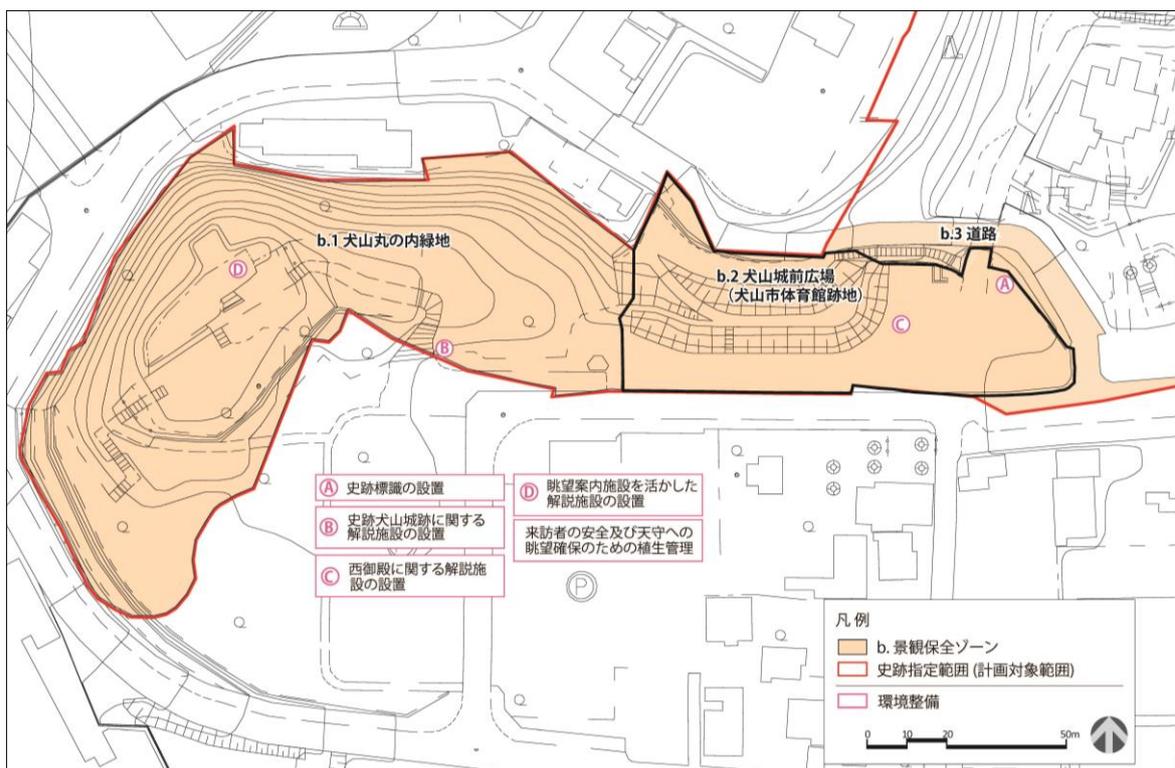


図 6.5 景観保全ゾーン整備計画図

### c. 犬山城入口ゾーン

整備計画	<p>(1) 遺構保存に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 史跡犬山城跡の本質的価値に関わる大手門桁形跡の遺構を確実に保存するために史跡の追加指定を行う。</li> <li>➤ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存についての整備計画を示す。</li> <li>➤ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。</li> </ul> <p>a. 調査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 将来的な復元整備を目指す大手高麗門については、長期的な視点に立って、発掘調査と文献調査や古写真などの歴史資料調査の収集及び解析・分析を継続する。</li> </ul> <p>b. 遺構保存計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 管理、便益、休憩施設の設置箇所は地下遺構に配慮し、影響のない場所を選定するが、整備の基盤となる造成レベルは遺構面及び遺物包含層より最低 30 cm以上の厚さで保護盛土を行い、周辺地盤との摺り付けも考慮して設定する。</li> <li>➤ 管理、便益施設や給排水、電気等の設備埋設物の設置にあたっては、遺構の残存状況を踏まえて、確実に遺構の保護を図る。</li> </ul> <p>(2) 環境整備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンにおける遺構表示、園路・動線、修景植栽についての整備計画を示す。</li> </ul>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境整備の具体的方法については、「6-4 建造物・遺構復元計画」、「6-5 園路・動線計画」、「6-6 修景・植栽計画」、に記載する。</li> </ul> <p><b>a. 遺構表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 考古学的調査や歴史的調査により位置等が明確になった堀、土塁等については遺構表示を実施する。</li> </ul> <p><b>b. 園路・動線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンは名古屋城を起点とする犬山街道（稲置街道）の途中にあり、犬山城内と城下を結ぶ犬山城の入口であったことから、犬山街道から大手口に入り、橋を渡って大手高麗門に至るとい、かつての動線を体感できるよう誘導する。</li> </ul> <p><b>c. 修景及び植栽</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンは日常的に活用され、市民や来訪者のための憩いの場、集いの場としても利用されるよう、遺構の保存を図ったうえで修景、緑陰のための植栽を行う。</li> </ul> <p><b>(3) 施設に関する計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本ゾーンにおける便益施設等及びこれに係る給排水設備の設置については遺構に影響のない位置、工法にて実施する。</li> <li>➤ 来訪者のために設置する活用、便益施設等についての整備計画を示す。</li> <li>➤ 整備の具体的方法については、「6-7 施設整備計画」に記載する。</li> </ul> <p><b>a. サイン等設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 犬山城への入口にあたる部分で、堀などの遺構が検出されており、史跡としての総合案内板や遺構等の説明板、誘導案内板等を整備する。</li> <li>➤ 周辺に住宅などの民地が所在しており、犬山駅から犬山城への主要動線である本町通りに面し、多くの観光客の立ち寄りも予測されることから、住環境に配慮した説明板の配置や利用上の注意やマナーなどの告知も行う。</li> <li>➤ 説明板は景観に配慮した形状とし、「a. 遺構保存整備ゾーン」で使用している施設の形状や仕様、素材等についてのデザインやイメージとの調和を図り史跡としての一体感が得られるように整備する。</li> <li>➤ 案内・説明のツールとして、説明板だけでなく、触れる立体模型や映像、デジタル技術等を用いたわかりやすい情報提供に努める。</li> </ul> <p><b>b. 管理・便益・休憩施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 便益施設として多目的トイレ、水飲み・立水栓等、階段・スロープの設置を検討する。</li> <li>➤ 休憩施設としてベンチのほか、急な雷雨の際の待避所や遮熱等のためのスペースとして、休憩室を設置する。</li> <li>➤ トイレはバリアフリートイレとし、男用、女用それぞれに乳幼児用設備やオストメイトなどの機能を設け、多機能トイレの機能分散化を図る。</li> </ul>
--	--

- c. 給水・排水
- 給水は、本町通りの水道本管から福祉会館へ引き込まれていた位置を踏襲し、敷地内でトイレ、休憩施設等の必要箇所に分岐して給水する。
  - 雨水排水については、トイレ、休憩施設の屋根排水の埋設管に加えて、敷地内の表層水が隣地及び道路へ流出しないよう、敷地境界部に排水溝を整備し、地中埋設配管にて道路側溝に排出する。
  - トイレ、手洗いから出る汚水は旧福祉会館時の取付位置にて道路下の汚水本管につなぎ込む。
  - これらの給排水の設備は地下遺構に影響が及ばないよう十分注意して整備する。
- d. 電気設備
- 本ゾーンでは本町通りの地下埋設管より、トイレ、休憩施設の照明や自動水栓、屋外照明、デジタルサイネージ等の機器を使用する際の設備機器の容量に応じた電力、通信の引き込みを行う。

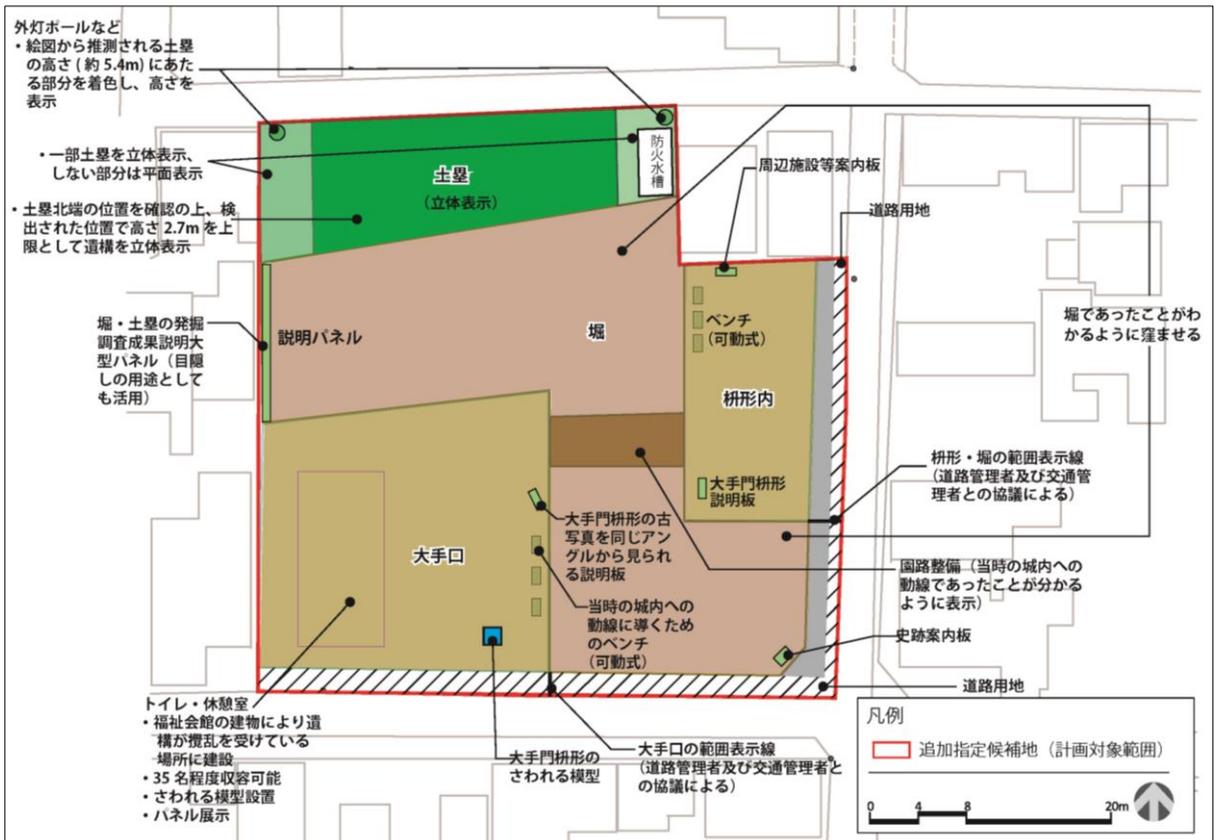


図 6.6 犬山城入口ゾーン整備計画図

## 6-3 遺構保存と環境保全計画

### (1) 遺構保存計画

#### a. 史跡の追加指定

犬山城入口ゾーンは、かつて犬山城内への入口となる大手門とその関連施設（石垣、土塀、堀など）で構成される大手門枡形が所在した場所であった。旧犬山市福祉会館除却後の令和3年度（2021）に実施された発掘調査により、大手門枡形とその西側にある大手口を区画する堀跡の一部が検出されるなど、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する遺構が残存していることが確認されたため、史跡の追加指定を進め、遺構を確実に保存する。

#### b. 遺構調査

##### <非破壊調査>

発掘調査に先立ち、絵図の解析や文献調査から「a. 遺構保存整備ゾーン」における建造物等の遺構の位置や深さを推定するために、レーダー探査、磁気探査、電気探査、弾性波探査、表面波探査などの非破壊調査を行う。

現状では不明である石垣の下並びに背面の地盤構成を確認し、石垣安定性検討の基礎資料とする。

##### <発掘調査>

##### ・ 確認調査

史跡犬山城跡でこれまで実施された発掘調査は、城山外縁部の切岸や堀跡、土塁遺構についての確認調査が中心であったが、近年は、旧犬山市体育館の撤去に伴う西御殿跡の調査や追加指定の基礎資料収集を目的とした犬山市福祉会館跡地の確認調査が実施されている。今後は、整備を視野に入れた発掘調査を実施する。

非破壊調査の結果を踏まえ、整備の対象としている遺構や保護すべき近世の地盤面について発掘調査を実施する。この調査成果に基づき確実に保護すべき面や遺構を把握し、保護層及び整備レベルの設定、植栽や構造物、設備等の配置、建造物等復元における基礎構造の検討を行う。

復元を計画している建造物遺構については、礎石や地業跡に加え、連続する石垣や塀、階段などの遺構を確認し、建造物の位置推定の基礎資料とする。

建造物や工作物の解体・撤去を行う場合には、基礎掘削時に遺構や土層の確認調査を実施する。

##### ・ 整備に伴う調査

石垣の保存修理工事や、歴史的建造物の復元等、遺構の構造や材料、施工方法を確認する必要がある場合には、整備事業と並行して発掘調査を実施する。この発掘調査の結果に基づき復旧や復元の詳細仕様を決定する。

大手道に位置する門跡は、埋設管の敷設や舗装の改修等により礎石や地業跡の遺構が攪乱されている可能性が高い。門が取り付く石垣の解体修理時に調査を実施し、門の位置や納まり、地盤高さ等について検証を行う。

石垣保存修理工事に先立ち、石垣天端部分の遺構調査として、非破壊の事前調査を行い、その結果も参考としながら表土の鋤取りを行って、石垣背面基盤層や裏込めの状況、櫓や塀の礎石や根固め、ピット、雨落ちなど建造物に関する遺構も確認する。背面の地山については地盤調査により地耐力の測定を行い、復旧時の背面盛土や埋戻しの強度の参考とする。

石垣解体時には、石積1段ごとに間詰石も含めた築石の配置、飼石や裏込めの材料と仕様、地山と盛土の状況等について調査を行う。底面では根石や杭、胴木等の形状や材質等、石垣構造に関する調査を総括して、石垣変形の要因を明らかにする。

### <史料調査>

犬山城関連の絵図や文書から、犬山城の創建から現在に至るまでの曲輪の改変や石垣の修理・改修、建造物の推移などの史跡犬山城跡の変遷を時系列に整理し、保存や復元整備の基礎資料として活用する。

復元を目指す建造物については、古写真の収集に努め、発掘調査や史料調査とともに古写真解析の結果に基づき復元形状を検討する。



写真 6.1 大手門枡形古写真（個人所蔵）

### <建造物調査>

犬山城から移築された6棟の門と宗門櫓について実測調査を進めており、天守以外の建造物が消失している犬山城において、建造物の復元を検討するうえで非常に重要な資料となる。

## c. 遺構保存整備

### <石垣>

#### ・ 石垣耐震診断及び活用方法の見直し

石垣調査及び石垣年代調査を実施して、石垣カルテの作成を進めながら、石垣の耐震予備診断を実施する。

耐震予備診断の結果に基づき、活用方法の見直しや経過観察などの対処方針の策定を行う。対処方針の策定にあたっては、石垣の構造、石材の材質、改修履歴等のほか、見学動線及び施設との位置関係、修理工事を行う場合の施工性など、立地条件及び活用状況を含む犬山城の石垣の特性を十分考慮することとする。

活用方法の見直しは主に以下の方法で行う。

- ア 被害が想定される範囲への立入制限
- イ 限定公開等による立入人数の制御

## 第6章 整備基本計画

### 6-3 遺構保存と環境保全計画

- ウ 柵の設置等による離隔距離の確保
- エ ネット等の設置による落石防護
- オ 発災時の避難経路を定め、たうえでの適切な避難誘導
- カ 危険が想定される石垣への看板等による危険性の明示

活用方法の見直しと合わせて、経過観察を行う。経過観察は目視を主体とした変位観察のほか、変状が顕著な石垣及び変状進行の可能性のある石垣については、定点観測、測量等による動態観測（モニタリング）を行う。

予備診断の結果、基礎診断が必要と判断された石垣、明らかに対策が急がれる石垣のうち、活用方法の見直しによる人的安全性確保が困難な石垣については、基礎診断、必要に応じて専門診断を実施し、修理、補強等の必要な対策を実施する。

人的安全確保が必要な場所で、直ちに石垣の修理・補強が困難な場合は、土嚢、鉄骨等の別構造材で石を押さえるなどの安全対策工を実施する。

#### ・ 保存修理方針

石垣保存修理の対象は近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行われた場合でも当初の構造を維持しているものとする。修理は樹木の除去、排水の整備等の応急的措置、石材の補修、間詰め補修等の部分補修、補強石材の設置等の部分補強を基本とする。解体修理については、技法等の文化財的価値の損失につながる可能性もあるため、実施の必要性について十分に検討したうえで、やむを得ない場合に実施することとし、材料、工法、石材の位置等について、解体前の状態に復することを基本とする。



写真 6.2 天守修理に伴い解体修理された天守台石垣

石垣保存修理事業は、石垣カルテに記載された破損状況、改変履歴に加え、来訪者動線との関係、石垣上の建造物等の有無、耐震診断、排水調査の結果、石垣年代調査、非破壊の調査で石垣の構造や立地する地盤の構成が判明した部分はその成果も踏まえて総合的に検討を行う。

修理前の状態に復すると構造的に問題がある場合は、補強方法等についても具体化を図り、優先度の高いところから修理に着手する。

石垣の保存修理の範囲は、3次元計測データから石材の配置及び勾配を把握し、崩落や孕み、倒れなどの変形部分とその要因となっている背面や基礎の想定に基づき決定する。

石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、石垣修理に先行して伐採等を実施する。史跡内で遺構が存在している可能性もあることから伐根は実施しない。伐採後の樹根が腐朽した際には空洞部に土を充填するなど石垣背面に雨水が侵入しないような対策を施す。



写真 6.3 砕石土嚢による石垣保護  
(本丸北東部)



写真 6.4 ネット設置による暫定整備  
(松の丸南東部)

#### ・ 修理の方法

石垣の解体修理に先立ち、重機等の搬入路と設置場所、解体石材及び新補材の集積場所、必要に応じ来訪者用の仮設道の設置を行う。石材の集積場所は公有地で作業ヤードとしての活用を予定している杉の丸のうち、櫓等の建造物遺構がない場所を利用し、重機等の走行場所には養生を施す。樅の丸や桐の丸、松の丸の空堀に近接する石垣の解体修理においては、解体修理に伴うクレーンの設置や作業動線と来訪者動線の配置を考慮し、空堀を養生したうえで構台を設けることも検討する。

解体範囲の石材に番付、墨出しを行い、石材相互のかみ合わせの位置等を正確に記録した上で解体、整理場に仮置きし、再度石積を行う際の石材配置の復旧に努める。裏込石については、解体の際に既存の裏込石をストックし、可能な限り再利用を行う。

解体石材は1石ごとに石材調書を作成して、形状、寸法、破損や劣化状況、刻印の有無などの情報を記録する。基本的にはできる限り解体した石材を再利用することを前提とするが、形状や劣化の進行で再利用が困難な石材や、形状や石質、積み方から明らかに後世の改修で取り換えられたと判断される石材については新補材に交換することとする。

石垣内や下部にある往時の排水遺構が破損し機能を失っている場合には、排水溝の復元修理を行う。

石垣背面の盛土に水みちが発生したり、裏込めに土砂が混入し排水能力の低下に伴う孕み出しが発生したりしていると想定される場合には、さらなる目詰まりや盛土の浸食の進行を抑制するために、天端石の背面に遮水層を設けるなど石垣の背面に雨水が浸透しないような構造を検討する。

築石に使用されている石材については産地同定を行い、現在は石材の採取ができない場合でもできる限り性状の近い石材を調達できるように、早い段階から材料確保を行う。

刻印があるものの、修理に使用できない石材が確認された場合には、施設内での保存・公開もしくは原位置での展示等を検討する。

#### <切岸・土塁・堀跡>

#### ・ 保存修理方針

犬山城の縄張りを構成する土塁、堀跡、切岸等については、発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための保存修理を実施し、来訪者への安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備

## 第6章 整備基本計画

### 6-3 遺構保存と環境保全計画

を進める。

樹木の生育により遺構の攪乱が進行しないよう、法面に生育する樹木は早期に伐採を行う。

急勾配法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表層保存のための科学的処理や緑化などの工法を施すことにより遺構保存と景観保全に努める。

大手道脇の排水溝から堀跡へ流入している雨水は、豪雨時には流量が増し堀上面の堆積土を洗掘する可能性がある。洗掘により遺構が損なわれることのないように流域部に保護工や流速低下のための落差工等を検討する。

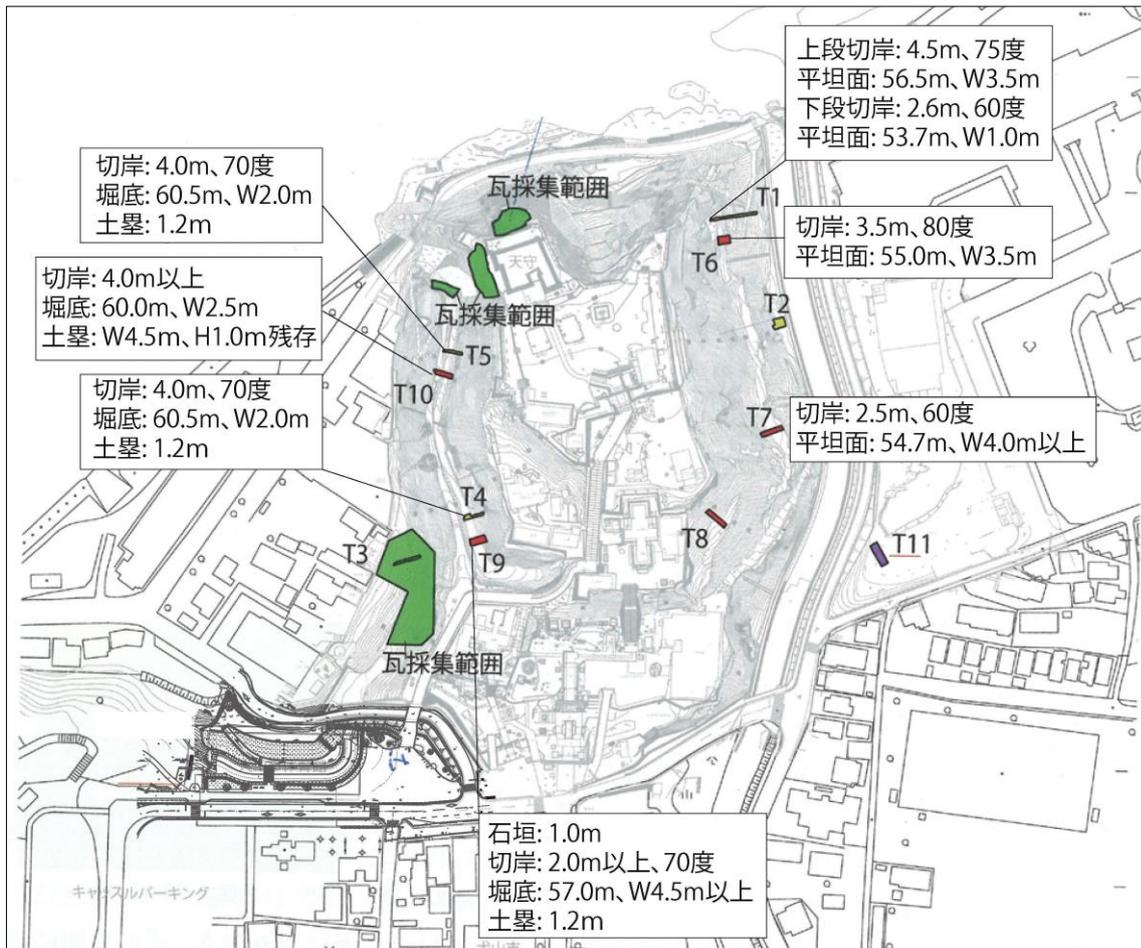


図 6.7 切岸、土塁、堀遺構の検出状況

・ 保存修理の方法

① 切岸

切岸の遺構は確認調査により城山外縁東側で3箇所、西側で4箇所が検出されている。東側は土砂や落ち葉等の堆積により視認できる部分はわずかであるが、西側では切岸と堀、土塁が連なる様子を見ることが出来る。その反面、切岸面が露出していることにより、亀裂やクラックの発生、ブロック状の崩落などの劣化が生じている。全域が樹林に覆われている東側と異なり、降雨や日照などに加え、風による影響も受けやすいことも影響していると考えられる。

切岸面に生育している樹木は生長によって根を張ることに加え、風による楔作用で根の周囲の岩盤面にクラックや剥離が発生する。また、傾斜木が転倒すると切岸に大きな破損が生じることから早期に伐採を行う。

伐採は斜面の上側の地際から10cmの位置で主幹、側枝、萌芽枝ともに完全伐採する。切岸面に垂下している樹根は水みちを誘発することから遺構に影響を与えない範囲で除伐を行う。伐採後はひこばえの発生がないように定期的に植生管理を行うとともに実生木は成長する前に処理を行う。

切岸表層に亀裂が発生してブロック状に崩落したり、表層が砂状化して土砂流出が進行している部分など現状での維持が困難と判断される場合には、委員や学術専門家の指導を受けながら、亀裂充填や基質強化などの浸食防止処理を検討する。

切岸の風化が深部まで進行し、崩落の可能性がある場合やオーバーハングが著しい場合など、基質強化では保存が図られない場合には、ロックボルトやグラウト注入、亀裂充填などの土木的な処置も検討する。



写真 6.5 切岸の保存を目的とした樹木の伐採

**土木的な処置③<岩塊を接着し安定させる工法>**

○ **亀裂充填工**  
 岩の表面に無数に存在する割れ目には、目地で塞いだ上で接着剤を注入し、安定を図りました（目地の表面は凝岩で覆っているため見えません）。

図 6.8 名越切通しの土木的処理（逗子市 HP より）

**科学的な処置<薬剤で岩肌を守る工法>**

○ **強化・撥水処理工**  
 岩石の表面に珪酸エステル系基質強化剤を塗布し、岩石中に含まれる水分をガラス（ゲルSiO<sub>2</sub>結晶）に置き換えました。その後、シラン系撥水剤を塗布し水分の浸入を抑制しました。

図 6.9 名越切通しの保存科学的処理（逗子市 HP より）

## 第6章 整備基本計画

### 6-3 遺構保存と環境保全計画

城山外縁東側では天守東側のトレンチで、高さ4.5mと2.6mの2段で構成された急峻な切岸遺構が良好な状態で検出されている。犬山城の特徴である自然地形を生かした防御性を特に顕著に示している遺構であり、将来的に樹木の整理と道跡の整備により動線が確保された際には、堆積している土砂を撤去し、表層の状況に応じて保存処理を施した上で公開を図る。

#### ② 土塁

土塁は草本類に覆われており発掘調査箇所もわずかであるが、経年劣化や人為的な改変等により本来の形状を損ねている可能性も指摘されており、遺存状況は不明な点が多い。発掘調査により、保存の対象となる土塁の規模や形状を明らかにし、来訪者の通行に供することも考慮して適切な保護厚を確保するための盛土を行う。

#### ③ 堀

城山外縁西側の4カ所の調査で、幅約1.6～3.5mの平坦に加工された底面を持つ逆台形状の堀が確認されている。立ち上がりでは一部石積も遺存している。堀底面では厚いところでは約2.0mの土が堆積しているため、保存のための措置や修理は行わず、現状保存とする。堀に繁茂する樹木については遺構攪乱防止のため伐採を行う。

豪雨時に大手道に設置された側溝2ヶ所より滝のように雨水が堀に流入し、流入した水により堀底が洗掘されていく可能性がある。それゆえ、堀遺構の位置を確認し、保護厚が不足する場合には洗掘部を復旧の上、流路部分に水路等の排水構造物を設置する。



写真 6.6 排水溝から堀に流下する雨水対策

## (2) 環境保全計画

### a. 樹木管理

史跡指定地内の樹木管理については、『国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画』において、遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に分布する自然性の高い植生の健全な育成を目的として計画的に行うことが示されており、これに基づいて整備を行う。

本項では、「遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木」、「来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木」、「植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木」の観点から、整備方針、整備方法、そして樹木の伐採位置ならびに日常管理方法について整理する。なお、「天守の眺望に影響を及ぼす樹木」に対する整備方針、方法については「6-6 修景・植栽計画」で整理する。

#### <遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木>

##### ・ 整備方針

- ・ 遺構保存整備ゾーンには犬山城関連の遺構が所在することから、遺構に影響を及ぼす恐れのある

ある樹木を積極的に伐採する。

- ・ 該当する樹木は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理（完全伐採）」を原則とする。
- ・ 特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、優先的に伐採する。
- ・ 根は残置を原則とする。ただし、石垣に変状（はらみ出しなど）が認められ、伐根（根の除去）が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。

#### ・ 整備の方法

##### ① 石垣を損傷する恐れのある樹木

史跡犬山城跡の本質的価値の構成要素である石垣やその他の地下遺構に直接的に影響を及ぼす可能性のある樹木が石垣の天端付近に生育している場合、樹根に伴う水みちの発生、根が腐った場合の空洞化、地震や強風により根が揺さぶられる楔作用等により石垣の崩壊につながる可能性があり、危険度の高いところから順次伐採を行う。

伐採はできる限り地際で行い、遺構保護の観点から除根は実施しない。伐採樹木は玉切りの上、場外搬出を基本とするが、枝葉についてはチップ化して仮設園路に敷き込むなどの再利用を検討する。

##### ② 斜面を崩落させる恐れのある樹木

主として城山外縁部の斜面に生育している樹木は強風による揺れが継続することによって、表面侵食からガリー侵食へ、さらにガリー侵食が発展して土砂の流出を誘発する可能性があり、間接的に遺構の保存に影響を及ぼす。また、石垣上にある樹木同様に、強風時の楔作用で土層が緩んだり、根系基盤が周囲の土壌から引きはがされ、樹体が転倒・根返りすることで斜面崩落を誘発することがある。切岸面に生育している樹木、斜面の侵食が進行している部分に生育する樹木、あるいは斜面にある枯損木や来訪者の動線上に位置するものなど、優先性の高いものから順次伐採や樹冠を小さくする剪定等の整備を実施する。（p. 170 遺構保存修理の方法、切岸参照）

伐採樹木の搬出が困難な場所においては、玉切りにしたうえで、既存木を利用しながら比較的緩やかな斜面に積み上げるなどの処理を行う。



写真 6.7 ガリー侵食



写真 6.8 金山城の事例

##### ③ 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木

城山外縁北側の砂防施設や外縁東側などで近現代に砂防を目的として整備された石積（練石土留工）面の周囲に生育している実生木は、今後の成長により構造体の攪乱が進行しないよう小径木の段階で伐採を行う。大径木については、石積みモニタリングしつつ、影響が生じた段階で伐採等

の処分を検討する。

#### ＜来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木＞

##### ・ 整備方針

来訪者の安全等に影響を及ぼす樹木については、倒木、折枝等の危険度が高く、来訪者の往来が頻繁な場所から順次伐採を実施する。

##### ・ 整備の方法

伐採時には周辺への来訪者の立ち入りを制限したうえで、遺構や周辺の建造物にも配慮して吊るし切り等の方法を検討する。

樹木の生長に伴い、枝が大きく動線に張り出している樹木や建造物等の上にかぶさっている樹木なども剪定等の整備を行う。

#### ＜植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木＞

##### ・ 整備方針

また、城山外縁部と犬山丸の内緑地は名勝木曾川の風致や景観保全のため、植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等や、景観に影響を及ぼす恐れのある樹木についても整備を行い、自然性の高い植生（シイ・カシ林）の健全な育成を図る。

##### ・ 整備の方法

植生の質に影響を及ぼす恐れのある植生のうち、樹木を衰弱させる恐れのあるつる植物については管理のなかで除去を行う。

基本的に来訪者が立ち入らない場所に生育している樹木は整備の優先性は比較的低いが、重点対策外来種であるトウネズミモチについては、生態系に係る潜在的な影響や被害に配慮し、早期に伐採する。

#### 樹木管理における伐採位置ならびに日常管理方法

##### ・ 伐採位置（完全伐採）

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および萌芽枝を含む側枝の根元とし、傾斜地では斜面上側の地際から10cm程度の高さで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

##### ・ 日常管理

樹木の生育状況を日常的に監視し、必要に応じて以下の4つの手法を適宜実施する。

つる切り（つる植物の除去）、下刈り（藪化の要因となるササ類などの除去）、剪定（ぶらさがり枝などの除去）、病虫害防除（樹木の病虫害予防・対策）。



図 6.10 伐採管理（完全伐採）の例（「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画（令和3年度）」より抜粋）

## 6-4 建造物・遺構復元と表示計画

### (1) 建造物・遺構復元整備計画

#### a. 歴史的建造物復元整備計画

##### <歴史的建造物>

##### ・ 歴史的建造物等の復元等に関する基準

令和2年(2020)4月17日付け文化審議会文化財分科会決定により、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準が定められ、「歴史的建造物の復元」及び「歴史的建造物の復元的整備」については、以下のとおり定義されている。

##### 【復元の定義】

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

##### 【復元的整備の定義】

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

復元、復元的整備いずれの場合においても、「遺跡の直上」に再現する行為と定義づけられており、礎石や柱穴など、対象とする建造物の原位置を特定することが可能な遺構が確認されていることが条件となる。

また、上部構造については、復元の場合は「当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等」が確認されていること、復元的整備の場合であってもそれらが一部を除いて確認されていることが条件となる。

##### ・ 史跡犬山城跡における歴史的建造物の調査

##### 【移築された門、櫓の調査】

かつて犬山城に存在した門、櫓のうち、矢来門(丹羽郡扶桑町:専修院山門)、黒門(丹羽郡大口町:徳林寺山門)、松の丸門(一宮市:浄蓮寺山門)、松の丸裏門(犬山市:常満寺山門)、内田門(犬

山市：瑞泉寺山門）及び宗門櫓（江南市：個人宅土蔵）が史跡指定地外に移築されている。その他、一宮市の運善寺山門も門の名称までは特定されていないものの、古図に描かれた名称不明の門とみられる。

令和2年度（2020）から4年度（2022）にかけて、名古屋工業大学大学院麓和善名誉教授、濱田晋一准教授に依頼して移築された門、櫓の実測調査及び痕跡調査を行った。門6棟に関しては調査を完了しており、下記のことが判明している。

**矢来門（専修院山門）**：化粧垂木から上が修理によって取り替えられているものの、軸部には改造はみられず、建立時の犬山城門としての姿を留めている。

**黒門（徳林寺山門）**：古絵図と比較しても改造等はほとんどみられない。

**松の丸門（浄蓮寺山門）**：改造等はみられない。

**松の丸裏門（常満寺山門）**：改造等はみられない。

**内田門（瑞泉寺山門）**：改造等はみられない。

**名称不明の門（運善寺山門）**：軒廻りから上は、濃尾地震後に取り替えられているが、その他、改造等もみられず、建立時の犬山城門としての姿を留めている。

#### 【地下遺構の調査】

建造物の地下遺構に関する調査として、令和4年度（2022）に黒門跡の調査を実施した。調査の結果、黒門跡付近に表出している礎石と思われる石は、原位置を留めていないことが確認された。

また、礎石の抜取痕と考えられる落込みを検出したが、周辺の攪乱が著しく、当時の地盤面も削られていたことから、当時の地表面の高さや抜き取り痕と見られる落ち込みの規模などを確認することはできず、黒門の位置を特定するには至らなかった。

#### 【古写真の調査】

明治初期に撮影された、犬山城の門、櫓等の建造物が写っている古写真は複数現存しているが、デジタル化や画像解析等の調査はこれまで実施されていない。

#### ・ 史跡犬山城跡における歴史的建造物復元に関する考え方

これまでの調査成果では、移築された門については一部改造がみられるものもあるが、建立当時の姿を留めており、上部構造の復元については、必要な情報が得られている歴史的建造物が存在する。

地下遺構については、旧犬山市福祉会館地下室の建設により遺構が滅失している大手高麗門を含め、原位置を特定できている歴史的建造物は存在せず、現時点で史跡内での復元が可能な歴史的建造物は存在しない。

今後も門跡、櫓跡など建物跡の調査を継続的に実施しつつ、古写真のデジタル化、画像分析等の調査、絵図等の資料調査を並行して進め、復元の条件を満たす歴史的建造物が確認された場合は、動線との関係等、活用上の課題についても確認したうえで、復元整備を検討することとする。

## 第6章 整備基本計画

### 6-4 建造物・遺構復元と表示計画

#### b. 遺構復元整備計画

##### <天守前階段>

- ・ 整備方針

天守への導入部に階段が設置されていたことを視覚的に理解できるようにする。

- ・ 整備方法

絵図や古写真の分析、発掘調査により遺構が検出された場合には、敷設された階段の原位置で、当時の規模、構造で復元の可能性を検討する。バリアフリーの観点については「6-5 園路・動線計画」に示す。

##### <鉄門内側階段（北・西）>

- ・ 整備方針

鉄門から本丸内へ入る入口部分の北側とその西側に階段が設置されていたことを視覚的に理解できるようにする。

- ・ 整備方法

絵図や古写真の分析、発掘調査などにより遺構が検出された場合には、北側の東西方向に敷設された階段については原位置で、当時の規模、構造で復元の可能性を検討する。西側の南北方向の階段はバリアフリーの観点から、現状の動線ならびに園路としての機能を維持するため、復元は行わない。

##### <石垣>

- ・ 整備方針

近代以降に積み直されている石垣に異常が生じ、修理の必要性が生じた際には、本来の工法（空積で裏込を有する近世以前の積み方）で積み直しをすることも検討する。

近代以降に新たに構築された石垣や擁壁は、近世から続く石垣であるとの誤解を受けないよう、現状のままとし空積への変更は行わない。

中門から矢来門、黒門、岩坂門を経て鉄門に至る大手道沿いの石垣のうち近代以降の犬山城の変遷の中で消失した石垣は、調査により遺構を確認したうえで、現在の犬山城の土地利用や活用状況を鑑み、関係者と協議したうえで門の復元の可能性と併せて検討する。

- ・ 整備方法

近代以降に積み直されている石垣の修理においては、解体時に石垣基礎部の発掘調査による下部遺構の確認と石材調書の作成を行う。空積から練積への変更に伴い石材の加工が施されている場合や控えが短い、石材そのものが劣化し再利用が困難などの状況が生じている場合には、その結果に基づき部材を交換して空積とするか、できる限り石材を活かして練積とするかを判断する。また、裏込め材の施工方法などについても専門家の指導を受けつつ判断する。

##### <犬山城入口ゾーンの堀>

堀の深さは絵図の記載によれば4間（約7.2m）であり、発掘調査の結果でも6.5m以上に及ぶこ

とが確認されている。仮にこの深さで堀を復元しようとした場合、湧水による遺構面洗堀や塩類析出等による遺構保存上の課題、急勾配法面の保護や湧水と降雨により滞水した水を排出するための設備の設置など整備上の課題、柵や夜間照明など見学者の安全対策上の課題など、多くの課題があるため、復元は行わないこととする。

### <犬山城入口ゾーンの土塁>

「犬山城絵図（正保4年）」によると、大手門枡形西側に位置する土塁や堀の上にはそれぞれ「堀底方（より）土居高七間」、「堀者々（はば）拾間 深さ四間」と書かれており、これらの情報から当時の土塁の高さは3間程度（約5.4m）であったと考えられるが、発掘調査では堀底は確認されていない。また、遺構の残存が基底部のわずかな部分に限られ、基底部の幅も確認できておらず、法面勾配や上面の幅なども不明なことから、現状では正確な復元は不可能である。民家や道路が近接しており、高さ5.4mの土塁を復元した際の威圧感や災害発生時の崩壊の恐れなども考慮し、復元は行わないこととする。

## （2）建造物・遺構表示計画

犬山城では、国宝天守を除く門や櫓などの建造物は近代以降に移築や除却され、堀も一部が埋め立てられるなどの変遷を経て現在に至っている。絵図や古写真の分析、発掘調査などの成果を踏まえて、来訪者が現地で往時の犬山城を体験できるような遺構の表示を行う。

### a. 建造物等表示計画

建造物の遺構表示は、史跡として公開活用を行っている「a. 遺構保存整備ゾーン①」において実施する。

### <門跡>

#### ・ 整備方針

これまでに実施された建造物遺構に関する発掘調査は、大手道の黒門跡に限られているが、門の位置や基礎構造を示す明確な遺構は検出されていない。今後予定されている「a. 遺構保存整備ゾーン①」の発掘調査で、建造物遺構が確認できた場合には、原位置において遺構表示を行う。

#### ・ 整備方法

発掘調査で検出された遺構は確実に埋め戻し、その直上に遺構の状況に応じて、礎石や柱跡、間仕切、雨落ちなど建物の規模や構造を示す展示物を設置する。

整備は遺構の検出状況に応じて具体的方法を決定する。建物地業のみが確認された場合にはその範囲の表層仕上げを素材や色調を周辺と変化させることで表現するのに対し、柱の礎石が検出された場合には礎石レプリカを設置して表示、さらに絵図等により土間や畳敷き、板張りなどの間取り



写真 6.9 門跡の遺構表示（史跡松江城跡 大手門跡）

## 第6章 整備基本計画

### 6-4 建造物・遺構復元と表示計画

が想定可能な場合には高さをもって立体的な表現を行うことも可能となる。

近年は、復元に近い整備効果を得るために遺構表示に加えてVR等による再現を付加する事例も増加しており、導入について検討する。



写真 6.10 柱の礎石や間仕切、雨落ちを表現した平面表示とVRによる展示（史跡仙台城跡本丸大広間跡）



写真 6.11 庭園を会所の床レベルから眺めるのを目的とした立体表示（史跡八王子城跡御主殿跡）

#### b. 遺構表示計画

遺構表示は、史跡として公開活用を行っている「a. 遺構保存整備ゾーン①」の大手道ならびに「c. 犬山城入口ゾーン」において実施する。

##### <大手道>

###### ・ 整備方針

岩坂門跡付近から鉄門の間、黒門跡西側付近は、本来は枡形空間となっている。現状は後世の改変により形状が変わっているため、史跡犬山城跡の本質的価値である縄張り構造を構成する枡形空間を視覚的に理解できるようにする。

###### ・ 整備方法

絵図と比較して、形状が変化している2箇所について発掘調査を実施し、遺構が検出された場合にはかつての形状を平面表示する。

##### <犬山城入口ゾーン（土塁跡、堀跡、大手門枡形跡、大手口跡、橋跡等を含む）>

##### <土塁>

当時の土塁の高さは3間程度（約5.4m）あったと考えられる。発掘調査により土塁南側の堀肩からの立ち上がりが判明しているが、土塁の基底幅や勾配、土塁北側端部の位置が不明であり、土塁の基礎構造や規模感を示す明確な情報は検出されていない。

###### ・ 整備方針

発掘調査により土塁北側端部、基底幅、基盤面のレベル、土塁の立ち上がり角度等を確認したうえ

で、近隣周辺の環境的影響に配慮し、大手口から天守の眺望が確保でき、かつてこの場所に土塁が存在したことを視覚的に理解できる立体表示を行う。また、立体表示を行う位置、高さ及び表面の仕上げ等は、近隣の住民の生活環境にも配慮して決定する。

- ・ **整備方法**

土塁東側には防火水槽が位置しており、その上に構造物を整備することはできず、西側は隣地と接し、北側の市道への通路を確保する必要があることから、ある程度離隔を取って立体表示を行う。絵図の記載によれば、土塁高は約 5.4m と想定されるが、盛土の安定性や隣接地への威圧感も考慮し、表示する高さはそのおよそ2分の1となる約 2.7m を上限とする。土塁の立ち上がりが北側の発掘調査で検出された場合にはその傾斜角で整備するが、検出されなかった場合には堀の勾配に倣う。土塁の勾配が急で安定が保てない場合には、高さを抑えた表現とする、または安定性の高い人工素材の使用を検討する。

土塁があった場所は現況地盤より 20cm 程度下に遺構がある可能性があり、遺構への負荷を考慮するとともに安全性を高めるため、盛土内部には軽量盛土の使用を検討する。また、土塁表面は地被類による仕上げとするが、50度以上の斜面となれば雨水等による浸食も発生してくるため、その防止対策保護工を行う。土塁端部が確認されていない北辺や東西方向に延長する土塁を断ち割った状態で表現する箇所、擁壁構築、法面保護、急勾配が構築可能な工法を採用する。

### <堀>

- ・ **整備方針**

原則として平面表示とするが、堀であったこと及びその範囲が視覚的に理解できるよう、窪ませて整備する。

- ・ **整備方法**

土系舗装や脱色アスファルト舗装などで大手門枳形や大手口とは地表面の材質や色調を変え、雨水が溜まらないように、透水性の高い舗装とする。堀の範囲は、現況地盤よりも一定程度低くして視覚的に分かりやすくし、車イスなどでもアクセスできるよう、スロープを設置する。また平面表示と並行して、VR等を利用して堀の立体感、規模感を再現する手法も検討する。

### <大手門枳形>

- ・ **整備方針**

旧犬山市福祉会館の地下室建設の際に大きく攪乱を受けているため、枳形石垣の痕跡などは確認されていない。また、追加指定する犬山城入口ゾーンに含まれる範囲は大手門枳形跡の一部に限られるが、その平面的位置を視覚的に理解できるようにする。

- ・ **整備方法**

後述する大手口と併せて一体的に、同素材、同仕様による仕上げで平面表示する。舗装の場合は景観にも配慮しつつ、保水性や遮熱性などの機能を有するもの採用する。

## 第6章 整備基本計画

### 6-4 建造物・遺構復元と表示計画

#### <大手口>

- ・ 整備方針

大手口の位置、規模を体感し、犬山城内へのかつての入口であったことを視覚的に理解できるようにする。

- ・ 整備方法

堀や土塁の表示における仕上げも考慮し、かつ管理用車両の進入を考慮し、透水性脱色アスファルトや高炉スラグによる舗装を検討する。また面積が広いため、舗装の場合は景観にも配慮しつつ、保水性や遮熱性などの機能を有するものを採用する。

#### <橋>

- ・ 整備方針

発掘調査では橋の正確な位置の特定につながる情報が得られておらず、橋の形状、意匠に関する資料もないため、遺構としての平面表示は行わず、見学者動線として表示する。

- ・ 整備方法

橋は、見学用動線として整備する。絵図や古写真などから土橋ではなく木橋であった可能性が高く、見学用園路としての耐久性を備えながら木橋のイメージを伝えるため、腐食しにくい木材や人工木材などを用いて整備を行う。

## 6-5 園路・動線計画

本項目では、史跡指定地内の動線と広域動線について第4章で指摘した現状や課題を踏まえて今後の計画を検討し、史跡指定地内においては動線計画に示された園路と眺望点について整備の具体化を図る。追加指定候補地である犬山城入口ゾーン（犬山市福祉会館跡地）からの動線は、(2) 広域動線に記す。

### (1) 史跡指定地内の動線

検討すべき動線は、見学動線、管理用動線、災害時動線の3つである。

見学動線とは来訪者が見学のために利用する動線であり、歩行者、車イス利用者、ベビーカー利用者等による利用が想定される。

管理用動線は日常的な維持管理を行う際に利用する動線であり、管理用車両及び工事用車両、救急車等の緊急車両の通行に供するものである。

災害時動線は、火災、地震等が発生した際に来訪者を迅速に史跡指定地外の安全な場所や犬山市が指定する緊急避難場所に誘導するもので、本来は2方向避難を前提とする。

犬山城においては城郭の構造上、松の丸から本丸までが大手道1本で繋がることから、これら3つの動線も重ならざるを得ない。それを踏まえつつ、来訪者の安全性と利便性に配慮した動線設定を行う。

#### a. 見学動線

現在、城郭としての公開・活用が行われているのは国宝天守が所在する本丸のみである。松の丸西側の大手道中門跡から入り、大手道を進むのが本来の動線であるが、三光稲荷神社または針綱神社から入り、松の丸の北側または桐の丸西側へ出て天守へ向かう来訪者も多い。

史跡犬山城跡として、当時の城の縄張り構造を来訪者に伝えるため、大手道中門跡から入り、石垣や堀などの遺構を体感しながら道なりに進み、本丸へ到達する往時の動線を見学者の主要動線として設定する。

見学動線である大手道は、景観に配慮しつつ、歩行安全性が高く、車イス利用者やベビーカー利用者も通行しやすい園路整備を行うとともに、大手道沿いの近世期の石垣や門跡、櫓跡、堀などの遺構の顕在化や修理、表示に加え、説明板の充実を図る。

第6章 整備基本計画  
6-5 園路・動線計画

＜大手道入口から本丸までの主要動線＞

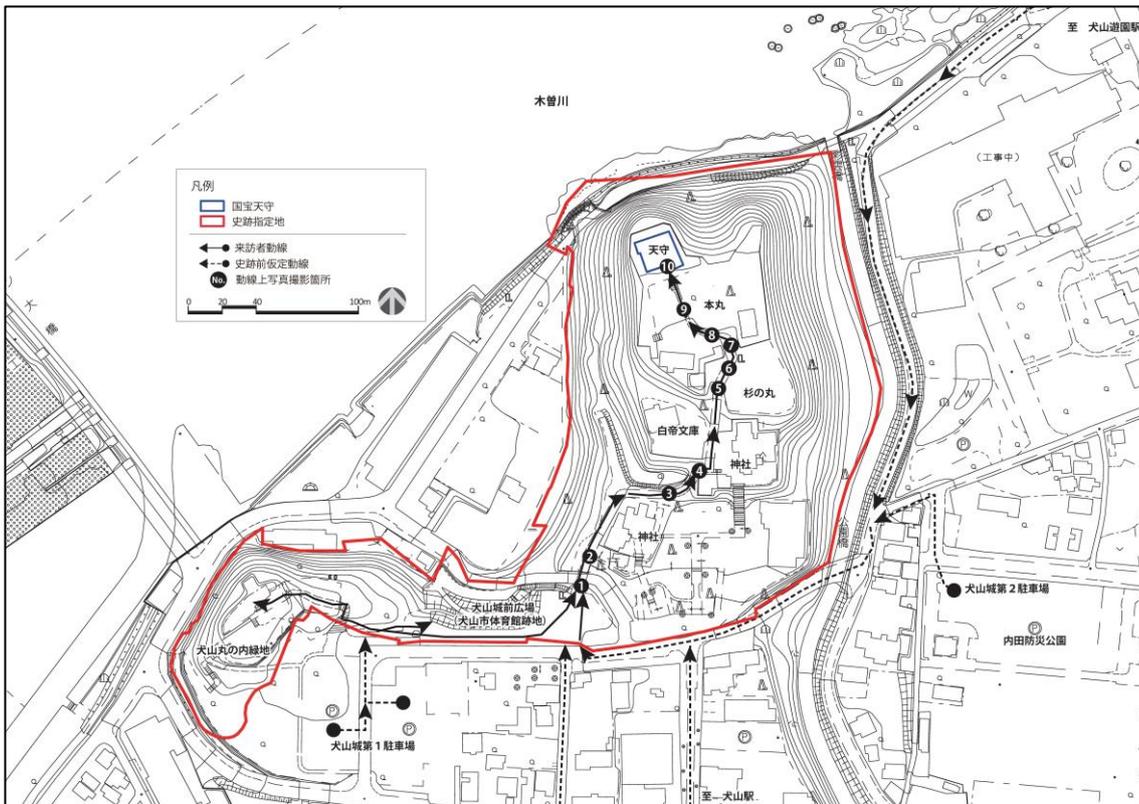


図 6.11 大手道入口から本丸までの基本動線

### ＜史跡内の見学コース＞

史跡犬山城跡内には、現在公開されている本丸の他、史跡としては非常に重要な遺構があるものの、アクセスや安全上の理由で常時公開できない城山外縁部がある。また、これまでは一般の立入りが禁止され、曲輪石垣に後世の改変が加えられているものの、犬山城の縄張り構造を知るうえで本丸と同様に重要な杉の丸、遺構は確認されていないが都市緑地として市民の憩いの場として活用されている犬山丸の内緑地と犬山城前広場も含めて、来訪者が史跡の見どころを効果的に巡り、城跡への理解を深め楽しみながら周遊できるよう、本計画では一例として、常時公開、特別公開、犬山城の景観の観点から以下3つの見学コースを提示する。

#### ① 史跡犬山城跡常時公開コース

大手道、無料公開エリア（三光稲荷神社、針綱神社）及び有料公開エリア（本丸）の見学を基本とした見学コース。犬山城前広場の北端から始まる大手道入口からアクセスし、かつて大手道上にあった4つの門跡と櫓台石垣を確認しながら本丸に至ることで、犬山城の縄張り構造の特徴である連続外柵形を知ることができる。往時の主要動線でもあった「大手道入口から本丸までの基本動線」を推奨ルートとする（以下、推奨ルート、図6.11）。有料公開エリアは本丸のみとし、大手道沿いの杉の丸にある券売所で入場登園券を購入し、鉄門下で券のもぎりを受け本丸内に入る。現在、券売所横にベビーカー置場が設けられている。

このコースの見どころは、築城当時の原位置を保つ石垣、天守からの眺望並びに天守の視点場などで、整備の進捗に応じて、本丸の櫓台及び門跡、大手道の形状なども追加される。

#### ② 史跡犬山城跡特別公開コース

①の見学コースに、通常は非公開であるが、犬山市が主催する史跡の見学会や城郭専門家による野外講義、現地説明会等のイベント時に限定して公開する場所が含まれるコースであり、犬山城の立地、自然地形を利用した防御施設（切岸、堀跡、堀切、土塁跡、門跡石垣・城山外縁）や櫓跡（千貫櫓跡・本丸）等が見どころとなる。限定公開する場所は、通常は立入禁止の看板を設置し、侵入防止柵の設置や施錠を行うことで、一般の進入を禁止する。



写真 6.12 千貫櫓跡（本丸）



写真 6.13 堀（城山外縁西側）

第6章 整備基本計画  
6-5 園路・動線計画



写真 6.14 土墨跡（城山外縁西側）



写真 6.15 切岸（城山外縁西側）



写真 6.16 切岸（城山外縁東側）



写真 6.17 堀切（城山外縁北側）



写真 6.18 埋没石垣の築石（城山外縁東側）



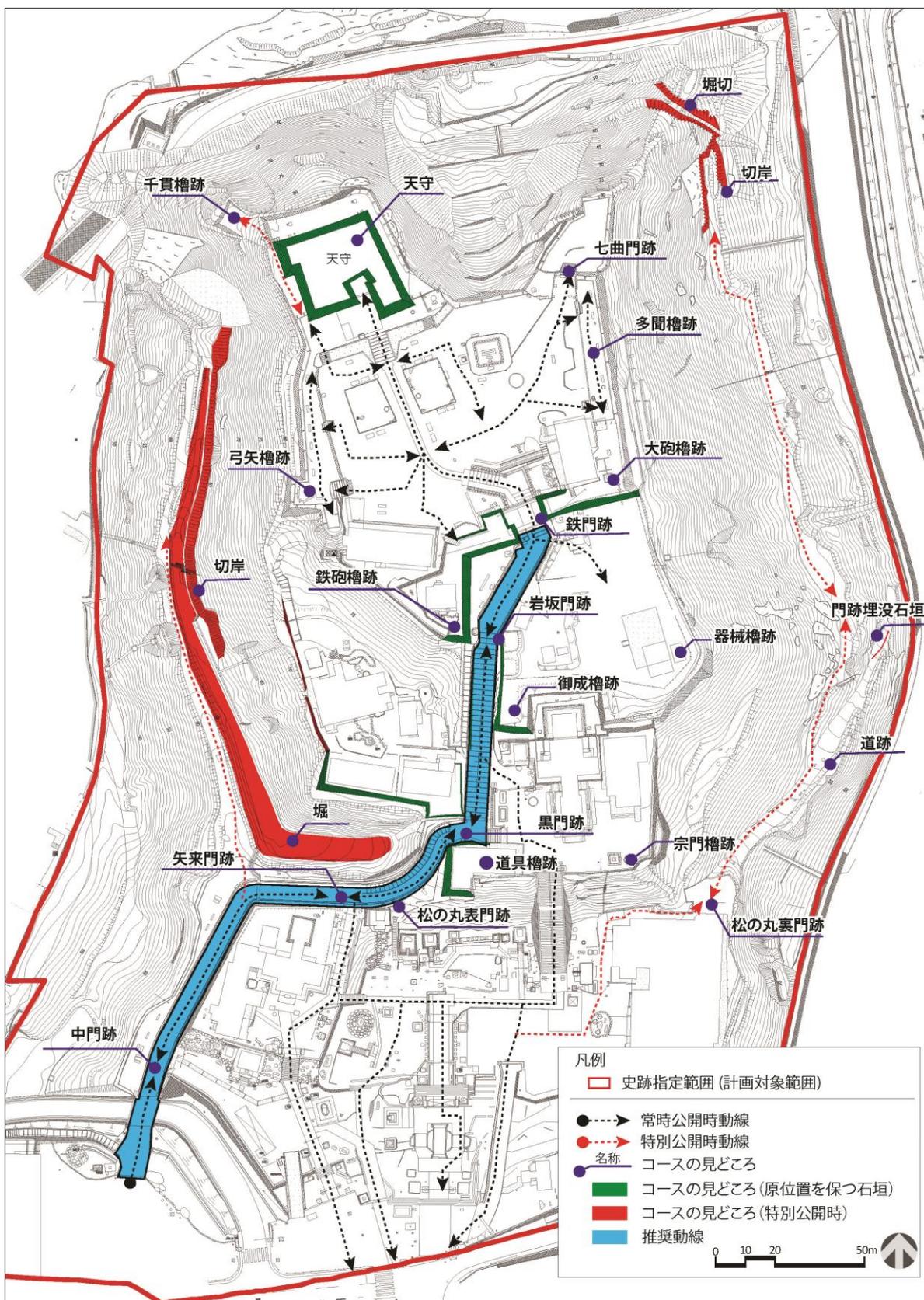


図 6.12 史跡内の見学コース (①常時公開コース及び②特別公開コース) における動線とコースの見どころ

### ③ 史跡犬山城跡全体コース

①の見学コースに、犬山丸の内緑地と犬山城前広場を含む史跡指定地全体を対象とした見学コース。木曾川を望み、国宝天守を仰視できる眺望点がたくさんあり、かつての三光寺山や西御殿の存在に想いを馳せることができる場所である。また都市緑地として緑豊かな、憩いの場としても活用されている。

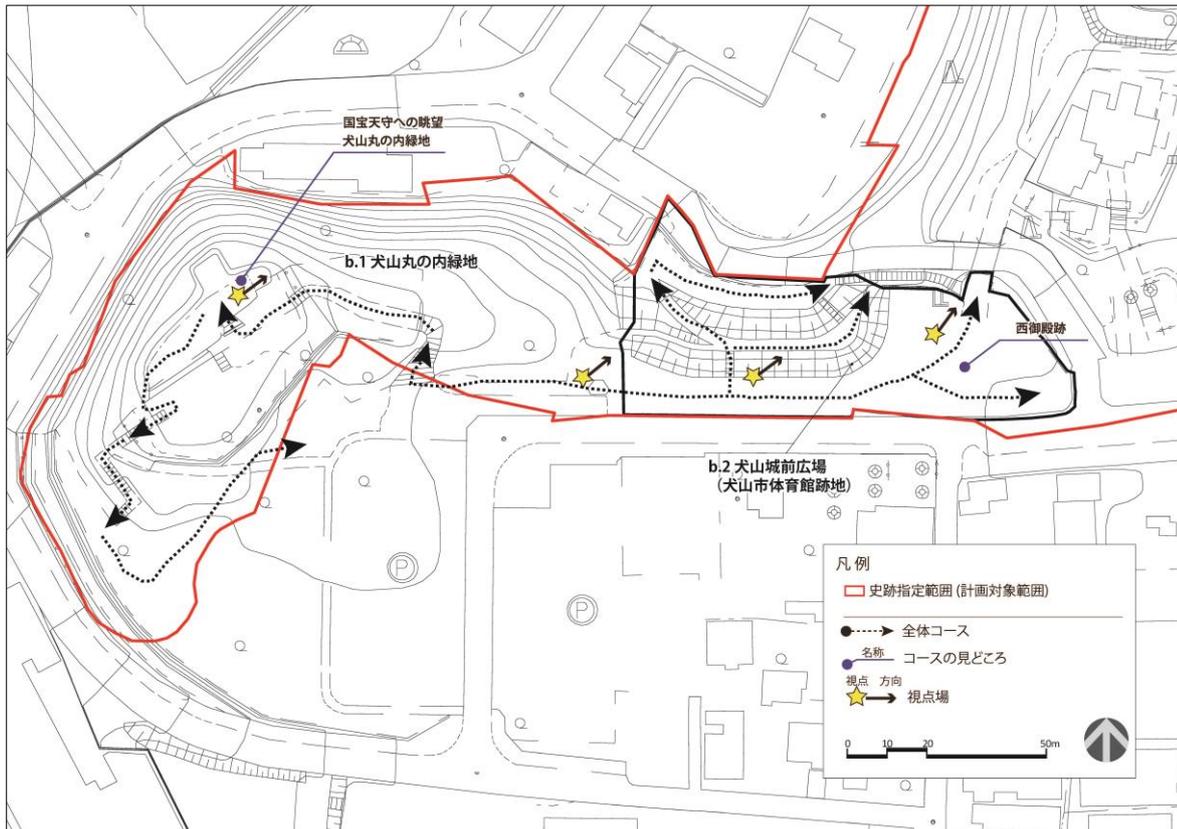


図 6.13 ③史跡犬山城跡全体コースにおける動線及び天守への視点場

#### b. 管理用動線

史跡及び国宝天守の公開活用に必要な資材の搬入・搬出や植生管理における枝葉等の搬出、救急車等の緊急車両の通行に使用する管理用動線は、大手道中門跡を起点とし、鉄門下の杉の丸への進入口までを設定する。

史跡内の建物や石垣等の修理工事の際に使用する2t車までの工事用車両についてもこの管理用動線を利用する。また、これまでと同様、伐採・剪定木の搬出等、維持管理の内容に応じて本丸及び作業ヤードとしての杉の丸への2t車の進入を認める。杉の丸を作業ヤードとして使用する場合には一般の公開を作業期間中止する。

境内地並びに民地における石垣等の修理や植生管理等における管理用動線については、車両通行可能な参道並びに駐車場の利用を関係者と協議する。

管理用動線は見学用動線と重なるため、車両と来訪者の通行が重なると危険である。それゆえ、来訪

者の安全対策として、日常の維持管理や修理の際には、管理車両、工事車両はこれまでと同様、国宝天守及び本丸の開場時間外の進入及び通行を基本とし、午前9時までの進入及び午後5時以降の退出を遵守する。

### c. 災害時動線

犬山城の城郭構造上、本丸から城下へ至る道は大手道に限られるが、現在は松の丸ならびに桐の丸が境内地となっており複数の参道が存在する。これらは史跡の見学動線ではないものの、地震、火災等の災害が発生した際の災害時動線として設定し、犬山城周辺の指定緊急避難場所である内田防災公園もしくは犬山北小学校へ誘導する。

災害時動線についての周知を図るため、避難経路を掲載した案内板を設置するとともに来訪者に配布するパンフレット等にも避難経路の情報を掲載する。

見学者が集中する本丸は大手道以外の動線が存在しないため、災害時や緊急時の誘導や連絡などの管理運営体制の充実を図る。

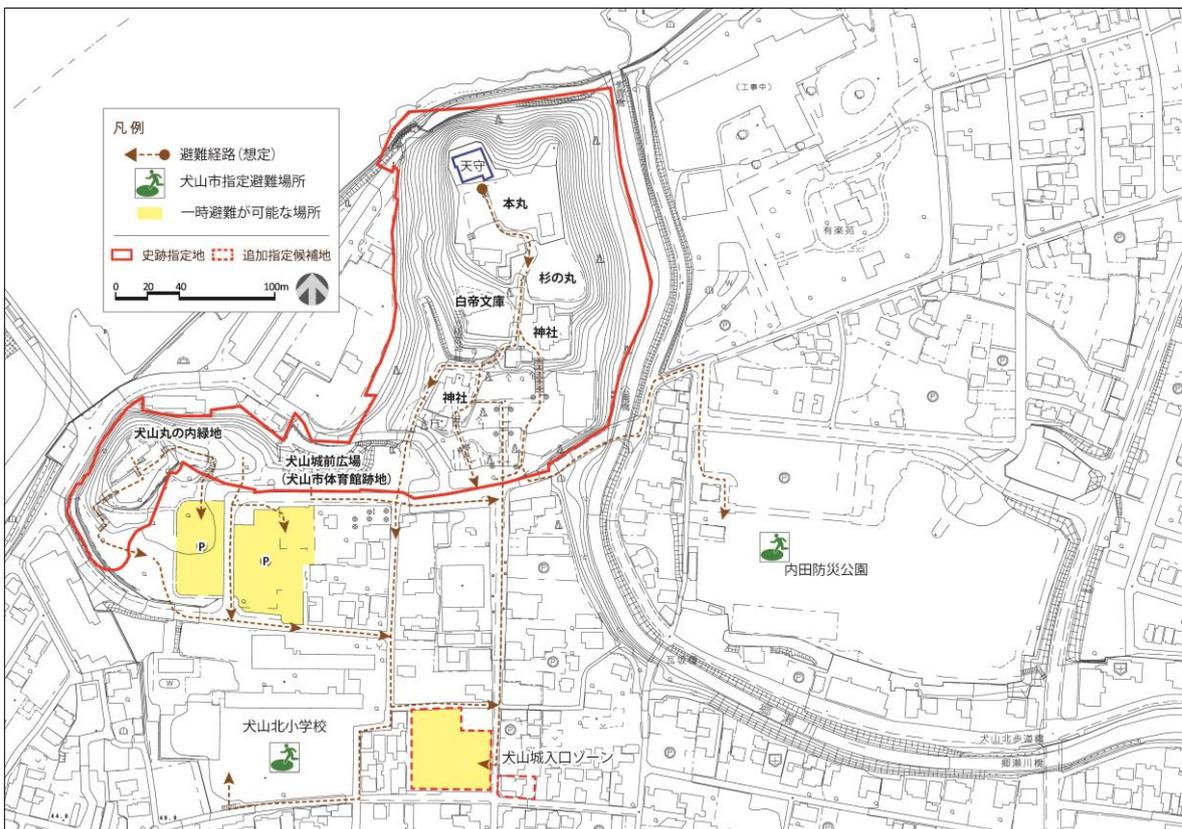


図 6.14 災害時用避難動線

## (2) 広域動線

本計画における「広域動線」とは、主に史跡指定地外である犬山城周辺エリアから、徒歩または自動車であつた場合を対象とする。

徒歩による動線は主に2つあり、主要駅である名鉄犬山駅及び名鉄犬山遊園駅から本町通りを通り、史跡犬山城跡見学の出発点となる犬山城入口ゾーンへ向かう。犬山城入口ゾーンの大手口跡からゾーン内に入った後、往時の動線を体感しながら大手高麗門跡から枡形跡に入り、再び本町通りに戻った後北上し、犬山市文化史料館を見学した後、犬山城前広場の北にある大手道入口から史跡指定地内に入るルートとする。

自動車による動線は、主要駅から徒歩で史跡指定地内に向かう場合と同様、史跡指定地近傍の3つの公共駐車場(犬山城第1～第3駐車場)から犬山城入口ゾーンへ向かい、往時の動線を体感しながら犬山市文化史料館、城山へ向かい、大手道入口から史跡指定内に入るルートとする。

現在、犬山城周辺エリアでは史跡指定地までの方向指示板やそのエリアに所在する犬山城関連文化財、その他の文化財に関する説明板や案内板等が設置されているが、それら施設の一部には劣化が見られ、デザイン、素材、表記方法等の統一が図られていない。今後は動線上の見どころを明確にしたうえで、設置目的別の説明・案内施設の統一化と天守への眺望に関する情報を掲載した案内板等の設置を検討する。

犬山城入口ゾーン(犬山市福祉会館跡地)の整備に合わせて、最初に城内への入口であつた犬山城入口ゾーンを訪れた後、犬山市文化史料館本館(城とまちミュージアム)で犬山城の歴史や縄張構造、城下町の町割りなどを理解し、同施設内に併設された犬山城白帝文庫歴史文化館で、犬山城主成瀬家について、伝来する美術工芸品、歴史史料を基に学習する。その後、大手道の入口から城山へと入り、大手道を移動しながら実際の縄張りを見学し、最後に国宝天守を見学するという推奨ルートを各動線の起点となる場所で周知する。

観光パンフレット等においても、犬山城以外の観光施設への案内と併せて天守への眺望及び推奨ルートに関する情報について提供する。



### (3) 園路整備

#### a. 園路としての大手道

これまで、黒門跡を除いて大手道の発掘調査は行われておらず、遺構の残存状況が把握されていないため、本来の大手道の仕様や勾配は不明であるが、現在の大手道には往時の路面が使われている部分はない。

現状の園路舗装は、自然石を埋め込んだコンクリート舗装で、急勾配箇所は幅員約4.5mのうち、1.8mを自然石の段石を設置した階段、残りの約2.7mは車両や車イスの通行を想定して段石の間を埋めるように舗装を施して斜路としている。しかし、園路の舗装面は老朽化や荷重によりクラックや剥離が生じており、車イスやベビーカーの通行に支障がある。

園路の勾配は、大手道の入口付近から内堀までは約5%と比較的緩やかであるが、内堀沿いに徐々に急になり、矢来門跡付近から黒門跡下までと黒門跡上から岩坂門跡付近までは20%近い急勾配となっている。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（以下、ガイドライン）」（国土交通省）に示された園路の縦断勾配の基準は5%以下、地形等の特別な理由によりやむを得ない場合は8%以下という基準と比べてもかなり急である。

路面の劣化及び破損が進行しているため、遺構の確認のための発掘調査を実施し、遺構が残っている部分については盛土により確実にその保護を図ったうえで、見学用と管理用を兼ねた園路を整備する。

大手道の園路は、遺構が埋蔵されていることから、ガイドラインに合わせた勾配にすることはできないが、滑りにくい安定した舗装に改修し見学者の安全を図る。

車両の通行を前提とした道路では、碎石路盤厚15cm、コンクリート舗装10cm程度の舗装構成とする必要があるため、大手道の遺構レベルを確認したうえで整備に着手する。

表層は景観に配慮した仕上げとし、基本的には石階段と脱色アスファルト舗装あるいは洗い出しポーラスコンクリート舗装の併用で検討する。脱色アスファルト舗装や洗い出しポーラスコンクリート舗装は透水性が高く、滑りにくいという利点がある。脱色アスファルトは母材となる骨材の色調次第で土に近い風合いを表現でき、洗い出しポーラスコンクリート舗装は自然石の風合いをそのまま生かすことができるため、史跡の歴史的景観との調和と重量耐久性に係る問題に対処できると考える。

また、途中から急勾配になることを考慮して、大手道の園路には手摺の設置を検討する。

大手道の整備にあたっては、事前に発掘調査を実施し、本来の大手道の仕様や構造に関わる情報を得ること、遺構面を把握し確実な保護層を設けた上に整備を行うことが必要である。

以下に石階段と脱色アスファルト舗装及び洗い出しポーラスコンクリート舗装の参考事例を示す。

<p>写真6.19 脱色アスファルト舗装 (特別史跡登呂遺跡)</p>	<p>写真6.20 洗い出しポーラスコン クリート舗装 (史跡上田城跡)</p>	<p>写真6.21 石材+モルタル階段(特 別史跡安土城)</p>

路端に設置されている転落防止の木柵や防護柵ならびに管理用柵の老朽化や根腐れ等が見られる場合は擬木柵への取り換えあるいは改修を行う。

### b. 曲輪内園路

史跡指定地内で城郭としての公開・活用が行われている本丸では、本丸の入口である鉄門から天守入口まで来訪者を誘導するための石張階段や敷石園路、斜路が整備されている。

曲輪内は遺構保存の観点から、基本的に現状の既設園路と同じルートとし、状態も比較的良好であるため現状維持とするが、敷石の不陸が生じている部分は、確認調査により遺構の有無を確認したのちに碎石基礎を設け、地盤が軟弱な場合には土木シートも敷設して不同沈下を防止した上に現状の敷石を再設置する。発掘調査により園路が建物跡等の遺構と重なっていることが判明した場合には、遺構を避けた位置に再配置する。

特別公開の活用に資する、天守西側から千貫櫓跡に至る平場の部分に土系舗装による仮園路を整備する。

天守前階段については調査により天守前階段の本来の位置や規模等を確認したうえで、復元的な整備を検討する。天守台石垣へのアクセスに対しては、本丸西側の石垣に沿ってスロープを設置する。本丸東側の石垣上へのアクセスについても、既存のトイレ北側にスロープを設置するとともに、ソフト面での対応を含めたバリアフリー化を検討する。

また、本丸内鉄門内側に所在した階段のうち、北側については調査により本来の位置や規模等を確認したうえで、復元的な整備を検討する。西側についてはバリアフリーの観点から復元的な整備は行わず、現状の動線ならびに園路としての機能を維持する。

既存園路とトイレの間の砂利敷については、車イスでの通行に配慮して、一旦砂利をはぎ取り、砂利舗装用のプロテクターを敷設した上に既存の砂利を充填する。



図 6.16 砂利舗装用プロテクターの敷設と砂利充填状況（出典：小林製麻株式会社）

犬山城の維持管理等を行う際の資材置場や作業ヤードとして利用されている杉の丸は、これまで非公開ということもあり園路の整備は行われてこなかった。今後も史跡犬山城跡及び国宝犬山城天守を良好な状態で保存するためには、作業ヤードとして利用できる場所が必要であるが、杉の丸は犬山城の特徴ある縄張り構造を示す場所として重要であるため、通常は公開し、犬山城の維持管理の際には一時公開を中止して、資材置場や作業ヤードとして使用することとする。よって、曲輪内は基本的に自由動線とし、見学用園路は設置しない。また、管理用車両の駐車及び修理等に係る資材などの一時保管場所として使用するための固定した園路や駐車場の整備も行わない。

### c. 神社の参道

史跡内に所在する2つの神社には石畳及びコンクリート舗装による参道や斜路が併設されており、これらの整備は基本的に所有者である神社の裁量に委ねられている。

現状の既設参道の状態は比較的良好であるため整備は行わず現状維持とするが、今後バリアフリーや災害時の避難経路等の観点から参道整備について所有者とともに検討する必要がある。

### d. 城山外縁の園路

城山外縁は現在非公開となっており、園路等は設けられていない。

切岸や堀、堀切等が所在するが、常時公開は安全管理上の課題があるため、特別公開時以外は基本的に非公開とする。今後、遺構の保存修理と安全対策が実施されたのちは、特別公開の機会を増やしていくことも想定される。特に外縁西側の土塁上は見学動線となるため、土塁整備後にその上面に地形及び遺構の保存に配慮した透水性の土系舗装等による園路を整備する。園路の幅員は土塁整備の規模に応じて設定する。

外縁東側の切岸や堀切は境内地を經由する動線となるため、公開の機会は少ないが、旧道跡は視覚的に表示しながら、史跡内で発生した伐採樹木及び枝葉をウッドチップ化し、それらを敷き均すことで遺構の顕在化及び切岸に至る見学用園路としても活用する。

外縁北側の七曲道跡は安全確保ができないため進入禁止とし、見学用園路の整備は行わない。

以下に園路の舗装事例を挙げる。



### e. 公園としての園路、広場

犬山丸の内緑地のコンクリート舗装の園路及び犬山城前広場の広場については、引き続き所管課である観光課、土木管理課において舗装等についての保守点検及び維持管理、補修等を実施する。

### f. 新規に整備する園路

新たに整備を行う犬山城入口ゾーンの園路は、かつての城内への入口、犬山城の玄関口であった枡形に設けられる園路であることから、大手口から入り堀上を通り、大手高麗門から枡形内に入り城内に入るという往時の動線を説明板や誘導案内板を併用しながら体感及び視覚的に理解できるようにする。このため、このゾーン内に同じく整備する土塁や堀跡とは地表面の仕上げを変える。

堀遺構表示部分に昇降する階段と、車イス、ベビーカーや歩行補助具使用者のための手すり付きスロープを整備する。

階段は下部遺構に影響がないところに配置し、コンクリートやプラスチック擬木、石材などの耐久性が高く、景観に配慮した材料を使用する。小学生の来訪が多くなることが想定されることから、建築基準法における階段基準である蹴上 16 cm 以下、踏面 26 cm 以上を踏まえ、深さ 30 cm の堀は 2 段を設定する。

スロープは滑りにくく、景観に配慮した舗装材を用い、勾配は『道路の移動等円滑化に関するガイドライン (歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる)』の指針に基づき 5% に設定する。

土塁を立体表示し、来訪者が土塁上に登るような公開方法を採用する場合は、階段等を配置する。



#### (4) 眺望点

平成30年度(2018)に実施した犬山城眺望調査では、史跡指定地内及びその周辺を対象として現地踏査を行い、国宝天守が視認可能な遠景、中景、近景のいずれかに区分された30箇所(史跡指定地に6箇所、周辺に24箇所)の天守視認箇所を設定して、各所からの天守の見え方とともに眺望の質を評価している(「犬山城眺望調査報告書(平成31年(2019)3月)」)。眺望調査の成果と来訪者の動線を考慮して眺望点を設定する。

##### a. 史跡指定地内眺望点(a.1~a.10)

木曾川沿いの標高85mの城山の山頂部に本丸を築き、そこに南面して建てられた天守は昔も今も犬山のランドマークとして機能し、歴史的な景観の形成に大きく寄与している。そのため、眺望点からの天守の仰視景を維持することは重要である。また、内堀の向こう側に石垣が見える「お城らしさ」を感じさせる眺望点として、矢来門跡付近を眺望点として位置付ける。

史跡指定地内の眺望点の整備としては、眺望場所や敷地の造成、眺望ベンチ設置等の新たな環境整備は行わず、眺望を阻害している樹木について必要な範囲で伐採、枝打ち等を行うに留め、日常の維持管理の範囲において、植生管理計画に基づいた定期点検及び伐採・剪定を行う。

犬山丸の内緑地ならびに城山外縁部の植栽の定期的な剪定、伐採、間伐等を行うなど、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における植生管理の方針と管理方法に基づいた樹木管理を実施する。

##### b. 国宝天守からの眺望(b.1~b.4)

天守最上階である4階からの東・西・南・北方面への眺望も犬山城の歴史的、地理的環境及び周辺環境の景観美を来訪者に視覚的に伝え、犬山城の立地や城下の見え方を体感させることで、当時の犬山城に想いを馳せる場を提供できる。

急峻な85mの崖地の上に天守を置き、直下には木曾川を携えた「後堅固」の城であった犬山城の立地が理解でき、北に岐阜城、南に小牧山城、西に伊木山城などを眺められることで、当時の歴史的環境を視覚的に把握する機会を提供できる。「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における植生管理の方針と管理方法に基づき、城山外縁部や曲輪内の植栽の定期的な剪定、伐採、間伐等を行う。

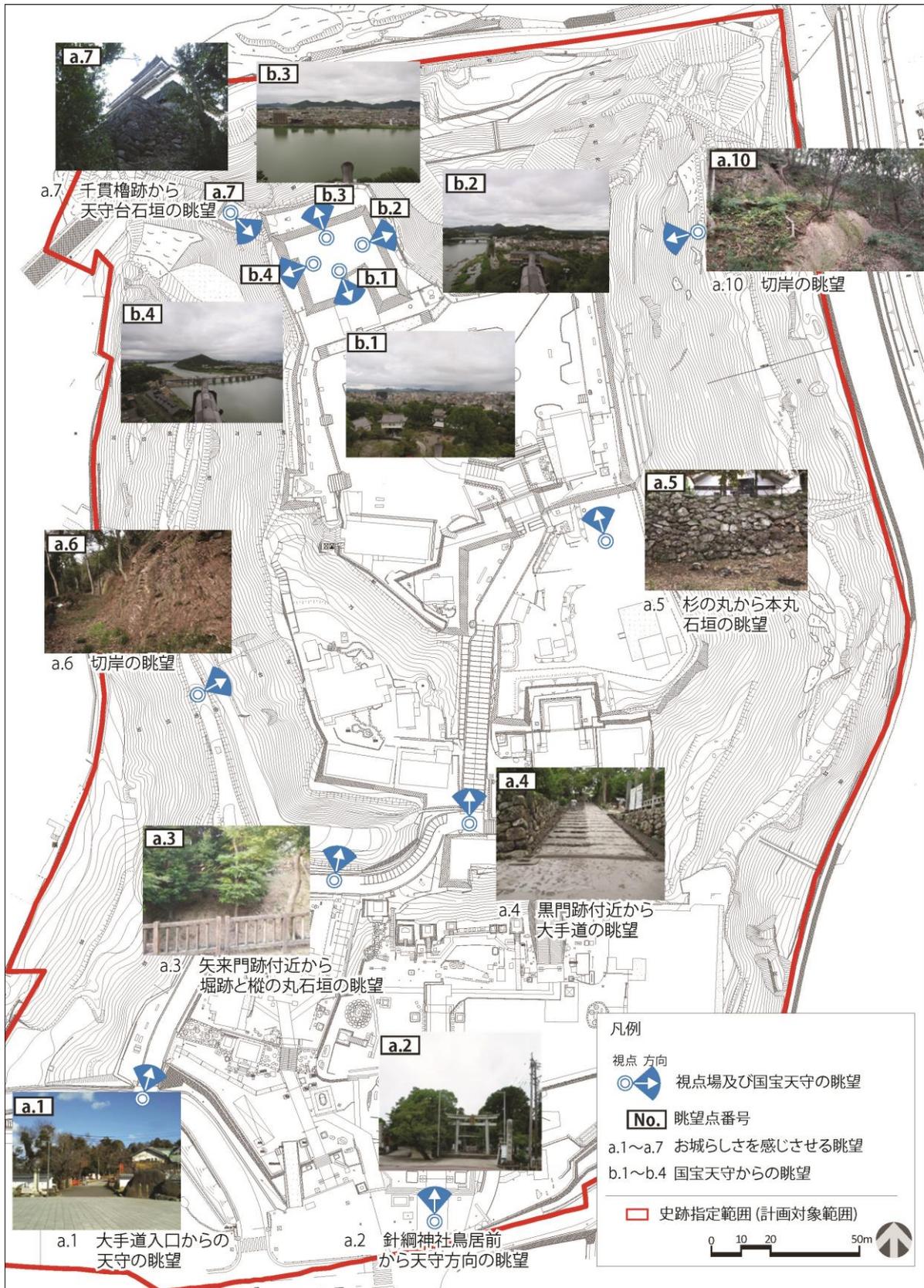


図 6.17 史跡指定地内及び国宝天守からの眺望点（その1）

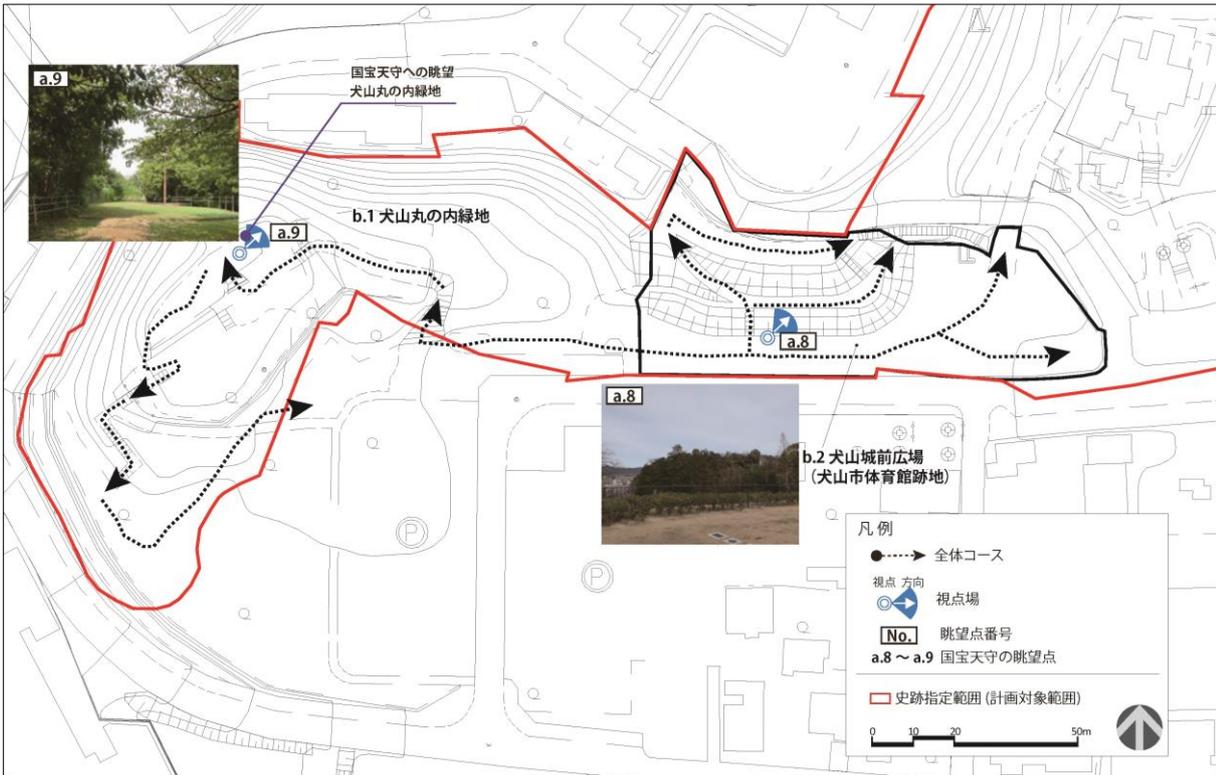


図 6.18 史跡指定地内及び国宝天守の眺望点（その2）

**c. 史跡指定地外眺望点（c.1～c.13）**

史跡指定地外からの眺望として、特に最寄りの駅や城下の本町通り、犬山城入口ゾーン（犬山市福祉会館跡地）、犬山城の近傍に所在する公共駐車場、木曾川沿い等からの天守の見え方を優先して検討する。特に犬山城下町、犬山市側の木曾川沿いからの天守の仰視景は、天守を中心とした近世城郭としての歴史的景観を伝え、そこで生活する市民にとって文化財を活用したアイデンティティの醸成につながると思う。

また、図 6.19 は明治 13 年（1880）頃に刊行された「尾張名所図会 後編 6 巻 丹羽郡」の中に掲載されている木曾川対岸から見た犬山城天守の仰視景を描写したものであるが、この図が示すように昔から天守の仰視景は対岸からも美しい景観として捉えられていたことがわかる。そのため城を取り巻く周辺地域の人々も歴史的景観と景観美を享受してきたと考えられるため、対岸からの天守の見え方についても考慮する。

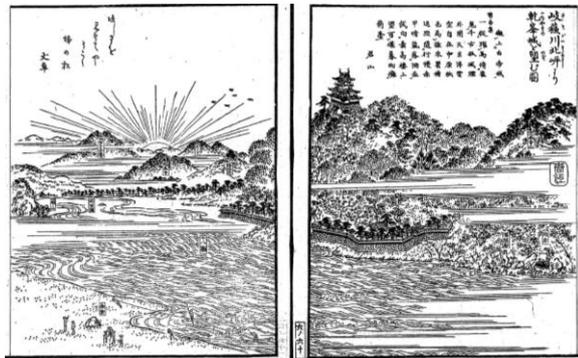


図 6.19 木曾川対岸から見た犬山城天守の仰視景の描写（『尾張名所図会 後編 6 巻 丹羽郡』より抜粋）



図 6.20 史跡指定地外からの眺望

## 6-6 修景・植栽計画

史跡全体において現在の植生の状況を踏まえ、史跡景観の保全と向上、対象となるゾーンの方針に沿った環境を確保するための修景を行う。「6-3 遺構保存と環境保全計画」に示した遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に生育する自然性の高い植生の健全な育成に加え、遺構に影響のない範囲で、必要に応じてサクラやモミジの補植、緑陰形成のための植栽を行う。

以下に、ゾーンごと（遺構保存整備ゾーン、景観保全ゾーン、犬山城入口ゾーン）の修景・植栽の方針、天守の眺望景観及び史跡の歴史的景観に影響を与える樹木についての修景・植栽の方針を整理する。

### （1）ゾーンごとの修景・植栽

#### a. 遺構保存整備ゾーン①（本丸・大手道・城山外縁）

幹の内部空洞化（「うろ」）など異常のある枯損木や枯死寸前の衰弱木は、衰弱・腐朽・亀裂の状況を経過観察し、倒木・落枝の危険性が生じた時点で伐採、枝払い等を行う。伐採後の除根は遺構への影響を考慮し実施しない。

本丸内の天守眺望を阻害している樹木については、眺望確保のための樹木整理を行う。また、樹皮に地衣類が発生し、枝折れや「うろ」が生じている本丸のソメイヨシノは今後枯損する可能性が高い。本丸は来訪者が最も集中する場所でもあることから、モニタリングを継続し変化が生じた場合には伐採を行う。

ソメイヨシノは近世には存在しなかった樹種であり、近世城郭としての整備を行う上では整合しないが、春の犬山城見学には欠かせないものとなっている。枯損木の伐採後は除根と合わせて遺構確認調査を実施し、遺構が存在していない場合には同位置に再度植栽を行う。新たな植栽を行うにあたっては、植穴に根系調節資材や防根シートを敷設して遺構の保護に努めるとともに、景観や来訪者の通行利便性も考慮し地下支柱も活用する。

史跡及び天守の歴史的景観に影響を与えている天守前階段の両脇の植栽帯については、撤去したうえで発掘調査を行い、史実に基づく石段の復元、バリアフリー化のためのスロープの設置などについて検討する。本丸内のその他の植栽帯については、本丸内の景観や進入防止措置などの必要性を踏まえて撤去を検討する。

大手道については来訪者動線ともなるため、史跡景観の保全のみならず、来訪者の安全性を確保できる植栽管理を引き続き行っていく。

大手道の縦の丸東側及び杉の丸西側の石垣沿いの植栽帯については、本質的価値を有する石垣への影響を確認したうえで撤去を検討する。

城山外縁において、史跡内に設けられた視点場からの天守眺望や史跡内の見どころとしての史跡の本質的価値を構成する要素の眺望を阻害している植栽については、眺望確保のための樹木整理を定期的実施していく。



写真 6.28 縦の丸東側石垣沿いの植栽帯



写真 6.29 「うろ」の生じている樹木



写真 6.30 高齢化したソメイヨシノ



写真 6.31 地下支柱と防根シート設置状況  
(史跡大友氏館跡)

## b. 景観保全ゾーン

### ア. 犬山城前広場（犬山市体育館跡地）

犬山城前広場（犬山市体育館跡地）はイベント等に活用されるなど、広く市民に開放されている場所である。特に犬山城港へ至る階段がある場所からは、史跡としての犬山城の地形と国宝天守、名勝木曾川という、犬山城の特徴でもある3つの文化財を合わせて眺めることが可能な場所でもある。この場所が犬山城の範囲であることが認識できるよう説明板等で史跡の本質的価値を構成する要素の存在を伝達するとともに、国宝天守及び名勝木曾川を眺望できる視点場の整備を行い、史跡及び名勝としての景観の向上に努める。

また、本広場の大部分は芝生やシバザクラ、低木による修景が行われており、今後も植栽管理



写真 6.32 犬山市体育館跡地からの国宝天守と木曾川の眺望

を継続する。

#### イ. 犬山丸の内緑地

犬山丸の内緑地は市街地における貴重な緑豊かな公園として市民の憩いの場となっているが、今後も自然的環境の保全ならびに都市景観の向上に努め、引き続き市民の憩いの場として快適な空間を創出する。

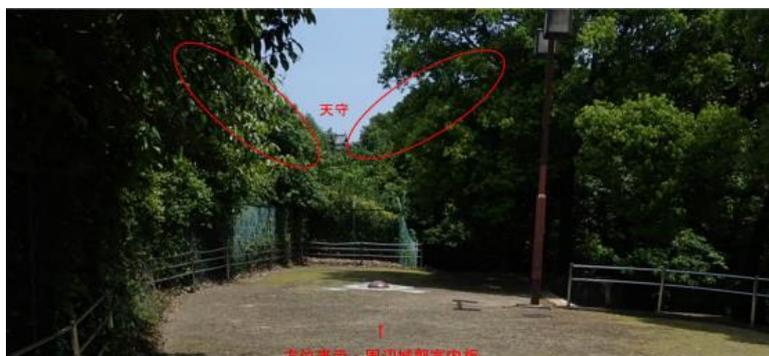


写真 6.33 犬山丸の内緑地の方位案内板から天守への眺望

また、犬山丸の内緑地には方位案内板が設置されており、設置時にはここを天守の眺望点として位置付けていたことがわかる。『国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画』の課題にも示されているとおり、樹木の繁茂が天守の眺望を阻害するため（写真 6.33）、今後も天守への眺望が確保されるよう公園管理者と調整のうえ植栽管理を引き続き行っていく。また、柵等を改修する際には景観に配慮した色調を採用して犬山城天守の眺望点としての場を整える。

#### c. 犬山城入口ゾーン

犬山城へのかつての入口という、いわば犬山城の顔となる場所であったことから、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する重要な要素が所在するゾーンとして、発掘調査等で検出された堀跡、土塁跡の遺構表示に係る整備を行い、史跡と調和した景観を創出する。

また、本ゾーンは立地上、市民や来訪者の憩いの場、集いの場としての機能も有するため、休憩施設、便益施設、案内・説明施設等の設置によりゾーンの役割に沿った景観づくりを目指す。

本ゾーンは史跡の本質的価値が所在する場所として公開活用されるため、市民や来訪者のための緑陰形成樹木の植栽を検討する。また、出入りの制限を目的として、常緑で維持管理がしやすく、乾燥に強く、虫の発生が少ない樹種に限定した低木植栽なども実施する。

植樹にあたっては、旧犬山市福祉会館建設により遺構が滅失した範囲を利用し、防根シートを敷設するなど、遺構の保存に影響のない場所、工法を検討する。

### （2）眺望に影響を与える樹木の管理

犬山城樹木調査（令和2年度（2020））で、天守や天守台石垣の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹高8.0mを超える樹木は428本に及ぶことが報告されている。

以下、天守及び天守台石垣の眺望に影響を与える樹木に対する整備の方針及び方法について整理する。

#### ・ 整備方針

- ・ 各視点場からの本質的価値を構成する要素の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木については、

定期的に伐採や剪定を行い、眺望の確保を図る。

- ・ 明治6年（1873）の古写真を見るとすでに天守の眺望を阻害する高木が確認される。近世から続く樹木が確認された場合には、伐採の可否について検討の上で整備を実施する。
- ・ 犬山城前広場、犬山城下町、大手道入口、木曾川沿い、犬山丸の内緑地などの主たる視点場から天守が見える状態になるように択伐を行う。生育場所により日照や風の影響が異なるため、周辺樹木における枯損や折枝等の変化をモニタリングし、併せて剪定等の管理を行いながら段階的に減じていく。
- ・ 該当する「曲輪ゾーン」の樹木は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理（完全伐採）」を原則とする。
- ・ 該当する「城山外縁ゾーン」と「三光寺山ゾーン」の樹木は萌芽枝を残す「伐採管理（部分伐採）」を原則とする。
- ・ 遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理（完全伐採）」を原則とする。
- ・ 根は残置を原則とする。



写真 6.34 木曾川上流側から見た犬山城天守  
（明治6年）



写真 6.35 木曾川上流から見た犬山城天守  
（令和5年）

#### ・ 整備方法

「6-3 遺構保存と環境保全計画」の「(2) 環境保全計画」で整理した整備方法（樹木の伐採位置及び日常管理方法）に準ずる。

景観上重要な樹木の剪定にあたっては、樹形の維持に努めるとともに、日常管理においても、落葉・落枝を適切に処理するなど、史跡内の美観維持に留意した樹木管理を行う。

## 第6章 整備基本計画

### 6-7-1 サイン等整備

## 6-7 施設整備計画

### 6-7-1 サイン等整備

現在、犬山城の遺構が残り、城を実感できるのは、国宝天守が所在する本丸と当時の縄張である独立する5つの曲輪をつなぐ動線としての大手道である。本丸以外の曲輪（杉の丸、櫓の丸、桐の丸、松の丸）や城山外縁は立入制限区域や民有地、神社有地であるため、来訪者が現地にいながら城を実感するのは難しい。犬山城の構造や城らしさを体感できるような史跡景観に関する解説が少なく、設置場所も大手道の入口付近1箇所に限られている。

また、現在は大手道のみならず、史跡指定地内に所在する神社を通過して本丸まで行くなど、複数のルートが存在するため、来訪者に城の入口、当時の主要動線であった大手道とその起点、そして犬山城の縄張りの形態が伝わりにくくなっている。さらに、城を実感できる本丸や大手道においても、説明板や案内板の設置が部分的であり、一部解説板のデザイン等の統一が図られているものの、全体として統一が図られておらず、掲載情報や表記も統一されていない。またQRコードやAR（拡張現実）機能等、端末を活用した説明板は設置されていない。このため、案内・解説施設においては、動線計画の検討とともに、ハード及びソフトの両面からの整備を行う。特に、ARはスマートフォンやタブレット端末を利用して手軽に体験ができるというメリットがあるため、現存していない櫓や門などの建造物や発掘調査の成果を踏まえ、地下の遺構等をARを通じて説明するためのAR用QRコードの設置を行う。

さらに、日本語のみの表記となっているものについては、海外からの来訪者にも対応できるように多言語表記（日、英、中（簡体、繁体）、韓等）に努める。その際、多言語表記付きの説明板の新設は行わず、限られた板面を有効活用できるよう、既存の施設にQRコード等が印刷されたシールを添付することで対応する。

また、案内・説明施設においては、掲載情報、設置場所、デザイン、言語表記など検討を要する事項が多数あることから、動線計画と連動させて効果的なサインを検討することとする。これに基づき、今後整備を実施する「a. 遺構保存整備ゾーン」及び「b. 景観保全ゾーン」、「c. 犬山城入口ゾーン」については、案内板や説明板等の設置を行い、既設板の再配置等も含めて設置の検討を行う。図6.23～6.25に説明施設の分布図（既設・新設・再配置）を示す。

案内・説明施設の設置に際しては、既存施設の基礎・土台を再利用するまたは、基礎を伴わない据置型構造とすることなどにより、原則として新たな掘削を行わないこととする。やむを得ず基礎を埋設せざるを得ない場合は、事前に発掘調査を行い、遺構の保存に影響がない位置に設置する。

新設看板の設置にあたっては、子どもや車イス利用者の方にも見やすい高さ、傾きとし、点字を並記するなど、ユニバーサルデザインを考慮する。色調は現行のものを維持する。既設看板については、改修に合わせて順次ユニバーサルデザイン化を行う。

以下、案内・解説の種類ごとに今後の計画を示す。（現状と課題については第4章（3）公開活用のための案内施設の整備参照）

#### （1）史跡標識

犬山城前広場に、国宝犬山城の自然石銘板は設置されているが、史跡犬山城跡の史跡標識は設置さ

れていない。

文化財保護法に基づき定められた、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則って、史跡の名称、文部科学省、指定年月日、設置年月日を記載した史跡標識を設置する。

設置位置は、大手道入口に隣接する犬山城前広場の「国宝犬山城」の名称板の横に配置し、形式は角柱とする。正面には『史跡犬山城跡』の文字を印刻し、裏面及び側面にその他の情報を掲載する。

史跡標識で自然石を利用した他事例としては写真 6. 37 がある。



写真 6. 36 「国宝犬山城」自然石銘板（犬山城前広場）



写真 6. 37 御影石角柱陰刻（史跡高山社跡 藤岡市）

## （2）総合説明板

現在、大手道の中門跡付近に『国宝犬山城』、松の丸付近に『史跡犬山城跡「城郭の構造と役割」』、本丸に『犬山城の歴史』の3基の大型総合説明板が設置されている。

そのうち、史跡の総合説明板には史跡名称と指定年月日の記載があり、犬山城下絵図（慶応4年～明治4年）と枡形の構造、曲輪についての解説が日英二か国語で記載されているが、文化財保護法に示された、指定理由、説明事項、保存上注意すべき事項等に加え、設置年、設置者も記載されていない。また、これらの総合説明板は三光稲荷神社の北側に設置されているため、史跡の範囲もわかりにくい。それゆえ、史跡の総合説明板の設置位置は史跡の入口である犬山城前広場が望ましいが、顕彰碑等が多数配置されていることもあり、これらの再配置も含めて検討する必要がある。犬山城に関しては国宝天守と史跡犬山城跡という指定がなされていることもあり、そのことを伝えるのであれば、国宝犬山城の総合説明板と史跡の総合説明板を並べて設置することも考えられる。

板面には史跡であることを主として、史跡の範囲や立地環境がわかるように大手門枡形跡や木曾川まで含めた範囲の図を示し、史跡としての価値について幅広い世代が理解できるような内容で記載する。また、QRコードを使った詳細説明や多言語解説、AR、VRなども組み込むことを検討する。QRコードは、その画像を印刷して自由に貼ることができ、修正も自由に行えるうえ、既設の説明板に貼ることで限られた板面を有効に使うこともできる非常に有効な手段である。

参考例として、史跡松代城跡では総合説明板の文字に点字の透明シートが貼られており、また全体



写真 6. 38 板面にQRコード（多言語解説・3D再現機能付き）及びFree Wi-Fiを組み込んだ総合説明板（史跡仙台城跡 仙台市）

第6章 整備基本計画  
6-7-1 サイン等整備

図の堀や土塁にも同様に触れることでその範囲がわかるように加工が施してある。史跡犬山城跡においても、ユニバーサルデザインに配慮した形状および板面の表示方法を検討する。

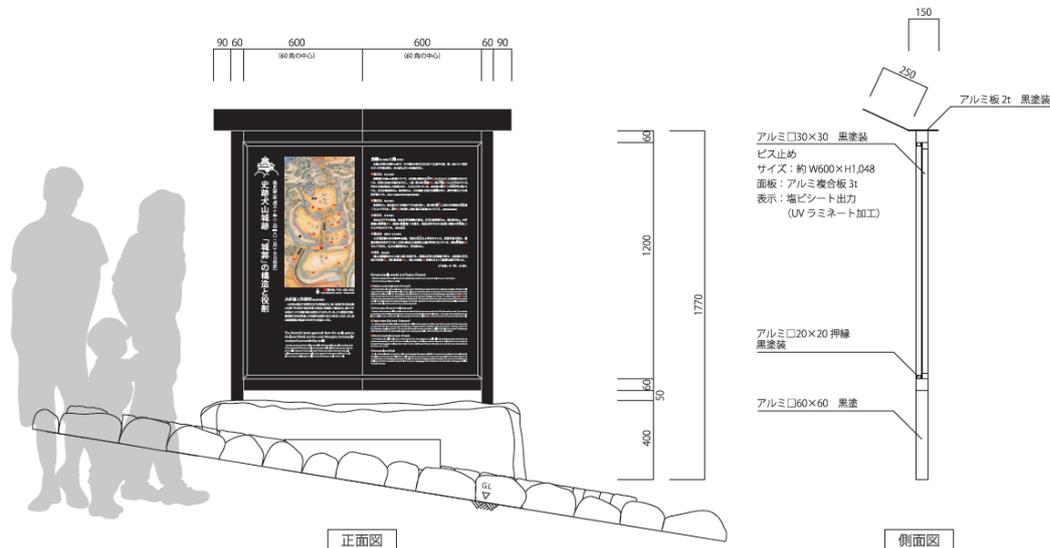


図 6.21 既存の総合説明板の仕様（新設・改修する説明板もこのイメージに倣う）



写真 6.39 板面の文字の下に視覚障害者のための点字シートが貼られている  
(史跡松代城跡 長野市)



写真 6.40 板面拡大写真。異なる形状の加工により対象物を説明している  
(史跡松代城跡 長野市)

(3) 個別説明板

個別説明板の設置については、門や櫓などの現存しない建造物や犬山城の縄張を構成する曲輪の存在を現地で解説することが効果的であるため、来訪者が史跡として見学可能なエリアの曲輪内や門跡、建造物跡に整備する。既存の説明板については順次更新することとし、車イス利用者にとっては読みにくい高さであることから、新設にあたっては、高さを抑えて盤面に傾斜を持たせた形状に改める。バリアフリーの観点から、説明板の板面には点字機能及び音声ガイダンスを設置する。特に、天守など構造上、車イスや足元の不安な方がアクセスできない場所については、解説する内容に関連したさわれ

る模型の設置を併せて検討する。現物が移築されていたり、発掘調査で遺構の状況が判明しているなど情報が得られているものについては、写真や図面、絵図、ARなども多用し、復元建造物に代わる手段として位置付ける。これらの情報をすべて板面に配置すると板面が大きくなり、説明したい対象が見えにくくなったり、史跡の景観上望ましくないことから、既存の説明板にQRコードを組み込み、情報をスマートフォンで読み取ることを検討する。

なお、十分に情報が得られていない遺構については、史跡の景観ならびに本丸の利活用にも配慮して、「〇〇櫓跡」などの遺構名を示したプレートを地面に設置するなど存在を明示するのみとしたり、設置場所が限定されることによって現地の説明が不十分になる点については、ルートや解説を掲載したパンフレットやマップアプリ等を活用し説明を補足する。

大手門枳形跡の一部である犬山城入口ゾーンは、発掘調査や絵図、古写真により当時の様子を知ることができる重要な場所である。史跡指定地外も含めた大手枳形全体の説明板を犬山城入口ゾーンの南側導入部近くに設置する。

板面には、犬山城における位置づけや城下町との関係、変遷などについて研究成果も含めた解説を行い、門と塀、堀、橋、土塁などの枳形を構成する要素の往時の姿を描いた全体のイメージ図も掲載する。

現在の地形と往時のイメージ図を比較対照できるように、説明板は床置型の低いものとして、全体イメージ図の角度と同じ位置に設置する。



写真 6.41 ユニバーサルデザインに対応した個別説明板（板面傾斜型）  
（史跡松代城跡 長野市）



写真 6.42 ユニバーサルデザインに対応した曲輪説明板（床置型）  
（特別史跡安土城跡 近江八幡市）

#### （4）誘導案内板・観光案内板

固定式の誘導案内板は史跡指定地内2箇所に設置されているが、いずれも大手道入口の近傍や第一駐車場の近傍に設置され、国宝天守のある本丸への方向を示したり、犬山城のみならず、史跡周辺にある観光施設や文化施設への方向や距離を示している。来訪者を犬山城の縄張りの入口である大手道入口へ誘導することが重要であり、現況の誘導案内板はその目的を果たしているため、新たな箇所への新設は行わない。また現在、仮設式の誘導案内板も設置されているが、犬山城の公開状況によって設置位置や記載内容を変化させる必要があるため、今後も仮設として配置し、更新の際には史跡全体で統

## 第6章 整備基本計画

### 6-7-1 サイン等整備

一されたデザインで耐久性のある素材への変更を検討する。また、バリアフリーにも配慮し、ベビーカーや車イスなどを使って移動する場合の推奨ルートについても仮設式の誘導案内板で対応することとし、同時にパンフレットやマップアプリ等などでも情報を発信していく。

史跡指定地内の主要動線は大手道しかないため、災害時には避難ルートとなる。また、史跡内の2つの神社の境内地も災害の際には避難ルートとなり得るため、固定した避難ルートの設定は行わず避難誘導のための案内板は基本的に設置しない。

観光案内板は犬山市観光協会が主体となって設置しており、史跡指定地内に設置されているものはいずれも可動型の仮設案内板である。これらも犬山城や周辺施設の公開状況により設置位置や記載内容に変更が出る可能性があるため、今後も現状の形態を維持するものとする。

ベビーカー置場などの位置を示す案内板については、わかりやすいデザイン、配置に留意して、必要に応じて設置、更新を行う。

動線計画に示した通り、史跡犬山城跡への来訪者を最初に犬山城入口ゾーンに誘導することとし、本町通りに面した敷地南東隅に案内板を設置して、本町通りを西に曲がり、南側から大手口に入るという往時の入城ルートへ誘導する。案内板は犬山城入口ゾーンの眺望を阻害しないように床置型とし、本町通りを通行する人の目につきやすいようなデザインとする。

#### (5) 注意看板

現在、史跡指定地内に設置されている注意看板は仮設式のものほとんどで、見学ルート上の見えやすい場所に設置されている。それらは可動型の軽量タイプのもので、設置の緊急性と用途に応じて使い分けができるため、今後も仮設式の設置を継続する。また、海外からの来訪者にも対応できるようピクトグラム入りで表記するなど情報の伝え方にも工夫する。

史跡内の石垣については、現在明らかに危険性が指摘される箇所はないが、見学ルート上にある石垣で、地震や豪雨などの際に崩落などの危険が生じる可能性がある箇所については、来訪者に立ち入り禁止区域などを伝える必要がある。

通常は史跡の入口となる部分に、史跡内での禁止事項の周知や危険箇所への注意喚起、設定された園路外への進入禁止や史跡内でのマナー啓発を目的として総合案内板が設置されている。史跡犬山城跡にはこのような総合案内板は設置されていないが、遺構保護や史跡としての歴史的景観の保護等の観点から来訪者に史跡におけるマナーやルールを周知、徹底させることは来訪者が安全、快適に史跡内を周遊できることにもつながると考えるため、史跡の入口となる大手道入口付近に恒久型の注意看板を設置することを検討し、整備を行う。

史跡入口に設置する注意看板には、全体案内図と有料エリア等の区分、開場時間などの情報の他、禁止事項等の情報を掲載する。



写真 6.43 全体案内図及び公園内での禁止行為を掲載した総合案内板(安満遺跡公園 大阪府高槻市)



写真 6.44 史跡内の見どころを掲載した看板(左)及び史跡公園の総合案内板(史跡唐子・鍵遺跡史跡公園 奈良県田原本町)

### (6) 眺望説明板

現在、史跡指定地内から天守を仰視できる視点場は犬山丸の内緑地と犬山城前広場である。これらの場所には天守への視点場であることを伝える眺望説明板は設置されていない。犬山丸の内緑地の一番高度が高い場所には埋設型の眺望案内施設があるが、犬山城天守とその周辺城郭(小牧城、岐阜城)の方角を示すのみである。今後は、眺望する方向に向かってそれらの城郭とその周辺景観も含む案内板を、眺望を阻害しない位置に案内板と眺望先が対照できるよう傾斜型の説明板を設置することを検討する。

以上の点と合わせて、パンフレットやマップアプリ等にも天守の眺望点を記載するなど、情報発信の方法も検討する。

#### 史跡甲府城跡

所在：山梨県甲府市  
種別：城跡

#### <板面>

内容：

- ・ 甲府城から見た東側の景観をイラストで案内
- ・ 視点場から見える眺望対象の名称を表示

#### <材質>

架台：金属  
板面：金属板印刷  
自立・傾斜型



写真 6.45 眺望説明板(板面拡大)



写真 6.46 眺望説明板

### (7) デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、コンテンツを変えるだけで多種多様な情報の提供や更新が可能であることから、情報提供や空間演出、販売促成、広告表示等を目的として使われる手法で、近年は博物館などでも多く使われるようになってきている。

大手門枳形の一部である犬山城入口ゾーンは、城として重要な場所とであるという歴史的価値に加え、来訪者の犬山城見学の出発点という史跡整備上の位置づけ、本町通に面し城下町を散策する観光客も立ち寄る場所となることが想定される。

大手門枳形や犬山城の総合解説においては、多言語化や音声による対応、犬山城復元 CG、ドローン撮影動画等の再生などの様々な表現を行う。

また、周辺に点在する犬山城関連の史跡や建造物、季節に応じた観光情報など、広域連携のツールとしても活用を図る。

近年増加している災害や防災に対する情報のリアルタイムでの発信、防犯などの情報も発信する。

設置場所は、できる限り多くの人目に触れる場所で、史跡としての景観や遺構の見え方に影響がない場所とし、休憩所内のモニターでも情報提供を行う。

### (8) 説明パネル

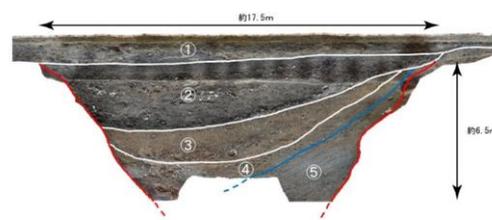
説明パネルは、復元を行わない堀と土塁の関係が現地で理解できるように令和3年度に実施した発掘調査の1トレンチの成果に基づき、写真や土層断面図などを掲載し、土塁に関しては、今後予定している北側の発掘調査で得られた所見についても記載する。土塁や堀について規模が記載された絵図や、修理について描かれた絵図なども併せて掲載し、破損した堀や土塁が修復されて幕末まで継続してきたことを解説する。設置場所は、堀と土塁の関係性を現地で理解しやすいように、1トレンチの断面と同じ向きとし、隣接する民家に対する目隠しとしての機能を果たせるように、敷地西側境界付近に設置する。



写真 6.47 視界の遮蔽可能な高さのパネルを並べた例



堀平面写真 (右が北)



堀断面写真 (西壁)

- ① 福祉会館建設に伴う整地
- ② 昭和期 (戦後) の埋土
- ③ 明治から昭和期 (新) の埋土
- ④ 明治から昭和期 (古) の埋土
- ⑤ 廃城後の埋土

図 6.22 トレンチの発掘調査情報

## (9) 模型

犬山城入口ゾーンに、大手口と大手門枡形を構成する堀や土塁、門や塀などの建造物を表現した大手門枡形周辺模型と、大手門枡形を含む城内全体の曲輪の配置を表現した模型を設置する。いずれの模型も視覚障害者の方にも理解してもらえるよう、さわれることを前提とした仕様とする。

### a. 大手門枡形周辺模型

縮尺 1/100 程度で、門や塀、石垣などの建造物・構造物を表現し、現地での復元が困難な大手門枡形跡周辺の往時の姿を理解してもらう。

大きさは1m四方程度とする。この規模であれば車イス利用者も模型全体に手が届くことから、台座の高さは机程度とし、台座の下には足を入れることができるような構造とする。

堀、土塁等の位置関係を現地の状況と比較しながら理解できるよう、大手口の周囲が見渡せる位置に設置することとし、表現性とさわることに対する安全性のほか、強度や耐候性に優れた素材を検討する。

### b. 城内全体模型

大手門枡形から各曲輪、城山外縁部配置と高さ関係を理解してもらうための地形模型とする。

南北が約 500m あるため、さわることができる模型とすることを考慮して、大きさが1m四方程度となるよう縮尺を1/500程度とする。地形模型は、高さと水平方向の縮尺を本来の比率で表現すると立体感が伝わりにくいため、大手門枡形と本丸の比高差が小さいことを考慮して検討する。

台座の高さ、構造は大手門枡形周辺模型と同様とするが、設置場所については、休憩所内を含めて検討することとし、設置場所に適した素材を検討する。



写真 6.48 特別史跡多賀城跡政庁復元模型：青銅製

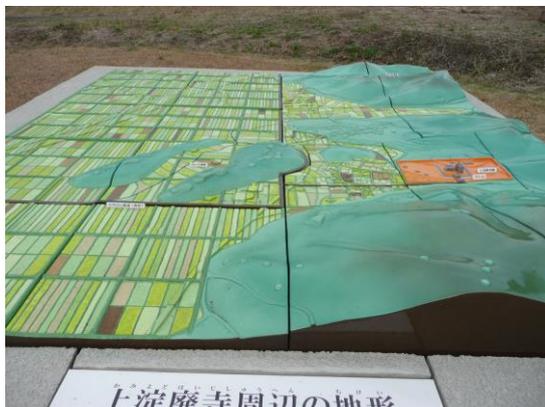


写真 6.49 史跡上淀廃寺跡周辺地形模型：陶器製



写真 6.50 史跡金山城跡地形模型：ステンレス積層

第6章 整備基本計画  
6-7-1 サイン等整備

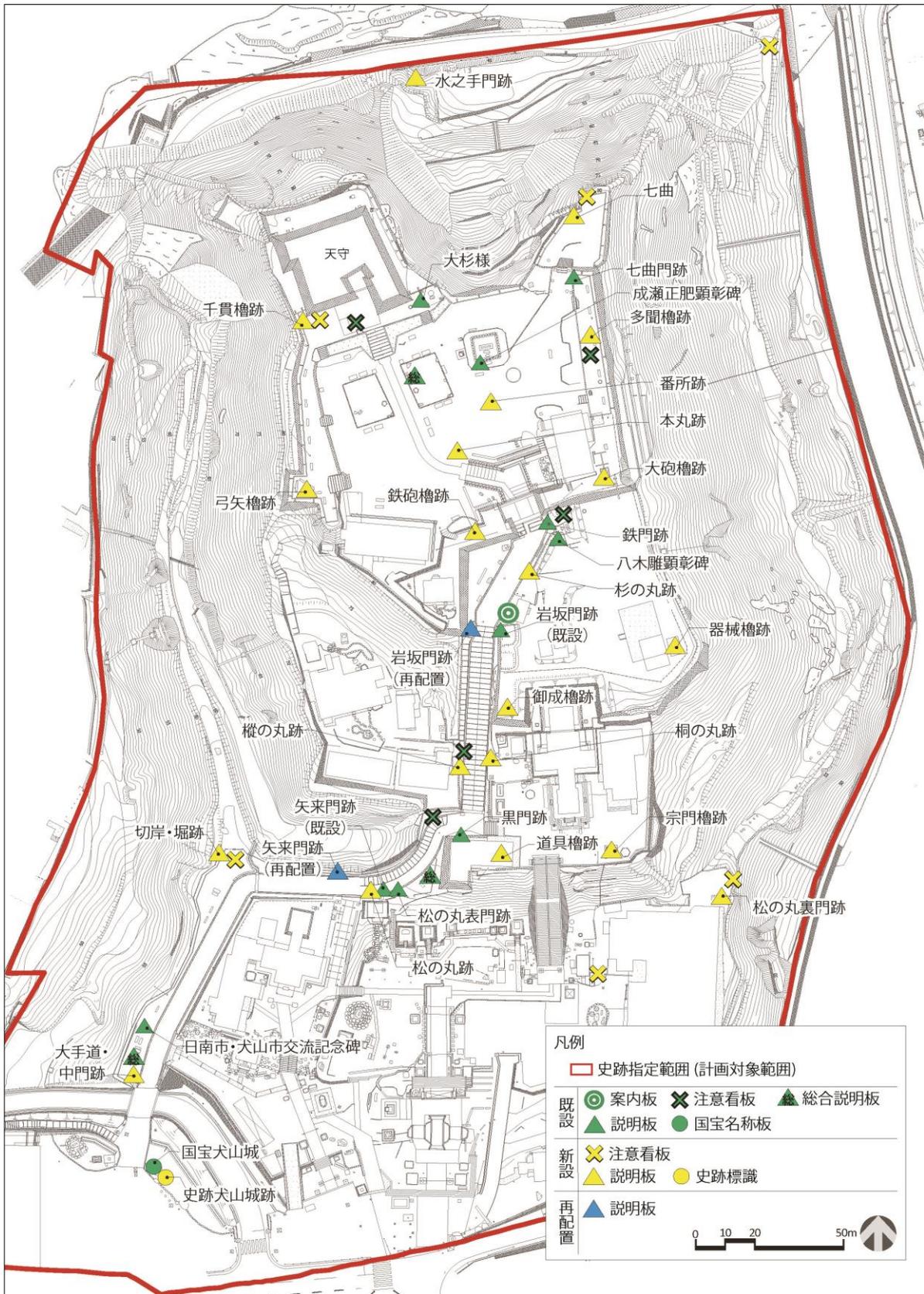


図 6.23 案内・説明施設の分布図 (既設・新設・再配置) (その1)

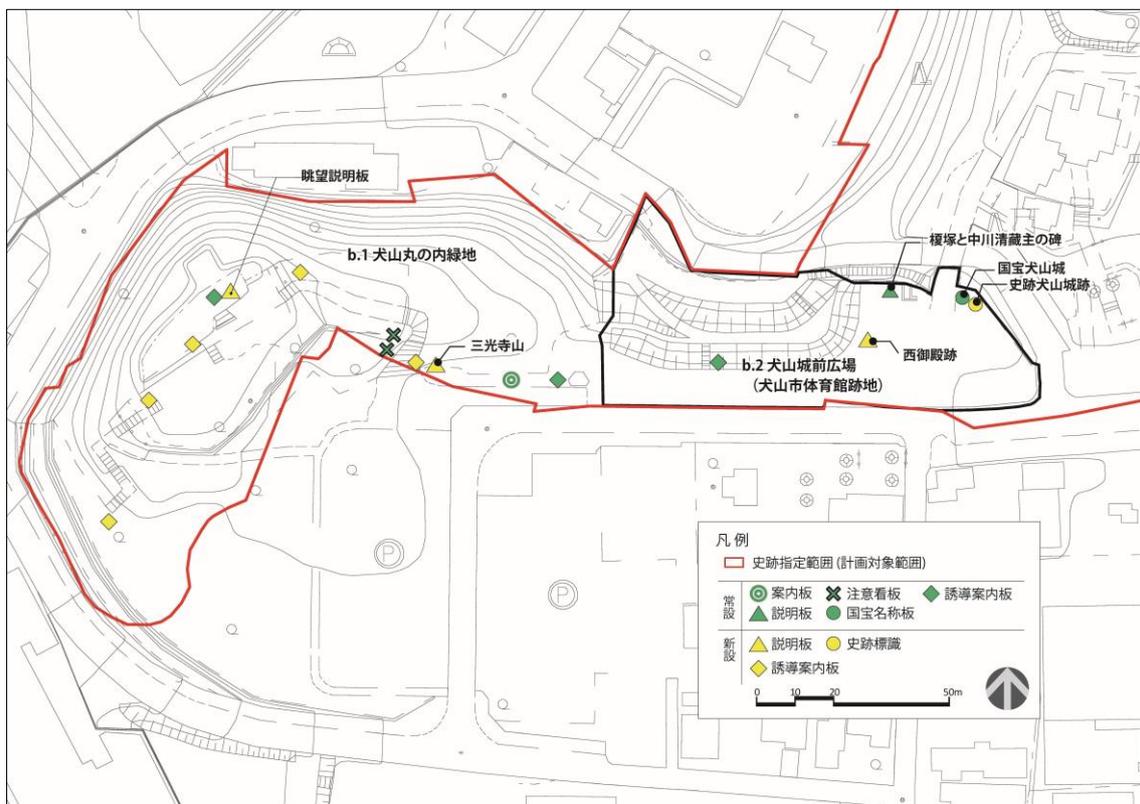


図 6.24 案内・説明施設の分布図（既設・新設）（その 2）

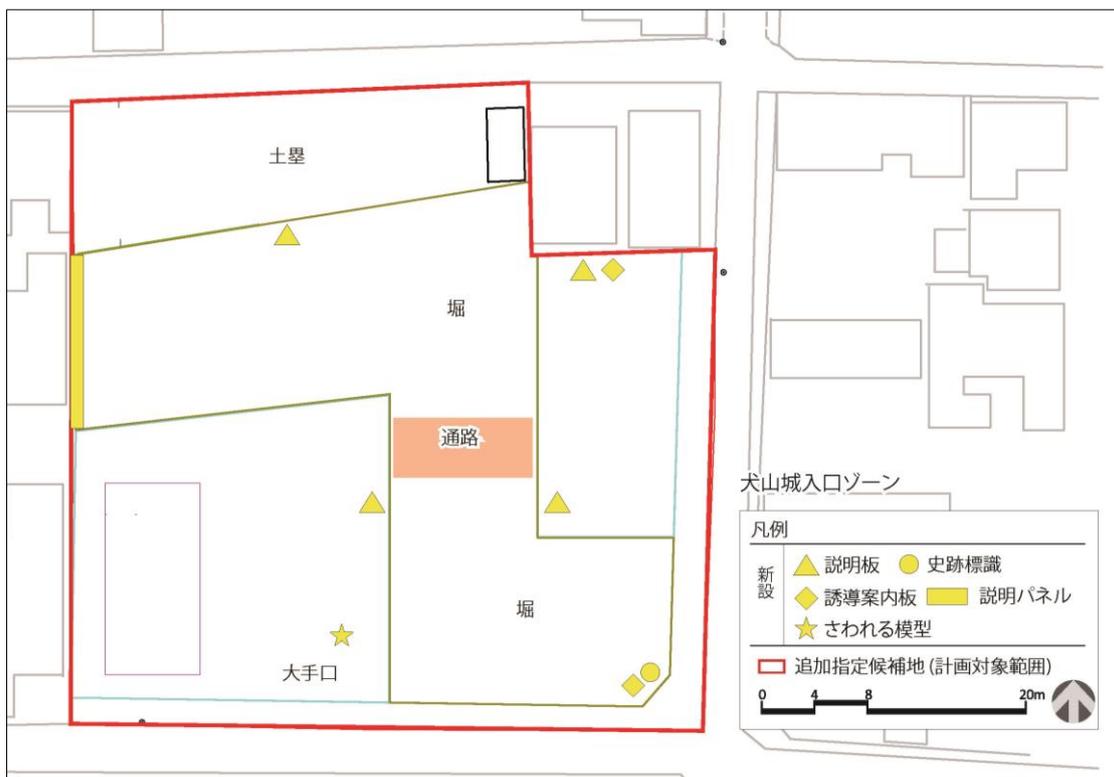


図 6.25 案内・説明施設の分布図（新設）（その 3）

第6章 整備基本計画  
6-7-1 サイン等整備

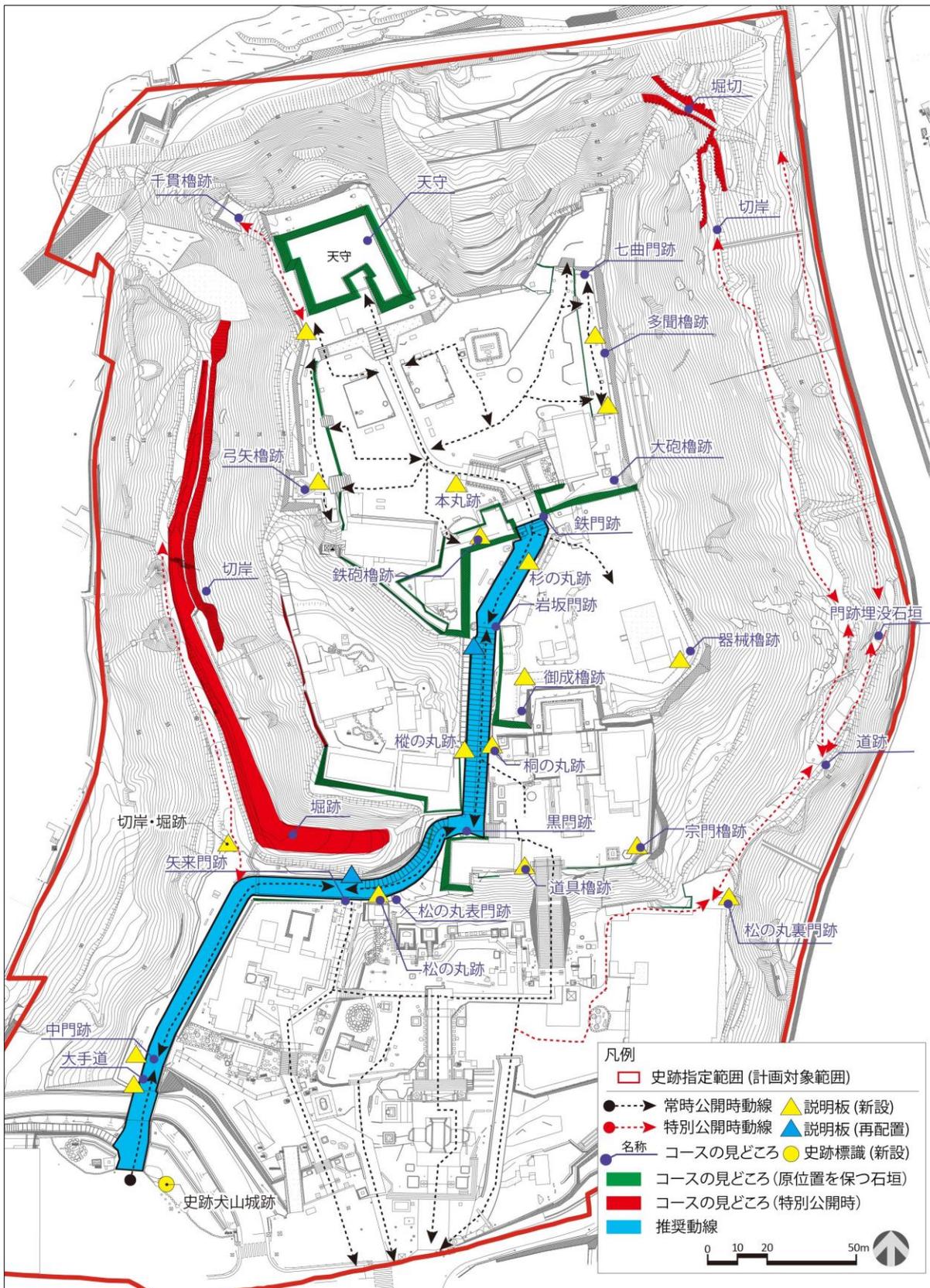


図 6.26 史跡内の見学コース(常時公開コース・特別公開コース)のサイン整備計画図

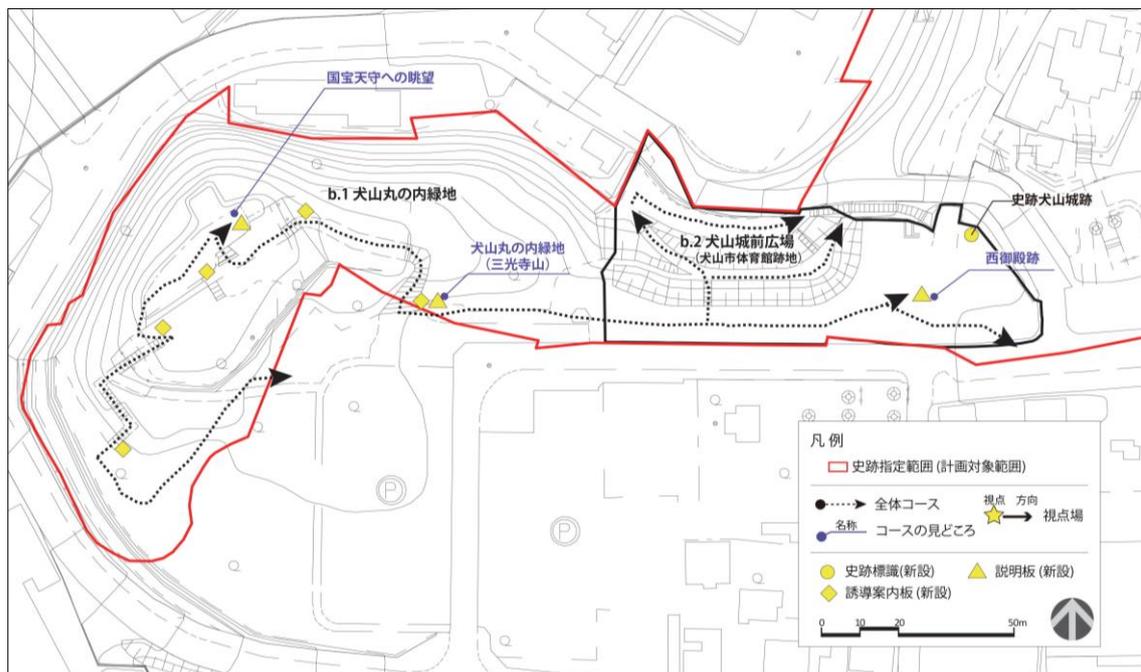


図 6.27 史跡内の見学コース（全体コース）のサイン整備計画図

## （8）犬山城周辺エリア

犬山城の本来の城域について理解を促すためには、史跡指定地外についての案内・説明施設についても併せて検討していく必要がある。現在、城下町を中心に、犬山城に関連のある文化財や有形・無形の文化財が点在しており、それらの説明板、方向表示標柱や観光案内板などが設置されているが、特に木製の案内・説明板については老朽化により、板面の表示や文字が見えにくくなっている施設も散見される。また使用される素材についても木製のものや鉄塗装のものなど、様々であり、デザイン等も統一が図られていない。少なくとも本エリアの案内・説明施設においては、更新の際に設置目的別の仕様の統一化を図り、老朽化し、機能が果たされていない施設については撤去及び新設を検討する。

また、城下町には最寄りの駅（名鉄犬山駅、名鉄犬山遊園駅）から史跡までの経路に天守を仰視できるビューポイントがあり、特に本町通り上のポイントについては案内板等の新設が難しいため、パンフレットやマップアプリ等でビューポイントとして情報を提供する等の対応を行う。本町通り以外の経路上のビューポイントについてもパンフレットやマップアプリ等での情報提供に加え、それぞれの視点場に「ここから犬山城天守が見えます」といった情報をピクトグラムや各視点場からの天守の見えがかりの写真とともに、眺望看板として設置する。

多くの人々が利用する名鉄犬山駅の構内には犬山城や犬山城下町の方角を示す表示が改札口に設置され、また改札口を出てすぐの場所に「犬山観光案内所」があり、城や城下町あるいは他の観光施設への情報を提供している。さらに、駅の2階から天守を眺望できるようになっている。

犬山の玄関口である犬山駅を訪れた人々に犬山城跡に関心を持ってもらい、城跡へと足を向けてもらうためには、犬山駅周辺への案内板設置等、情報発信が必要であることから、これらの方法について関係機関、民間事業者等と協議していく。

第6章 整備基本計画  
6-7-1 サイン等整備

駅に史跡のガイダンス的機能を持たせた一例としては JR 飯田橋駅や JR 四ツ谷駅のものがあるが、いずれも鉄道利用者をはじめ多くの来訪者に駅周辺の歴史に興味を持ってもらう工夫がなされている。



写真 6.51 江戸城外堀史跡展示広場  
(JR 四ツ谷駅構内)



写真 6.52 史跡周辺案内図及び江戸  
城外堀跡散策案内図(JR 四ツ谷駅改札  
口横)



写真 6.53 史跡眺望テラス (奥) と史  
跡説明板 (JR 飯田橋駅 2 階)



写真 6.54 路面に設置された天守へ  
の誘導案内板 (史跡小田原城跡)

## 6-7-2 管理施設整備

史跡指定地内の管理施設については、破損や劣化が見られる際には都度補修あるいは更新が行われているため、現在、早急に新設すべき施設は存在しない。なお、既存の管理施設については老朽化や破損が見られる場合は必要に応じて計画的に改修、取替を行う。

以下に管理施設における整備方針を整理する。

管理施設	整備方針
拡声器 ・本丸	・自動放送可能（多言語対応）な放送設備の導入と合わせて更新を検討する。
木柵 ・大手道 ・犬山丸の内緑地	・現状維持を基本とする。 ・天然木を使用している柵については、次回の更新時に耐久性の高い擬木やプラ擬木などへ変更する。
安全柵（木柵） ・本丸	・擬木やプラ擬木を使用している柵の更新が必要な際には、既存の仕様で行う。
管理用柵（木製）	・更新の際には、史跡全体での統一感を創出するために共通したデザインや仕様を施す。
柵（石柱、チェーン） ・本丸 ・杉の丸	・現状維持を基本とする。 ・更新の際には既存の仕様を踏襲し、史跡全体での統一感を創出する。
柵（有刺鉄線） ・杉の丸	・杉の丸の公開にあたっては、現状有刺鉄線となっている箇所を景観に配慮した柵に変更する。
犬山城管理事務所 ・本丸	・現時点では必要に応じた改修に留める。老朽化に伴う建替え等については長期的な視野の下で検討していく。
券売所	・現時点では必要に応じた改修に留める。老朽化に伴う建替え等については中・長期的な視野の下で、チケットレス化あるいはモバイル化など、その時の社会における推進状況に合わせて検討していく。
管理用門 ・大手道 ・杉の丸	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。 ・更新の際には既存の仕様を踏襲し、史跡全体での統一感を創出する。
倉庫 ・杉の丸	・現状維持を基本とする。
落石防護ネット	・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とするが、施設の老朽化や破損が見られる場合には必要に応じて改修及び取り換えを行う。

### （１）拡声器

災害発生時に自動放送機能により避難指示を行うことができ、多言語、緊急地震速報等にも対応した放送設備を導入する際に、既存の機器で対応できない場合は更新する。

### （２）柵

来訪者の誘導及び安全対策として、見学者動線付近の危険個所に安全性、耐久性が高く景観に配

第6章 整備基本計画  
6-7-3 便益施設整備

慮した柵もしくは低木や草本類による人止め植栽帯を整備する。また、杉の丸の貯水槽や給水施設などの周囲にも管理用の柵を巡らせる。

入口ゾーンの土塁遺構表示で立体的な表現を行う場合に、法面の勾配が急で転落時に怪我をする可能性のある高さに設定する場合にも低木や草本類による人止め植栽帯、柵等により安全対策を図る。



写真 6.55 櫓台の転落防止柵 (史跡旧二条離宮)



写真 6.56 堀の侵入防止植栽帯 (史跡松代城跡)

6-7-3 便益施設整備

史跡指定地内の便益施設のうち、売店と天守前雨除けテントを除く施設については、現状維持を基本とし、新たな箇所に新たな施設は設置しない。施設の老朽化や破損が見られる場合は必要に応じて計画的に改修する。

売店について、除却した場合は発掘調査を実施し、史跡の本質的価値を示す遺構等が検出された際には遺構を保存するとともに、遺構の平面表示あるいは遺構の顕在化も含めて検討する。

以下に便益施設の整備方針を整理する。

便益施設	整備方針
天守前雨除けテント ・本丸	・登閣者数を適切に管理する等、入城方法やシステムの見直しを行い、天守に対して適切な施設の設置を検討する。
売店	・将来的な撤去に向けた検討を行う。撤去後、発掘調査を行う。
自動販売機 ・本丸 ・神社	・緊急時及び災害時の飲料提供ベンダーとしての機能を備えた機種の設定について検討する。
トイレ ・本丸 ・神社 (市管理)	・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とするが、施設の老朽化や破損が見られる場合には必要に応じて計画的に改修する。
・犬山城入口ゾーン	・南西部 (大手口) の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分にトイレを新設する。
水飲み/散水栓 ・犬山城入口ゾーン	・植栽への水やりやイベント時の給水利用を想定し、遺構に影響がない部分に散水栓を配置する。 ・水飲みや手洗いはトイレを利用することとし、別途設けない。
休憩施設 (休憩所・ベンチ)	・現在は更新の時期ではないが、次回の更新時には災害時に使用するツールを収

便益施設	整備方針
等) ・本丸	納できる収納ベンチの設置や座面が擬木の擬木ベンチ等を検討する。
・犬山城入口ゾーン	・南西部（大手口）の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分にトイレと一体となった休憩所を建設する。 ・地域の防災拠点としても機能するよう、屋外には防災ファニチャー（収納ベンチ等）の設置を検討する。

### （１）天守前雨除け施設

将来的には仮設物ではなく、史跡の歴史的景観に調和するようにデザイン性を考慮しながらも防風、防雨対策として十分な機能を発揮する恒久的な便益施設としての更新を検討する。合わせて、防犯のための手荷物検査所としての機能を付加することも検討する。設置にあたっては、現代的な工法・材料を用いるなど、来訪者に誤解を与えないよう配慮するとともに、天守の文化財的価値、史跡の本質的価値を損なわないよう、また、地下遺構及び天守の入口となっている穴蔵構造の視認性に影響を与えないことを考慮して、可逆的な施工方法を検討する。

### （２）トイレ

犬山城入口ゾーンから最も近い公共施設のトイレは犬山市文化史料館本館にあるが、有料施設であり、誰でも自由に使える状況にはなっていない。犬山城入口ゾーンを史跡犬山城跡見学の出発点として位置付けるにあたり必要な機能として、犬山城入口ゾーンに必要最小限の規模のトイレを設置する。

男女別、またユニバーサルデザインに基づくバリアフリートイレ（オストメイト対応、ベビーチェア付き、オムツ替えシート付き、介助用ベッド付き、手すり、引き戸式扉及び開・閉ボタン等）、授乳室等を設置する。

設置場所は、南西部（大手口）の福祉会館の基礎により遺構が攪乱されている部分とするが、事前に発掘調査を行って遺構の残存状況を確認し、遺構が確認された場合は保護盛土により確実に保護を行ったうえで設置する。

### （３）休憩所

史跡犬山城跡には、修学旅行や校外学習などで小中高生の団体が数多く訪れるが、史跡指定地及びその周辺には、降雨時の雨除けや夏場の酷暑に対する遮熱の機能を備えた休憩所はない。また、日本語や外国語によるガイドの要請も多く、ガイドボランティアの活動も盛んであるが、依頼者との待合場所として定常的に利用できる施設はない。トイレ同様、史跡犬山城跡見学の出発点に必要な機能として、犬山城入口ゾーンに休憩所を設置し、ガイドボランティアの待合場所としても活用できるようにする。

休憩所では、座って休みながら史跡犬山城跡の概要を知ることができるように、簡単なパネル展示や解説映像の上映などを行う。また、休憩所内にさわれる模型を設置することも検討する。

## 第6章 整備基本計画

### 6-7-4 インフラ施設整備

施設の規模は、見学に訪れた1クラス（35人程度）が利用することを想定し、また、ボランティアガイドの待合場所としても必要最小限の規模とする。

設置場所は、南西部（大手口）の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分を利用することとし、トイレと一体的に設置する。大手口は、絵図に「廣庭」と書かれたものもあり、本来は建物がなく、広場的な活用をされていた場所であるが、犬山城入口ゾーン周辺は都市化が進み、施設の設置が可能な公有地、未利用地はない。また、ゾーン内の他の場所に設置しようとした場合には、遺構の復元、顕在化に支障が生じるため、他に適地がないのが現状である。

建設にあたっては、事前に発掘調査を行って遺構の残存状況を確認し、遺構が確認された場合は保護盛土により確実に保護を図るとともに、来訪者に城郭建造物であるという誤解を与えないよう、デザインにも配慮する。

#### （4）散水栓

散水栓はトイレに使用する上水道とともに前面道路より引き込み、大手口と大手門枳形の遺構が攪乱されている部分に配置する。

#### （5）ベンチ

ベンチは、来訪者の誘導を目的として堀の西側に並べて配置し、ここから大手門枳形の方角を向いてARによる復元映像を見るなど、大手門枳形についての情報を得る場として活用する。

ベンチは地下遺構等に配慮した据置式とし、SDGsや抗菌・抗ウイルスを考慮した再生木材を座面に使用したものなど、環境に配慮した仕様とする。

また、史跡地内になると基本的に火気の使用は禁止となるが、災害時に犬山城来訪者などが仮避難することも想定され、防災収納ベンチ等についても検討する。



写真 6.57 据置式の座面再生木材ベンチ  
(©株式会社コトブキ)



写真 6.58 防災収納ベンチ (唐子・鍵遺跡)

### 6-7-4 インフラ施設整備

史跡指定地内のインフラ施設については、管渠の経路や引き込みの位置やつなぎ込み箇所の確認を行う必要がある。また、今後の発掘調査の結果、管渠が遺構の保存に影響を与える可能性が考えられることが判明した場合には、遺構に影響を及ぼさない位置、深さに配置を変えるなどの措置を

取る。

基本的には、史跡全体のインフラ施設については現状維持に留め、防災設備の設置に関するもの、犬山城入口ゾーンに関するものを除き、新たな施設は設置しない。

犬山城入口ゾーンについては、来訪者の憩いの場、犬山城を体感できる場としての活用を前提として、上下水道、電気設備等の整備を行う。

以下にインフラ施設における整備方針を整理する。

インフラ施設	整備方針
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・更新の際には既存の仕様を踏襲する。</li> <li>・引き込みの位置や管渠の経路、管の形状、埋設の深さ等の確認を行う。</li> </ul>
・犬山城入口ゾーン	・遺構の状況に配慮して、道路内の上水道管からトイレ、散水栓に引き込みを行う。
下水道（污水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・更新の際には確認調査を実施し、管渠の経路、管の形状、埋設の深さ等について遺構への影響に配慮した仕様に改める。</li> <li>・流末の位置や樹の位置等の確認を行う。</li> </ul>
・犬山城入口ゾーン	・トイレの排水を遺構の状況に配慮して埋設した管路にて敷地南側の市道の污水管へつなぎ込みを行う。
側溝（雨水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝は現状維持を基本とする。</li> <li>・流末の位置や管渠の経路、管の形状、埋設の深さ、樹の位置等の確認を行う。</li> </ul>
・犬山城入口ゾーン	・敷地内の排水は敷地内処理を前提とするが、トイレや休憩施設の屋根排水については道路側溝への排出を検討する。
給水ポンプ・貯水槽・送水管 ・杉の丸	・現状維持を基本とする。
電気(埋設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・埋設位置、管の形状、埋設の深さ、ハンドホールの位置等の確認を行う。</li> </ul>
・犬山城入口ゾーン	・旧福祉会館で使われていたハンドホールより電気引き込みを行う。地区内は遺構レベルに配慮したうえで地下埋設にて必要箇所へ配管、配線を行う。
電線（架空） ・本丸 ・犬山城前広場 ・犬山丸の内緑地	・歴史的景観の維持及び防災の面から、発掘調査を実施して遺構の残像状況を確認したうえで地中化を検討する。
電灯 ・本丸 ・犬山城前広場 ・犬山丸の内緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・更新の際には省エネ効果の高いLEDへ変更する。</li> <li>・ライトアップについては省エネ効果に加えて、演出性を高めたLED照明器具へ変更する。</li> <li>・今後も引き続き所管課において保守点検及び管理を実施する。</li> </ul>
・犬山城入口ゾーン	・夕方以降の来訪者の利用に供するため、ポール灯、足元灯を整備する。
分電盤 ・犬山城前広場 ・犬山城入口ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とする。</li> <li>・今後も引き続き所管課である土木管理課において保守点検及び管理を実施する。</li> </ul>
	・道路脇の敷地内への引き込み位置に引込開閉器盤、分電盤を設置する。

## 第6章 整備基本計画

### 6-7-5 活用施設整備

#### (1) 上水道

上水道は原則として福祉会館で引き込みを行っていた位置を踏襲し、道路沿いにメーターボックスを配置する。上水道の利用は散水栓とトイレであるが、配管予定箇所については事前に発掘調査を実施し、大手口や大手門枡形跡の近世の面を損なうことがないように配置する。

#### (2) 下水道（污水）

トイレや洗面所、清掃用流し等の污水は、道路埋設の污水管に排水する。敷地内污水管の設置にあたっては、事前に確認調査を実施し、遺構及び近世面が攪乱された場所に配置する。

#### (3) 雨水排水

敷地内の雨水に関しては基本的に場内処理を前提とする。

建物の屋根排水については軒樋を枡につなぐもしくは、雨落ち側溝に埋設した有孔管から敷地内枡に集水して敷地周辺の側溝につなぎこむ。

堀の遺構表示として30cm程度の窪みを設けた場合は、周辺の水が堀に溜まることになるが、敷地北側には土塁の遺構が浅い位置にあることから排水設備を設けて敷地外に排出することは難しいこと、市街地においては、豪雨対策として敷地外への排出水量の制限が求められることなどから、排水設備は設けず自然浸透を基本とする。

#### (4) 電気引き込み

トイレの照明や屋外の照明灯などの電力、トイレの空調設備用動力の必要量に応じた電気の引き込みを行う。福祉会館で使用していた電気ハンドホールを確認し、使用可能な場合にはここを引き込みの基点とする。

休憩所や入口ゾーンで通信を使用する場合には、電気引き込み同様に福祉会館時の通信引き込み状況を確認し、使用可能な場合は更新利用とするが、使用できない場合には近接するNTT柱からの引き込みを行う。

#### (5) 分電盤

引き込みは1敷地1か所に限られるため、本町通に面した引き込み位置に隣接して開閉器盤、分電盤を設ける。通信を利用する場合には、分電盤の中に通信端子も組み込む。

### 6-7-5 活用施設整備

史跡指定地内の活用施設のうち、犬山城隅櫓兼茶室（永勝庵）は史実に基づく復元ではなく、活用（お茶会）を目的として建てられた建造物であるため、撤去に向けた検討を進める。

また、投光器についても省エネ化と安全性を考慮したLED化を実施するとともに、社会運動や社会問題に対する支援や啓発を促す「リボン運動」など、各種イベントにおける様々な天守のライト

アップにも対応でき、演出性の向上につながるよう色調の調整が可能な設備への変更を行う。

以下に活用施設における整備方針を整理する。

活用施設	整備方針
犬山城隅櫓兼茶室 (永勝庵)	・将来的に撤去を行う際には、撤去後、発掘調査を行う。
投光器 ・本丸 ・城山外縁（整備対象）	・省エネと演出効果を高めるため、色調の調整が可能な LED へ変更する。 ・現在、投光器が設置されている電柱は継続して使用し、電柱の先端に取り付ける設備の取り換えを行う。

### (1) 投光器

国宝天守の活用に供するライトアップ用投光器について、遺構保護の観点から従来の照明用ポールを継続して使用することを基本とし、その先端に取り付ける照明器具を省エネと演出効果の高い LED に更新する。また、併せて据置型の投光器の設置の可能性について検討を行う。

天守の最上階や石垣など照明器具からの距離が遠い部分でも明るさが低減しないような、照明器具の角度と明るさ調整が可能な LED ランプに取り換えることにより犬山城天守の特徴がより明瞭に表現可能となる。また、現在は通年、日没から午後 10 時まで単色（白色）による国宝天守ライトアップが行われているが、今後はリボン運動等の社会運動や社会問題への支援、賛同、啓発等を目的としたアウェアネスカラーライトアップとして、状況に応じて社会運動等に関するシンボルカラーを天守に照射する事業を通常のライトアップと併せて実施していく。このため、省エネ効果（CO<sub>2</sub>排出量の削減、長寿命、省電力）と演出効果を高めるために、色調の調整が可能な LED へ変更する。投光器の変更により、点灯操作、演出方法、照射角度の設定、色彩表現、色調調整等がすべてクラウドで一括管理でき、運用、管理が行いやすくなる利点もある。



写真 6.59 投光器の参考事例（岡崎城跡 岡崎市）

## 第6章 整備基本計画

### 6-7-6 修景施設整備

#### 6-7-6 修景施設整備

史跡指定地内の修景施設のうち植栽柵や木製プランターについては、日常の維持管理の範囲において破損等の点検、補修、清掃、植栽が行われており、現在、早急に更新あるいは新設すべき施設は存在しない。また犬山城前広場の土塀についても日常の維持管理において目視等による点検が行われており、早急に更新あるいは新設すべき施設は存在しない。これらの施設は基本的には現状維持に努める。

以下に修景施設における整備方針を整理する。

修景施設	整備方針
植栽柵 ・本丸	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。
木製プランター ・大手道	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。
土塀 ・犬山城前広場	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。 ・今後も引き続き所管課である土木管理課及において保守点検及び管理を実施する。
修景樹木（入口ゾーン）	・緑陰形成及び動線への誘導、道路への飛び出し防止等に必要な植栽について検討する。

## 6-8 防災計画

犬山市では災害対策基本法第42条に基づき、市域の災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「犬山市地域防災計画」を定めている（概要は第1章「1-7-2 関連計画」、p. 21）。

また、特に国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡における防災に係る計画として「犬山城防災対策計画」を定める予定であり、防災計画の詳細については、「犬山城防災対策計画」で定めることとする。

本節では、史跡犬山城跡の防災対策に関する基本的な考え方を整理する。

犬山城の防災対策は、以下の基本方針のもと実施する。

### <基本方針>

- ・ 設置する防災設備は、天守および史跡の構成要素の滅失・き損と人的被害の回避が十分に期待できるものとする。
- ・ 設備等の設置にあたっては、文化財の価値を尊重し、以下のとおり配慮する。
  - ア 文化財への影響が最小限となるよう施工方法を検討する。
  - イ 史跡内での掘削を伴う場合は、過去に既に掘削された箇所を可能な限り掘削する。新規で掘削が必要となる場合、かさ上げや地上配管等により、掘削を行わない施工方法を検討する。掘削が避けられない場合は事前に試掘調査を行い、遺構・遺物に影響がないことを確認したうえで掘削する。
  - ウ 設置する設備等は、機能が損なわれない範囲で見学ルートから見えない位置に配置し、色彩を部材の色に合わせるなどして、意匠・景観を損なわないようにする。
- ・ 整備した設備が有効に機能するよう、人員の増員などのソフト対策を併せて実施する。
- ・ 法定点検に加え、日々の目視点検等を確実に実施する。
- ・ 発災時に迅速な初期対応ができるよう、様々なシチュエーションを想定した防災訓練を実施する。
- ・ 防災対策に関連した情報を収集・整理し、関係者で共有する。

### (1) 防火・防犯対策

#### ア. ハード面の対策

- ・ 犯罪行為の抑止と、日没後の帰宅者の安全確保を目的として、黒門跡から入場門の間に人感センサー付き照明を新設する。
- ・ 犯罪行為の抑止及びき損等発生時の検証等を目的として、大手道の監視カメラを増設する。

#### イ. ソフト面の対策

- ・ 史跡内の建造物のうち、市が所有、管理するものについては、防災設備の改修を図る。その他のものについては、所有者に設置をはたらきかける。
- ・ 建造物内での火気使用や宗教行事等での裸火使用時の対策の徹底を図る。
- ・ 史跡の保護を周知・啓発する注意看板を新設する。
- ・ 枯損木の伐採等を行い、延焼防止に努める。

## (2) 地震・風水害対策

### ア. ハード面の対策

- ・ 主要な避難経路となる大手道の再整備を行う。

### イ. ソフト面の対策

- ・ 継続して目視による定期点検を行う。これまで行ってこなかった城山外縁地区についても定期的に点検を行うようにする。
- ・ 管理対象木を計画的に伐採する。管理対象木の見直しを行い、必要に応じて追加選定する。
- ・ 史跡内の石造物のうち、高さのあるものについては、柵やチェーン等で離隔距離を確保するとともに、看板・掲示等により注意喚起する。
- ・ 暴風雨が予測される場合には、置き看板、のぼり旗等を一時撤去する。
- ・ 地震、暴風雨発生後には、史跡内の点検を行う。
- ・ 降雨による斜面崩壊、石垣崩落の要因となるような排水上の問題の有無を把握するため、排水調査を実施し、調査結果に基づいて対策を行う。

### ウ. 石垣の対策

石垣の防災対策については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」「(1) 遺構保存計画」「c. 遺構保存計画」に定める「石垣耐震診断及び活用方法の見直し」及び「保存修理計画」によるものとする。

## (3) 避難経路の検討

- ・ 発災時に史跡内に来訪者がいることが想定されるため、避難誘導のためのルートを検討し、史跡の所有者や観光協会、史跡の公開に携わる組織や団体等（現地ガイドなど）とも共有する。またパンフレットにも避難経路を提示する。

## (4) 体制の整備

### ア. 災害時の連絡体制の整備

- ・ 日頃より消防署、警察署、所有者、地域住民、消防団等とコミュニケーションを図り、災害時にスムーズな連携が取れるよう防災体制を構築する。

### イ. 防災体制の整備

- ・ 毎年1月26日の文化財防火デー前後に、犬山市消防本部と犬山城管理事務所職員による合同消防訓練を実施している。今後も関係機関と連携し、継続して実施する。
- ・ 定期的に訓練を実施し、防災設備の点検と動作確認、役割分担等を確認する。また犬山市、史跡の所有者、観光協会、史跡の公開活用に関わる組織（ボランティアガイド）等と連携し防災訓練や避難誘導のための誘導訓練等の講習を実施する。



写真 6.60 文化財防火デーにおける消防訓練の様子

- ・ 現在実施している天守から本丸地区への避難訓練に加え、本丸地区から指定緊急避難場所（内田防災公園）への誘導訓練も実施する。

#### **（5）日常管理、点検の徹底**

- ・ 発災時に避難の妨げによる二次災害を防ぐため、日常の維持管理等により清掃ならびに史跡内の施設の点検を引き続き徹底する。
- ・ 日常の維持管理等により、電気設備の点検や火気・可燃物の管理を徹底する。
- ・ 伐採樹木や剪定した枝葉などの可燃物を史跡地外へ搬出する。

## 6-9 公開・活用計画

史跡犬山城跡の本質的価値や発掘調査等の各種調査成果の積極的な公開と、発掘調査の成果に基づく史跡の本質的価値や特徴を活かした活用を行い、人々が集い、憩い、犬山城の価値を学ぶことができる場所と多様な機会を創出する。犬山市ではこれまでも調査成果の公開や教育現場における情報発信、専門家による市民向けの講演会や見学会等を行ってきた。また、ボランティアガイドによる来訪者へのガイドも行われている。今後もこれらの事業を継続して行っていくとともに、ICT（情報通信技術）の活用にも取り組む。さらに、現地で犬山城の歴史を体感できるだけでなく、より一層地域の宝、まちづくりの核としての犬山城への愛着を深める場を提供することで、人々の関心を高めると同時に、市民との協働による活用を目指す。

史跡犬山城跡の周辺には様々な文化観光施設や市域外にも犬山城の歴史に関連する様々な文化財が所在しており、歴史や教育、環境、文化、観光などの多様な分野と接点を持っている。活用事業を実施する際は、さまざまな関連機関と情報を共有し、連携を図りながら活用の幅を広げていく。

以下、(1) 史跡の公開、(2) 情報発信、(3) 史跡の活用、そして(4) 広域関連文化財と連携した回遊観光の4つの観点から、公開・活用に係る計画を整理する。

### (1) 史跡の公開に関する計画

今後実施される調査、整備の状況、これまで非公開だったエリアを積極的に公開し、多くの人と犬山城跡の価値を共有できる機会を設ける。

#### ① 史跡内の非公開エリアの特別公開

- ・ 史跡内の非公開エリア（本丸千貫櫓跡、城山外縁東側・西側）を市が主催する史跡の見学会や専門家による野外講義、現地説明会等のイベント時に限定して公開する。
- ・ 千貫櫓跡（本丸）：（市職員同行時、専門家野外講義時）
- ・ 城山外縁東側・西側：（市職員同行時、専門家野外講義時、発掘調査等説明会開催時等）

#### ② 発掘調査や史跡整備工事の公開

- ・ 発掘調査現地説明会の実施（これまで同様に説明会の継続及び資料配布）。
- ・ 発掘調査や整備工事の進捗についてホームページに掲載するとともに、映像を編集し、関連施設（犬山市文化史料館、市役所等）で放映する。

### (2) 情報発信に関する計画

史跡犬山城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促す。

#### ① 多様な組織・団体、専門家との協働による情報発信

- ・ 専門家による野外講義、史跡犬山城跡の本質的価値の発信や世界遺産登録推進のための機運の醸成を目的としたシンポジウム等を開催する。

- ・ ボランティアガイドとの連携を強化し、最新の調査成果などに関する情報提供を行い、天守以外の史跡、城下町などの解説の充実を図る。
  - ・ 犬山城みらいサポーターの活動状況をホームページや SNS を通じて発信する。
- ② 市や観光協会のホームページ、SNS、アプリケーション、既存施設と連携した情報の発信
- ・ 犬山市の文化財ナビゲーションアプリ『犬山たび』をとおして国宝天守や史跡犬山城跡に関する催し等（発掘調査現地説明会など）に関する情報を発信する。
  - ・ 既存の施設（犬山市文化史料館等）での展示、公開、企画内容の更新を図り、国宝天守及び史跡犬山城跡、城下町を含めたガイドンスを行う。
  - ・ 視覚障害のある来訪者に向けた音声ガイド、点字による案内及びガイドンスの実施。
- ③ デジタル技術を活用した情報公開
- ・ AR 及び VR を活用した現存しない櫓跡や門跡の再現及び復元
  - ・ AR を活用した天守の架構構造の可視化（スマホを天守外観にかざすと天守の柱構造が再現される等、松江城の事例）（『ストリートミュージアム』アプリの更新）
  - ・ VR を活用した天守最上階から見た犬山城下町のパノラマ体験（『ストリートミュージアム』アプリの更新）
  - ・ 車イス利用者等のための VR を応用したバーチャル天守（内部）及びバーチャル史跡体験の提供
  - ・ 視覚障害者のための 3D プリンターを活用した天守の立体模型の展示（手で触れて体感）



図 6.28 3D 立体模型の展示事例（和歌山城）



図 6.29 当時の櫓や櫓台石垣の姿を CG で再現（AR 活用）（佐賀県立名護屋城博物館 HP より引用）



図 6.30 当時の門の姿を CG で再現（AR 活用）（佐賀県立名護屋城博物館 HP より引用）

### （3）史跡の活用に関する計画

史跡追加指定後に整備を予定している犬山城入ロゾーンについては、城下町のメインストリート

である本町通り沿いに位置していること、かつては犬山城の玄関口であったことを踏まえ、犬山城の価値と魅力の発信拠点、史跡犬山城跡の見学の出発点としての役割を維持しながら、多様な活用のあり方を検討する。

① 多機能な拠点としての犬山城入口ゾーンの活用

- ・ 休憩機能を持たせ、市民や来訪者の安全性や快適性を担保できる場として活用する。
- ・ 憩いの場としてのオープンスペースに、かつての城の入口であったことや犬山の歴史、文化に出会うことができるサイトミュージアムとしての機能を一体化させることで多様なニーズに対応できる場の創出を目指す。
- ・ 文化財に関連する催事の会場として利用する。
- ・ 災害時の一時避難及び待機場所として位置づける。

(4) 広域関連文化財と連携した回遊観光を目的とした計画

本計画では、犬山市内及び市外における史跡犬山城跡の歴史を補完する関連文化財を対象とし、これらの回遊観光という観点から整備を実施する。

① 犬山市文化財保存活用地域計画の関連文化財群と連携した観光ルートの設定

- ・ 「関連文化財群3 犬山城下町の整備と発展」に設定されたストーリーとの連携



図 6.31 「関連文化財群3 犬山城下町の整備と発展」の主な構成歴史文化資源

- ・ 「関連文化財群6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」に設定されたストーリーとの連携



図 6.32 「関連文化財群6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」の主な構成歴史文化資源

② 犬山城に関連する他市町村との連携

- ・ 「小牧・長久手の戦い同盟」加盟自治体との連携強化を図り、小牧・長久手の戦いに関する文化財の歴史について学ぶことができるようなイベント、ゆかりの地を巡るラリー、シンポジウム等を企画し、相互に開催するイベント等のPRを行うことにより観光面での相乗効果を図る。



図 6.33 小牧・長久手の戦いゆかりの地のポスター



図 6.34 小牧・長久手の戦いゆかりの地におけるスタンプラリーに関するポスター



## 6-10 事業計画

### 6-10-1 実施計画

表6.2に史跡犬山城跡における保存のための整備及び活用のための整備に関する年次計画を提示する。最優先で取り組む必要のある項目を「短期整備計画」に、所有者や他の所管課等との協議及び調整を行ったうえで、各種調査成果に基づき、整備の方向性を検討する必要がある項目を「中・長期整備計画」に位置付ける。

「短期整備計画」は令和7年度(2025)から令和16年度(2034)までの10年間の事業期間とし、「中・長期整備計画」については令和17年度(2035)以降として設定する。

費用面や体制面を考慮して、着実かつ効果的に整備を実行していくために、事業項目に優先順位を設けることとする。

#### (1) 短期整備計画

##### a. 保存整備

###### a.1 石垣調査・カルテ作成

石垣調査及び石垣カルテ作成については、令和8年度(2026)の完了を目指し、翌年度に石垣調査報告書を作成する。石垣の安全性を確保するためには、日頃の観察が重要であるため、定期的にまたは地震、豪雨など変状の要因となる事象が発生した際に点検を行い、変状が確認された場合や新たな情報が得られた場合は、石垣カルテの更新を行う。

###### a.2 石垣の耐震予備診断、モニタリング、安全対策

石垣耐震予備診断を行い、結果に基づき活用方法の見直しや経過観察などの対処方針の策定を行う。見学動線、管理用動線、災害時動線の3つの動線機能が重なり、鉄門跡から桐の丸までの区間については迂回路の設定も困難な大手道の石垣をはじめとして、見学動線との取り合いが生じる箇所から優先的に対策を行う。

###### a.3 石垣保存修理

石垣調査、石垣耐震予備診断の結果に基づき、石垣修理計画を策定する。予備診断の結果、対策が必要となった石垣のうち、活用方法の見直しによる人的安全確保が困難な石垣については、基礎診断、必要に応じて専門診断を実施し、修理の必要な石垣から修理、補強等を行う。

###### a.4 切岸・土塁・堀跡の保存修理

切岸面に生育している樹木の伐採を行う。切岸表層に亀裂が発生してロック状に崩落するなど、現状での維持が困難と判断される場合には亀裂充填などの浸食防止処理を検討する。

縦の丸西側の土塁については、特別公開を行うことによりこれまでよりも多くの人が行き交うこととなるため、発掘調査により規模と形状を明らかにしたうえで、適切な保護層を確保するための盛土を行う。

大手道の側溝から流入する雨水により洗掘される可能性がある箇所について、遺構の位置を確認し、保護厚が不足する場合は洗掘部を復旧したうえで、排水構造物を設置する。

**a.5 樹木管理（遺構保存）**

遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木（石垣を損傷する恐れのある樹木、斜面を崩落させる恐れのある樹木、斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木）のうち、特に石垣を損傷する恐れのある樹木の伐採を優先的に行う。伐採後は経過観察を行う。

**b. 公開・活用整備**

**b.1 犬山城入口ゾーンの整備**

土塁北側端部及び枡形南側の堀の北側端部の確認調査を行ったうえで、大手門枡形跡の一部である犬山城入口ゾーンの堀、土塁の顕在化、案内・解説施設の設置、便益施設の設置等の整備を行う。

**b.2 大手道遺構平面表示**

平面形状が改変されている岩坂門から鉄門の間及び黒門付近について、発掘調査を実施して遺構を確認したうえで、かつての形状を平面表示する。

**b.3 動線の整備**

園路としての大手道について、発掘調査を行って遺構面を把握し、確実な保護層を設けたうえで、舗装の改修を行う。縦の丸東側の植栽帯の撤去も併せて行う。

**b.4 説明・案内施設の整備**

史跡標識の新設、曲輪・門跡説明板の新設、天守・櫓跡説明板の新設・更新を行う。

その他、来訪者を動線に導く誘導案内板・観光案内板や危険個所へ進入防止や史跡内でのマナーを伝える注意看板の設置も行う。

**b.5 管理・便益・インフラ・活用施設の整備**

投光器のLED化のほか、公開を予定している杉の丸東側の有刺鉄線を景観に配慮した柵に更新する。

**b.6 樹木管理（眺望確保）**

各視点場からの本質的価値を構成する要素の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木の伐採、剪定を行う。

**c. 調査研究**

大手門の写真分析、史資料調査及び門跡、建物跡の試掘調査については、中長期的視点を持って計画的かつ継続的に実施する。門跡、建造物跡の調査については、試掘調査により遺構が残存する可能性を確認したうえで、本調査の実施について検討する。指定地外の遺構調査については、丑寅櫓跡の調査を優先的に実施する。

**(2) 中・長期整備計画**

動線整備のうち、天守前階段、鉄門北側の階段について、発掘調査を行って遺構を確認したうえで、復元整備を検討する。特別公開を行う城山外縁東側・西側の園路の整備を実施する。

天守前雨除け施設更新については、事例研究を行い、犬山城調査整備委員会での検討、文化庁との協議を進め、天守の保存に影響を与えず、景観にも馴染む施設のあり方を検討する。

本丸内の売店、永勝庵（隅櫓兼茶室）については、防災上の活用や撤去について関係者と協議を行う。

表 6.2 年次計画

	項目	短期										中・長期	備考	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16			R17~
史跡指定地（追加指定候補地を含む）	a. 保存整備	1. 石垣調査・カルテ作成	→			→						→		
			報告書・修理計画				点検・カルテ更新							
		2. 石垣の耐震診断、モニタリング、安全対策	→			→						→		
			耐震予備診断・修理計画策定				モニタリング・安全対策							
		3. 石垣保存修理				→						→		
					基本設計・実施設計・修理工事									
	4. 切岸・土塁・堀跡保存修理				→									
					調査 設計・修理工事									
	5. 樹木管理（遺構保存）	→												
	b. 公開・活用整備	1. 犬山城入口ゾーンの整備	→											
		・試掘調査・確認調査の実施	→											
		・基本設計	→											
		・実施設計		→										
		・施工			→									
		2. 大手道遺構平面表示				→								
		・大手道全体の試掘調査・発掘調査及び関連調査の実施					→							
		・基本設計						→						
		・実施設計							→					
		・施工								→				
3. 動線の整備							→							
・園路としての大手道										基本設計	実施設計	施工		
・植栽用石積撤去								実施設計	施工					
・曲輪内園路（天守前階段・鉄門北階段）												→		
・城山外縁西側園路							調査	実施設計	施工					
・城山外縁東側園路							調査	実施設計	施工					

第6章 整備基本計画

6-10-1 実施計画

	項目	短期										中・長期	備考		
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16				
史跡指定地（追加指定候補地を含む）	b. 公開・活用整備	4. 説明・案内施設の整備		→											
		・ 史跡標識（新設）		→											
		・ 曲輪・門跡説明板（大手道上、新設）												→	
		・ 天守・櫓跡説明板（各曲輪、新設・更新）		→	→	→	→								土地所有者と協議後に実施
		・ その他の説明板（b. 景観保全ゾーン、新設）				→	→								
		・ 誘導案内板（b. 景観保全ゾーン、新設）				→	→								所管課と協議後実施
	5. 管理・便益・インフラ・活用施設の整備	・ 投光器			→										
		・ 柵（杉の丸）				→	→								
		・ 天守前雨除け施設更新				→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		・ 売店・永勝庵（隅櫓兼茶室）撤去				→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		6. 樹木管理（眺望確保）				→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	c. 調査・研究	1. 大手高麗門の調査（史資料、文献、古写真等）※発掘調査以外												→	
		2. 試掘調査（門跡・建物跡）				→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		3. 史資料調査（1. 以外）				→	→	→	→	→	→	→	→	→	
4. 史跡指定地外の遺構調査						→	→	→	→	→	→	→	→		
指定地外															

6-10-2 整備計画図

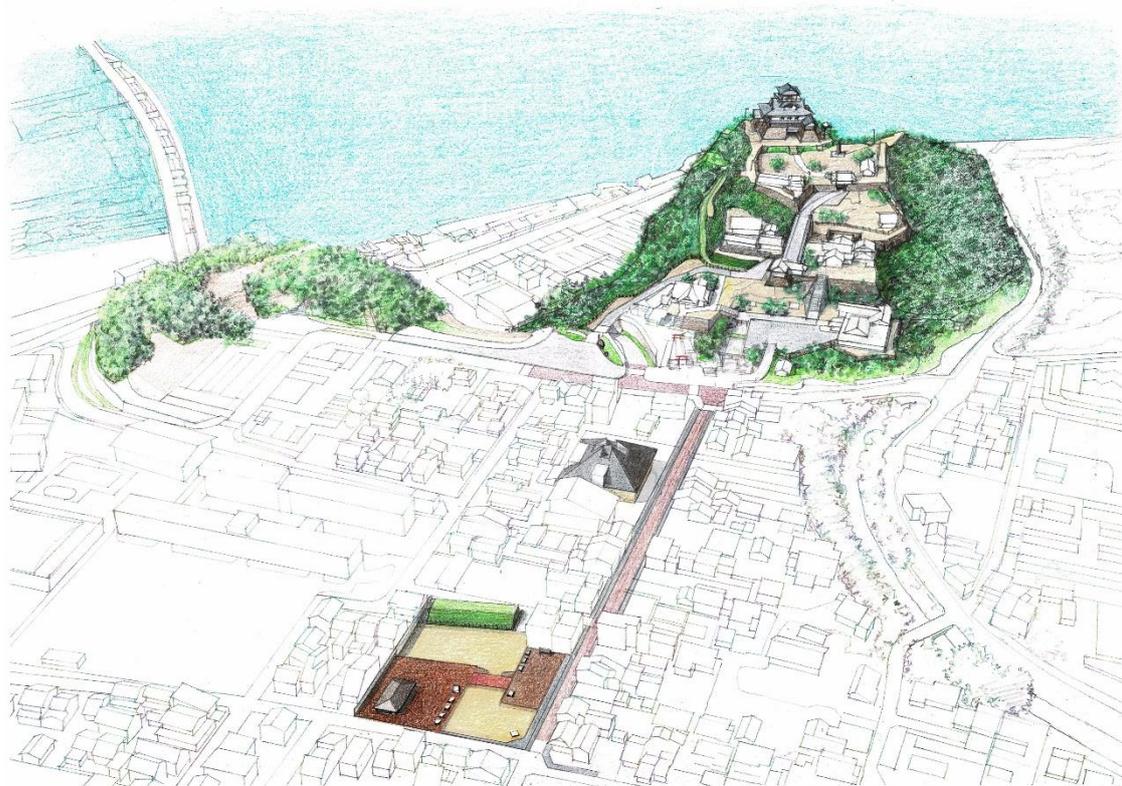


図 6.36 整備計画図（鳥瞰図）



図 6.37 犬山城入口ゾーン整備計画図（アイレベルスケッチ）